島根原子力多	発電所2号炉 審査資料
資料番号	EP-066 改 59(比)
提出年月日	令和3年3月19日

島根原子力発電所2号炉

津波による損傷の防止 比較表

令和3年3月 中国電力株式会社

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

まとめ資料比較表 〔第5条 津波による損傷の防止〕

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
第5 条:津波による損傷の防止	東海第二発電所 津波による損傷の防止	第5条:津波による損傷の防止	第5条:津波による損傷の防止	
〈目 次〉	目 次	〈目 次〉	〈目 次〉	
	第1部			
1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	
1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	1. 1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	
1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	
(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	(1) 位置,構造及び設備	
(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	
(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	
1.3 気象等	1.3 気象等	1. 3 気象等	1.3 気象等	
1.4 設備等(手順等含む)	1.4 設備等	1.4 設備等(手順等含む)	1.4 設備等 (手順等含む)	
	1.5 手順等			
2. 津波による損傷の防止	第2部	2. 津波による損傷の防止	2. 津波による損傷の防止	
(別添資料1)	I. はじめに	(別添資料1)	_(別添資料1)	
柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 耐津波設	Ⅱ. 耐津波設計方針	女川原子力発電所2号炉 耐津波設計方針につ	島根原子力発電所2号炉 耐津波設計方針につ	
計方針について	1. 基本事項	いて	<u>w</u>	
3. 運用, 手順説明	1.1 設計基準対象施設の津波防護対象の選定	3. 運用,手順説明	3. 運用,手順説明	
(別添資料2)	1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設	(別添資料2)	(別添資料2)	
津波による損傷の防止	の配置等	津波による損傷の防止	島根原子力発電所2号炉 運用,手順説明 津	
	1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域		波による損傷の防止	
4. 現場確認を要するプロセス	1.4 入力津波の設定	4. 現場確認を要するプロセス	4. 現場確認を要するプロセス	
(別添資料3)	1.5 水位変動・地殻変動の評価	(別添資料3)	(別添資料3)	
耐津波設計において現場確認を要するプロセス	1.6 設計又は評価に用いる入力津波	耐津波設計において現場確認を要するプロセス	島根原子力発電所2号炉 耐津波設計における	
	2. 設計基準対象施設の津波防護方針		現場確認を要するプロセスについて	
	2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針			
	2.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)			
	2.2.1 遡上波の地上部からの到達,流入の防止			
	2.2.2 取水路, 放水路等の経路からの津波の流			
	<u>入防止</u>			
	2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止			
	(外郭防護2)			
	2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内			
	郭防護)			
	2.4.1 浸水防護重点化範囲の設定			
	2.4.2 浸水防護重点化範囲における浸水対策			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な			
	安全機能への影響防止			
	2.5.1 非常用海水冷却系の取水性			
	2.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷			
	却系の機能保持確認			
	2.6 津波監視設備			
	3. 施設・設備の設計方針			
	3.1 津波防護施設の設計			
	3.2 浸水防止設備の設計			
	3.3 津波監視設備			
	3.4 施設・設備の設計・評価に係る検討事項			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
〈 概 要 〉	<概 要>	〈概要〉	<概 要>	
1. において、設計基準対象施設の設置許可基準	第1. 部において、設計基準対象施設の設置許	1. において、設計基準対象施設の設置許可基	1において,設計基準対象施設の「設置許可基	
規則及び技術基準規則の追加要求事項を明確化	可基準規則,技術基準規則の追加要求事項を明	準規則及び技術基準規則の追加要求事項を明確	準規則」及び「技術基準規則」の追加要求事項	
するとともに、それら要求に対する <u>柏崎刈羽原</u>	確化するとともに、それら要求に対する東海第	化するとともに、それら要求に対する <u>女川原子</u>	を明確化するとともに,それら要求に対する 鳥	
子力発電所6号及び7号炉における適合性を示	二発電所における適合性を示す。	力発電所2号炉における適合性を示す。	根原子力発電所2号炉における適合性を示す。	
す。				
2. において、設計基準対象施設について、追加	第2部において、設計基準対象施設につい	2. において、設計基準対象施設について、追	2.において、設計基準対象施設について、追加	
要求事項に適合するために必要となる機能を達	て、追加要求事項に適合するために必要となる	加要求事項に適合するために必要となる機能を	要求事項に適合するために必要となる機能を達	
成するための設備又は運用等について説明す	機能を達成するための設備、運用等について説	達成するための設備又は運用等について説明す	成するための設備又は運用等について説明す	
る。	明する。	る。	る。	
3. において、追加要求事項に適合するための運		3. において、追加要求事項に適合するための	3.において,追加要求事項に適合するための運	
用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理		運用,手順等を抽出し,必要となる対策等を整	用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理	
する。		理する。	する。	
4. において、設計に当たって実施する各評価に		4. において,設計に当たって実施する各評価	4. において、設計にあたって実施する各評価に	
必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の		に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等	必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の	
設置状況を現場にて確認した内容について整理		の設置状況を現場にて確認した内容について整		
する。		理する。		
9 S.		垤 9 る。	する	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	第1部			
1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	
1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	
津波による損傷の防止について,設置許可基	津波による損傷の防止について、設置許可基	津波による損傷の防止について,設置許可基	津波による損傷の防止について,「設置許可	
準規則*1 第五条及び技術基準規則*2 第六条に	準規則第5条及び技術基準規則第6条におい	準規則第5条及び技術基準規則第6条におい	基準規則※1第五条」及び「技術基準規則※2第	
おいて,追加要求事項を明確化する(表1)。	て,追加要求事項を明確化する(表1)。	て,追加要求事項を明確化する(表1)。	六条」において,追加要求事項を明確化する (表1)。	
※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位			※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位	
置,構造及び設備の基準に関する規則			置、構造及び設備の基準に関する規則	
※2 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術			※2 実用発電用原子炉及びその附属施設の技	
基準に関する規則			術基準に関する規則	
表1 設置許可基準規則第五条及び技術基準規則 第六条 要求事項	表 1 設置許可基準規則第 <u>5</u> 条及び技術基準規 則第 <u>6</u> 条 要求事項	表1 設置許可基準規則第 <u>5</u> 条及び技術基準規則 第 <u>6</u> 条 要求事項	表 1 「設置許可基準規則第五条」及び「技術 基準規則第六条」 要求事項	
該他許可基準規則 第五条(非近による損傷の防止) 第五条(非近による損傷の防止) 認計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準 設計基準対象施設が基準建設(設置許可基準 近加要求事項 対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある達該 規則第五条に規定する基準建設をいう。以下 《以下「基準建放」という。》に対して安全機能が 同じ。》によりその安全性が現立われるおそれ 撰なわれるおそれがないものでなければならな がないよう。防護措置その他の適切な措置を 所となければならない。		設置許可基準規則 第5条(津茂による損傷の防止) 第5条(津茂による損傷の防止) 設計基準対象施設(兼用キャスク及びその周辺施 設を除く。)は、その供用中に当該設計基準対象施 設を除く。)が基準対策(機置計再基準規則第五条 設に表立を影響を及ぼすおそれがある津波(以下 「基準建設」という。)に対して安全機能が損なわ れるおそれがないものでなければならない。 あるさそれがないものでなければならない。 ない。	 設置許可基準規則 第五条 (津茂による損傷の 的止) 設計、基準対象施設(兼用キ 設計、基準対象施設(兼用キ 追加要求事項 マスク及びその周辺施設 マスク及びその周辺施設を を除く。)は、その供用中 除く。)が基準津波(設置 に当該設計基準対象施設 許可基準規則第五条第一項 に大きな影響を及ぼすお に規定する基準津波をい それがある津波(以下「基 う。以下同じ。)によりそ 準津波」という。)に対し の安全性が損なわれるおそ て安全機能が損なわれる れがないよう、防護措置を おそれがないものでなけ の他の適切な措置を講じな ればならない。 	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	
(1) 位置,構造及び設備	(1)位置,構造及び設備	(1)位置,構造及び設備	(1)位置,構造及び設備	
ロ 発電用原子炉施設の一般構造	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	
(2) 耐津波構造	(2) 耐津波構造	(2) 耐津波構造	(2) 耐津波構造	
	本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施	本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施	本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施	
	設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以	設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以	設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以	
	下「基準津波」という。) <u>及び確率論的リスク</u>	下「基準津波」という。) に対して, 次の方針	下「基準津波」という。) に対して,次の方針	・評価内容の相違
	評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリ	に基づき耐津波設計を行い, 「設置許可基準規	に基づき耐津波設計を行い,「設置許可基準規	【東海第二】
	スクが有意となる津波(以下「敷地に遡上する	則」に適合する構造とする。	則」に適合する構造とする。	東海第二は確率論的リス
	津波」という。) に対して、次の方針に基づき			ク評価において津波のリス
	耐津波設計を行い, 「設置許可基準規則」に適			クが有意であったことか
	合する構造とする。			ら, 敷地に遡上する津波に
(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計	(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計	(i) 設計基準対象施設の耐津波設計	(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計	対する防護を実施。島根2
設計基準対象施設は,基準津波に対して,以	設計基準対象施設は,基準津波に対して,以	設計基準対象施設は,基準津波に対して,以	設計基準対象施設は,基準津波に対して,以	号炉は確率論的リスク評価
下の方針に基づき耐津波設計を行い, その安全	下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全	下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全	下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全	における津波のリスクは有
機能が損なわれるおそれがない設計とする。基	機能が損なわれるおそれがない設計とする。基	機能が損なわれるおそれがない設計とする。基	機能が損なわれるおそれがない設計とする。基	意でない
準津波の策定位置を第18 図に, 時刻歴波形を	準津波の策定位置を第5-7図に、基準津波の時	準津波の策定位置を第6図に、基準津波の時刻	準津波の策定位置を第8図に,基準津波の時刻	
第19 図に示す。	刻歴波形を第5-8図に示す。	歴波形を第7図に示す。	歴波形を第9図に示す。	
また,設計基準対象施設のうち,津波から防	また,設計基準対象施設のうち,津波から防	また、設計基準対象施設のうち、津波から防	また、設計基準対象施設のうち、津波から防	
護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対	護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対	護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対	護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対	
象設備」とする。	象設備」とする。	象設備」とする。	象設備」とする。	
a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	
常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区	
画の設置された敷地において、基準津波による	画の設置された敷地において、基準津波による	画の設置された敷地において、基準津波による	画の設置された敷地において、基準津波による	
遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	
とする。	とする。	とする。	とする。 <u>なお、設置許可基準規則 別記3の</u>	・設備の相違
			「建屋及び区画」は島根2号炉における「建物	【柏崎6/7,東海第二,女
			及び区画」に該当する。また、取水路、放水路)미2]
			等の経路から流入させない設計とする。具体的	設置許可基準規則 別記
			な設計内容を以下に示す。	3の「建屋及び区画」は島
また, 取水路, 放水路等の経路から流入させな	また, 取水路, 放水路等の経路から流入させな	また,取水路,放水路等の経路から流入させな		根2号炉における「建物及
い設計とする。具体的な設計内容を以下に示	い設計とする。具体的な設計内容を以下に示	い設計とする。具体的な設計内容を以下に示		び区画」とする
す。	す。	す。		
(a)設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(a)設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(a) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(a)設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	
常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区		常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区	
****	画は、基準津波による遡上波が到達する可能性		****	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
高い場所に設置する。	があるため、津波防護施設及び浸水防止設備を	があるため、津波防護施設を設置し、津波の流	があるため、津波防護施設を設置し、津波の流	
	設置し、津波の流入を防止する設計とする。	入を防止する設計とする。	入を防止する設計とする。	
(b)上記(a)の遡上波については、敷地及び敷地	(b)上記(a)の遡上波については、敷地及び敷地	(b)上記(a)の遡上波については,敷地及び敷地	(b)上記(a)の遡上波については,敷地及び敷地	
周辺の地形及びその標高,河川等の存在,設備	周辺の地形及びその標高,河川等の存在,設備	周辺の地形及びその標高,河川等の存在,設備	周辺の地形及びその標高,河川等の存在,設備	
等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・	等の配置状況並びに地震による広域的な隆起・	等の配置状況並びに地震による広域的な隆起・	等の配置状況並びに地震による広域的な隆起・	
沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地	沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地	沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地	沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地	
への遡上の可能性を検討する。また, 地震によ	への遡上の可能性を検討する。また, 地震によ	への遡上の可能性を検討する。また, 地震によ	への遡上の可能性を検討する。また, 地震によ	
る変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆	る変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆	る変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆	る変状又は繰り返し襲来する津波による洗掘・	
積により地形又は河川流路の変化等が考えられ	積により地形又は河川流路の変化等が考えられ	積により地形又は河川流路の変化等が考えられ	堆積により地形又は河川流路の変化等が考えら	
る場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検	る場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検	る場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検	れる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を	
討する。	討する。	討する。	検討する。	
(c) 取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入	(c)取水路,放水路等の経路から,津波が流入	(c) 取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入	(c)取水路,放水路等の経路から,津波が流入	
する可能性について検討した上で, 流入の可能	する可能性について検討した上で,流入の可能	する可能性について検討した上で、流入の可能	する可能性について検討した上で,流入の可能	
性のある経路(扉, 開口部, 貫通口等)を特定	性のある経路(扉,開口部,貫通口等)を特定	性のある経路(扉,開口部,貫通口等)を特定	性のある経路(扉,開口部,貫通口等)を特定	
し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津	し、必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備	し、必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備	し、必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備	
波の流入を防止する設計とする。	の浸水対策を施すことにより, 津波の流入を防	の浸水対策を施すことにより, 津波の流入を防	<u>の</u> 浸水対策を施すことにより,津波の流入を防	
	止する設計とする。	止する設計とする。	止する設計とする。	
b. 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水		b. 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水		
	する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を			
	限定して、重要な安全機能への影響を防止する			
設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	
() 压力,也小别供力排冲【力性纵然之之序】	/) 取业,北小凯供办排外上办此编校之本南)	/) 時は、北は温はの様としの転換がえる時と	() 下」。 と」を言いの様としのは他がと 老声!	
(a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、 取水・ * *** *** *** *** *** **** *** **** ****	(a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、 取水・ おればない いっぱん おればない いっぱん おればない	(a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・投水技術、Whater Whater White Tay ないはる場合の	(a) 取水・放水施設の構造上の特徴等を考慮し	
て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	
可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	
よる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」と	よる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」と	よる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」と	よる浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」と	
いう。)するとともに、同範囲の境界において	いう。)するとともに、同範囲の境界において	いう。)するとともに、同範囲の境界において		
浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口	浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口		浸水の可能性のある経路及び浸水口(扉、開口	
部、貫通口等)を特定し、浸水防止設備を設置	部、貫通口等)を特定し、浸水防止設備を設置	部、貫通口等)を特定し、浸水防止設備を設置	部、貫通口等)を特定し、浸水防止設備を設置	
することにより浸水範囲を限定する設計とす	することにより浸水範囲を限定する設計とす	することにより浸水範囲を限定する設計とす	することにより浸水範囲を限定する設計とす	
る。 	る。	る。	් තිං 	
(b)浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象	
施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除		

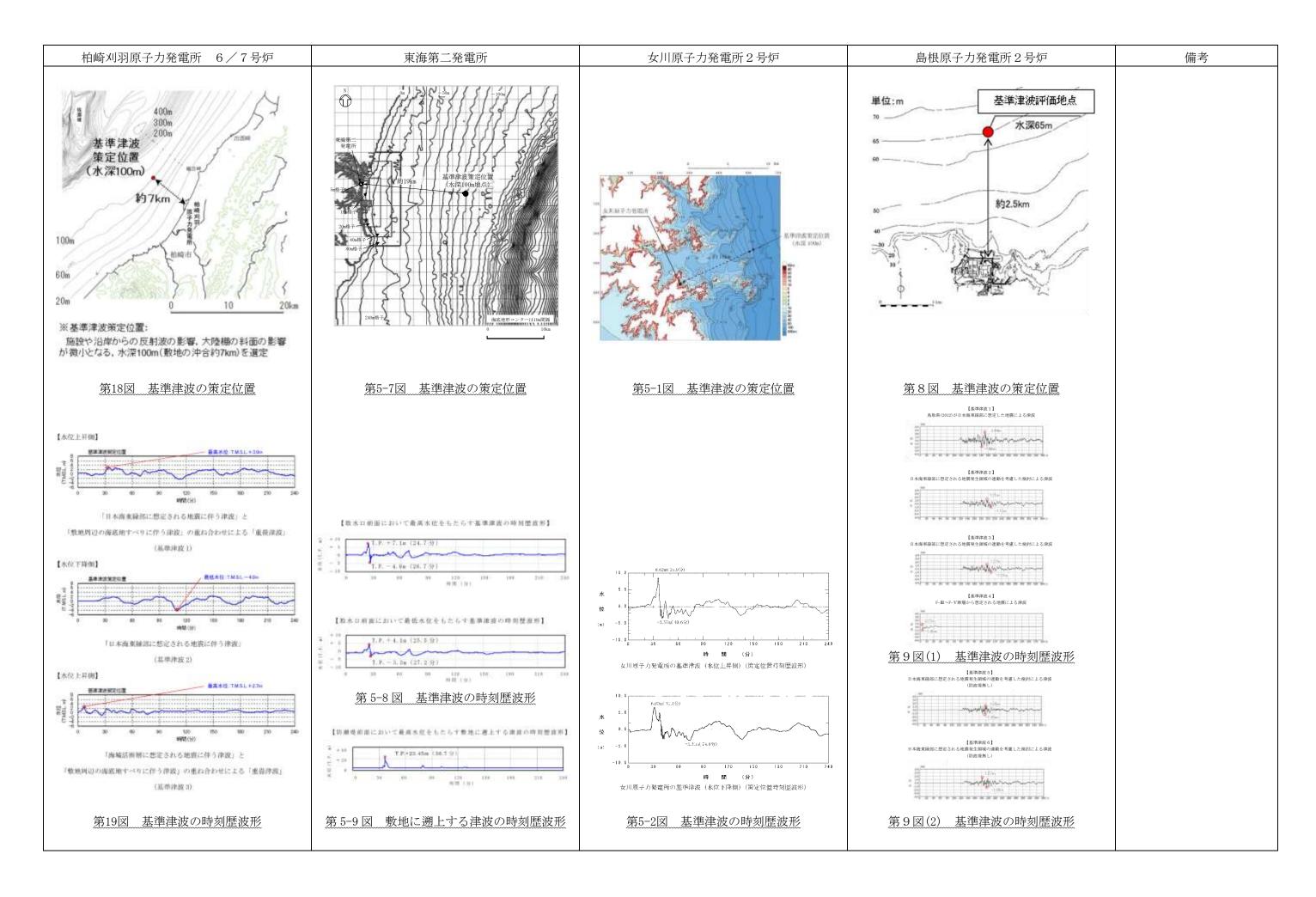
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	
く。)がある場合は、防水区画化するととも	く。)がある場合は、防水区画化するととも	く。)がある場合は、防水区画化するととも	く。)がある場合は、防水区画化するととも	
 に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	に,必要に応じて浸水量評価を実施し,安全機	に、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機	
 能への影響がないことを確認する。	 能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	
(c)浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	(c) 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	(c) 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	 (c)浸水想定範囲における長期間の浸水が想定	
される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は,必要に応じ排水設備を設置す	
る。	る。	る。	る。	
c. 上記 a. 及び b. に規定するもののほか,	c. 上記 a. 及び b. に規定するもののほか,	c. 上記a. 及びb.に規定するもののほか,	c. 上記 a .及び b .に規定するもののほか,	
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	
取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	取水設備を除く。)を内包する建物及び区画に	
ついては、浸水防護をすることにより津波によ	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	
る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	
点化範囲を明確化するとともに,津波による溢	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	
水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	
定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可	定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可	定した上で,浸水防護重点化範囲への浸水の可	定した上で,浸水防護重点化範囲への浸水の可	
能性のある経路及び浸水口 (扉, 開口部, 貫通	能性のある経路及び浸水口 (扉, 開口部, 貫通	能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通	能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通	
口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	
水対策を施す設計とする。	水対策を施す設計とする。	水対策を施す設計とする。	水対策を施す設計とする。	
d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	
全機能への影響を防止する。そのため、非常用	全機能への影響を防止する。そのため、残留熱	全機能への影響を防止する。そのため、原子炉	全機能への影響を防止する。そのため、原子炉	・設備の相違
<u>海水冷却系</u> については、基準津波による水位の	除去系海水系ポンプ,非常用ディーゼル発電機	補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機	補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水	【柏崎6/7,東海第二】
低下に対して、津波防護施設を設置することに	用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼ	冷却海水ポンプ (以下(2)において「非常用海	ポンプ(以下(2)において「非常用海水ポン	
より, 海水ポンプが機能保持でき, かつ, 冷却	ル発電機用海水ポンプ (以下(2)において「非	水ポンプ」という。)については、基準津波に	プ」という。) については、基準津波による水	
に必要な海水が確保できる設計とする。また,	常用海水ポンプ」という。)については、基準	よる水位の低下に対して、非常用海水ポンプの	位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保	・津波防護対策の相違
基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積	津波による水位の低下に対して、非常用海水ポ	取水可能水位を下回る可能性があるため、津波	持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる	【東海第二,女川2】
及び漂流物に対して6号及び7号炉の取水口及	ンプの取水可能水位を下回る可能性があるた	防護施設(貯留堰)を設置することにより、非	設計とする。また,基準津波による水位変動に	島根2号炉は,津波襲来
び取水路の通水性が確保でき、かつ、6号及び	め、津波防護施設(貯留堰)を設置することに	常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に	伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水	前に循環水ポンプを停止
7 号炉の取水口からの砂の混入に対して海水ポ	より,非常用海水ポンプが機能保持でき、か	必要な海水が確保できる設計とする。また、基	口、取水管及び取水槽の通水性が確保でき、か	し、海水を確保することか
ンプが機能保持できる設計とする。	つ、冷却に必要な海水が確保できる設計とす	準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及	つ、取水口からの砂の混入に対して非常用海水	ら、貯留堰の設置を要しな
	る。また、基準津波による水位変動に伴う砂の	び漂流物に対して取水口、取水路及び海水ポン	ポンプが機能保持できる設計とする。	<i>\\</i> \
	移動・堆積及び漂流物に対して取水口、取水路	プ室の通水性が確保でき、かつ、取水口からの		
	及び取水ピットの通水性が確保でき、かつ、取	砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持		
	水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプ	できる設計とする。		
	が機能保持できる設計とする。			M. J. Line Is a control of
	なお、漂流物については、 隣接事業所との合		なお、漂流物については、定期的な調査によ	・資料構成の相違
	意文書に基づき、隣接事業所における人工構造		り人工構造物の設置状況の変化を把握する。	【柏崎6/7, 女川2】
	物の設置状況の変化を把握する。			島根2号炉は、定期的な

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
e. 津波防護施設及び浸水防止設備について	e. 津波防護施設及び浸水防止設備について	e. 津波防護施設及び浸水防止設備について	e. 津波防護施設及び浸水防止設備について	漂流物調査について記載
は,入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	・運用の相違
ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	ために, 津波の伝播特性, 浸水経路等を考慮し	ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	ために, 津波の伝播特性, 流入経路等を考慮し	【東海第二】
て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	島根2号炉の周辺には事
う。以下同じ。)に対して津波防護機能及び浸	う。以下同じ。) に対して津波防護機能及び浸	う。以下同じ。) に対して津波防護機能及び浸	う。以下同じ。) に対して津波防護機能及び浸	業所はない
水防止機能が保持できる設計とする。また、津	水防止機能が保持できる設計とする。また、津	水防止機能が保持できる設計とする。また、津	水防止機能が保持できる設計とする。また、津	
波監視設備については,入力津波に対して津波	波監視設備については、入力津波に対して津波	波監視設備については、入力津波に対して津波	波監視設備については、入力津波に対して津波	
監視機能が保持できる設計とする。	監視機能が保持できる設計とする。	監視機能が保持できる設計とする。	監視機能が保持できる設計とする。	
f. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	f. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	f. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	f. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	
起・沈降,地震(本震及び余震)による影響,	起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、	起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、	起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、	
津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰り返しの襲来による影響,津波による	
次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	二次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及び	
の他自然現象(積雪,風等)を考慮する。	の他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	の他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	その他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	
g. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	g. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	g. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	g. 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
設備の設計並びに非常用海水治却系の取水性の	設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の	設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の	設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の	
評価に当たっては,入力津波による水位変動に	評価に当たっては、入力津波による水位変動に	評価に当たっては、入力津波による水位変動に	評価に当たっては、入力津波による水位変動に	
対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	対して朔望平均潮位及び潮位のばらつきを考慮	
実施する。なお、その他の要因による潮位変動	実施する。なお、その他の要因による潮位変動	実施する。なお、その他の要因による潮位変動	して安全側の評価を実施する。なお、その他の	
についても適切に評価し考慮する。また、地震	についても適切に評価し考慮する。また、地震	についても適切に評価し考慮する。また、地震	要因による潮位変動についても適切に評価し考	
により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、	により陸域の隆起又は沈降が想定される場合,	により陸域の隆起又は沈降が想定される場合,	慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降	
想定される地震の震源モデルから算定される敷	想定される地震の震源モデルから算定される敷	想定される地震の震源モデルから算定される敷	が想定される場合、想定される地震の震源モデ	
地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施	地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施	地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施	ルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して	
する。	する。	する。	安全側の評価を実施する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び	ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び	ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び	ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び	
設備	設備	設備	設備	
(3) その他の主要な事項	(3) その他の主要な事項	(3) その他の主要な事項	(3) その他の主要な構造	
(ii)浸水防護設備	(ii) 浸水防護設備	(ii)浸水防護設備	(ii)浸水防護設備	
a. 津波に対する防護設備	a.津波に対する防護設備	a. 津波に対する防護設備	a. 津波に対する防護設備	
設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	
の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	
ければならないこと, また, 重大事故等対処施	ければならないこと, また, 重大事故等対処施	ければならないこと, また, 重大事故等対処施	ければならないこと, また, 重大事故等対処施	
設は, 基準津波に対して, 重大事故等に対処す	設は、基準津波 <u>及び敷地に遡上する津波</u> に対し	設は、基準津波に対して、重大事故等に対処す	設は、基準津波に対して、重大事故等に対処す	
るために必要な機能が損なわれるおそれがない	て、重大事故等に対処するために必要な機能が	るために必要な機能が損なわれるおそれがない	るために必要な機能が損なわれるおそれがない	
ものでなければならないことから, <u>海水貯留</u>	損なわれるおそれがないものでなければならな	ものでなければならないことから、 <u>防潮堤、防</u>	ものでなければならないことから、防波壁、防	・評価内容の相違
堰, 取水槽閉止板, 水密扉, 止水ハッチ, ダク	いことから、 <u>防潮堤、防潮扉、放水路ゲート、</u>	潮壁, 取放水路流路縮小工, 貯留堰, 逆流防止	波壁通路防波扉, 流路縮小工, 屋外排水路逆止	【東海第二】
ト閉止板、床ドレンライン浸水防止治具及び貫	逆流防止設備、浸水防止蓋、水密ハッチ、水密	設備, 水密扉, 浸水防止蓋, 浸水防止壁, 逆止	弁, 防水壁, 水密扉, 隔離弁, 床ドレン逆止	東海第二は、確率論的リ
通部止水処置等により、 津波から防護する設計	扉,逆止弁等により、津波から防護する設計と	弁付ファンネル、貫通部止水処置により、津波	弁,貫通部止水処置等により、津波から防護す	スク評価において津波のリ
とする。	する。	から防護する設計とする。	る設計とする。	スクが有意となる結果であ
	防潮堤のうち鋼製防護壁には, 鋼製防護壁と			ったことから,敷地に遡上
	取水構造物との境界部に止水機構を設置し,止			する津波に対する防護を実
	水性能を保持する設計とする。放水路ゲート			施。島根2号炉は確率論的
	は、扉体、戸当り、駆動装置等で構成され、敷			リスク評価における津波の
	地への遡上のおそれのある津波襲来前に遠隔閉			リスクは有意ではない
	止を確実に実施するため、重要安全施設 (MS			・津波防護対策の相違
	<u>-1)として設計する。</u>			【柏崎6/7,東海第二,女
海水貯留堰(「非常用取水設備」を兼ねる。)	防潮堤(鋼製防護壁, 止水機構付)	防潮堤 (鋼管式鉛直壁)	防波壁(多重鋼管杭式擁壁)	川 2 】
<u>個数1</u>	個 数 1	<u>個数 1</u>	<u>個数 1</u>	
取水槽閉止板	防潮堤 (鉄筋コンクリート防潮壁)	防潮堤(盛土堤防)	防波壁(逆T擁壁)	(貫通部止水処置等の等に
個 数 5	<u>個 数 1</u>	<u>個数 1</u>	<u>個数 1</u>	ついては、基準地震動Ss
水密扉	防潮堤 (鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)	防潮壁	防波壁 (波返重力擁壁)	による地震力に対してバウ
個 数 17	<u>個 数 1</u>	個数 5	<u>個数 1</u>	ンダリ機能を保持する機器
止水ハッチ	防潮扉	取放水路流路縮小工	防波壁通路防波扉	及び配管(例:タービン補
<u>個数 1</u>	個 数 2	<u>個数 3</u>	<u>個数 4</u>	機海水ポンプ、配管等)が
ダクト閉止板	放水路ゲート	貯留堰 (「ヌ(3)(v) 非常用取水設備」と兼	流路縮小工	含まれる。これらの、機器
個 数 2	個 数 3	用)	個数 2	及び配管については、主た
床ドレンライン浸水防止治具	構内排水路逆流防止設備	個数 6	屋外排水路逆止弁	る要求機能が浸水防護とし
個 数 一式	個 数 9	屋外排水路逆流防止設備		ての機能ではなく,海水を
貫通部止水処置	原子炉建屋外壁	<u>個数 4</u>	防水壁	送水する等の機能であるこ
個 数 一式	個数 一式	補機冷却海水系放水路逆流防止設備		とから等として記載し
	- 貯留堰(「ヌ(3)(v) 非常用取水設備」と兼	個数 2	水密扉	た。)
	用)	水密扉 (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防	個数 一式	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	個 数 1	護設備」との兼	隔離弁	
	取水路点検用開口部浸水防止蓋	用を含む。)	個数 6	
	個 数 10	個数 13	床ドレン逆止弁	
	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	浸水防止蓋(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対す	個数 一式	
	個 数 2	る防護設備」と	貫通部止水処置	
	取水ピット空気抜き配管逆止弁	の兼用を含む。)	個数 一式	
	個 数 3	個数 10		
	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋	浸水防止壁		
	個 数 3	<u>個数 1</u>		
	SA用海水ピット開口部浸水防止蓋	逆止弁付ファンネル		
	個 数 6	個数 20		
	緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防蓋	貫通部止水処置 (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に		
	個 数 1	対する防護設備」		
	緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	との兼用を含む。)		
	<u>個数</u> 1	個数 一式		
	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁			
	<u>個</u> 数 <u>1</u>			
	海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋(「ヌ			
	(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設備」と兼			
	<u>用)</u>			
	<u>個 数 3</u>			
	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋			
	(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設			
	備」と兼用)			
	<u>個数</u> 1			
	緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋			
	(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設			
	備」と兼用)			
	<u>個数</u> 1			
	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッ			
	<u>チ(「ヌ(3)(ii)b.内部溢水に対する防護設</u>			
	備」と兼用)			
	個 数 2			
	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ			
	(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設			
	備」と兼用)			
	個 数 1			
L	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	ハッチ (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防			
	護設備」と兼用)			
	個 数 2			
	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋			
	側水密扉 (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する			
	防護設備」と兼用)			
	<u>個数</u> 1			
	原子炉建屋原子炉棟水密扉			
	<u>個数</u> 1			
	原子炉建屋付属棟東側水密扉			
	<u>個数</u> 1			
	原子炉建屋付属棟西側水密扉			
	原子炉建屋付属棟南側水密扉			
	個数 1			
	原子炉建屋付属棟北側水密扉 1 個 数 1			
	原子炉建屋付属棟北側水密扉 2			
	個数 1			
	防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置			
	(防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部の止水処			
	置を示す。)			
	個数 一式			
	海水ポンプ室貫通部止水処置 (「ヌ(3)(ii)			
	b. 内部溢水に対する防護設備」と兼用)			
	個 数 一式			
	原子炉建屋境界貫通部止水処置 (「ヌ(3)(ii)			
	b. 内部溢水に対する防護設備」と兼用)			
	個 数 一式			
	常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)			
	貫通部止水処置 (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に			
	対する防護設備」と兼用)			
	個 数 一式			



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
(2) 安全設計方針	(2)安全設計方針	(2) 安全設計方針	(2) 安全設計方針	
1.5 耐津波設計	1. 4 耐津波設計	1.5 耐津波設計	1. 5 耐津波設計	
1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計	1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計	1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計	1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計	
1.5.1.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本	1.4.1.1 耐津波設計の基本方針	1.5.1.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本	1.5.1.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本	
方針		方針	方針	
設計基準対象施設は、基準津波に対してその	設計基準対象施設は、その供用中に当該設計	設計基準対象施設は、その供用中に当該設計	設計基準対象施設は、その供用中に当該設計	
安全機能が損なわれるおそれがない設計とす	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあ	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあ	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあ	
る。	る津波(以下「基準津波」という。) に対して	る津波(以下「基準津波」という。) に対して	<u>る津波(以下「</u> 基準津波 <u>」という。)</u> に対して	
	その安全機能が損なわれるおそれがない設計と	その安全機能が損なわれるおそれがない設計と	その安全機能が損なわれるおそれがない設計と	
	する。	する。	する。	
		なお,耐津波設計においては,平成23 年 3		
		月11 日に発生した東北地方太平洋沖地震によ		
		る地殻変動に伴い,牡鹿半島全体で約1m の地		
		盤沈下が発生していることを考慮した設計と		
		し,以下1.5.1,10.6.1.1及び10.8.1では,		
		地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を		
		記載する。		
(1) 津波防護対象の選定	 (1) 津波防護対象の選定	 (1) 津波防護対象の選定	 (1) 津波防護対象の選定	
設置許可基準規則第五条(津波による損傷の	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位	「設置許可基準規則」第五条(津波による損	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位	
防止)の「設計基準対象施設は、基準津波に対	置、構造及び設備の基準に関する規則(以下	傷の防止)の「設計基準対象施設は、基準津波	置、構造及び設備の基準に関する規則(以下)	
して安全機能が損なわれるおそれがないもので	「設置許可基準規則」という。)第5条(津波	に対して安全機能が損なわれるおそれがないも	「設置許可基準規則」という。)第五条(津波	
なければならない」との要求は、設計基準対象	による損傷の防止)」の「設計基準対象施設	のでなければならない」との要求は、設計基準	による損傷の防止)」の「設計基準対象施設	
施設のうち、安全機能を有する設備を津波から	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	対象施設のうち、安全機能を有する設備を津波	は、基準津波に対して安全機能が損なわれるお	
防護することを要求していることから、津波か	それがないものでなければならない」との要求	から防護することを要求していることから、津	それがないものでなければならない」との要求	
らの防護を検討する対象となる設備は、設計基	は、設計基準対象施設のうち、安全機能を有す	波から防護を検討する対象となる設備は、設計	は、設計基準対象施設のうち、安全機能を有す	
準対象施設のうち安全機能を有する設備(クラ	る設備を津波から防護することを要求している	基準対象施設のうち安全機能を有する設備(ク	る設備を津波から防護することを要求している	
ス1, クラス2 及びクラス3 設備) である。	ことから、津波から防護を検討する対象となる	ラス1、クラス2及びクラス3設備)である。	ことから、津波から防護を検討する対象となる	
	設備は、設計基準対象施設のうち安全機能を有		設備は、設計基準対象施設のうち安全機能を有	
	する設備(クラス1、クラス2及びクラス3設		する設備(クラス1、クラス2及びクラス3設	
	備)である。		備)である。	
また,設置許可基準規則の解釈別記3 では,	また,設置許可基準規則の解釈別記3では,	また,「実用発電用原子炉及びその附属施設	また、「設置許可基準規則」の解釈別記3で	
津波から防護する設備として, 耐震S クラスに	津波から防護する設備として、耐震Sクラスに	の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解	は、津波から防護する設備として、耐震Sクラ	
属する設備(津波防護施設,浸水防止設備及び	属する設備(津波防護施設,浸水防止設備及び	釈」(以下「設置許可基準規則の解釈」とい	スに属する設備(津波防護施設,浸水防止設備	
津波監視設備を除く。)が要求されている。	津波監視設備を除く。)が要求されている。	う。) 別記3では、津波から防護する設備とし	及び津波監視設備を除く。)が要求されてい	
		て、耐震Sクラスに属する設備(津波防護施	る。	
		設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)		

	T	T	T	
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		が要求されている。		
以上から、津波から防護を検討する対象とな	以上から、津波から防護を検討する対象とな	以上から、津波から防護を検討する対象とな	以上から、津波から防護を検討する対象とな	
る設備は、クラス1、クラス2 及びクラス3 設	る設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設	る設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設	る設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設	
備並びに耐震S クラスに属する設備(津波防護	備並びに耐震Sクラスに属する設備(津波防護	備並びに耐震Sクラスに属する設備(津波防護	備並びに耐震Sクラスに属する設備(津波防護	
施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除	施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除	施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除	施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除	
く。)とする。このうち、クラス3 設備につい	く。)とする。このうち、クラス3設備につい	く。)とする。このうち、クラス3設備につい	く。)とする。このうち、クラス3設備につい	
ては,安全評価上その機能を期待する設備は,	ては,安全評価上その機能を期待する設備は,	ては,安全評価上その機能を期待する設備は,	ては、安全評価上その機能を期待する設備は、	
津波に対してその機能を維持できる設計とし、	津波に対してその機能を維持できる設計とし、	津波に対してその機能を維持できる設計とし,	津波に対してその機能を維持できる設計とし,	
その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替	その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替	その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替	その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替	
設備により必要な機能を確保する等の対応を行	設備により必要な機能を確保する等の対応を行	設備により必要な機能を確保する等の対応を行	設備により必要な機能を確保する等の対応を行	
う設計とする。	う設計とする。	う設計とする。	う設計とする。	
これより、津波から防護する設備は、クラス	これより、津波から防護する設備は、クラス	これより、津波から防護する設備は、クラス	これより、津波から防護する設備は、クラス	
1 及びクラス2 設備並びに耐震S クラスに属す	1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属す	1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属す	1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属す	
る設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波	る設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波	る設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波	る設備(津波防護施設,浸水防止設備及び津波	
監視設備を除く。) (以下1. <u>では</u> 「設計基準	監視設備を除く。)(以下1.4において「設計	 監視設備を除く。) (以下1.5 において「設計	 監視設備を除く。) (以下1.5において「設計	
対象施設の津波防護対象設備」という。)とす		 基準対象施設の津波防護対象設備」という。)	基準対象施設の津波防護対象設備」という。)	
る。	とする。	とする。	とする。	
なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波	なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波	なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波	なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波	
監視設備は、設置許可基準規則の解釈別記3 で	監視設備は、設置許可基準規則の解釈別記3で	 監視設備は,「設置許可基準規則の解釈」別記	 監視設備は,「設置許可基準規則」の解釈別記	
入力津波に対して機能を十分に保持できること	入力津波に対して機能を十分に保持できること	3で入力津波に対して機能を十分に保持できる	3で入力津波に対して機能を十分に保持できる	
が要求されており、同要求を満足できる設計と	が要求されており、同要求を満足できる設計と	ことが要求されており、同要求を満足できる設	ことが要求されており、同要求を満足できる設	
する。	する。	計とする。	計とする。	
(2) 敷地及び敷地周辺における地形,施設の配	 (2)敷地及び敷地周辺における地形,施設の配	 (2)敷地及び敷地周辺における地形,施設の配	 (2)敷地及び敷地周辺における地形,施設の配	
置等	置等	置等	置等	
津波に対する防護の検討に当たって基本事項	津波に対する防護の検討に当たって基本事項	津波に対する防護の検討に当たって基本事項	津波に対する防護の検討に当たって基本事項	
となる発電所の敷地及び敷地周辺における地	となる発電所の敷地及び敷地周辺における地	となる発電所の敷地及び敷地周辺における地	となる発電所の敷地及び敷地周辺における地	
形、施設の配置等を把握する。	形,施設の配置等を把握する。	形、施設の配置等を把握する。	形、施設の配置等を把握する。	
が、他成v1に直子で1に座りる。	7/2, 旭秋の出直寺でに渡りる。	が、地段や配直子でに渡りる。	が、地区で配直子でに近りる。	
a. 敷地及び敷地周辺における地形,標高並び	a. 敷地及び敷地周辺における地形,標高並び	a. 敷地及び敷地周辺における地形, 標高並び	a. 敷地及び敷地周辺における地形,標高並び	
に河川の存在の把握	は、	に河川の存在の把握	に河川の存在の把握	
柏崎刈羽原子力発電所の敷地は、新潟県の柏	東海第二発電所の敷地は、東側は太平洋に面	女川原子力発電所の敷地は、 <u>牡鹿半島のほぼ</u>	島根原子力発電所の敷地は、島根半島の中央	・立地の相違
崎市及び刈羽村の海岸沿いに位置する。	し, 茨城県の海岸に沿って, 弧状の砂丘海岸を	<u> </u>	部、日本海に面した松江市鹿島町に位置してい	【柏崎6/7,東海第二,女
神田中人〇ハウカイコマハ中十七日マーでに担め、	形成する鹿島灘の北端となる水戸市の東北約15	地点で、宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市にまた		
	-		<u> </u>	/
	kmの東海村に位置し、久慈川を挟んで、日立山 地を望んでいる。敷地の西側となる東海村の内	<u>がっている。</u>		
	<u>塊を望んでいる。敷地の西側となる東海村の内</u> 陸部は、関東亚野の大きな地形区分の特徴であ			
	陸部は、関東平野の大きな地形区分の特徴である。			
	る洪積低台地の北東端に位置している。			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	31.1431. 32 431	2 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1444414 2000	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
敷地の地形は日本海に面したなだらかな丘陵		 敷地の地形は,三方を山に囲まれ北東側は女	 敷地の地形は、輪谷湾を中心とした半円状で	
地であり、その形状は、汀線を長軸とし、背面			あり ,	
境界の稜線が北東ー南西の直線状を呈した、海				
岸線と平行したほぼ半楕円形であり、北・東・				
南の三方を標高20~60m 前後の丘陵に囲まれる				
形で日本海に臨んでいる。				
敷地周辺の地形は、敷地の北側及び東側は寺	敷地周辺の地形は,北側及び南側は海岸沿い	敷地周辺の地形は,北上山地南端部,石巻平	敷地周辺の地形は,東西及び南側の三方向を	
泊・西山丘陵及び中央丘陵からなり、南側は柏	にT.P.+10m程度の平地があり,敷地の西側は	野及び丘陵地の3つに大きく区分され、敷地は	標高150m程度の高さの山に囲まれ,北側は日本	
崎平野からなる。	T.P.+20m程度の平坦な台地となっている。	北上山地南端部に位置している。北上山地南端	海に面している。	
		部では,標高500~300m の山頂が,北北西から		
		南南東へ、次第に高度を減じながら連なって牡		
		<u>鹿半島に至っている。石巻平野は,北上川,迫</u>		
		<u>川, 江合川及び鳴瀬川によって開析された沖積</u>		
		低地であり, 丘陵地は石巻平野西側の旭山付近		
		から南北にのびる標高50~100m の丘陵と, そ		
		の北部の箟岳山(標高:236m)を中心とする丘		
		<u>陵が分布している。</u>		
発電所周辺の河川としては、別山川が敷地背	また、発電所周辺の河川としては、敷地から	敷地周辺の河川としては、敷地から北方約17	敷地周辺の河川としては、敷地から南方約2	
面の柏崎平野を流れ、敷地南方約5km で鯖石川	北方約2kmのところに久慈川、南方約3kmのとこ	km に一級河川の北上川があり, 追波湾に流入	kmに人工河川の佐陀川があり、宍道湖から日本	
が別山川と合流して日本海に注いでいる。	ろに新川がある。	している。また、牡鹿半島には二級河川(後	海に注いでいる。_	
		川, 淀川及び湊川) 及び準用河川 (千鳥川, 津		
		持川, 北ノ川及び中田川) があり, 二級河川の		
		後川は鮫ノ浦湾に,それ以外の河川は石巻湾側		
		に流入している。		
発電所の敷地は、北側の敷地(以下1. では	<u>敷地は、主にT.P.+3m、T.P.+8m、T.P.+11</u>	<u>敷地は,主に,0.P.+2.5m,0.P.+13.8m 及</u>	<u>敷地は,主にEL.+8.5m,EL.+15.0m及</u>	
「大湊側敷地」という。)と南側の敷地(以下	m, T.P. +23m及びT.P. +25mの高さに分かれて	<u>び0.P.+59m 以上の高さに分かれている</u> 。	<u>びEL.+44.0mの高さに分かれている。</u>	
1. では「荒浜側敷地」という。また、後述の	<u>いる。</u>			
荒浜側防潮堤内であることを識別する場合は				
「荒浜側防潮堤内敷地」という。)に大きく分				
かれており、大湊側敷地の主要面高さはT.M.S.				
L. +12m, 荒浜側敷地の主要面高さはT. M. S. L. +5				
m である。また,他にT.M.S.L.+3m の北側の護				
岸部(以下1.では「大湊側護岸部」とい				
う。),南側の護岸部(以下1. では「荒浜側				
<u>護岸部」という。)及びT. M. S. L. +12m より高</u>				
所の敷地がある。なお、6号及び7号炉は5号				
<u>炉とともに大湊側敷地に位置している。</u>				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
b. 敷地における施設の位置,形状等の把握	b. 敷地における施設の位置, 形状等の把握	b. 敷地における施設の位置, 形状等の把握	b. 敷地における施設の位置,形状等の把握	
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	
用取水設備を除く。) を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建屋・区画と	用取水設備を除く。)を内包する建物及び区画	
として, <u>T.M.S.L.+12m</u> の <u>大湊側</u> 敷地に原子炉	として, <u>T.P.+8m</u> の敷地に原子炉建 <u>屋</u> , タービ	して,原子炉建屋,タービン建屋及び制御建屋	として, <u>E L. +15.0m</u> の敷地に原子炉建 <u>物</u> , 廃	・設備の配置状況の相違
建屋、タービン建屋、コントロール建屋(6号	ン建 <u>屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋, T.P.+8m</u>	<u>は0.P.+13.8m</u> の敷地に設置する。	棄物処理建物及び制御室建物を設置し, <u>E L.</u>	【柏崎6/7,東海第二,女
及び7 号炉共用)及び廃棄物処理建屋(6 号及	の敷地の地下部に常設代替高圧電源装置用カル		<u>+8.5m</u> の敷地にタービン建物を設置する。	川 2 】
び7 号炉共用) を設置する。	バート(トンネル部、立坑部及びカルバート部			
	<u>を含む。以下1.4.1において同じ。), T.P.+1</u>			
	1mの敷地に常設代替高圧電源装置置場(軽油貯			
	蔵タンク,非常用ディーゼル発電機燃料移送ポ			
	ンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃			
	料移送ポンプ及び東側DB立坑を含む。以下1.			
	4.1において同じ。) を設置する。			
屋外設備としては、燃料設備の一部(軽油タ	設計基準対象施設の津波防護対象設備のうち	<u>また,</u> 屋外 <u>には,0.P.+13.8mの敷地に排気</u>	屋外 <u>設備としては,EL.+15.0mの敷地にB</u>	・設備の配置状況の相違
ンク及び燃料移送ポンプ) を同じT. M. S. L. +12m	屋外設備としては, <u>T.P.+3mの敷地に海水ポン</u>	筒,海水ポンプ室補機ポンプエリア,軽油タン	<u>-非常用ディーゼル発電機(燃料移送系)を設</u>	【柏崎6/7,東海第二,女
の大湊側敷地に設置する。	プ室, T.P.+8mの敷地に排気筒を設置する。ま	クエリア(軽油タンク,燃料移送ポンプ)及び	置し, EL.+8.5mの敷地にA-非常用ディー	JH 2 】
	<u>た, T.P.+3mの海水ポンプ室からT.P.+8mの原</u>	復水貯蔵タンクを設置する。また、海水ポンプ	ゼル発電機(燃料移送系),高圧炉心スプレイ	
	子炉建屋にかけて非常用海水系配管を設置す	室補機ポンプエリア,軽油タンクエリア及び復	系ディーゼル発電機 (燃料移送系) 及び排気筒	
	る。	水貯蔵タンクから原子炉建屋に接続する配管を	を, EL.+8.5mの敷地地下の取水槽床面EL.	
		敷設する地下構造物(以下1.5 において「トレ	+1.1mに原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心ス	
		ンチ」という。) や排気筒連絡ダクトは0.P.+	プレイ補機海水ポンプ (以下1.5.1において	
		13.8m の敷地の地下部に設置する。	「非常用海水ポンプ」という。)を設置する。	
また,非常用取水設備として, <u>海水貯留堰</u>	非常用取水設備として,取水路,取水ピット	非常用取水設備として, <u>O.P.+2.5m の敷地</u>		・津波防護対策の相違
(津波防護施設を兼ねる。),スクリーン室,	及び海水ポンプ室から構成される取水構造物並	の地下部に取水口及び貯留堰 (津波防護施設		【柏崎6/7,東海第二,女
取水路、補機冷却用海水取水路(以下1. では	びに貯留堰(津波防護施設を兼ねる。)を設置	<u>を兼ねる。), 0.P.+2.5m の敷地から0.P.+1</u>	また <u>非常用取水設備として</u> , <u>取水口及び</u> 取	JII 2 】
「補機取水路」という。)及び補機冷却用海水	する。	3.8m の敷地にかけての地下部に取水路, 0.P.	水管, EL.+8.5mの敷地に取水槽を設置す	島根2号炉は、津波襲来
取水槽 (以下1. では「補機取水槽」とい		+13.8m の敷地に海水ポンプ室を設置する。	る。	前に循環水ポンプを停止
う。)を設置する。				し、海水を確保することか
なお、非常用海水冷却系の海水ポンプである				ら, 貯留堰の設置を要しな
原子炉補機冷却海水ポンプはタービン建屋内の				V
補機取水槽の上部床面に設置する。				
	津波防護施設として、敷地を取り囲む形で天	津波防護施設として, <u>女川湾に面した0.P.+</u>	津波防護施設として、日本海及び輪谷湾に面	・津波防護対策の相違
	端高さT.P.+20m及びT.P.+18mの防潮堤及び防	13.8m の敷地面に防潮堤を設置する。	した敷地面に天端高さEL.+15.0mの防波壁を	【柏崎6/7,東海第二,女
	潮扉, T.P.+3.5mの敷地(放水路上版高さ)に	<u>防</u> 潮堤は,天端高さ0.P.+29.0m の鋼管式鉛	設置する。また、防波壁通路に天端高さEL.+	川2】
	<u>設置する放水路ゲート並びにT.P.+3m, T.P.+</u>	直壁と盛土堤防で構成される構造であり,盛土	15.0mの防波壁通路防波扉を設置し,1号炉取	敷地形状等による津波防
	4.5m, T.P.+6.5m及びT.P.+8mの敷地に設置す	<u> 堤防はセメント改良土による盛土構造とする。</u>	水槽の取水管端部(取水管中心: E L4.9	護対策の相違
	る構内排水路に対して逆流防止設備を設置す	海と連接する取水路,放水路からの敷地面へ	m)に流路縮小工を設置する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	<u> </u>	の流入を防止するため、2号炉海水ポンプ室ス		
	また,残留熱除去系海水系ポンプ,非常用デ	クリーンエリア、3号炉海水ポンプ室スクリー		
	- ィーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプ	ンエリア、2号炉放水立坑及び3号炉放水立坑		
	レイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ (以下1.	周りの敷地面 (0.P.+13.8m) 並びに3号炉海		
	4において「非常用海水ポンプ」という。)の	水熱交換器建屋取水立坑の天端(0.P.+14.0		
	取水性を確保するため、取水口前面の海中に貯	m) に防潮壁を設置し, 0.P.+13.8m の敷地の		
	<u>留堰</u> を設置する。	地下部の1号炉取水路及び1号炉放水路には取		
		放水路流路縮小工を設置する。取放水路流路縮		
		小工は、1号炉取水路及び1号炉放水路内にコ		
		ンクリートを設置して流路を縮小するものであ		
		る。また、引き波時において、原子炉補機冷却		
		海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水		
		ポンプ(以下1.5 において「非常用海水ポン		
		プ」という。) による補機冷却に必要な海水を		
		確保するため、取水口底盤に貯留堰を設置す		
		る。 		
浸水防止設備として、補機取水槽の上部床面	浸水防止設備として, <u>T.P.+0.8mの海水ポン</u>	浸水防止設備として、防潮堤を横断する屋外	浸水防止設備として, <u>屋外排水路(EL.+</u>	・津波防護対策の相違
に取水槽閉止板を設置する。また、タービン建	プ室に設置する海水ポンプ室ケーブル点検口	排水路 (0. P. +2. 5m~0. P. +13. 8m) の海側法	2.3m~EL.+7.3m) に屋外排水路逆止弁, 取	【柏崎6/7, 東海第二, 女
屋内の区画境界部及び他の建屋との境界部に	T.P. +3mの敷地に設置する取水路の点検用開口	尻部 (0. P. +2. 5m) 及び防潮壁を横断する2号	水槽 (EL.+1.1m~EL.+8.8m) に防水壁,	JII 2]
は、水密扉、止水ハッチ、ダクト閉止板(6号	部, T.P. +3.5mの敷地(放水路上版高さ)に設	炉補機冷却海水系放水路 (0. P. +13. 8m) に逆	水密扉及び床ドレン逆止弁を設置する。また、	敷地形状等による津波防
炉)、浸水防止ダクト(7号炉)及び床ドレン	置する放水路ゲートの点検用開口部, T.P. +8m	流防止設備, 0. P. +2. 0m の 3 号炉海水熱交換	タービン建物(復水器を設置するエリア)とタ	護対策の相違
ライン浸水防止治具の設置並びに 貫通部止水処 置を実施する。	の敷地に設置するSA用海水ピット上部の開口	器建屋補機ポンプエリアに水密扉,3号炉海水 熱交換器建屋補機ポンプエリア床開口部等に浸	ービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエ	
直を美胞りる。	部及びT.P.+0.8mの緊急用海水ポンプ室に設置 する緊急用海水ポンプピットの点検用開口部に	然文換器建屋補機ポンプエリア 休開口部等に復 水防止蓋,海水ポンプ室補機ポンプエリア及び	リア)の境界に防水壁,水密扉及び床ドレン逆 止弁を設置する。地震時に損傷した場合に津波	
	対して浸水防止蓋を設置する。また, T.P. +0.	3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床	が流入する可能性がある経路に対して、隔離弁	
	8mの海水ポンプ室に設置する海水ポンプグラン	<u>国内が個外点で換価定産価機ポンクエッケの水</u> 開口部に逆止弁付ファンネル,海水ポンプ室補	を設置するとともに、バウンダリ機能を保持す	
	ドドレン排出口、循環水ポンプ室の取水ピット	機ポンプエリア周り0.P. +14.0m に浸水防止壁	るポンプ及び配管を設置する。取水槽、屋外配	
	空気抜き配管に対して逆止弁並びに緊急用海水	を設置する。また、防潮壁の外側と内側のバイ	管ダクト(タービン建物〜放水槽)及びタービ	
	ポンプピットの緊急用海水ポンプグランドドレ	パス経路となる2号炉海水ポンプ室スクリーン	ン建物(復水器を設置するエリア)の貫通部に	
	ン排出口及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出	エリア等の防潮壁下部貫通部に対して止水処置		
	口に対して逆止弁を設置する。常設代替高圧電	を実施する。		
	源装置用カルバートの立坑部の開口部に対して			
	水密扉を設置する。さらに、防潮堤及び防潮扉			
	の地下部の貫通部(以下1.4において「防潮堤			
	及び防潮扉下部貫通部」という。)、海水ポン			
	プ室の貫通部, タービン建屋及び非常用海水系			
	配管カルバートと隣接する原子炉建屋境界地下			
	階の貫通部並びに常設代替高圧電源装置用カル			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<u>バートの立坑部の</u> 貫通部に対して止水処置を実			
	施する。			
津波監視設備として、捕機取水槽の上部床面	津波監視設備として, <u>原子炉建屋屋上T.P.+</u>	津波監視設備として,原子炉建屋屋上0.P.+	津波監視設備として、 <u>取水槽の高さEL.</u>	
<u>(T.M.S.L.+3.5m)</u> に取水槽水位計を設置し、 <u>7</u>	64m, 防潮堤上部T.P.+18m及び防潮堤上部T.P.	49.5m 及び防潮堤北側エリア0.P. +29.0m に津	9.3mに取水槽水位計を設置し,2号炉排気筒の	
号炉主排気筒の <u>T.M.S.L.+76</u> m の位置に津波監	+20mに津波・構内監視カメラ, T.P.+3mの敷	波監視カメラ、海水ポンプ室補機ポンプエリア	EL.+64.0m, 3号炉北側の防波壁上部(東	
視カメラ <u>(6 号及び7 号炉共用)</u> を設置する。	地の取水ピット上版に取水ピット水位計並びに	0.P. +2.0m に取水ピット水位計を設置する。	側・西側)EL.+15.0mの位置に津波監視カメ	
	取水路内の高さT.P5.0mの位置に潮位計を設		ラを設置する。	
	置する。			
能 llu 中 の 治 l よその 7キ blan	我此中の第一杯(叶知4月月旬) のみぬ	おいしゅうこと [大本] 日 月 1回 の第 「 よった 株	*************************************	
敷地内の遡上域の建物・構築物等としては,	敷地内の遡上域(防潮堤外側)の建物・構築	敷地内のうち防潮堤外側の遡上域の建物・構	敷地内の遡上域の建物・構築物等としては、	11. 供る可思小児の担告
T. M. S. L. +3m の護岸部に除塵装置やその電源	物等としては、 <u>T.P. +3mの敷地には海水電解装</u>	築物等としては、 <u>0.P. +2.5m の敷地上に放水</u>	防波壁外側のEL.+6.0mの荷揚場に荷揚場詰	・設備の配置状況の相違【************************************
室, 点検用クレーンや仮設ハウス類等があり,	置建屋、メンテナンスセンター、燃料輸送本部	ロモニタ建屋、屋外電動機等点検建屋等を設置	所, デリッククレーン, キャスク取扱収納庫等	【柏崎6/7,東海第二,女
T. M. S. L. +5m の荒浜側防潮堤内敷地には,各種の建屋類の駅油 ないなぎまる	等があり、T.P.+8mの敷地には廃棄物埋設施設 (第二種廃棄物埋記事業款可申請中) 円体廃	する	<u>がある。なお、EL.+8.5m盤に建物・構築物</u>	川2】
<u>の建屋類や軽油タンク等</u> がある。	<u>(第二種廃棄物埋設事業許可申請中),固体廃</u> 棄物保管庫等がある。また,海岸側(東側)を		<u>等はない。</u>	
	業物保育単等がある。よた、海岸関(東関)を 除く防潮堤の外側には防砂林がある。			
c. 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等の把	c. 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等の把	c. 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等の把	c. 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等の把	
握	握	握	握	
港湾施設としては、発電所構内には <u>物</u> 揚場、	港湾施設としては、発電所敷地内に物揚岸壁	発電所構内の港湾施設としては、防波堤を設	港湾施設としては、発電所構内に防波堤を設	
揚陸桟橋及び小型船桟橋があり、発電所構外に	及び防波堤が設置されており、燃料等輸送船が	置しており、その内側には物揚岸壁(3,000重	置しており、その内側には荷揚場を設けてい	・ 立地の相違
は南方約3km に荒浜漁港がある。同漁港は,防	不定期に停泊する。発電所の敷地周辺には、北	量トン級)を設けている。	<u>Sen</u>	【柏崎6/7,東海第二,女
<u>波</u> 堤が整備されており、漁船及びプレジャーボ	方約3kmに茨城港日立港区,南方約4kmに茨城港			川 2 】
ートが約30 隻停泊している。この他には発電	常陸那珂港区があり、それぞれの施設の沿岸に			
所5km 圏内に港湾施設はなく, 定置網等の固定	は防波堤が設置されている。また,敷地周辺の			
式漁具,浮筏,浮桟橋等の海上設置物もない。	漁港としては、北方約4.5kmに久慈漁港があ			
	り,約40隻の漁船が係留されている。			
敷地周辺の状況としては、民家, 倉庫等があ	敷地周辺の状況としては、民家, 商業施設,	敷地周辺の港湾としては、発電所から北西約	発電所構外には、西方1km程度に片句(かた	・立地の相違
り、敷地前面海域における通過船舶としては、	倉庫等があるほか、敷地南方には原子力及び核	7 km の位置に女川港があり、3,000 重量トン	く)漁港、発電所西方2km程度に手結(たゆ)	【柏崎6/7,東海第二,女
海上保安庁の巡視船がパトロールしている。他	燃料サイクルの研究施設、茨城港日立港区には	級岸壁が設けられ、防波堤が設置されている。 ************************************	漁港、南西2km程度に恵曇(えとも)漁港、東	川 2 】
には海上交通として発電所沖合約30km に赤泊	液化天然ガス基地、工場、モータプール、倉庫	また、女川湾には女川港(石浜、高白浜、横浦	方3km及び4km程度に御津(みつ)漁港及び大	
と寺泊、小木と直江津及び敦賀と新潟を結ぶ定地原界がある。	等の施設、茨城港常陸那珂港区には火力発電	及び大石原浜を含む。)の他に8つの漁港(寺	芦(おわし)漁港があり、各漁港には防波堤が	
期航路がある。	所、工場、倉庫等の施設がある。また、敷地前	間, 竹浦, 桐ケ崎, 小乗浜, 野々浜, 飯子浜, 塚浜及び小屋取) が点在する。発電所に最も近	設置されている。漁港には船舶・漁船が約200	
		工物 一个 17 17 18 18 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	 隻あり、発電所周辺では、イカ釣り漁、かご	
	面海域における通過船舶としては、海上保安庁 の巡視軟がパトロールしており、 A 慈海港の海		海 井ボテ網・カナゼ海笠が労まれていて ナ	(カナゼ海竿の竿にへい
	回海域における通過船舶としては、海上保安庁 の巡視船がパトロールしており、久慈漁港の漁 船が周辺海上で操業している。他には海上交通	い漁港(北約1km の位置)は小屋取漁港であり、同漁港には防波堤が整備され、小型漁船や	漁、サザエ網・カナギ漁等が営まれている。また、発電所から2km程度離れた位置に海上設置	(カナギ漁等の等につい ては、わかめ養殖、採貝藻

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	及び大洗-苫小牧を結ぶ定期航路がある。ま	る。また、発電所が面する女川湾では、カキや		
	た、茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区で	ホタテ・ホヤなどの養殖漁業が営まれており,		
	は、不定期に貨物船及びタンカー船の入港があ	養殖筏等の海上設置物が認められる。		
	<u>3.</u>	このほかに津波漂流物等の観点から,発電所	敷地周辺の状況としては、民家、工場等があ	(民家,工場等の等につ
		へ最も影響があると考えられる小屋取地区に	り、敷地前面海域における通過船舶としては、	いては, 車両, 灯台, タン
		は、民家、漁具、配電柱等がある。	海上保安庁の巡視船がパトロールしている。他	クが含まれる。)
		発電所近傍の海上には,発電所沖合約2km	には発電所から約6km離れた潜戸 (くけど) に	
		に女川〜金華山,女川〜江ノ島の定期航路があ	小型の船舶による観光遊覧船の航路がある。	
		り, 発電所沖合約12km では仙台~苫小牧間の		
		フェリーが運航されている。		
(3) 入力津波の設定	(3) 入力津波の設定	(3) 入力津波の設定	(3) 入力津波の設定	
入力津波を基準津波の波源から各施設・設備	入力津波を基準津波の波源から各施設・設備	入力津波を基準津波の波源から各施設・設備	入力津波を基準津波の波源から各施設・設備	
の設置位置において算定される時刻歴波形とし	の設置位置において算定される時刻歴波形とし	の設置位置において算定される時刻歴波形とし	の設置位置において算定される時刻歴波形とし	
て設定する。基準津波による各施設・設備の設	て設定する。基準津波による各施設・設備の設	て設定する。基準津波による各施設・設備の設	て設定する。基準津波による各施設・設備の設	
置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.5	置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.4	置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.5	置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.5-	
1_図から第1.54_図に示す。また,入力津	<u>-1</u> 図に示す。また,入力津波高さを第1. <u>4</u> _1	<u>_</u> 1図に示す。また,入力津波高さを第1.5 <u>_</u> 1	1図 <u>から第1.5-4図に</u> ,入力津波高さを第1. <u>5-</u> 1	
波高さを第1.5 <u></u> 1_表に示す。	表に示す。	表及び第1.5-2表に示す。	表に示す。日本海東縁部に想定される地震によ	・評価結果の相違
			る津波及び海域活断層から想定される地震によ	【柏崎6/7,東海第二,女
			<u>る津波の特性は以下のとおりである。</u>	川 2 】
			日本海東縁部に想定される地震による津波	基準津波の波源の相違
			は、波源が敷地から600km以上離れており、敷	
			地において最大水位となる時間は地震発生から	
			190分程度であるが、水位変動量は大きい。ま	
			た、波源の活動に伴う余震及び地殻変動が敷地	
			に与える影響は小さい。	
			海域活断層から想定される地震による津波	
			は、波源が敷地近傍であり、敷地において最大	
			水位となる時間は地震発生から5分程度である	
			が、水位変動量は日本海東縁部に想定される地	
			震による津波に比べて小さい。また、波源の活	
			動に伴う余震及び地殻変動については、敷地への影響なる場合と	
			の影響を考慮する。 なお、設計において、津波が到達する施設に	 ・評価結果の相違
			ついては、津波荷重と余震荷重の重畳の要否を	【柏崎6/7,東海第二,女
			検討する必要があるが、海域活断層を波源とす	川2】
			る水位上昇側の基準津波が策定されていないこ	^
			とから、海域活断層上昇側最大ケースの津波に	

a. 水位変動

入力津波の設定に当たっては、潮位変動とし て、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮 位T. M. S. L. +0. 49m 及び潮位のばらつき0.16mを 考慮し、 下降側の水位変動に対しては朔望平 均干潮位T. M. S. L. +0.03m 及び潮位のばらつき 0.15m を考慮する。

及び波力・波圧について安全側に評価する。

朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺 の観測地点「柏崎(国土地理院所管)」におけ る潮位観測記録に基づき評価する。

潮汐以外の要因による潮位変動については、 観測地点「柏崎」における過去61 年(1955 年 から2015 年) の潮位観測記録に基づき、高潮 発生状況(発生確率及び台風等の高潮要因)を 確認する。

観測地点「柏崎」は柏崎刈羽原子力発電所の 南西約11km にあり、発電所と同様に日本海に 面して設置されている。なお、観測地点「柏 崎」と発電所港湾近傍に設置されている波高計 における潮位観測記録には大きな差はない。

高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮し て, 高潮の発生可能性とその程度 (ハザード) について検討する。基準津波による基準津波策 定位置における水位の年超過確率は10-4 から1 0-5 程度であり、独立事象としての津波と高潮 が重畳する可能性は極めて低いと考えられるも のの、高潮ハザードについては、プラント運転 期間を超える再現期間100年に対する期待値T.

東海第二発電所

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、 速度及び衝撃力に着目し、各施設・設備におい て算定された数値を安全側に評価した値を入力 津波高さや速度として設定することで、各施 設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高 及び波力・波圧について安全側に評価する。

a. 水位変動

.....入力津波の設定に当たっては、潮位変動とし て、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮 位T. P. +0.61m及び潮位のばらつき0.18mを考慮 し、下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮 位T. P. -0.81m及び潮位のばらつき0.16mを考慮

朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺 の観測地点「茨城港日立港区」(茨城県茨城港 湾事務所日立港区事業所所管)における潮位観 測記録に基づき評価する。

…潮汐以外の要因による潮位変動については、 観測地点「茨城港日立港区」における過去40年 (1971年~2010年) の潮位観測記録に基づき、 高潮発生状況(発生確率、台風等の高潮要因) を確認する。

観測地点「茨城港日立港区」は、東海第二発 電所から北方に約4.5km離れており、発電所と の間に潮位に影響を及ぼす地形、人工構造物等 はなく、発電所と同様に鹿島灘に面した海に設 置されている。なお、観測地点「茨城港日立港 区」と発電所港湾内に設置されている潮位計に おける潮位観測記録は概ね同様の傾向を示して いる。

高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮し て, 高潮の発生可能性とその程度(ハザード) について検討する。基準津波による基準津波策 定位置における水位の年超過確率は10-4程度 であり、独立事象として津波と高潮が重畳する 可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮 ハザードについては、プラント運転期間を超え る再現期間100年に対する期待値T.P.+1.44mと

女川原子力発電所2号炉

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、 速度,衝撃力等に着目し,各施設・設備におい て算定された数値を安全側に評価した値を入力 津波高さや速度として設定することで、各施 設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高 及び波力・波圧について安全側に評価する。 a. 水位変動

入力津波の設定に当たっては、潮位変動とし て、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮

位0. P. +1.43m 及び潮位のばらつき0.16m を考 慮し,下降側の水位変動に対しては朔望平均干 潮位0.P.-0.14m 及び潮位のばらつき0.10m を 考慮する。

朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺 の観測地点「鮎川検潮所(気象庁)」における 潮位観測記録に基づき評価する。

潮汐以外の要因による潮位変動については, 観測地点「鮎川検潮所」における過去41年(1 970 年から2010 年) の潮位観測記録に基づ き、高潮発生状況(発生確率及び台風等の高潮 要因)を確認する。

観測地点「鮎川検潮所」は,女川原子力発電 所の敷地南方約11 kmに位置し,発電所と同様 に太平洋に面して設置されている。 なお、観測 地点「鮎川検潮所」と発電所港湾内に設置して いる潮位計における潮位観測記録に有意な差は ない。

高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮し て, 高潮の発生可能性とその程度(ハザード) について検討する。基準津波による敷地前面に おける水位の年超過確率は10-4~10-5 程度 であり、独立事象として津波と高潮が重畳する 可能性は極めて低いと考えられるものの、 高潮 ハザードについては、プラント運転期間を超え る100 年に対する期待値0.P. +1.95m と入力津 │ 超える再現期間100年に対する期待値E.L. +1.

ついても、入力津波の検討対象とする。

島根原子力発電所2号炉

備考

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、 速度及び衝撃力に着目し、各施設・設備におい て算定された数値を安全側に評価した値を入力 津波高さや速度として設定することで, 各施 設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高 及び波力・波圧について安全側に評価する。

a. 水位変動

入力津波の設定に当たっては、潮位変動とし て, 上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮 位EL.+0.58m及び潮位のばらつき0.14mを考 慮し,下降側の水位変動に対しては朔望平均干 潮位 E L. -0.02m及び潮位のばらつき0.17mを 考慮する。

朔望平均潮位及び潮位のばらつきは発電所構 内(輪谷湾)における潮位観測記録に基づき評 価する。

潮汐以外の要因による潮位変動については, 発電所構内(輪谷湾)における約15年(1995年 ~2009年)の潮位観測記録に基づき、高潮発生 状況(発生確率、台風等の高潮要因)を確認す

なお, 発電所最寄りの気象庁潮位観測地点 「境」(発電所の敷地東方約23㎞)は、発電所 と同様に日本海に面して潮位計を設置してい る。当該地点における潮位観測記録は発電所構 内(輪谷湾)における潮位観測記録と大きな差 はない。

高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮し て, 高潮の発生可能性とその程度(ハザード) について検討する。基準津波による基準津波策 定位置における水位の年超過確率は10-4から10-5 程度であり、独立事象として津波と高潮が重畳 する可能性は極めて低いと考えられるものの, 高潮ハザードについては、プラント運転期間を

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
M.S.L.+1.08m と,入力津波で考慮した朔望平	入力津波で考慮した朔望平均満潮位 <u>T.P.+0.61</u>	波で考慮した朔望平均満潮位 <u>0.P.+1.43m</u> と潮	36mと, 入力津波で考慮した朔望平均満潮位 <u>E</u>	
均満潮位T.M.S.L.+0.49m と潮位のばらつき0.1	mと潮位のばらつき0.18mの合計との差である0.	位のばらつき <u>0.16m</u> の合計との差である <u>0.36m</u>	<u>L.+0.58m</u> と潮位のばらつき <u>0.14m</u> の合計との	
<u>6m</u> の合計との差である <u>0.43m</u> を外郭防護の裕	65mを外郭防護の裕度評価において参照する。	を外郭防護の裕度評価において参照する。	差である <u>0.64m</u> を外郭防護の裕度評価において	
度評価において参照する。			参照する。	
b. 地殼変動	b. 地殼変動	b. 地殼変動	b. 地殼変動	
地震による地殻変動についても安全側の評価	地震による地殻変動について、安全側の評価	地震による地殻変動について,安全側の評価	地震による地殻変動についても安全側の評価を	
を実施する。基準津波の波源である日本海東縁	を実施するために、基準津波の波源である茨城	を実施するために、基準津波の波源である東北	実施するために、津波波源となる地震による地	
部に想定される地震と海域の活断層に想定され	県沖から房総沖におけるプレート間に想定され	地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動	殻変動を考慮するとともに、津波が起きる前に	
る地震について,広域的な地殻変動を考慮す	る地震による広域的な地殻変動及び2011年東北	及び平成23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地	基準地震動Ssの震源となる敷地周辺の活断層	
る。	地方太平洋沖地震による広域的な余効変動を考	震による広域的な地殻変動を考慮する。	から想定される地震が発生した場合を想定した	
	慮する。		地殻変動を考慮する。	
基準津波の波源モデルを踏まえて, Mansinha	茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地	東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地	敷地地盤の地殻変動量は, Mansinha and Smy	
and Smylie(1971)の方法により算定した敷地	震による広域的な地殻変動については、基準津	殻変動については, 基準津波の波源モデルを踏	lie(1971)の方法により算定する。	
地盤の地殻変動量は、水位上昇側で考慮する波	波の波源モデルを踏まえて, Mansinha and Smy	まえて, Mansinha and Smylie (1971) の方法	津波波源となる地震による地殻変動として	
源である日本海東縁部に想定される地震と海域	lie(1971)の方法により算定しており,敷地地	により算定し、水位上昇側で考慮する波源で0.	は、海域活断層及び日本海東縁部の津波波源を	
の活断層に想定される地震で、それぞれ0.21m	盤の地殻変動量は、0.31mの沈降である。ま	72m の沈降,水位下降側で考慮する波源で0.77	想定する。海域活断層による地殻変動量は、0.	
<u>と0.29m の沈降</u> であるため,	た,2011年東北地方太平洋沖地震による広域的	m の沈降である。また,平成23 年(2011年)	34mの隆起である。日本海東縁部に想定される	
	な余効変動については、発電所敷地内にある基	東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動	地震による津波については、起因となる波源が	
	準点によるGPS測量及び国土地理院 (2017)	については、地震前(平成23 年2月)と地震	敷地から十分に離れており、敷地への地震によ	
	の観測記録を踏まえて設定しており、発電所周	後(平成23 年11 月)の発電所構内の水準点	る地殻変動の影響は十分に小さいため、地殻変	
	辺の地殻変動量は、0.2m程度の沈降である。な	(3点)を用いた水準測量結果の比較から、地	動量を考慮しない。また,基準地震動Ssの震	
	お,2011年東北地方太平洋沖地震に伴い地殻の	震に伴い約1m 沈降した。なお、地震後の余効	源による地殻変動としては、宍道断層及び海域	
	沈降が生じたが、余効変動により回復傾向が続	変動量を把握するため平成29 年4月に同様の	活断層を想定する。宍道断層による地殻変動量	
	いている。発電所周辺の電子基準点(日立)に	測量を実施し、地震後(平成23 年11 月)から	は、0.02m以下の沈降であり、敷地への影響が	
	おいて, 地震前と比較すると2017年6月で約0.2	約0.3m 隆起していることを確認した。	十分小さいことから考慮しない。海域活断層に	
	mの沈降であり、余効変動を含む2011年東北地	上昇側及び下降側の水位変動に対する安全性	よる地殻変動量は、0.34mの隆起である。な	
	方太平洋沖地震による地殻変動量として設定し	評価を実施する際には,平成23 年(2011 年)	お、津波発生前に基準地震動Ssの震源による	
	た0.2mの沈降と整合している。	東北地方太平洋沖地震による1m の沈降を考慮	地殻変動が発生する場合の検討においては、同	
		した敷地高さや施設高さ等とする。	一震源による繰り返しの地殻変動は考慮しな	
			<u>\lambda</u>	
入力津波については、上昇側の水位変動に対	以上のことから、上昇側の水位変動に対して	以上のことから、上昇側の水位変動に対して	以上のことから、下降側の水位変動に対して	
して安全評価を実施する際にはそれぞれ0.21m	安全機能への影響を評価する際には、茨城県沖	安全機能への影響を評価する際には、さらに水	安全機能への影響を評価する際には, 0.34mの	
の沈降と0.29m の沈降を考慮する。	から房総沖に想定するプレート間地震に想定さ	位上昇側で考慮する波源による0.72m の沈降を	隆起を考慮する。	
	れる広域的な地殻変動量0.31mの沈降と広域的	考慮する。一方、下降側の水位変動に対して安		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	な余効変動を含む2011年東北地方太平洋沖地震	全機能への影響を評価する際には、水位下降側		
	による地殻変動量0.2mの沈降を加算した0.51m	で考慮する波源による0.77m の沈降は考慮しな		
	の沈降を考慮する。	<u>l'a</u>		
また、水位下降側で考慮する波源である日本	また、下降側の水位変動に対して安全機能へ	ただし、下降側の水位変動に対する安全性評	なお、島根原子力発電所の敷地は日本海側に	
海東縁部に想定される地震で, 0.20m の沈降で	の影響を評価する際には、茨城県沖から房総沖	価を実施する際には、平成29年4月までに確	位置していること,及び2011年東北地方太平洋	
あるため、入力津波については、下降側の水位	に想定するプレート間地震に想定される広域的	認された余効変動による約0.3m の隆起の影響	沖地震による影響がないことからプレート間地	
変動に対して安全評価を実施する際には沈降し	な地殻変動量の沈降と広域的な余効変動を含む	を評価する。また、今後も余効変動が継続する	震の影響はない。また、広域的な余効変動につ	
ないものと仮定する。	2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量	ことを想定し, 平成23 年 (2011 年) 東北地方	いては、基準地震動Ssの評価における検討用	
なお,柏崎刈羽原子力発電所は日本海側に位	は考慮しない。	太平洋沖地震による広域的な地殻変動の解消に	地震の震源において最近地震は発生していない	
置しており、プレート間地震は考慮対象外であ		より約1m 隆起した場合の影響も評価する。	ことから、広域的な余効変動は生じておらず、	
る。			津波に対する安全性評価に影響を及ぼすことは	
広域的な余効変動については、柏崎地点にお			tive	
ける2015 年6 月から2016 年6 月の一年間の変				
位量が約0.7cm と小さいことから、津波に対す				
る安全性評価に影響を及ぼすことはない。				
c. 敷地への遡上に伴う入力津波	c. 敷地への遡上に伴う入力津波	c. 敷地への遡上に伴う入力津波	c. 敷地への遡上に伴う入力津波	
基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評	基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評	基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評	基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評	
価(以下1.では「数値シミュレーション」と	価(以下1.4において「数値シミュレーショ	価(以下1.5 において「数値シミュレーショ	価(以下1.5では「数値シミュレーション」と	
いう。) に当たっては、数値シミュレーション	ン」という。)に当たっては、数値シミュレー	ン」という。)に当たっては,数値シミュレー	いう。)に当たっては,数値シミュレーション	
に影響を及ぼす斜面や道路等の地形とその標高	ションに影響を及ぼす斜面や道路,取水口,放	ションに影響を及ぼす斜面や道路等の地形とそ	に影響を及ぼす斜面や道路等の地形とその標高	
及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮	水口等の地形とその標高及び伝播経路上の人工	の標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況	及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮	
し, 遡上域の格子サイズ (最小 <u>5.0m</u>) に合わせ	構造物の設置状況を考慮し、遡上域の格子サイ	を考慮し、遡上域の格子サイズ(最小 5 m)に	し, 遡上域の格子サイズ (最小 <u>6.25m</u>) に合わ	
た形状にモデル化する。	ズ (最小5m) に合わせた形状にモデル化する。	合わせた形状にモデル化する。なお、標高のモ	せた形状にモデル化する。	
		デル化について, 平成23 年 (2011 年) 東北地		
		方太平洋沖地震以前のデータを使用する場合に		
		は, 広域的な地殻変動による約1mの沈降を考		
		慮する。		
敷地沿岸域及び海底地形は、海域では一般財	敷地沿岸域及び海底地形は、海域では一般財	敷地沿岸域及び海底地形は、海域では一般財	敷地沿岸域及び海底地形は、海域では一般財	
団法人 日本水路協会(2011),一般財団法人	団法人日本水路協会(2002, 2006), 深浅測量	団法人日本水路協会による海底地形デジタルデ	団法人 日本水路協会 (2008~2011) , 深浅測	
日本水路協会(2008~2011),深浅測量等によ	等による地形データ(2007)等を使用し、陸域	ータ (2006) (平成23 年 (2011 年) 東北地方	量等による地形データを使用し、陸域では、国	
る地形データを使用し、陸域では、国土地理院	では、茨城県による津波解析用地形データ(20	太平洋沖地震に伴う広域的な地殻変動による約	土地理院(2014)等による地形データを使用す	
(2013) 等による地形データを使用する。ま	07) 等を使用する。また、取水口、放水口等の	1m の沈降を考慮), 平成23 年 5 月に実施し	る。また、取水路・放水路等の諸元及び敷地標	
た、取水路、放水路等の諸元及び敷地標高につ	諸元,敷地標高等については,発電所の竣工図	た深浅測量等による地形データを使用し、陸域	高については,発電所の竣工図等を使用する。	
いては、発電所の竣工図等を使用する。	等を使用する。	では,平成23 年(2011 年)東北地方太平洋沖		
		地震後に整備された国土地理院のDEMデータ		
		等による地形データを使用する。ただし、平成		
		23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震に伴い		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		被災した地域では、防波堤・防潮堤の建設や住		
		宅の高台移転等を目的とした造成による復旧・		
		改修工事計画があることから、これらの計画を		
		地形に反映した場合の影響についても入力津波		
		の設定に考慮する。また、取水路、放水路等の		
		諸元及び敷地標高については,発電所の竣工図		
		等(平成23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地		
		震に伴う広域的な地殻変動による約1mの沈降		
		を考慮)を使用する。		
伝播経路上の人工構造物については、図面を	伝播経路上の人工構造物については、図面を	伝播経路上の人工構造物については、図面を	伝播経路上の人工構造物については、図面を	
基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造	基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造	基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造	基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造	
勿を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解	物,津波防護施設を考慮し、遡上・伝播経路の	物を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解	物を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解	
斤モデル,解析条件が適切に設定された遡上域	状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設	析モデル,解析条件が適切に設定された遡上域	析モデル,解析条件が適切に設定された遡上域	
りモデルを作成する。	定された遡上域のモデルを作成する。	のモデルを作成する。	のモデルを作成する。	
敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって	敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって	敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって	敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって	
は、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の浸入	は、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入	は、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入	は、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入	
ま、	角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握す	角度、速度及びそれらの経時変化を把握する。	角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握す	
る。敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波		敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡	る。敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波	
り遡上・流下方向及びそれらの速度について留	の遡上・流下方向及びそれらの速度について留	上・流下方向及びそれらの速度について留意	の遡上・流下方向及びそれらの速度について留	
意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等によ	意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等によ	し、敷地の地形、標高の局所的な変化等による	意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等によ	
る遡上波の敷地への回り込みを考慮する。な	る遡上波の敷地への回り込みを考慮する。	遡上波の敷地への回り込みを考慮する。	る遡上波の敷地への回り込みを考慮する。	
3. 発電所敷地の形状を踏まえて、荒浜側防潮		ZINO MARIE OF LONG TO STATE OF THE PROPERTY OF		
是内敷地から大湊側敷地側への遡上状況も適切				
こ把握する。				
************************************	数値シミュレーションに当たっては、遡上及	数値シミュレーションに当たっては、遡上及	数値シミュレーションに当たっては、遡上及	
が流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤につ	び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤につ	び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤につ	び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤につ	
いて、地震に伴う液状化、流動化又はすべりに	いて、地震に伴う液状化、流動化又はすべりに	いて、地震に伴う液状化、流動化又はすべりに	いて、地震に伴う液状化、流動化又はすべりに	
よる標高変化を考慮したシミュレーションを実	よる標高変化を考慮した数値シミュレーション	よる標高変化を考慮した数値シミュレーション	よる標高変化を考慮した数値シミュレーション	
をし、遡上波の敷地への到達(回り込みによる	を実施し、遡上波の敷地への到達(回り込みに	を実施し、遡上波の敷地への到達(回り込みに	を実施し、遡上波の敷地への到達(回り込みに	
らのを含む。) の可能性について確認する。	よるものを含む。)の可能性について確認す	よるものを含む。)の可能性について確認す	よるものを含む。)の可能性について確認す	
	<u>5.</u>	<u> </u>	3	
なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への	なお, 敷地の周辺斜面が, 遡上波の敷地への	なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への	防波壁(東端部)及び防波壁(西端部)は双	 ・津波防護対策の相違
到達に対して障壁となっている箇所はない。	到達に対して障壁となっている箇所はない。	到達に対して障壁となっている箇所はない。	方とも地山斜面(岩盤)に擦り付き、これらの	【柏崎 6/7, 東海第二,
THE STATE OF	THE STATE OF THE S	THE STATE OF THE S	地山が津波の敷地への地上部からの到達に対し	
			て障壁となっている。このため、津波防護上の	・
			障壁となっている地山及び防波壁と地山斜面と	び防波壁端部の地山に。

の接続箇所については、地震時及び津波時の健 津波を防護している

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
			全性について耐震重要施設及び重大事故等対処	
			施設の周辺斜面と同等の信頼性を有する評価を	
			実施し、津波防護機能を保持する構造とする。	
また、敷地周辺を流れる河川として、敷地南	敷地の北方約2kmの位置に久慈川,南方約3km	敷地周辺の河川としては、敷地から北方約17	また、敷地周辺を流れる河川として、敷地か	
方約5km の位置に鯖石川が,鯖石川から分岐す	の位置に新川が存在する。久慈川流域の標高が	km に一級河川の北上川があるが,追波湾に流	ら南方約2kmの位置に佐陀川が存在するが、発	
る形で敷地背面に別山川が存在するが,これら	T.P. +5m以下であるのに対して敷地北方の標高	入しており,発電所とは山地で隔てられてい	電所とは標高150m程度の山地で隔てられてい	
の河川とは丘陵を隔てており,敷地への遡上波	はT.P.約+10mである。また,新川流域(海岸	る。また、北上川よりも近い範囲には二級河川	る。この状況から、敷地への遡上波に影響する	
に影響することはない。	沿い)及び敷地南方の標高はともにT.P.約+10	(後川,淀川及び湊川)及び準用河川(千鳥	ことはない。	
	mとなっている。このため,久慈川及び新川か	川、津持川、北ノ川及び中田川)があるが、二		
	らの回り込みの有無を適切に評価するため、敷	級河川の後川は鮫ノ浦湾に, それ以外の河川は		
	地北側、西側及び南側並びに久慈川流域及び新	石巻湾側に流入しており、いずれの河川も発電		
	川流域の標高を考慮してモデル化する。	所とは標高100m 以上の山地で隔てられてい		
		る。これらの状況から、敷地への遡上波に影響		
		することはない。		
遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に	遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に	遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に	遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に	
当たっては,基準地震動に伴い地形変化及び標	当たっては、基準地震動SSに伴い地形変化及	当たっては、基準地震動Ssに伴い地形変化及	当たっては、基準地震動Ssに伴い地形変化及	
高変化が生じる可能性を踏まえ,基準地震動に	び標高変化が生じる可能性を踏まえ、数値シミ	び標高変化が生じる可能性を踏まえ、数値シミ	び標高変化が生じる可能性を踏まえ、入力津波	
より液状化するおそれがある埋戻土層及び新期	ュレーションへの影響を確認するため,数値シ	ユレーションへの影響を確認するため、数値シ	高さへの影響を確認するため、数値シミュレー	
砂層・沖積層等については,液状化による地盤	ミュレーションの条件として沈下なしの条件に	ミュレーションの条件として沈下なしの条件に	ションの条件として沈下無しの条件に加えて、	
の沈下量を設定し,数値シミュレーションの条	加えて、全ての砂層及び礫層に対して強制的な	加えて、盛土及び旧表土に対して揺すり込み及	埋戻土及び砂礫層に対して揺すり込み及び液状	
件として考慮する。また,基準地震動により斜	液状化を仮定し、地盤面を大きく沈下させた条	び液状化に伴い地盤を沈下させた条件について	化に伴い地盤を沈下させた条件についても考慮	
面が崩壊し,津波の遡上に影響を及ぼすおそれ	件についても考慮する。また、敷地内外の人工	も考慮する。また、発電所の港湾施設である防	する。また,防波壁両端部以外の敷地周辺斜面	
がある中央土捨場西側斜面及び荒浜側防潮堤内	構造物として、発電所の港湾施設である防波堤	波堤については、基準地震動Ssによる損傷が	の崩壊による入力津波高さへの影響を確認する	
敷地を取り囲む斜面については、斜面崩壊によ	並びに茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区	津波の遡上に影響を及ぼす可能性があるため,	ため、数値シミュレーションの条件として斜面	
る土砂の堆積形状を設定し,数値シミュレーシ	の防波堤がある。これらの防波堤については、	その防波堤の損傷の有無を数値シミュレーショ	崩壊なしの条件に加えて、敷地周辺の地滑り地	
ョンの条件として考慮する。さらに,発電所の	基準地震動SSによる形状変化が津波の遡上に	ンの条件として考慮する。この上で、これらの	形が判読されている地山の斜面について斜面崩	
坊波堤及び荒浜側防潮堤については,基準地震	影響を及ぼす可能性があるため、防波堤の形状	条件及び条件の組合せを考慮した数値シミュレ	壊させた条件についても考慮する。さらに、発	
動による損傷の可能性があることから,その有	変化の有無を数値シミュレーションの条件とし	ーションを実施し, 遡上域や津波水位を保守的	電所の防波堤については、基準地震動Ssによ	
無を数値シミュレーションの条件として考慮す	て考慮する。さらに、地盤の沈下の有無及び防	に設定する。	る損傷の可能性があることから,数値シミュレ	
る。この上で,これらの条件及び条件の組合せ	波堤の有無について、これらの組合せを考慮し		ーションの条件として防波堤有りの条件に加え	
を考慮した数値シミュレーションを実施し,遡	た数値シミュレーションを実施し、遡上域や津		て、防波堤がない条件についても考慮する。こ	
上域や津波水位を保守的に想定する。	波水位を保守的に設定する。		れらの条件を考慮した数値シミュレーションを	
			実施し、遡上域や津波水位を保守的に想定す	
基準津波の波源となる地震による広域的な地			<u>5</u>	
設変動については,上記b. のとおり,水位上				
昇側で考慮する波源のうち、日本海東縁部(2				
頂域モデル)に想定される地震では0.21m の沈				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
降を、海域の活断層(5断層連動モデル)に想				
定される地震では0.29m の沈降を, それぞれ数				
値シミュレーションの初期条件として考慮す				
る。				
また,初期潮位は,朔望平均満潮位 <u>T.M.S.L.</u>	初期潮位は、朔望平均満潮位T.P.+0.61mに2	初期潮位は、T.P.±0.0m (0.P.+0.74m) と	初期潮位は, <u>EL.±0.0m</u> とする。 <u>朔望平均満潮</u>	
<u>+0.49m</u> に潮位のばらつき <u>0.16m</u> を考慮して <u>T.</u>	011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量	する。朔望平均満潮位(O.P.+1.43m),潮位	<u>位 (EL.+0.58m) 及び潮位のばらつき (0.14</u>	
M.S.L.+0.65m とする。	として0.2mの沈降を考慮しT.P.+0.81mとす	のばらつき (0.16m) 及び東北地方太平洋沖型	m) は、数値シミュレーションによる津波水位	
	る。数値シミュレーショによる津波水位の算出	の地震による広域的な地殻変動量 (0.72m)	に加えることで考慮する。	
	に当たっては, 茨城県沖から房総沖に想定する	は、数値シミュレーションによる津波水位に加		
	プレート間地震に想定される広域的な地殻変動	えることで考慮する。		
	として0.31mの沈降を考慮する。また、潮位の			
	ばらつき0.18mについては数値シミュレーショ			
	ンにより求めた津波水位に加えることで考慮す			
	<u> 5</u>			
数値シミュレーション結果を第1.5-5 図及	数値シミュレーション結果を第1.4-2図に示	数値シミュレーション結果を第1.5-2 図に	数値シミュレーション結果を第1.5-5 図に示	
び第1.5-6 図に示す。	す。防潮堤等の津波防護施設がない場合は,敷	示す。防潮堤等の津波防護施設がない場合は,	す。施設護岸及び防波壁で最大を示した基準津	
第1.5-5 図は荒浜側防潮堤が損傷している	地の大部分が遡上域となる。このため、津波防	敷地の大部分が遡上域となる。このため、津波	波1 (斜面崩壊なし、地盤変状なし、防波堤な	
ことを前提とした際の,敷地高さT.M.S.L.+5m	護施設である防潮堤を設置し、設計基準対象施	防護施設である防潮堤を設置し、設計基準対象	しの条件)の最高水位分布では、潮位及び潮位	
の荒浜側防潮堤内敷地の最高水位分布であり,	設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	のばらつきを考慮して、最高水位は、敷地高さ	
最高水位は4 号炉タービン建屋の南西側でT.M.	く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	EL. +8.5mに対して施設護岸及び防波壁でE	
S.L.+6.9m (浸水深は2m 程度) となっている。	地に地上部から津波が到達、流入しない設計と	地に地上部から津波が到達、流入しない設計と	L.+11.9mとなっている。一方, 海域活断層上	
また,第1.5-6 図は発電所全体遡上域におけ	する。防潮堤周辺における遡上高さは、敷地前	する。防潮堤前面においては, 「防波堤あり,	昇側最大ケース(斜面崩壊なし、地盤変状な	
る最高水位分布であり、最高水位は大湊側敷地	面東側及び敷地側面北側においては, 「防波堤	基準地震動Ssによる地盤沈下あり」の組合せ	し、防波堤ありの条件)の最高水位分布では、	
の北側でT.M.S.L.+8.3m(浸水深は大湊側護岸	なし、基準地震動SSによる地盤沈下なし」の	で最高水位となり、その津波水位は0.P. +24.4	潮位及び潮位のばらつきを考慮して、最高水位	
部で最大6m 程度) となっている。	組合せで最高水位となり、敷地前面東側でT.P.	mとなる。	は,敷地高さEL.+8.5mに対して施設護岸及	
	+17.7m, 敷地側面北側でT.P.+15.2mとなる。		び防波壁でEL.+4.2mとなっている。したが	
	敷地側面南側においては、「防波堤なし、基		って,防波壁等の津波防護施設がない場合は,	
	準地震動SSによる地盤沈下あり」の組合せで		基準津波1により敷地の一部が遡上域となる。	
	最高水位となり、敷地側面南側でT.P.+16.6m		このため、津波防護施設である防波壁を設置	
	となる。		し、設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	
			常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区	
			画の設置された敷地に地上部から津波が到達,	
	また、数値シミュレーション結果より、津波		流入しない設計とする。	
	は久慈川流域及び新川流域に沿って遡上する			
	が,設計基準対象施設の津波防護対象設備(非			
	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区			
l	画の設置された敷地への流入はなく、河川から			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	の回り込みによる敷地への遡上波に対する影響			
	はない。			
なお、基準津波策定位置と港口の時刻歴波形	なお, 局所的な海面の固有振動の励起の評価	なお、津波による港湾内の局所的な海面の固	津波による港湾内の局所的な海面の固有振動	・評価結果の相違
を比較した結果, 局所的な海面の固有振動によ	に当たっては,発電所の海岸線の地形は,太平	有振動の励起の評価について、基準津波策定位	の励起について確認するため、湾口、湾中央,	【柏崎6/7,東海第二,女
る励起は生じていない。また、港口と港湾内で	洋に面して緩やかな弧状の地形となっており,	置と港口の時刻歴波形を比較した結果、局所的	湾奥西,湾奥東及び2号炉取水口の時刻歴波形	川 2 】
数値シミュレーションによる基準津波の最高水	基準津波策定位置と発電所の港口との間に湾,	な海面の固有振動による励起は生じていない。	を比較した。その結果、湾口から湾奥に向かう	島根2号炉は固有周期に
位分布及び時刻歴波形を比較した結果において	半島等の地形はないため、発電所の港口までの	また,数値シミュレーションによる発電所周辺	津波の伝搬先で水位のピーク値が大きくなり,	よる励起の影響が推察され
も、水位分布や水位変動の傾向に大きな差異は	間では局所的な海面の固有振動の励起は生じる	の最大水位上昇量分布から、港口部と港奥で大	一部地点(湾奥東)においては,上昇側のみピ	3
ないことから,局所的な海面の固有振動による	おそれはないことから、港湾内について評価す	きな差異や偏りはなく, 局所的な水位の高まり	<u>ーク値の増加が顕著に認められる。これらは、</u>	
励起は生じていない。	る。基準津波による港湾内の局所的な海面の固	は見られないとともに、港口部、港奥に位置す	湾口から湾奥に向かう津波の伝搬先の水深が浅	
	有振動の励起については、数値シミュレーショ	る1号炉取水口,2号炉取水口及び3号炉取水	くなることによる水位の増幅,海面の固有振動	
	ンによる発電所の港湾施設の港口, 泊地中央,	口前面における水位時刻歴波形の比較から,周	による励起及び隅角部における反射の影響であ	
	取水口前面等における基準津波の最高水位分布	期特性や時間経過に伴う減衰傾向に大きな差は	り、これらの影響は津波の数値シミュレーショ	
	及び時刻歴波形を比較した結果、それぞれの場	ないことから、港湾内の局所的な海面の固有振	<u>ンにおいて適切に再現されている。また、津波</u>	
	所の水位分布や水位変動の傾向に大きな差異が	動の励起は生じていない。	監視設備が設置されている取水槽内の水位変動	
	ないため、局所的な海面の固有振動の励起は生		は、取水口位置の水位変動を初期条件とした管	
	<u>じていない。</u>		路計算により算定していることから,励起の影	
			響が考慮されている。	
			なお、湾奥東の地点のように、ピーク値の増加	
			が顕著に認められる地点があり、海面の固有振	
			動による励起の可能性が否定できないことか	
			ら,入力津波の設定に当たっては,保守的な評	
			<u>価となるよう当該地点における最大の水位を一</u>	
			律に評価地点(施設護岸又は防波壁)の入力津	
			波高さとして設定している。	
発電所敷地について、その標高の分布と津波	敷地前面又は津波侵入方向に正対した面にお	発電所敷地について, その標高の分布と津波	発電所敷地について、その標高の分布と津波	
の遡上高さの分布を比較すると、遡上波が大湊	ける敷地及び津波防護施設について、その標高	の遡上高さの分布を比較すると、 <u>遡上波が敷地</u>	の遡上高さの分布を比較すると、防波壁等の津	
側及び荒浜側の護岸付近の敷地並びに荒浜側防	の分布と施設前面の津波の遡上高さの分布を比	に地上部から到達又は流入する可能性がある。	波防護施設がない場合は、遡上波が敷地に地上	
潮堤の損傷を想定した際には敷地高さT.M.S.L.	較すると、遡上波が敷地に地上部から到達又は	津波防護の設計に使用する入力津波は、敷地及	部から到達、流入する可能性がある。津波防護	
+5m の荒浜側防潮堤内敷地に地上部から到達又	流入する可能性がある。津波防護の設計に使用	びその周辺の遡上域、遡上経路の不確かさ及び	の設計に使用する入力津波は、敷地及びその周	
は流入する可能性がある。設計基準対象施設の	する入力津波は、敷地及びその周辺の遡上域、	施設の広がりを考慮して設定するものとする。	辺の遡上域、遡上経路の不確かさ及び施設の広	
津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)	伝播経路の不確かさ及び施設の広がりを考慮し	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	がりを考慮して設定するものとする。設計基準	
を内包する建屋及び区画の設置された敷地への	て設定するものとする。設計基準対象施設の津	取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の	対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備	
地上部からの到達又は流入の防止に係る設計又	波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を	設置された敷地への地上部からの到達及び流入	を除く。)を内包する建物及び区画の設置され	
は評価に用いる入力津波高さは, 荒浜側防潮堤	内包する建屋及び区画の設置された敷地への地	の防止に係る設計又は評価に用いる入力津波高	た敷地への地上部からの到達及び流入の防止に	
内敷地からの到達又は流入の防止に対しては荒	上部からの到達又は流入の防止に係る設計又は	さは, 0.P. +24.4mとする。	係る設計又は評価に用いる入力津波高さは、施	
浜側防潮堤内敷地における最高水位T.M.S.L.+	評価に用いる入力津波高さは,敷地前面東側に		設護岸及び防波壁でEL.+11.9mとする。	

6.9m とする。また、荒浜側防潮堤内敷地以外 おいてT.P.+17.9m, 敷地側面北側においてT.

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
からの到達又は流入に対しては発電所全体遡上	P. +15.4m, 敷地側面南側においてT.P. +16.8m			
域における最高水位T.M.S.L.+8.3m とする。	とする。			
なお、設計又は評価の対象となる施設等が設	なお、設計又は評価の対象となる施設等が設	なお、設計又は評価の対象となる施設等が設	なお、設計又は評価の対象となる施設等が設	評価結果の相違
置される敷地に地震による沈下が想定される場	置される敷地に地震による沈下が想定される場	置される敷地に地震による沈下が想定される場	置される敷地は、日本海及び輪谷湾に面して、	【柏崎6/7,東海第二,女
合には、後述する許容津波高さの設定において	合には,第1.4-1表に示す入力津波高さの設定	合には,第1.5-1 表に示す入力津波高さの設	堅固な地盤上にEL. +15.0mの防波壁を設置し	川 2]
敷地地盤の沈下を安全側に考慮する。発電所敷	において敷地地盤の沈下を安全側に考慮する。	定において敷地地盤の沈下を安全側に考慮す	ており、地震による沈下は想定されず、津波が	島根2号炉は、防波壁前
地各部における許容津波高さの設定において考		<u>3.</u>	敷地へ到達する可能性はない。一方,防波壁前	面の荷揚場を沈下させた数
<u>慮する地盤沈下条件を第1.5-2 表に示す。</u>			面に存在する埋戻土は地震時に沈下する可能性	値シミュレーションを実施
			があるため、防波壁前面(荷揚場)の地震によ	し、入力津波高さに影響が
			る沈下を想定した数値シミュレーションを実施	ないことを確認している
			した。その結果,入力津波高さに影響がないこ	
			とを確認したことから,防波壁前面(荷揚場)	
			の地震による沈下を考慮しない。	
d. 取水路・放水路等の経路からの流入に伴う	d. 取水路・放水路等の経路からの流入に伴う	 d. 取水路,放水路等の経路からの流入に伴う	 d. 取水路・放水路等の経路からの流入に伴う	
入力津波	入力津波	入力津波	入力津波	
取水路、放水路等からの流入に伴う入力津波		取水路,放水路等からの流入に伴う入力津波	取水路・放水路等からの流入に伴う入力津波	
は、流入口となる港湾内における津波高さにつ	は、流入口となる港湾内外における津波高さに	 は、流入口となる港湾内における津波高さにつ	 は,流入口となる港湾内における津波高さにつ	
いては、上記a. 及びb. に示した事項を考慮	ついては,上記a.及びb.に示した事項を考	 いては,上記a.及びb.に示した事項を考慮	 いては,上記a. 及びb. に示した事項を考慮し,	
し, 上記c. に示した数値シミュレーションに	慮し,上記 c. に示した数値シミュレーション	│ │し,上記c.に示した数値シミュレーションに	 上記c. に示した数値シミュレーションにより安	
より安全側の値を設定する。また、取水路及び	により安全側の値を設定する。また,取水ピッ	より安全側の値を設定する。また、取水路及び	 全側の値を設定する。また, <u>取水路及び放水路</u>	
放水路内における津波高さについては、各水路	ト,放水路,SA用海水ピット及び緊急用海水	放水路内における津波高さについては,各水路	内における津波高さについては,各水路の特性	
の特性を考慮した水位を適切に評価するため、	ポンプピットにおける津波高さについては、各	の特性を考慮した水位を適切に評価するため,	を考慮した水位を適切に評価するため、開水路	
開水路及び管路において非定常管路流の連続式	水路の特性を考慮した水位を適切に評価するた	開水路及び管路において非定常管路流の連続式	及び管路において非定常管路流の連続式及び運	
及び運動方程式を使用し、上記の港湾内におけ	め、開水路及び管路において非定常管路流の連	及び運動方程式を使用し、上記の港湾内におけ	動方程式を使用し、上記の港湾内における津波	
る津波高さの時刻歴波形を入力条件として管路	続式及び運動方程式を使用し、上記の港湾内及	る津波高さの時刻歴波形を入力条件として管路	高さの時刻歴波形を入力条件として管路解析を	
解析を実施することにより算定する。その際、	び放水口前面における津波高さの時刻歴波形を	解析を実施することにより算定する。その際、	実施することにより算定する。その際、取水口	
5号,6号及び7号炉の取水口から補機取水槽	入力条件として管路解析を実施することにより	1号炉の取水口から海水ポンプ室に至る系,2	から取水槽に至る系並びに放水口から放水槽に	
に至る系並びに放水口から5号,6号及び7号	算定する。その際, 取水口から取水ピットに至	号炉の取水口から海水ポンプ室に至る系,3号	至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表	
炉の放水庭に至る系をモデル化し,管路の形	る系、放水口から放水路ゲートに至る系及びS	炉の取水口から海水熱交換器建屋に至る系,1	面の状況に応じた損失を考慮するとともに、貝	
状、材質及び表面の状況に応じた損失を考慮す	A用海水ピット取水塔からSA用海水ピットを	号炉の放水口から放水立坑に至る系, 2号炉の	付着の有無及びポンプの稼働有無を不確かさと	
るとともに、貝付着の有無、スクリーンの有無	経て緊急用海水ポンプピットに至る系をモデル	放水口から放水立坑に至る系及び3号炉の放水	して考慮した計算条件とし、安全側の値を設定	・設備の相違
及びポンプの稼働有無を不確かさとして考慮し	化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じ	口から放水立坑に至る系をモデル化し、管路の	<u> </u>	【柏崎6/7,東海第二,女
た計算条件とし、安全側の値を設定する。	た損失を考慮するとともに、それぞれの系に応	形状、材質及び表面の状況に応じた損失を考慮		川2】
	じて, 貝付着の有無, スクリーンの有無及びポ	するとともに、貝付着の有無及びスクリーンの		島根2号炉のスクリーン
	ンプの稼働有無を不確かさとして考慮した計算	有無を不確かさとして考慮した計算条件とし,		は耐震性、耐津波性を有す
	条件とし、安全側の値を設定する。また、高潮	安全側の値を設定する。		る

ハザードの再現期間100年に対する期待値を考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
相崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 なお、非常用海水冷却系の取水性を確保するため、海水貯留堰を設置するとともに、補機取水槽の水位低下時には循環水ポンプを停止する運用を定めることから、水位の評価は海水貯留堰の存在を考慮に入れるとともに循環水ポンプの停止を前提として実施する。 また、T.M.S.L.+5mの荒浜側防潮堤内敷地とT.M.S.L.+12mの大湊側敷地をつなぐ経路となるケーブル洞道からの流入に伴う入力津波高さは、保守的にケーブル洞道内の最高水位が荒浜側防潮堤内敷地の最高水位(T.M.S.L.+6.9m)と同等になると仮定し、T.M.S.L.+6.9m とする。	東海第二発電所 慮して設定した参照する裕度以上となるように 津波荷重水位を設定する。入力津波高さと津波 荷重水位の関係より,第1.4-4表に各経路から の流入評価結果を示す。 なお,非常用海水ポンプの取水性を確保する ため,貯留堰を設置するとともに,取水ピット の水位低下時又は発電所を含む地域に大津波警 報が発表された場合,循環水ポンプ及び補機冷 却系海水系ポンプを停止する運用を定める。こ のため,取水路の入力津波高さの設定に当たっ ては、水位の評価は貯留堰の存在を考慮に入れ るとともに,循環水ポンプ及び補機冷却系海水 系ポンプの停止を前提として評価する。 また,敷地への流入を防ぐため放水路ゲート を設置するとともに,発電所を含む地域に大津 波警報が発表された場合,原則,循環水ポンプ 及び補機冷却系海水系ポンプの停止後,放水路 ゲートを閉止する手順等を整備する。このた め,放水路の入力津波高さの設定に当たって は,水位の評価は放水路ゲートの閉止を考慮に 入れるとともに,循環水ポンプ及び補機冷却系 海水系ポンプの停止を前提として評価する。	女川原子力発電所2号炉 なお、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、貯留堰を設置するとともに、取水ピットの水位低下時又は発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、循環水ポンプを停止する運用を定める。このため、海水ポンプ室の入力津波高さの設定に当たっては、水位の評価は貯留堰の存在を考慮に入れるとともに、循環水ポンプの停止を前提として実施する。	島根原子力発電所2号炉 なお、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、循環水ポンプを停止する運用を定める。このため、日本海東縁部に想定される地震による津波の取水路の入力津波高さの設定に当たっては、水位の評価は循環水ポンプの停止を前提として実施する。 また、1号炉取水槽に流路縮小工を設置することから、1号炉循環水ポンプの停止を前提とする。	・設備の相違 【柏崎6/7,東海第二,女 川2】 島根は1号炉取水槽に流 路縮小工を設置する
1.5.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 津波防護の基本方針は,以下の(1)から(5)のとおりである。 (1)設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において,基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また,取水路,放水路等の経路から流入させない設計とする。 (2)取水・放水施設,地下部等において,漏水する可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を	針 津波防護の基本方針は、以下の(1)~(5)のとおりである。 (1)設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。 (2)取水・放水施設、地下部等において、漏水	針 津波防護の基本方針は、以下の(1)から(5)の とおりである。 (1)設計基準対象施設の津波防護対象設備(非 常用取水設備を除く。下記(3)において同 じ。)を内包する建屋及び区画の設置された敷 地において、基準津波による遡上波を地上部か ら到達又は流入させない設計とする。また、取 水路、放水路等の経路から流入させない設計と する。	とおりである。 (1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。)を内包する建物及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路・放水路等の経路から流入させない設計とする。 (2) 取水・放水施設、地下部等において、漏水	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
限定して、重要な安全機能への影響を防止でき	限定して、重要な安全機能への影響を防止でき	限定して、重要な安全機能への影響を防止でき	限定して、重要な安全機能への影響を防止でき	
る設計とする。	る設計とする。	る設計とする。	る設計とする。	
(3) 上記2 方針のほか,設計基準対象施設の津	(3) 上記2方針のほか、設計基準対象施設の津	(3) 上記2方針のほか,設計基準対象施設の津	(3) 上記2方針のほか,設計基準対象施設の津	
波防護対象設備を内包する建屋及び区画につい	波防護対象設備を内包する建屋及び区画につい	波防護対象設備を内包する建屋及び区画につい	波防護対象設備を内包する建物及び区画につい	
ては、浸水防護をすることにより、津波による	ては、浸水防護をすることにより、津波による	ては、浸水防護をすることにより、津波による	ては、浸水防護をすることにより、津波による	
影響等から隔離可能な設計とする。	影響等から隔離可能な設計とする。	影響等から隔離可能な設計とする。	影響等から隔離可能な設計とする。	
(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	
全機能への影響を防止できる設計とする。	全機能への影響を防止できる設計とする。	全機能への影響を防止できる設計とする。	全機能への影響を防止できる設計とする。	
(5) 津波監視設備については、入力津波に対し	(5) 津波監視設備については、入力津波に対し	(5) 津波監視設備については,入力津波に対し	(5) 津波監視設備については,入力津波に対し	
て津波監視機能が保持できる設計とする。	て津波監視機能が保持できる設計とする。	て津波監視機能が保持できる設計とする。	て津波監視機能が保持できる設計とする。	
敷地の特性に応じた津波防護としては、基準	敷地の特性に応じた津波防護としては、基準	敷地の特性に応じた津波防護としては、基準	敷地の特性に応じた津波防護としては、基準	
津波による遡上波を地上部から到達又は流入さ	津波による遡上波を地上部から到達又は流入さ	津波による遡上波を地上部から到達又は流入さ	津波による遡上波を地上部から到達又は流入さ	
せない設計とするため,数値シミュレーション	せない設計とするため、数値シミュレーション	せない設計とするため,数値シミュレーション	せない設計とするため,数値シミュレーション	
<u>結果に基づき、遡上波が到達しない十分に高い</u>	に基づき、外郭防護として <u>防潮堤及び防潮扉</u> を	に基づき、外郭防護として <u>防潮堤</u> を設置する。	に基づき、外郭防護として防波壁及び防波壁通	・ 津波防護対策の相違
<u>敷地として、大湊側のT.M.S.L.+12m の敷地を</u>	設置する。 <u>防潮堤のうち鋼製防護壁には、鋼製</u>		<u>路防波扉</u> を設置する。	【柏崎6/7,東海第二,女
含め、 大湊側及び荒浜側の敷地背面のT. M. S.	防護壁と取水構造物の境界部からの津波の流入			川 2 】
L.+12m よりも高所の敷地から「浸水を防止す	を防止するために、1次止水機構及び2次止水			
る敷地」を設定する。その上で、設計基準対象	機構を多様化して設置する。			
施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除				
く。)を内包する建屋及び区画をこの敷地に設				
置することで、同建屋及び区画が設置された敷				
地への、遡上波の地上部からの到達及び流入を				
敷地高さにより防止する。「浸水を防止する敷				
地」を第1.5-7 図に示す。				
また, 取水路から津波を流入させない設計と	また,取水路,放水路等の経路から流入させ	また、取水路、放水路等の経路から流入させ	また、取水路 <u>,放水路等の経路</u> から津波を流	
するため、外郭防護として、タービン建屋の補	ない設計とするため、外郭防護として、 <u>取水路</u>	ない設計とするため、外郭防護として <u>2号炉海</u>	入させない設計とするため, 外郭防護として,	・ 津波防護対策の相違
機取水槽の上部床面に設けられた開口部に取水	に取水路点検用開口部浸水防止蓋,海水ポンプ	水ポンプ室スクリーンエリア, 3号炉海水ポン	1号炉取水槽に流路縮小工,屋外排水路に屋外	【柏崎6/7,東海第二,女
<u>槽閉止板</u> を設置する。	室に海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁,	プ室スクリーンエリア,2号炉放水立坑,3号	排水路逆止弁,2号炉取水槽に防水壁,水密扉	川 2]
	循環水ポンプ室に取水ピット空気抜き配管逆止	炉放水立坑及び3号炉海水熱交換器建屋取水立	及び床ドレン逆止弁を設置する。また、取水槽	
	弁,放水路に放水路ゲート及び放水路ゲート点	坑に防潮壁を設置し、1号炉取水路及び1号炉	及び屋外配管ダクト (タービン建物〜放水槽)	
	検用開口部浸水防止蓋, SA用海水ピットにS	放水路に取放水路流路縮小工, 2号炉補機冷却	の貫通部に対して止水処置を実施する。	
	A用海水ピット開口部浸水防止蓋,緊急用海水	海水系放水路の防潮壁横断部及び屋外排水路の		
	ポンプ室に緊急用海水ポンプピット点検用開口	防潮堤横断部(海側法尻部)に逆流防止設備,		
	部浸水防止蓋, 緊急用海水ポンプグランドドレ	3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアに水		
	ン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレ	密扉, 3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリ		
	ン排水口逆止弁並びに構内排水路に構内排水路	ア床開口部等に浸水防止蓋,海水ポンプ室補機		
	<u>逆流防止設備</u> を設置する。また, <u>防潮堤及び防</u>	ポンプエリア及び3号炉海水熱交換器建屋補機		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	潮扉下部貫通部に対して止水処置を実施する。	ポンプエリアの床開口部に逆止弁付ファンネル		
		を設置する。また、 <u>防潮壁の外側と内側のバイ</u>		
		パス経路となる2号炉海水ポンプ室スクリーン		
		エリア等の防潮壁下部貫通部に対して止水処置		
		を実施する。		
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	
用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する建物及び区画	
については、津波による影響等から隔離可能な	については、津波による影響等から隔離可能な	については、津波による影響等から隔離可能な	については、津波による影響等から隔離可能な	
設計とするため、内郭防護として、 <u>タービン建</u>	設計とするため、内郭防護として、 <u>海水ポンプ</u>	設計とするため、内郭防護として、 <u>海水ポンプ</u>	設計とするため、内郭防護として、 <u>タービン建</u>	・津波防護対策の相違
屋内の区画境界部及び他の建屋との境界部に水	室に海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋,	室補機ポンプエリアの浸水防護重点化範囲の境	物(復水器を設置するエリア)と浸水防護重点	【柏崎6/7,東海第二,女
密扉, 止水ハッチ, ダクト閉止板, 浸水防止ダ	常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部に	界に浸水防止壁を設置する。また,原子炉建屋	化範囲との境界に防水壁, 水密扉及び床ドレン	川 2]
クト及び床ドレンライン浸水防止治具の設置並	水密扉の設置並びにタービン建屋又は非常用海	及び制御建屋の浸水防護重点化範囲の境界に水	<u>逆止弁を設置し、</u> 貫通部止水処置を実施する。	
びに貫通部止水処置を実施する。	水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋境界	密扉,軽油タンクエリアの浸水防護重点化範囲	また,地震により損傷した場合に浸水防護重	
	地下階の貫通部、常設代替高圧電源装置用カル	の境界に浸水防止蓋を設置するとともに,原子	点化範囲へ津波が流入する可能性がある経路に	
	バートの立坑部の貫通部に対して止水処置を実	炉建屋,制御建屋及び軽油タンクエリアの浸水	対して、隔離弁を設置するとともに、バウンダ	
	施する。さらに、屋外の循環水系配管の損傷箇	防護重点化範囲の境界に貫通部止水処置を実施	<u>リ機能を保持するポンプ及び配管を設置する。</u>	
	所から非常用海水ポンプが設置されている海水	する。		
	ポンプ室への津波の流入を防止するため、海水			
	ポンプ室の壁の貫通部に対して止水処置を実施			
	する。			
引き波時の水位低下に対して、補機取水槽の	引き波時の水位の低下に対して、非常用海水	引き波時の水位の低下に対して,非常用海水		・津波防護対策の相違
水位が原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水	ポンプの取水可能水位を下回らないよう, 取水	ポンプの取水可能水位を下回らないよう, 取水		【柏崎6/7,東海第二,女
位を下回らないよう、海水貯留堰を設置する。	口前面の海中に貯留堰を設置する。	口底盤に貯留堰を設置する。		川 2]
地震発生後,津波が発生した場合に,その影	地震発生後,津波が発生した場合に,その影	地震発生後、津波が発生した場合に、その影	地震発生後,津波が発生した場合に,その影	島根2号炉は,津波襲来
響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備とし	響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備とし	響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備とし	響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備とし	前に循環水ポンプを停止
て、補機取水槽に取水槽水位計を、7 号炉の主	て、取水路に潮位計、取水ピットに取水ピット	て、海水ポンプ室補機ポンプエリアに取水ピッ	て、取水槽に取水槽水位計を、2号炉排気筒及	し、海水を確保することか
排気筒に津波監視カメラを設置する。	水位計並びに原子炉建屋屋上及び防潮堤上部に	ト水位計,原子炉建屋屋上及び防潮堤北側エリ	び3号炉北側の防波壁上部(東側・西側)に津	ら、貯留堰の設置を要しな
	津波・構内監視カメラを設置する。	アに津波監視カメラを設置する。	波監視カメラを設置する。	V
津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.5-	津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.4-	津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.5-	津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.5-	
3 表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防	2表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防	3 表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防	2 表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防	
護の概要を第1.5 <u>8</u> 図に示す。	護の概要を第1.4-3図に示す。	護の概要を第1.5-3 図に示す。	護の概要を第1.5-6 図に示す。	
1.5.1.3 敷地への浸水防止 (外郭防護1)	1.4.1.3 敷地への浸水防止(外郭防護 1)	1.5.1.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)	1.5.1.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)	
(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	(1) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止	
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	用取水設備を除く。)を内包する原子炉建屋,	用取水設備を除く。)を内包する原子炉建屋,	用取水設備を除く。)を内包する原子炉建物,	・設備の配置状況の相違
が設置されている敷地は, 「浸水を防止する敷	タービン建屋,使用済燃料乾式貯蔵建屋及び常	タービン建屋及び制御建屋は0.P.+13.8m の敷	制御室建物及び廃棄物処理建物はEL.+15.0m	【柏崎6/7,東海第二,女
<u>地」のうち敷地高さT.M.S.L.+12m の大湊側敷</u>	設代替高圧電源装置用カルバート並びに設計基	地に設置している。また,屋外には,0.P.+1	の敷地に設置している。また、タービン建物は	川 2 】
地であり、発電所全体遡上域における入力津波	準対象施設の津波防護対象設備のうち屋外設備	3.8m の敷地に排気筒,海水ポンプ室補機ポン	<u>EL.+8.5mの敷地に設置している。</u>	
<u>高さはT.M.S.L.+8.3m</u> である。このため、津波	である排気筒が設置されている敷地の高さはT.	プエリア,軽油タンクエリア (軽油タンク,燃	屋外には,EL.+15.0mの敷地にB-非常用	
の到達及び流入の防止に当たり許容可能な津波	P. +8m, 常設代替高圧電源装置置場が設置され	料移送ポンプ)及び復水貯蔵タンクを設置して	ディーゼル発電機(燃料移送系)を設置するエ	
高さ(以下1.では「許容津波高さ」とい	ている敷地の高さはT.P.+11m, 海水ポンプ室	いる。なお、原子炉建屋と接続するトレンチや	リア及び屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵	
う。) は, 地震による地盤沈下1.0m を考慮し	が設置されている敷地の高さはT.P.+3m, 非常	排気筒連絡ダクトは0.P.+13.8m の敷地の地下	タンク~原子炉建物)を設置しており,EL.	
ても入力津波高さを上回るため、津波による遡	用海水系配管が設置されている敷地高さはT.P.	部に設置している。	+8.5mの敷地にA-非常用ディーゼル発電機	
上波は地上部から到達,流入しない。また,高	<u>+3m~T.P.+8mであり、津波による遡上波が到</u>	海水ポンプ室補機ポンプエリアには,原子炉	(燃料移送系),高圧炉心スプレイ系ディーゼ	
潮ハザードの再現期間100 年に対する期待値を	<u>達、流入する高さに設置している。</u> このため、	補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機	ル発電機(燃料移送系)を設置するエリア,排	
踏まえた潮位に対しても、十分に余裕がある。	高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値	<u>冷却海水ポンプを0.P.+2.0m</u> に設置してい	気筒を設置するエリア及び屋外配管ダクト(タ	
	を踏まえた潮位を考慮した上で、 <u>敷地前面東側</u>	<u>3.</u>	ービン建物~排気筒,タービン建物~放水槽)	
	においては入力津波高さT.P.+17.9mに対して	これに対して、基準津波による遡上波が直接	を設置している。また,EL.+8.5mの敷地地	
	天端高さT.P.+20mの防潮堤及び防潮扉,敷地	敷地に到達、流入することを防止できるよう	下の取水槽に非常用海水ポンプを設置してい	
	側面北側においては入力津波高さT.P.+15.4m	<u>に,敷地高さ0.P.+13.8m</u> に,高さ約15m(0.	る。このため、高潮ハザードの再現期間100年	
	に対して天端高さT.P.+18mの防潮堤,敷地側	P. +29.0m)の防潮堤を設置する。	に対する期待値を踏まえた潮位を考慮した上	・津波防護対策の相違
	面南側においては入力津波高さT.P.+16.8mに	一方,防潮堤位置での入力津波高さは0.P.+	で, 施設護岸における入力津波高さEL.+11.	【柏崎6/7,東海第二,女
	対してT.P.+18mの防潮堤及び防潮扉を設置す	24.4m であり、防潮堤の高さには十分な裕度が	9mに対して,天端高さEL.+15.0mの防波壁及	川 2]
	<u>ることにより、</u> 津波が到達、流入しない設計と	あることから, 基準津波による遡上波が津波防	び防波壁通路防波扉を設置することにより、津	津波高さや敷地高さの違
	する。また、防潮堤のうち鋼製防護壁には、1	護対象設備に到達、流入することはない。ま	波が到達、流入しない設計とする。	いによる津波防護対策の相
	次止水機構を設置し、津波が到達、流入しない	た,高潮ハザードの再現期間100 年に対する期		違
	設計とする。	待値を踏まえた潮位に対しても、十分に余裕が		
		ある。		
なお、遡上波の地上部からの到達及び流入の	なお、遡上波の地上部からの到達及び流入の	なお, 遡上波の地上部からの到達及び流入の	また, 遡上波の地上部からの到達, 流入の防	・津波防護対策の相違
防止として, 地山斜面, 盛土斜面等は活用しな	防止として,地山斜面,盛土斜面等は活用しな	防止として,地山斜面,盛土斜面等は活用しな	止として,地山斜面を活用する。地山斜面は,	【柏崎 6/7,東海第二,女
<u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	<u>\(\frac{\frac{\chi_0}{\chi_0}}{\chi_0}\)</u>	<u> </u>	防波壁の高さEL.+15.0m以上の安定した岩盤	川 2 】
			とし、地震時及び津波時においても津波防護機	島根2号炉は,防波壁及
			能を十分に保持する構造とする。	び防波壁端部の地山により
				津波を防護している
(2) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入	(2) 取水路,放水路等の経路からの津波の流	(2) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入	(2) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入	
防止	入防止	防止	防止	
敷地へ津波が流入する可能性のある経路とし	敷地へ津波が流入する可能性のある経路とし	敷地へ津波が流入する可能性のある経路とし	敷地へ津波が流入する可能性のある経路とし	
ては、取水路、放水路、屋外排水路、電源ケー	ては、取水路、放水路、SA用海水ピット及び	ては、取水路、放水路、屋外排水路が挙げられ	ては、取水路、放水路及び屋外排水路が挙げら	・設備の配置状況の相違
ブルトレンチ及びケーブル洞道が挙げられる。	緊急用海水系の取水経路,構内排水路並びに防	る。これらの経路を第1.5-4 表に示す。	れる。これらの経路を第1. <u>5-3</u> 表 <u>,取水路及び</u>	【柏崎6/7,東海第二】
これらの経路を第1.5-4 表に示す。	潮堤及び防潮扉下部貫通部が挙げられる。これ		放水路の縦断図を第1.5-7図に示す。	
	らの経路を第1.4-3表に示す。			

備考 柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 東海第二発電所 女川原子力発電所2号炉 島根原子力発電所2号炉 特定した流入経路から、津波が流入する可能 特定した流入経路から、津波が流入する可能 特定した流入経路から、津波が流入する可能 特定した流入経路から、津波が流入する可能 性について検討を行い, 取水路, 放水路等の経 性について検討を行い、取水路、放水路等の経 性について検討を行い, 取水路, 放水路等の経 性について検討を行い, 取水路, 放水路等の経 路からの流入に伴う入力津波高さ及び高潮ハザ 路からの流入に伴う津波高さ及び高潮ハザード 路からの流入に伴う入力津波高さ及び高潮ハザ 路からの流入に伴う入力津波高さ及び高潮ハザ ードの再現期間100 年に対する期待値を踏まえ の再現期間100年に対する期待値を踏まえた潮 ードの再現期間100 年に対する期待値を踏まえ ードの再現期間100年に対する期待値を踏まえ た潮位に対しても、十分に余裕のある設計とす 位に対しても、十分に余裕のある設計とする。 た潮位に対しても、十分に余裕のある設計とす た潮位に対しても,十分に余裕のある設計とす 特定した流入経路から、津波が流入すること 特定した流入経路から、津波が流入すること 特定した流入経路から、津波が流入すること 特定した流入経路から、津波が流入すること を防止するため、浸水防止設備として補機取水 を防止するため、津波防護施設として放水路に を防止するため、津波防護施設として、2号炉 を防止するため、 津波防護施設として、1号 ・ 津波防護対策の相違 放水路ゲート,敷地側面北側及び敷地前面東側 槽の上部床面に設けられた開口部に取水槽閉止 海水ポンプ室スクリーンエリア, 3号炉海水ポ 炉取水槽に流路縮小工を設置する。また,浸水 【柏崎6/7、東海第二、女 ンプ室スクリーンエリア, 2号炉放水立坑, 3 板を設置する。 の防潮堤下部を貫通する構内排水路に構内排水 防止設備として,屋外排水路に屋外排水路逆止 **Ш2** 号炉放水立坑及び3号炉海水熱交換器建屋取水 路逆流防止設備を設置する。また,浸水防止設 弁、2号炉取水路の取水槽除じん機エリア天端 備として, 取水路に取水路点検用開口部浸水防 立坑の開口部に防潮壁を設置、1号炉取水路及 開口部に防水壁及び水密扉を, 2号炉取水槽床 止蓋,海水ポンプ室に海水ポンプグランドドレ び1号炉放水路に取放水路流路縮小工を設置す 面開口部に床ドレン逆止弁を設置し、2号炉取 ン排出口逆止弁,循環水ポンプ室に取水ピット る。また、浸水防止設備として、2号炉補機冷 水槽除じん機エリアと取水槽C/Cケーブルダ (C/C:コントロール 空気抜き配管逆止弁、放水路に放水路ゲート点 却海水系放水路の防潮壁横断部及び屋外排水路 クト及び2号炉取水槽除じん機エリアと2号炉 センタ) 検用開口部浸水防止蓋, SA用海水ピットにS の防潮堤横断部に逆流防止設備, 3号炉海水熱 取水槽海水ポンプエリア並びに2号炉放水槽と A用海水ピット開口部浸水防止蓋並びに緊急用 交換器建屋補機ポンプエリアから海水熱交換器 屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)との 海水ポンプピットに緊急用海水ポンプピット点 建屋取水立坑へのアクセス用入口に水密扉, 3 貫通部に対して止水処置を実施する。また、2 検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグラ 号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開 号炉の取水路及び放水路に接続する配管につい ンドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ 口部、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアか ては、内包する流体に対するバウンダリが形成 ら補機冷却系トレンチへのアクセス用入口, 2 室床ドレン排出口逆止弁を設置する。また,敷 されており、津波の流入経路とならない。な 地前面東側の防潮堤下部貫通部及び敷地側面南 号炉海水ポンプ室防潮壁及び3号炉海水ポンプ お、1号炉及び3号炉の取水路及び放水路の天 室防潮壁区画内の揚水井戸並びに3号炉補機冷 端開口高さは、入力津波高さ以上であり、津波 側の防潮扉下部貫通部に対して止水処置を実施 する。 却海水系放水ピットの開口部に浸水防止蓋,海 の流入経路とならない。 水ポンプ室補機ポンプエリア及び3号炉海水熱 交換器建屋補機ポンプエリアの床開口部に逆止 弁付ファンネルを設置し、2号炉海水ポンプ室 スクリーンエリア及び放水立坑エリアの防潮壁 下部貫通部, 3号炉海水ポンプ室スクリーンエ リア及び放水立坑エリアの防潮壁下部貫通部に 止水処置を実施する。 これらの浸水対策の概要について,第1.5-4 取水槽閉止板の配置及び概要について,第1. これらの津波対策の概要について,第1.4-3 これらの浸水対策の概要について,第1.5-8 5-9 図及び第1.5-10 図に示す。 図に示す。 ~第1.5-21 図に示す。 図~第1.5-10 図に示す。 また, 浸水対策の実施により, 特定した流入 また,浸水対策の実施により,特定した流入 また、浸水対策の実施により、特定した流入 また,浸水対策の実施により,特定した流入 経路からの津波の流入防止が可能であることを 経路からの津波の流入防止が可能であることを 経路からの津波の流入防止が可能であることを 経路からの津波の流入防止が可能であることを

確認した結果を第1.5-5 表に示す。

確認した結果を第1.5-5 表に示す。

確認した結果を第1.4-4表に示す。

上記のほか、東海発電所の取水路及び放水路

については、今後、その機能に期待しないこと

確認した結果を第1.5-4 表に示す。

上記のほか、1号炉放水連絡通路について

は、コンクリート及び埋戻土により埋め戻しを

・ 津波防護対策の相違

【柏崎6,7,女川2】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	から、コンクリート及び流動化処理土により埋		行うため、津波の流入経路とならない。	
	め戻しを行うため、津波の流入経路とはならな			
	٧٠°			
		なお、2号炉放水立坑及び3号炉放水立坑壁	なお, 2号炉放水路の循環水系配管の貫通部	
		<u>面の</u> 循環水系配管の貫通部は、コンクリート巻	は、コンクリート巻立てによる密着構造となっ	
		立てによる密着構造となっていることから津波	ていることから津波が流入することはない。	
		が流入することはない。		
1.5.1.4 漏水による重要な安全機能への影響防	~	1.5.1.4 漏水による重要な安全機能への影響防	1.5.1.4 漏水による重要な安全機能への影響防	
止(外郭防護2)	防止(外郭防護2)	止(外郭防護2)	止(外郭防護2)	
(1) 漏水対策	(1) 漏水対策	(1) 漏水対策	(1) 漏水対策	
取水・放水施設、地下部等における漏水の可		取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	取水・放水施設, 地下部等における漏水の可	
能性を検討した結果、取水路の入力津波高さが	能性を検討した結果、海水ポンプ室には海水ポ	て, 取水・放水施設及び地下部等における漏水	能性を検討した結果、取水槽海水ポンプエリア	
海水ポンプ(循環水ポンプ、原子炉補機冷却海	ンプグランドドレン排出口逆止弁、循環水ポン	の可能性を検討した結果、海水ポンプ室につい	及び取水槽循環水ポンプエリアには、床ドレン	
水ポンプ及びタービン補機冷却海水ポンプ)を	プ室には取水ピット空気抜き配管逆止弁、緊急	ては、入力津波が取水口から流入する可能性が	逆止弁を設置しており、入力津波高さが逆止弁	
設置する取水槽及び補機取水槽の上部床面高さ	用海水ポンプ室には緊急用海水ポンプグランド	<u>あるため</u> ,漏水が継続することによる浸水の範	を設置している床面の高さを上回り、当該部で	
を上回り、各床面に隙間部等が存在する場合に		囲(以下「浸水想定範囲」という。)として想	漏水が継続する可能性がある。	
は当該部で漏水が生じる可能性があることか	ドレン排出口逆止弁が設置されており,入力津	定する。		
ら,各海水ポンプの設置エリア及び連接する原	波高さがこれらの逆止弁を設置している床面の	浸水想定範囲への浸水の可能性のある経路と		
子炉補機冷却水系熱交換器を設置するエリア	高さを上回り、当該部で漏水が継続する可能性	して、海水ポンプ室に貫通部が存在することか		
を,漏水が継続することによる浸水の範囲とし	がある。	ら、浸水防止設備として床開口部に逆止弁付フ		
て想定する(以下1. では、この範囲を「浸水	海水ポンプ室には重要な安全機能を有する非	アンネルを設置する。また、漏水により津波の	取水槽海水ポンプエリアには重要な安全機能	
想定範囲」という。)。 <u>浸水想定範囲を第1.5</u>	常用海水ポンプが設置されていることから、海	浸水経路となる可能性がある逆止弁付ファンネ	を有する非常用海水ポンプが設置されているこ	
-11 図に示す。	水ポンプ室を漏水が継続することによる浸水の	ルについては、浸水想定範囲の浸水量評価にお	とから、取水槽海水ポンプエリアを漏水が継続	
	範囲(以下1.4において「浸水想定範囲」とい	いて考慮する。これらの浸水対策の概要につい	することによる浸水の範囲(以下1.4において	
	う。)として想定する。	て, 第1.5-22 図に示す。	「浸水想定範囲」という。)として想定する。	
	また、循環水ポンプ室において漏水が継続し		また、取水槽循環水ポンプエリアには重要な	
	た場合には、隣接する海水ポンプ室に浸水する		安全機能を有する非常用海水系の配管等が設置	
	可能性があり、重要な安全機能に影響を及ぼす		されていることから,浸水想定範囲として想定	
	可能性があることから,浸水想定範囲として想		<u> </u>	
	定する。			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	なお、緊急用海水ポンプ室には、重大事故等			・設備の相違
	に対処するために必要な設備である緊急用海水			【東海第二】
	ポンプが設置されていることから,「1.4.2.4			島根2号炉に同様な設備
	漏水による重大事故等に対処するために必要			はない
	な機能への影響防止(外郭防護 2)」におい			
	て、漏水による浸水量を評価し、重大事故等に			
	対処するために必要な機能への影響を確認す			
	<u>3.</u>			
取水設備の構造上の特徴等を考慮して各取水	取水構造物の構造上の特徴等を考慮して,海	なお, 取水・放水設備の構造上の特徴を考慮	取水設備の構造上の特徴等を考慮して取水	
槽及び <u>補機</u> 取水槽 <u>上部</u> 床面における漏水の可能	水ポンプ室床面及び循環水ポンプ室床面におけ	して、漏水の可能性を検討した結果、床面等に	槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエ	
性を検討した結果、各床面における隙間部等と	る漏水の可能性を検討した結果、床面における	おける <u>隙間</u> 部として挙げられる <u>循環水ポンプ及</u>	リア床面における漏水の可能性を検討した結	
して挙げられる <u>各</u> 海水ポンプのグランド部, <u>ベ</u>	開口部等として挙げられる海水ポンプグランド	び補機冷却海水ポンプのグランド部並びに据付	果、床面における <u>開口</u> 部等として挙げられる海	・設備の相違
ント管及びドレン管, 取水槽閉止板の止水部並	<u>ドレン排出口</u> 及び取水ピット空気抜き配管につ	部については、グランドパッキンによる締付け	水ポンプのグランド部及び雨水排水口につい	【柏崎6/7】
びに補機取水槽のベント管については、いずれ	いては、逆止弁を設置する設計上の配慮を施し	やフランジ取り合い部を取付ボルトで密着する	て, グランド部に対しては, パッキンやボルト	島根2号炉の海水ポンプ
もパッキンやボルトによるシール等の設計上の	ており、漏水による浸水経路とならない。 海水	構造としていること, 取水ピット水位計の据付	によるシール等の設計上の配慮を、雨水排水口	にベント管やドレン管等は
配慮を施しており、漏水による浸水経路となら	ポンプ室及び循環水ポンプ室の浸水防護設備の	部は、フランジ取り合い部を取付ボルトで密着	については、床ドレン逆止弁を設置する設計上	敷設されていない
ない。	概要を第1.4-4図に示す。	する構造としていることから漏水による浸水経	の配慮を施しており、漏水による浸水経路とな	
		路とはならない。	らない。	
なお、各海水ポンプのグランドドレンはグラ		また、補機冷却海水ポンプのグランドドレン	なお、各海水ポンプのグランドドレンはグラ	・設備の相違
ンドドレン配管を介してタービン建屋の地下に		の排水については逆止弁付ファンネルを経由し	ンドドレン配管を取水槽循環水ポンプエリア及	【柏崎6/7】
設けられたドレンサンプに排水されるが、ドレ		た排水とすることから、漏水による浸水経路と	び取水槽海水ポンプエリア内に開放し、床ドレ	島根2号炉の海水ポンプ
ンサンプを海域と連接しない構成とすること		はならない。	ン逆止弁を経由した排水とすることから、漏水	は屋外にあり, 取水槽の側
で、津波がグランドドレン配管を逆流して建屋			による浸水経路とならない。	溝に排水している
に流入することのない設計とする。				
	また,上記以外の取水構造物,放水路及びS			・設備の配置状況の相違
	A用海水ピット取水塔から緊急用海水ポンプピ			【東海第二】
	ットに至る系の特徴等を考慮して漏水の可能性			
	を検討した結果、壁面、床面等における隙間部			
	等として挙げられる浸水防止蓋、放水路ゲート			
	及び構内排水路逆流設備の座面、ポンプのグラ			
	ンド部並びに貫通部については、いずれもガス			
	ケット、パッキン等のシール材やボルトによる			
	密閉等の設計上の配慮を施しており、漏水によ			
	る浸水経路とはならない。			
以上より、設計基準対象施設の津波防護対象	以上より、設計基準対象施設の津波防護対象		以上より、設計基準対象施設の津波防護対象	
設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建	設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建		設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建	
屋及び区画への漏水による浸水の可能性はな	屋及び区画への漏水の可能性はない。		物及び区画への漏水による浸水の可能性はな	
V'o	上記のほか,防潮堤のうち鋼製防護壁には,		<u>Vie</u>	・津波防護対策の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	鋼製防護壁と取水構造物との境界部から津波の			【東海第二】
	流入を防止するため、外郭防護1として1次止			
	水機構を設置するが、1次止水機構からの漏水			
	又は保守に伴う取外し時の津波の流入を防止す			
	るため、外郭防護2として2次止水機構を設置			
	することにより,設計基準対象施設の津波防護			
	対象設備を内包する建屋及び区画が設置された			
	敷地への漏水を防止する。			
(2) 安全機能への影響確認	(2) 安全機能への影響評価	(2) 安全機能への影響確認	(2) 安全機能への影響確認	
	海水ポンプ室には、重要な安全機能を有する	2号炉海水ポンプ室には、重要な安全機能を	取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポ	
	屋外設備である非常用海水ポンプが設置されて	有する屋外設備である原子炉補機冷却海水ポン	ンプエリアには、重要な安全機能を有する屋外	
	いるため、海水ポンプ室を防水区画化する。	プ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが	設備である非常用海水ポンプ及び非常用海水系	
		設置されているため、海水ポンプ室補機ポンプ	の配管等が設置されているため、取水槽海水ポ	
		エリアのうち、原子炉補機冷却海水ポンプ	ンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアを防	
		(A) (C)室、原子炉補機冷却海水ポンプ	水区画化する。なお、取水槽循環水ポンプエリ	
		(B) (D) 室及び高圧炉心スプレイ補機冷却	ア内に浸水により機能喪失する設備が無いこと	
		海水ポンプ室を防水区画化する。	を確認した。	
上記(1)より設計基準対象施設の津波防護対	上記(1)より,設計基準対象施設の津波防護	2号炉海水ポンプ室補機ポンプエリアの逆止	上記(1)より,設計基準対象施設の津波防護	
象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する	3 対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包す	<u>弁付ファンネルについては</u> ,漏水による浸水経	対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包す	
建屋及び区画への漏水による浸水の可能性はな	る建屋及び区画への漏水による浸水の可能性は	路となることから,浸水量を評価し,安全機能	る建物及び区画への漏水による浸水の可能性は	
いが、保守的な想定として、各海水ポンプのク	グ ないが、保守的な想定として、海水ポンプグラ	への影響がないことを確認する。	ないが、取水槽床ドレン逆止弁に津波が到達し	・事象想定の相違
ランドドレン配管の詰まりやベント・ドレン	② ンドドレン排出口逆止弁からの設計上の許容漏		た場合に、漏水が発生することを考慮し、各浸	【柏崎6/7,東海第二】
<u>管の破損</u> を考慮し、各浸水想定範囲における	浸 えい量 <u>及び逆止弁の弁体(フロート)の開固着</u>		水想定範囲における浸水を仮定する。その上	保守的に想定する事象の
水を仮定する。その上で、浸水想定範囲である	る <u>による動作不良</u> を考慮し、浸水想定範囲におけ		で、重要な安全機能を有する非常用海水ポンプ	相違
原子炉補機冷却海水ポンプ,タービン補機冷却	到 る浸水を仮定する。その上で重要な安全機能を		について、漏水による取水槽海水ポンプエリア	
海水ポンプ,循環水ポンプ及び原子炉補機冷却	到 有する非常用海水ポンプについて、漏水による		における浸水量を評価し、安全機能への影響が	
水系熱交換器を設置するエリアに隣接する, 「	原 海水ポンプ室における浸水量を評価し、安全機		ないことを確認する。浸水想定範囲ごとに防水	
子炉補機冷却水系や原子炉補機冷却海水系の	と 能への影響がないことを確認する。		区画化するエリアを整理した一覧を第1.5-5表	
器、非常用所内電源設備等の重要な安全機能	また、循環水ポンプ室の取水ピット空気抜き		に,浸水想定範囲を第1.5-11図に防水区画化の	
有する設備を設置するエリアを水密扉,堰等に	こ 配管逆止弁についても、逆止弁からの設計上の		範囲を第1.5-12図に示す。	
より防水区画化する。なお、浸水想定範囲の	方 許容漏えい量及び逆止弁の弁体(フロート)の			
ち循環水ポンプを設置するエリアについては,	開固着による動作不良を考慮し、浸水想定範囲		また、取水槽循環水ポンプエリアに隣接する	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	
後述する「1.5.1.5 設計基準対象施設の津波	における浸水を仮定する。その上で循環水ポン		取水槽海水ポンプエリアへの浸水の影響を評価	
防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離	プ室における漏水が, 隣接する海水ポンプ室へ		し、安全機能への影響がないことを確認する。	
(内郭防護)」で、循環水配管伸縮継手の破損	の浸水の影響を評価し、安全機能への影響がな			
による溢水等を想定して浸水対策を実施する方	いことを確認する。			
針としており、漏水に対する防水区画化はこの				
浸水対策に包含される。浸水想定範囲ごとに防				
水区画化するエリアを整理した一覧を第1.5-6				
表に示す。また,防水区画化の範囲を第1.5-				
12 図に示す。				
また、浸水想定範囲内にある重要な安全機能				
を有する設備について、漏水による浸水量を評				
価し、安全機能への影響がないことを確認す				
る。				
(3) 排水設備設置の検討	(3) 排水設備の検討	 (3) 排水設備設置の検討	(3) 排水設備設置の検討	
上記(2)において浸水想定範囲である各海水	上記(2)において浸水想定範囲のうち重要な	上記(2)において浸水想定範囲のうち重要な	上記(2)において浸水想定範囲のうち重要な	
ポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ、タービン	安全機能を有する非常用海水ポンプが設置され	 安全機能を有する非常用海水ポンプが設置され	安全機能を有する非常用海水ポンプが設置され	
補機冷却海水ポンプ及び循環水ポンプ)及び原	ている海水ポンプ室で長期間冠水することが想	│ │ている原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)	 ている取水槽海水ポンプエリアで長期間浸水す	
子炉補機冷却水系熱交換器を設置するエリアで	定される場合は、排水設備を設置する。	室,原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室	ることが想定される場合は、排水設備を設置す	
長期間冠水が想定される場合は、排水設備を設		及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室で	る。	
置する。		長期間冠水することが想定される場合は、排水		
		設備を設置する。		
1.5.1.5 設計基準対象施設の津波防護対象設備	1.4.1.5 設計基準対象施設の津波防護対象設備	 1.5.1.5 設計基準対象施設の津波防護対象設備	 1.5.1.5 設計基準対象施設の津波防護対象設備	
を内包する建屋及び区画の隔離(内郭防護)	を内包する建屋及び区画の隔離(内郭防護)	を内包する建屋及び区画の隔離(内郭防護)	を内包する建物及び区画の隔離(内郭防護)	
(1) 浸水防護重点化範囲の設定	(1) 浸水防護重点化範囲の設定	(1) 浸水防護重点化範囲の設定	(1) 浸水防護重点化範囲の設定	
浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、タ		浸水防護重点化範囲として,原子炉建屋,制	浸水防護重点化範囲として,原子炉建物,タ	・設備の配置状況の相違
ービン建屋のうち非常用海水冷却系を設置する	用済燃料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、常設代	御建屋、海水ポンプ室補機ポンプエリア、軽油	ービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエ	【柏崎6/7,東海第二,女
エリア, コントロール建屋及び廃棄物処理建屋	替高圧電源装置置場,常設代替高圧電源装置用	タンクエリア、復水貯蔵タンク、トレンチ、排	リア)、廃棄物処理建物(耐震Sクラスの設備	川2】
並びに屋外設備である燃料設備の一部(軽油タ	カルバート及び非常用海水系配管を設定する。	気筒及び排気筒連絡ダクトを設定する。	を設置するエリア)、制御室建物(耐震Sクラ	- -
ンク及び燃料移送ポンプ)を設置する区画を設			スの設備を設置するエリア), 取水槽海水ポン	
定する。			プエリア、取水槽循環水ポンプエリア、屋外配	
			管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉	
			建物、タービン建物~排気筒及びタービン建物	
			~放水槽),A-非常用ディーゼル発電機(燃	
			料移送系),Bー非常用ディーゼル発電機(燃	
			料移送系),高圧炉心スプレイ系ディーゼル発	
			電機(燃料移送系)及び排気筒を設置するエリ	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
			<u>ア</u> を設定する。	
(a) 73 Lutter 4 Lutter a let Elevis 12 13 L. Lu				
(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対	(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水	(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対	(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対	
策	対策	策 -	策	
津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量	津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量	津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量	津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量	
については、地震による溢水の影響も含めて確	については、地震による溢水の影響も含めて確	については、地震による溢水の影響も含めて確	については、地震による溢水の影響も含めて確	
認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能	認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能	認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能	認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能	
性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を	性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を	性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を	性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を	
実施する。	実施する。	実施する。	実施する。	
具体的には、タービン建屋内において発生す	具体的には、溢水防護での影響評価に示され	具体的には、タービン建屋内において発生す	具体的には、タービン建物(復水器を設置す	
る地震による循環水配管等の損傷箇所からの津	<u>るように</u> ,タービン建 <u>屋内</u> において発生する地	る地震に伴う循環水系配管等の損傷箇所からの	<u>るエリア)</u> において発生する地震による循環水	
波の流入等が,浸水防護重点化範囲へ影響する	震による循環水系配管等の損傷箇所からの津波	津波の流入等が、隣接する浸水防護重点化範囲	<u>系</u> 配管等の損傷箇所からの津波の流入等が,浸	
ことを防止するため、浸水防護重点化範囲の境	の流入等が,浸水防護重点化範囲(原子炉建	〜影響することを防止するため、 <u>その</u> 境界に <u>配</u>	水防護重点化範囲(タービン建物(耐震Sクラ	
界に水密扉,止水ハッチ,ダクト閉止板,浸水	<u>屋</u>)へ影響することを防止するため、 <u>タービン</u>	<u>管等の貫通部への止水処置等</u> を実施する。	スの設備を設置するエリア)、原子炉建物、取	
防止ダクト及び床ドレンライン浸水防止治具の	建屋と隣接する原子炉建屋の地下階の貫通部に		<u>水槽循環水ポンプエリア)</u> へ影響することを防	
設置並びに貫通部止水処置を実施する。	対して止水処置を実施する。		止するため、浸水防護重点化範囲の境界に <u>防水</u>	・津波防護対策の相違
			壁、水密扉及び床ドレン逆止弁を設置し、貫通	【柏崎6/7,東海第二,女
			部止水処置を実施する。	川 2 】
	屋外の循環水系配管の損傷箇所から海水ポン	同様にタービン補機冷却海水系配管を敷設す	また,浸水防護重点化範囲へ津波が流入する	・設備の設置状況の相違
	プ室への津波の流入を防止するため,海水ポン	る補機冷却系トレンチ及びタービン補機冷却水	可能性がある経路に対して、隔離弁を設置する	【東海第二,女川2】
	プ室貫通部止水処置を実施する。屋外の非常用	系熱交換器・ポンプ室において発生する地震に	とともにバウンダリ機能を保持するポンプ及び	
	海水系配管(戻り管)の破損箇所から津波の流	伴うタービン補機冷却海水系配管の損傷箇所か	配管を設置する。	
	<u>入を防止するため、海水ポンプ室ケーブル点検</u>	らの津波の流入等が,隣接する浸水防護重点化		
	口浸水防止蓋及び常設代替高圧電源装置用カル	範囲へ影響することを防止するため、その境界		
	バート原子炉建屋側水密扉を設置するととも	に水密扉の設置及び配管等の貫通部への止水処		
	に,原子炉建屋境界貫通部,海水ポンプ室貫通	置等を実施する。		
	部及び常設代替高圧電源装置用カルバート(立	地震に伴う屋外タンクの破損により生じる溢		
	坑部) 貫通部に止水処置を実施する。	水が浸水防護重点化範囲へ影響することを防止		
		するため、海水ポンプ室補機ポンプエリア周り		
		に浸水防止壁,軽油タンクエリアに貫通部止水		
		処置及び浸水防止蓋を設置する。		
	 また,溢水の拡大防止対策として設けるイン	また、溢水の拡大防止対策として追加設置す	 なお,溢水の拡大防止対策として設置するイ	
	ターロック(復水器水室出入口弁の閉止,循環	るインターロック(復水器水室出入口弁の全	ンターロック(循環水ポンプの停止、循環水ポ	 (復水器水室入口弁は津波
	水ポンプ出口弁の閉止及び循環水ポンプの停	開,循環水ポンプの停止,タービン補機冷却海	ンプ出口弁の閉止及び復水器水室出入口弁の閉	の流入を防止する設備では
	止) についても、影響評価において考慮する。	水ポンプの停止及びタービン補機冷却海水ポン	止) についても、影響評価において考慮する。	ないが、溢水量の低減設備
		プ吐出弁の全閉)についても、影響評価におい		であり、地震時のタービン
		て考慮する。		建物(復水器を設置するエ
実施に当たっては,以下a.からe.の影響を	 実施に当たっては,以下 a. <u>~</u> e. の影響を	実施に当たっては,以下a. ~f. の影響を	実施に当たっては,以下a.からf.の影響を考	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
考慮する。	考慮する。	考慮する。	慮する。	ることから記載)
a. 地震に起因するタービン建 <u>屋内の</u> 復水器を	a. 地震に起因するタービン建 <u>屋内の</u> 循環水系	a. 地震に起因するタービン建 <u>屋内の主</u> 復水器	a. 地震に起因するタービン建物 (復水器を設	
設置するエリアに敷設する循環水配管伸縮継手	配管の伸縮継手の破損並びに耐震Bクラス及び	を設置するエリアに敷設する循環水系配管伸縮	置するエリア)に敷設する循環水系配管の伸縮	
の破損及び低耐震クラス機器の損傷により、保	Cクラス機器の損傷により、保有水が溢水する	継手の破損により、津波が循環水系配管に流れ	継手を含む低耐震クラス機器及び配管の損傷に	
有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放	とともに、津波が取水ピット及び放水ピットか	込み、循環水系配管の損傷箇所を介してタービ	より、保有水が溢水するとともに、津波が取水	
水庭から循環水配管に流れ込み、循環水配管の	ら循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の伸	ン建屋内に流入することが考えられる。	<u>槽及び放水槽</u> から循環水 <u>系</u> 配管 <u>等</u> に流れ込み,	・設備の配置状況の相違
損傷箇所を介して、タービン建 <u>屋内の</u> 復水器を	<u>縮継手の</u> 損傷箇所を介して、タービン建 <u>屋内</u> に		循環水系配管等の損傷箇所を介して、タービン	【柏崎6/7,東海第二,女
設置するエリアに流入することが考えられる。	流入することが考えられる。		建物 (復水器を設置するエリア) に流入するこ	JII 2]
			とが考えられる。	島根2号炉は、タービン
このため、上記エリア内に流入した海水によ	このため、タービン建屋内に流入した海水に	このため, <u>タービン建屋</u> に流入した <u>津波</u> によ	このため、タービン建物(復水器を設置する	補機海水系配管が該当する
る浸水防護重点化範囲(タービン建屋内の非常	よる、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化	り,タービン建 <u>屋内</u> に隣接する浸水防護重点化	エリア)内に流入した海水によるタービン建物	
用海水冷却系を設置するエリア,原子炉建屋,	範囲 (原子炉建屋) への影響を評価する。	範囲 (原子炉建屋、制御建屋) への影響を評価	(復水器を設置するエリア) に隣接する浸水防	
コントロール建屋及び廃棄物処理建屋)への影		する。	護重点化範囲 (タービン建物 (耐震 S クラスの	
響を評価する。			設備を設置するエリア)、原子炉建物及び取水	
			<u> 槽循環水ポンプエリア)</u> への影響を評価する。	
		b. 地震に起因するタービン <u>建屋タービン補機</u>	b. 地震に起因するタービン建物(耐震Sクラ	
		冷却水系熱交換器・ポンプ室及びタービン補機	スの設備を設置するエリア)に敷設するタービ	
		冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ	ン補機海水系配管を含む低耐震クラスの機器及	
		内のタービン補機冷却海水系配管の破損によ	び配管の損傷により、保有水が溢水するととも	
		り、津波がタービン補機冷却海水系配管の損傷	に、津波が取水槽及び放水槽からタービン補機	
		箇所を介してタービン建屋及びタービン補機冷	海水系配管等の損傷箇所を介して、タービン建	
		却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ内	物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)に	
		に流入することが考えられる。	流入することが考えられる。	
		このため、タービン補機冷却海水系配管を敷	このため、タービン建物(耐震Sクラスの設	
		設する補機冷却系トレンチ及びタービン建屋内	<u>備を設置するエリア)に流入した海水による浸</u>	
		に流入した <u>津波</u> により、 <u>タービン建屋に隣接す</u>	水防護重点化範囲(タービン建物(耐震Sクラ	・設備の配置状況の相違
		<u>る</u> 浸水防護重点化範囲 <u>(原子炉建屋,制御建屋</u>	スの設備を設置するエリア)、原子炉建物及び	【女川2】
		及び海水ポンプ室補機ポンプエリア)への影響	取水槽循環水ポンプエリア)への影響を評価す	島根2号炉の取水槽循環
		を評価する。	<u>z.</u>	水ポンプエリアが浸水防護
				重点化範囲である
b. 地震に起因するタービン建屋内の循環水ポ	b. 地震に起因する循環水ポンプ室の循環水系	c. 地震に起因する海水ポンプ <u>室</u> 循環水ポンプ	c. 地震に起因する <u>取水槽</u> 循環水ポンプエリア	
ンプを設置するエリアに敷設する循環水配管伸	配管の伸縮継手の破損により、津波が取水ピッ	エリアの循環水系配管伸縮継手の破損により,	の循環水系配管の伸縮継手を含む低耐震クラス	
縮継手の破損及び低耐震クラス機器の損傷によ	上から循環水系配管に流れ込み、循環水系配管	津波が循環水系配管に流れ込み、循環水系配管	機器及び配管の損傷により、保有水が溢水する	
り、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽	の伸縮継手の破損箇所を介して、循環水ポンプ	伸縮継手の損傷箇所を介して、海水ポンプ室循	とともに、津波が取水槽から循環水系配管等に	・設備の配置状況の相違
及び放水庭から循環水配管に流れ込み、循環水	室内に流入することが考えられる。	環水ポンプエリア内に流入することが考えられ	流れ込み, <u>循環水系配管等</u> の損傷箇所を介し	【柏崎6/7,東海第二,女
配管の損傷箇所を介して、タービン建屋内の循		る。	て、取水槽循環水ポンプエリアに流入すること	JII 2]

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
環水ポンプを設置するエリアに流入することが			が考えられる。	島根2号炉は、タービン
考えられる。				補機海水系配管が該当する
このため、上記エリア内に流入した海水によ	このため、循環水ポンプ室内に流入した海水	このため、 <u>隣接する</u> 浸水防護重点化範囲(海	このため、取水槽循環水ポンプエリア内に流	・設備の配置状況の相違
る浸水防護重点化範囲 (タービン建屋内の非常	による, <u>隣接する</u> 浸水防護重点化範囲 <u>(海水ポ</u>	水ポンプ室補機ポンプエリア)への影響を評価	入した海水による浸水防護重点化範囲(取水槽	【柏崎6/7,東海第二,女
用海水冷却系を設置するエリア,原子炉建屋,	ンプ室)への影響を評価する。	する。	循環水ポンプエリア, 取水槽海水ポンプエリア	川 2 】
コントロール建屋及び廃棄物処理建屋)への影			及びタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置	島根2号炉の取水槽循環
響を評価する。			するエリア))への影響を評価する。	水ポンプエリアが浸水防護
				重点化範囲である
c. 地震に起因するタービン補機冷却水系熱交	c. 地震に起因する屋外に敷設する非常用海水			・設備の配置状況の相違
換器を設置するエリアに敷設するタービン補機	系配管(戻り管)の損傷により、海水が配管の			【柏崎6/7】
冷却海水配管及び低耐震クラス機器の損傷によ	損傷箇所を介して、設計基準対象施設の津波防			島根2号炉では、タービ
り、保有水が溢水するとともに、津波が補機取	護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置			ン補機冷却系熱交換器はタ ービン建物(耐震Sクラス
水槽からタービン補機冷却海水配管に流れ込 み、タービン補機冷却海水配管の損傷箇所を介	された敷地に流入することが考えられる。この ため、敷地に流入した津波による浸水防護重点			の設備を設置するエリア)
して、タービン建屋内のタービン補機冷却水系	化範囲(原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建			にあり, b. に含まれる
熱交換器を設置するエリアに流入することが考	屋、海水ポンプ室、常設代替高圧電源装置置			【東海第二】
えられる。このため、上記エリア内に流入した	場、常設代替高圧電源装置用カルバート及び非			島根2号炉の戻り配管を
海水による浸水防護重点化範囲(タービン建屋	常用海水系配管)への影響を評価する。			はタービン建物(耐震Sク
内の非常用海水冷却系を設置するエリア,原子				ラスの設備を設置するエリ
炉建屋, コントロール建屋及び廃棄物処理建				ア) にあり, b. に含まれる
屋) への影響を評価する。				
		d. 地震に起因する海水ポンプ室補機ポンプエ	d. 地震に起因する取水槽海水ポンプエリアに敷	
		田 ・ 地震に起因する海水ホンク <u>無</u> 無機 か スクエー リア に 設置 する タービン 補機 冷却 海水系の 低耐	設するタービン補機海水系配管等を含む低耐震	
		震クラス機器及び配管の破損により、津波が海	クラスの機器及び配管の損傷により、保有水が	
		水ポンプ室補機ポンプエリアのタービン補機冷	溢水するとともに、津波が取水槽海水ポンプエ	
		却海水ポンプ室に流入することが考えられる。	リアに流入することが考えられる。	
		このため、隣接する浸水防護重点化範囲(海	このため、取水槽海水ポンプエリア内に流入	・設備の配置状況の相違
		水ポンプ室補機ポンプエリアの原子炉補機冷却	した海水による浸水防護重点化範囲(取水槽海	【女川2】
		海水ポンプ室及び高圧炉心スプレイ補機冷却海	水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリ	島根 2 号炉の取水槽海水
		水ポンプ室)への影響を評価する。	ア)への影響を評価する。	ポンプエリアが浸水防護重
				点化範囲である
d. 地下水については、地震時の地下水の流入	d. 地下水については,地震時の地下水の流入	e. 地下水については,地震時の地下水の流入	e. 地下水については,地震時の地下水の流入	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評	が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評	が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評	が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評	
価する。	価する。	価する。	価する。	
e. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による	e. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による	f. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による	f. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による	
溢水が,浸水防護重点化範囲へ与える影響につ	溢水が,浸水防護重点化範囲へ与える影響につ	溢水が、浸水防護重点化範囲へ与える影響につ	溢水が、浸水防護重点化範囲へ与える影響につ	
いて評価する。	いて評価する。	いて評価する。	いて評価する。	
(3) 上記(2)a. から <u>e.</u> の浸水範囲及び浸水量	(3) 上記(2) a. <u>~ e.</u> の浸水範囲 <u>,</u> 浸水量 <u>の</u>	(3) 上記(2) a. <u>~</u> f. の浸水範囲及び浸水量	(3) 上記(2)a. <u>からf.</u> の浸水範囲及び浸水量に	
については、以下のとおり安全側の想定を実施	評価については、以下のとおり安全側の想定を	については,以下のとおり安全側の想定を実施	ついては,以下のとおり安全側の想定を実施す	
する。	実施する。	する。	る。	
a. 復水器を設置するエリアにおける機器・配	a. タービン建屋内の機器・配管の損傷による	a. 主復水器を設置するエリアにおける機器・	a. タービン建物 (復水器を設置するエリア)	
管の損傷による津波, 溢水等の事象想定	津波、溢水等の事象想定	配管の損傷による津波、溢水等の事象想定	における機器・配管の損傷による津波,溢水等 の事象想定	
タービン建屋内の復水器を設置するエリアに	タービン建屋内における溢水については、循	タービン建屋内の主復水器を設置するエリア	タービン建物 (復水器を設置するエリア)	
おける浸水については、循環水配管伸縮継手の	環水系配管の伸縮継手の全円周状の破損(リン	における浸水は、循環水系配管伸縮継手の全円	における浸水については、循環水系配管伸縮継	
全円周状破損を想定し、漏えいを検知して循環	グ状破損)並びに地震に起因する耐震Bクラス	周状破損を想定する。このため、インターロッ	手の全円周状の破損を含む低耐震クラス機器及	
水ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量	及びCクラス機器の破損を想定する。このた	ク(原子炉スクラム及びタービン建屋復水器室	び配管の損傷を想定する。このため、インター	
ポンプ停止から復水器出入口弁が閉止するまで	め、インターロック(地震加速度大による原子	の漏えい信号で作動)により、循環水ポンプが	ロック(地震大による原子炉スクラム及びター	
の間に生じる循環水配管の損傷箇所からの津波	「 「 に な う ら な な な な な な な な な な な な な な な な な	停止するまでの間に生じる溢水量、ポンプ停止	ビン建物の漏えい信号で作動)により循環水ポ	
の流入量及び低耐震クラス機器の損傷による保	えい信号で作動)による循環水ポンプの停止及	から復水器水室出入口弁が閉止するまでの間に	ンプが停止し、循環水ポンプ出口弁及び復水器	
有水の溢水量を合算した水量が、同エリアに滞	び復水器水室出入口弁の閉止までの間に生じる	生じる循環水系配管の損傷箇所からの流入量及	水室出入口弁が閉止するまでの間に生じる溢水	
留するものとして浸水水位を算出する。	溢水量を考慮する。また、溢水源となり得る機	び低耐震クラス機器の損傷による保有水の溢水	量並びにタービン補機海水系を含む低耐震クラ	
	器の保有水による溢水量を考慮する。以上の溢	量を合算した水量が、同エリアに滞留するもの	ス機器及び配管の損傷による保有水の溢水量を	
	水量を合算した水量が、タービン建屋空間部に	として浸水水位を算出する。	合算した水量が、同エリアに滞留するものとし	
	滞留するものとして溢水水位を算出する。		て浸水水位を算出する。	
	なお、インターロックによって、津波の襲来	なお、インターロックによって、津波の襲来	なお、循環水系及びタービン補機海水系に設	
	前に復水器水室出入口弁を閉止することによ	前に復水器水室出入口弁を閉止することによ	置するインターロックによって、津波の襲来前	
	り、津波の流入を防止できるため、津波の流入	り、津波の流入を防止できるため、津波の流入	に循環水ポンプ出口弁、復水器水室出口弁及び	
	は考慮しない。	は考慮しない。	タービン補機海水ポンプ出口弁を閉止すること	
			により、津波の流入を防止できるため、津波の	
			流入は考慮しない。	
		b. タービン <u>補機冷却海水系</u> を設置するエリア	b. タービン建物(<u>耐震Sクラスの設備</u> を設置す	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		における機器・配管の損傷による津波、溢水等	るエリア)…における機器・配管の損傷による津	
		の事象想定	波,溢水等の事象想定	
		タービン補機冷却海水系配管を敷設する補機	タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置す	・設備の配置状況の相違
		冷却系トレンチ及びタービン建屋タービン補機	<u>るエリア)の低耐震クラスであるタービン補機</u>	【女川2】
		冷却水系熱交換器・ポンプ室における浸水は,	海水系配管等の損傷により、津波が損傷箇所を	島根2号炉は、タービン
		タービン補機冷却海水系配管の全円周状破損を	<u>介してタービン建物(耐震Sクラスの設備を設</u>	建物(耐震Sクラスの設備
		想定する。このため、インターロック(原子炉	置するエリア)に流入することを防止するた	を設置するエリア)は浸水
		スクラム及びタービン補機冷却海水系配管を敷	め, 基準地震動Ssによる地震力に対して配管	防護重点化範囲であり,津
		設する補機冷却系トレンチの漏えい信号又は原	のバウンダリ機能を保持する。また、タービン	波の流入を防止する対策を
		子炉スクラム及びタービン建屋タービン補機冷	補機海水系配管(放水配管)及び液体廃棄物処	実施
		却水系熱交換器・ポンプ室の漏えい信号で作	理系配管に隔離弁(逆止弁)を設置することに	
		動)により、タービン補機冷却海水ポンプが停	より、津波の流入は考慮しない。	
		止するまでの間に生じる溢水量、ポンプ停止か		
		らタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁が閉止す		
		るまでの間に生じるタービン補機冷却海水系配		
		管の損傷箇所からの流入量及び低耐震クラス機		
		器の損傷による保有水の溢水量を合算した水量		
		が、同エリアに滞留するものとして浸水水位を		
		<u>算出する。</u>		
		なお、インターロックによって、津波の襲来		
		前にタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁を閉止		
		することにより、津波の流入を防止できるた		
		め、津波の流入は考慮しない。		
b. 循環水ポンプを設置するエリアにおける機	b. 循環水ポンプ室内の機器・配管の損傷によ	c. 海水ポンプ室循環水ポンプエリアにおける	c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける機器・	
器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想	配管の損傷による津波,溢水等の事象想定	
		定		
タービン建屋内の循環水ポンプを設置するエ	循環ポンプ室内における循環水系配管の溢水	海水ポンプ室循環水ポンプエリアの低耐震ク	取水槽循環水ポンプエリアの低耐震クラスで	・設備の配置状況の相違
リアにおける浸水については, 循環水配管伸縮	については、循環水系配管の伸縮継手の全円周	ラスである循環水系配管伸縮継手の破損によ	ある循環水系配管伸縮継手の全円周状の破損を	【柏崎6/7】
継手の全円周状破損を想定し、循環水ポンプの	<u>状の破損(リング状破損)</u> を想定する。このた	り、津波が海水ポンプ室循環水ポンプエリア内	含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷によ	島根2号炉は、タービン
電動機が水没するまでポンプの運転が継続する	め,循環水ポンプの運転による溢水が循環水ポ	に流入することを防止するため、基準地震動S	り、津波が損傷箇所を介して取水槽循環水ポン	建物(耐震Sクラスの設備
ものとして、ポンプが停止するまでの間に生じ	ンプ室へ流入して滞留する水量を算出し、隣接	sによる地震力に対して機器及び配管 <u>の耐震性</u>	プエリアに流入することを防止するため,基準	を設置するエリア)は浸水
る溢水量が同エリアに滞留するものとして浸水	する浸水防護重点化範囲に浸水しないことを確	評価を実施し、バウンダリ機能を維持すること	地震動Ssによる地震力に対してポンプ及び配	防護重点化範囲であり、津
水位を算出する。なお、同エリアにおいて循環	認する。なお、インターロック(地震加速度大	から津波の流入は考慮しない。	管のバウンダリ機能を保持する。また, タービ	波の流入を防止する対策を
水配管が破損した後は、循環水ポンプの吐出に	による原子炉スクラム及び循環水ポンプ室の漏		ン補機海水ポンプ出口弁にインターロックによ	実施
よる溢水により浸水水位が6 号及び7 号炉取水	えい信号で作動) によって、津波の襲来前に循		<u>る弁閉止対策を実施する(電動弁)ことによ</u>	
口前面の入力津波高さ以上に上昇することか	環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁を閉		り,津波の流入は考慮しない。	
ら,本事象による最高水位は津波に依存しな	止することにより、津波の流入を防止できるた			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<u> </u>	め津波の流入は考慮しない。			
		│ │ d. 海水ポンプ室補機ポンプエリアにおける機	 d. 取水槽海水ポンプエリアにおける機器・配	
		器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定	管の損傷による津波、溢水等の事象想定	
		海水ポンプ室補機ポンプエリアの低耐震クラ	取水槽海水ポンプエリアの低耐震クラスであ	
		スであるタービン補機 <u>冷却</u> 海水系機器及び配管	るタービン補機海水系配管等の損傷により、津	
		の破損により、津波が海水ポンプ室補機ポンプ	波が損傷箇所を介して取水槽海水ポンプエリア	
		エリア内に流入することを防止するため、基準	に流入することを防止するため、基準地震動S	
		地震動S s による地震力に対して機器及び配管	s による地震力に対してポンプ及び配管のバウ	
		の耐震性評価を実施し、バウンダリ機能を維持	ンダリ機能を保持することから津波の流入は考	
		することから津波の流入は考慮しない。	慮しない。	
c. タービン補機冷却水系熱交換器を設置する	<u>c. 非常用海水系配管(戻り管)の損傷による</u>			・設備の配置状況の相違
エリアにおける機器・配管の損傷による津波, 溢水等の事象想定	<u>津波, 溢水等の事象想定</u> <u>屋外における非常用海水系配管(戻り管)か</u>			【柏崎6/7】 島根2号炉のタービン補
<u>価水等の事象心定</u> タービン建屋内のタービン補機冷却水系熱交	<u> </u>			機冷却系熱交換器はタービ
換器を設置するエリアにおける浸水について	運転を想定する。このため、その定格流量が溢			ン建物(耐震Sクラスの設
は、タービン補機冷却海水配管の完全全周破断	水し、設計基準対象施設の津波防護対象設備			備を設置するエリア)にあ
を想定し、損傷による保有水の溢水量及び損傷	(非常用取水設備を除く。) の設置された敷地			り, b. に含まれる
箇 所からの津波の流入量を合算した水量が同工	に流入したときの浸水防護重点化範囲への影響			【東海第二】
リアに滞留するものとして浸水水位を算出す	を確認する。なお、津波の襲来前に放水路ゲー			島根2号炉の戻り配管は
<u>3.</u>	トを閉止することから, 非常用海水系配管(戻			タービン建物(耐震Sクラ
	り管)の放水ラインの放水路側からの津波の流			スの設備を設置するエリ
	入は防止できるため、津波の流入は考慮しな			ア) にあり, b. に含まれる
	<u>\(\lambda \cdot \)</u>			
1 機甲,副黨の根佐原上又海冲法工具の老庫	1 機界,可燃根/旬/アトフ海洲31 人具の本序	- 機里・副笠の根佐きとて海池法1貝の老声	- 168円・町笠の根佐)ァトフ油油法1月の老声	
d. 機器・配管の損傷による津波流入量の考慮 上記a., b. 及びc. における機器・配管の	d. 機器・配管損傷による津波浸水量の考慮 上記 a. 及びb. における循環水系配管の損	e.機器・配管の損傷による津波流入量の考慮 上記 a. における循環水系配管の損傷につい	e. 機器・配管の損傷による津波流入量の考慮 上記 a. における循環水系配管の損傷につい	・津波防護対策の相違
損傷によるタービン建屋への津波流入量につい	場については、津波が襲来する前に循環水ポン	ては、津波が襲来する前に循環水ポンプを停止	工記者・における循環水系配官の損傷に与い ては、津波が襲来する前に循環水ポンプを停止	【柏崎6/7】
ては、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の	プを停止し、復水器水室出入口弁及び循環水ポ	し、復水器水室出入口弁を閉止するインターロ	し、循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁	島根2号炉は津波の流入
繰返しの襲来を考慮し、タービン建屋の浸水水	ンプ出口弁を閉止するインターロックを設け、	ックを設け、津波を流入させない設計とするこ	を閉止するインターロックを設け、津波を流入	を防止する対策を実施する
位は津波等の流入の都度上昇するものとして計	津波を流入させない設計とすることから、津波	とから、津波の浸水量は考慮しない。	させない設計とすることから、津波の浸水量は	ことから、津波の浸水量は

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
算する。また、取水槽及び放水庭の水位が低い	の浸水量は考慮しない。 <u>また</u> ,上記 c. におけ	上記b. におけるタービン補機冷却海水系配	考慮しない。	考慮しない
場合、流入経路を逆流してタービン建屋外へ流	<u>る非常用海水系配管(戻り管)の損傷について</u>	管の損傷については、津波が襲来する前にター	また、タービン補機海水系配管の損傷につい	
出する可能性があるが、保守的に一度流入した	は、津波が襲来する前に放水路ゲートを閉止	ビン補機冷却海水ポンプを停止し、タービン補	ては、津波が襲来する前にタービン補機海水ポ	
ものはタービン建屋外へ流出しないものとして	し、放水ラインの放水路側からの津波の流入を	機冷却海水ポンプ吐出弁を閉止するインターロ	ンプ出口弁を閉止するインターロックを設け,	
評価する。	防止する設計とすることから, 津波の浸水量は	ックを設け、津波を流入させない設計とするこ	津波を流入させない設計とすることから, 津波	
	考慮しない。	とから、津波の浸水量は考慮しない。	の浸水量は考慮しない。	
		上記c., d. における屋外の循環水系及び	上記 b. におけるタービン補機海水系配管	
		タービン補機冷却海水系機器,配管について	(放水配管) 及び液体廃棄物処理系配管につい	
		は、基準地震動Ssによる地震力に対する <u>耐震</u>	ては,隔離弁(逆止弁)を設置し,隔離弁(逆	
		性評価を実施し、バウンダリ機能を維持し、津	止弁)から放水槽までの範囲は,基準地震動S	
		波を流入させない設計とすることから、津波の	sによる地震力に対してバウンダリ機能を保持	
		浸水量は考慮しない。	し,津波を流入させない設計とすることから,	
			津波の浸水量は考慮しない。	
			また,原子炉補機海水系配管(放水配管),	
			高圧炉心スプレイ補機海水系配管(放水配管)	
			については、基準地震動Ssによる地震力に対	
			してバウンダリ機能を保持し、津波を流入させ	
			ない設計とすることから、津波の浸水量は考慮	
			<u></u>	
			上記c. における取水槽循環水ポンプエリアの	
			循環水系配管(伸縮継手部含む)は基準地震動	
			Ssによる地震力に対してバウンダリ機能を保	
			持し、津波を流入させない設計とすることか	
			ら、津波の浸水量は考慮しない。また、タービ	
			ン補機海水系配管の損傷については,津波が襲	
			来する前にタービン補機海水ポンプ出口弁を閉	
			止するインターロックを設け、津波を流入させ	
			ない設計とすることから、津波の浸水量は考慮	
			<u>しない。</u>	
			上記d. における取水槽海水ポンプエリアのタ	
			一ビン補機海水系及び除じん系のポンプ及び配	
			管は基準地震動Ssによる地震力に対してバウ	
			ンダリ機能を保持し、津波を流入させない設計	
			とすることから、津波の浸水量は考慮しない。	
			バウンダリ機能を保持する機器、配管及び隔離	
			弁(電動弁,逆止弁)の設置箇所の概要を第1.	
			5-13図に示す。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
e. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮	e. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮	f. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮	f. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮	
上記a., b. 及びc. における浸水量につい	上記a., b. 及びc. における機器・配管	上記a. 及びb. における機器・配管等の損	上記a., b., c.及びd.における機器・配管等の	
ては、内部溢水等の事象想定も考慮して算定す	等の損傷による浸水範囲,浸水量については,	傷による浸水範囲、浸水量については、内部溢	損傷による浸水範囲,浸水量については,内部	
る。	損傷箇所を介したタービン建屋への津波の流	水等の事象想定も考慮して算定する。	溢水等の事象想定も考慮して算定する。	
	入, 内部溢水等の事象想定も考慮して算定す			
	る。			
f. 地下水の流入量の考慮	f. 地下水の溢水影響の考慮	g. 地下水の流入量の考慮	g. 地下水の流入量の考慮	
地下水の流入については、別途実施する「1.	地下水については、複数のサブドレンピット	地下水の流入については、揚水ポンプの停止	地下水の流入については,別途実施する「1.	
7 溢水防護に関する基本方針」の影響評価にお	及び排水ポンプにより排水することができる。	により建屋周囲の水位が地表面まで上昇するこ	7 溢水防護に関する基本方針」の影響評価にお	
いて、地震時の排水ポンプの停止により建屋周	<u>また、地震時の排水</u> ポンプの停止により建 <u>屋</u>	とを想定し,建屋外周部における貫通部止水	いて、地震時の地下水排水ポンプの停止により	
囲の水位が周辺の地下水位まで上昇することを	周囲の地下水位が地表面まで上昇することを想	処置等を実施して建屋内への流入を防止する設	建物周囲の水位が地表面まで上昇することを想	
想定し、建屋外周部における貫通部止水処置等	定し,建屋外周部における貫通部止水処置等を	計としている。このため、地下水による浸水防	定し、建物外周部における貫通部止水処置等を	
により建屋内への流入を防止する設計としてい	実施して建屋内への流入を防止する設計として	護重点化範囲への有意な影響はない。なお、地	実施して建物内への流入を防止する設計として	
るため、地下水による浸水防護重点化範囲への	いる。このため、地下水による浸水防護重点化	下水位低下設備については, 基準地震動Ssに	いる。このため、地下水による浸水防護重点化	
有意な影響はない。	範囲への有意な影響はない。	よる地震力に対して耐震性を確保する設計とす	範囲への有意な影響はない。なお、地下水位低	
		る。	下設備については, 基準地震動Ssによる地震	
なお, 地震による建屋の地下部外壁の貫通部	地震による建屋の地下階外壁の貫通部等から	地震による建屋の地下階外壁の貫通部等から	力に対して耐震性を確保する設計とする。	
等からの流入については、浸水防護重点化範囲	の流入については, 浸水防護重点化範囲の評価	の流入については,浸水防護重点化範囲の評価	地震による建物の地下階外壁の貫通部等から	
への影響を安全側に考慮する。	に当たって, 地下水の影響を安全側に考慮す	に当たって、地下水の影響を安全側に考慮す	の流入については,浸水防護重点化範囲の評価	
	る。	る。	に当たって, 地下水の影響を安全側に考慮す	
			る。	
g. 屋外タンクの損傷による溢水等の事象想定	g. 屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想	h. 屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想	h. 屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想	
	定	定	定	
屋外の溢水については,別途実施する「1.7	屋外タンクの損傷による溢水については、地	屋外タンクの損傷による溢水については、地	屋外タンクの損傷による溢水については,別	
溢水防護に関する基本方針」の影響評価におい	震時の屋外タンクの溢水により浸水防護重点化	震時の屋外タンクの溢水により建屋周囲が浸水	途実施する「1.7 溢水防護に関する基本方針」	
工, 地震時の屋外タンクの溢水により建屋周囲	<u>範囲に</u> 浸水することを想定し、 <u>海水ポンプ室ケ</u>	することを想定し、海水ポンプ室補機ポンプエ	の影響評価における,地震時の屋外タンクの溢	・評価結果及び対策の相違
が浸水することを想定し、建屋外周部における	ーブル点検口に浸水防止蓋,常設代替高圧電源	リア周りに浸水防止壁,軽油タンクエリアに貫	水により建物周囲が浸水することを想定した場	【柏崎6/7,東海第二,女
貫通部止水処置等により建屋内への流入を防止	装置用カルバートの立坑部の開口部に水密扉を	通部止水処置及び浸水防止蓋を設置するため,	合に対し、原子炉建物、廃棄物処理建物及びB	川 2 】
する設計としているため、屋外の溢水による浸	設置するとともに,原子炉建屋境界貫通部,海	浸水防護重点化範囲への影響はない。	<u>ー非常用ディーゼル発電機(燃料移送系)を設</u>	
水防護重点化範囲への影響はない。_	水ポンプ室貫通部及び常設代替高圧電源装置用		置するエリアの各扉付近の開口部の下端高さが	
	カルバートの立坑部の貫通部に止水処置をする		高い位置にあること、 A-非常用ディーゼル発	
	ため、浸水防護重点化範囲の建屋又は区域に浸		電機(燃料移送系), 高圧炉心スプレイ系ディ	
	入することはない。		ーゼル発電機(燃料移送系)及び排気筒を設置	
			するエリアについては,防水壁及び水密扉を設	
			置することから、屋外の溢水による浸水防護重	
			点化範囲への影響はない。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
			なお、タービン建物については、外壁にある扉	
			付近の水位が扉の設置位置を超えるが、開口部	
			下端高さを超える水位の継続時間が短く,流入	
			する溢水は少量であり、タービン建物(耐震S	
			<u>クラスの設備を設置するエリア)の溢水を貯留</u>	
			できる空間容積より十分小さいことから、屋外	
			の溢水による浸水防護重点化範囲への影響はな	
			<u> </u>	
h. 施設・設備施工上生じうる隙間部等につい	h. 施設・設備施工上生じうる隙間部等につい	i. 施設・設備施工上生じうる隙間部等につい	i. 施設・設備施工上生じうる隙間部等につい	
ての考慮	ての考慮	ての考慮	ての考慮	
津波及び溢水により浸水を想定する建屋地下	津波及び溢水により浸水を想定するタービン	津波及び溢水により浸水を想定するタービン	津波及び溢水により浸水を想定するタービン	
部において、施工上生じうる建 <u>屋間等</u> の隙間部	建屋と原子炉建屋地下部の境界において、施工	建屋と隣接する原子炉建屋及び制御建屋の境	建物と隣接する原子炉建物及び取水槽循環水ポ	
には,止水処置を行い,浸水防護重点化範囲へ	上生じうる建屋間の隙間部には、止水処置を行	界, 1号炉制御建屋と隣接する制御建屋の境	ンプエリアの地下部の境界において,施工上生	
の浸水を防止する設計とする。	い,浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設	界,補助ボイラー建屋と隣接する制御建屋の境	じうる建物間等の隙間部には止水処置を行い,	
	計とする。	界,屋外と隣接する軽油タンクエリアの境界に	浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計と	
		おいて、施工上生じうる建屋間の隙間部には止	する。	
		水処置を行い,浸水防護重点化範囲への浸水を		
		防止する設計とする。		
 1.5.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要	1.4.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重	 1.5.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要	 1.5.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要	
な安全機能への影響防止	要な安全機能への影響防止	な安全機能への影響防止	な安全機能への影響防止	
(1) 非常用海水冷却系の取水性	(1)非常用海水ポンプの取水性	(1) 非常用海水冷却系の取水性	(1) 非常用海水ポンプの取水性	
基準津波による水位の低下に対して,非常用		基準津波による水位の低下に対して,非常用	基準津波による水位の低下に対して,非常用	
 海水冷却系の海水ポンプである原子炉補機冷却		 海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要	 海水ポンプが機能保持でき,かつ,冷却に必要	
海水ポンプが機能保持でき、かつ同系による冷		 な海水が確保できる設計とする。	 な海水が確保できる設計とする。	
却に必要な海水が確保できる設計とする。				
具体的には,引き波による水位低下時におい		具体的には,引き波による水位低下時におい		・津波防護対策の相違
ても,原子炉補機冷却海水ポンプの継続運転が		- ても,非常用海水ポンプの継続運転が十分可能		【柏崎 6/7,東海第二,女
十分可能なよう,6号及び7号炉の取水口前面				JII 2]
に海水を貯水する海水貯留堰を設置する。		(天端高さ0. P. −6. 3m)を設置し、この場合に		島根2号炉は循環水ポン
海水貯留堰は天端高さをT. M. S. L3.5m とし,	基準津波による水位の低下に対して、非常用	おける基準津波による水位の低下に伴う取水路	基準津波による水位の低下に伴う取水路の特	プを停止運用とすることに
この場合における基準津波による水位の低下に	海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するた	の特性を考慮した非常用海水ポンプ位置の評価	性を考慮した非常用海水ポンプ位置の評価水位	より海水貯留堰の設置を要
伴う原子炉補機冷却海水ポンプの位置での津波	め,水路の特性を考慮して,開水路及び管路に	水位を適切に算出するため、開水路及び管路に	を適切に算定するため、開水路及び管路におい	しない
高さを、取水路の特性を考慮して適切に算定	ついて非定常管路流の連続式及び運動方程式を	ついて一次元非定常流の連続式及び運動方程式	て非定常管路流の連続式及び運動方程式を用い	
するため, 「1.5.1.1(3)d. 取水路・放水路等	用いて数値シミュレーションを実施する。	を用いて数値シミュレーションを実施する。	て管路解析を実施する。	
の経路からの流入に伴う入力津波」に示した管	その際,貯留堰がない状態で,取水口,取水	その際、取水口から海水ポンプ室に至る経路	その際,取水口から取水槽に至る経路をモデ	
路解析を実施する。これにより算出された補機	B及び取水ピットに至る経路をモデル化し,粗	をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状	 ル化し,管路の形状,材質及び表面の状況に応	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
取水槽の津波高さが、海水貯留堰の天端高さを	度係数,貝の付着代及びスクリーン損失を考慮	況に応じた摩擦係数,貝付着,スクリーン損失	じた摩擦損失,貝付着を考慮するとともに,防	
下回る時間として想定される時間のうち、最大	するとともに、防波堤の有無及び潮位のばらつ	及び防波堤の有無を考慮するとともに、潮位の	波堤の有無及び潮位のばらつきの加算により安	
の約16 分間にわたり原子炉補機冷却海水ポン	きの加算による安全側に評価した値を用いる	ばらつきを考慮する。	全側に評価した値を用いる。	
プが全台(6 台)運転を継続した場合において	等,数値計算上の不確かさを考慮した評価を実			
も,必要な水量である約2,880m³を十分に確保	<u>施する。</u>			
できる設計とする。				
	この評価の結果, 基準津波による下降側水位	以上の解析から,基準津波による下降側水位	以上の解析から,基準津波による下降側水位	
	は <u>T.P5.64mとなった。この水位に下降側の</u>	を <u>0.P6.4</u> m と評価した。この評価水位に対	を <u>EL8.4m (EL8.31m)</u> と評価した。	
	潮位のばらつき0.16mと数値計算上の不確かさ	して非常用海水ポンプの取水可能水位は <u>0. P</u>	この評価水位に対して非常用海水ポンプの取水	
	を考慮してT.P6.0mを評価水位とする。評価	8.95m であるため、取水機能を維持できる。	可能水位は,原子炉補機海水ポンプはEL.-	
	水位は, 非常用海水ポンプの取水可能水位T.P.	また,貯留堰の天端高さ0.P.-6.3m を下回	8.32m, 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプはE	津波防護対策の相違
	-5.66mを下回ることから,津波防護施設とし	る時間は、約4分間であり、原子炉補機冷却海	L8.85mであり,余裕がないため,発電所を	【柏崎6/7,東海第二,女
	て取水口前面の海中に天端高さT.P4.9mの貯	水ポンプ4台及び高圧炉心スプレイ補機冷却海	含む地域に大津波警報が発令された際には、津	川 2]
	留堰を設置することで,非常用海水ポンプ全台	水ポンプ1台が運転を継続した場合において	波到達予想時刻の5分前までに循環水ポンプを	島根2号炉は循環水ポン
	(7台) が30分以上運転を継続し、取水性を保	も、約26 分間の運転継続が可能な水量である	停止する運用を整備する。	プを停止運用とすることに
	持するために必要な水量約2,370m3を確保でき	3,438m ³ が確保可能な設計であるため、十分な	以上の結果,基準津波による下降側水位はE	より海水貯留堰の設置を要
	る設計とする。なお、津波高さが貯留堰天端高	容量を有している。	<u>L6.5mとなるため、非常用海水ポンプの取</u>	しない
	さT.P4.9mを下回る時間は約3分間であり、3		水機能を維持できる。	
	0分以上運転継続が可能であるため、十分な容			
	量を有している。			
なお、取水路は循環水系と非常用海水冷却系	なお、取水ピットは循環水ポンプを含む常用	なお、取水路及び海水ポンプ室が循環水系と		・運用の相違
	ー 海水ポンプと併用されているため,発電所を含	 非常用海水冷却系で併用されているため,発電		 【柏崎6/7,東海第二,女
 津波警報が発令された際には,補機取水槽の水	- む地域に大津波警報が発表された際には, 引き			川 2]
 位を中央制御室にて監視し、引き波による水位	波による非常用海水ポンプの取水量を確保する			 島根 2 号炉は大津波警報
- <u>低下を確認した場合、非常用海水冷却系の取水</u>	ため、循環水ポンプを含む常用海水ポンプを停			 により循環水ポンプを停止
- 量を確保するため、常用系海水ポンプ(循環水	上する運用を整備する。	常用海水冷却系の取水量を確保するため,常用		 することから,取水槽水位
		<u> </u>		 監視による常用系海水ポン
<u></u> 止する運用を整備する。		を整備する。		プの停止運用は要しない
(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却	(2) 津波の二次的な影響による非常用海水ポ	(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却	(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却	
系の機能保持確認	ンプの機能保持確認	系の機能保持確認	系の機能保持確認	
基準津波による水位変動に伴う海底の砂移	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移	
動・堆積及び漂流物に対して,6号及び7号炉	動・堆積及び漂流物に対して、取水口、取水路	動・堆積及び漂流物に対して、取水口、取水路	動・堆積及び漂流物に対して、取水口、取水管	
の取水口及び取水路の通水性が確保できる設計	及び取水ピットの通水性が確保できる設計とす	 及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計と	 及び取水槽の通水性が確保できる設計とする。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
とする。	る。	する。		
また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂	また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂	また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂	また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂	
等の混入に対して原子炉補機冷却海水ポンプは	等の混入に対して非常用海水ポンプは機能保持	等の混入に対して非常用海水ポンプは機能保持	等の混入に対して非常用海水ポンプは機能保持	
機能保持できる設計とする。	できる設計とする。	できる設計とする。	できる設計とする。	
a. 砂移動・堆積の影響	a. 砂移動・堆積の影響	a. 砂移動・堆積の影響	a. 砂移動・堆積の影響	
6 号及び7 号炉の取水口は、呑口下端の高さ	取水口の底面の高さはT.P6.04mであり,	<u>2 号炉の</u> 取水口は, <u>貯留堰高さを0. P7. 1m</u>	取水口は, <u>取水口呑口下端がEL12.5mで</u>	・設備の相違
をT. M. S. L5.5m とし, 平均潮位(T. M. S. L. +	取水可能部は8mを超える高さを有する設計とす	<u>(0. P. −6.3m に基準津波による地盤沈下量0.7</u>	<u>あり,海底面EL.-18.0mより5.5m高い位置に</u>	【柏崎6/7,東海第二,女
0.26m) において取水可能部は5m を超える高さ	<u>る。</u>	2m を考慮)とし,平均潮位(0.P.+0.77m)に	<u>ある。</u>	川2】
を有する設計とする。		おいて取水可能部は7m を超える高さを有する		
		設計とする。		
	また, <u>取水ピット</u> の底面の高さは <u>T.P7.85</u>	また, <u>海水ポンプ室</u> の底面の高さは <u>0. P1</u>	また, 取水槽の底面の高さは <u>E L9.8m</u> で	・設備の相違
	<u>m</u> であり,非常用海水ポンプの吸込み下端から	2.4m であり、原子炉補機冷却海水ポンプの下	あり、非常用海水ポンプの吸込み下端(EL	【東海第二,女川2】
	取水路底面までは <u>約1.3m</u> の距離がある。	端は <u>0.P11.25m</u> , 高圧炉心スプレイ補機冷却	9.3m)から取水槽底面までは0.5mの距離があ	
		海水ポンプの下端は0.P9.95mであることか	<u>z</u>	
		ら,海水ポンプ室底面から <u>1.15~2.45m</u> 高い位		
		置に海水ポンプが設置されている。		
これに対して、砂移動に関する数値シミュレ	これに対して、砂移動に関する数値シミュレ	これに対して、砂移動に関する数値シミュレ	これに対して、砂移動解析を実施した結果、	
ーションを実施した結果、基準津波による砂移	ーションを実施した結果、基準津波による砂移	ーションを実施した結果、基準津波による砂移	基準津波による砂移動に伴う取水口付近におけ	
動に伴う6号及び7号炉の取水口前面における	動に伴う取水口 <u>前面</u> における砂堆積厚さは <u>水位</u>	動に伴う取水口前面における砂堆積厚さは	る砂の堆積厚さは <u>0.02m</u> であり,砂の堆積によ	・津波評価の相違
砂の堆積はほとんどないため、砂の堆積に伴っ	上昇側において <u>0.36m</u> であり、砂の堆積によっ	0.22m であり、砂の堆積によって、取水口が閉	って、取水口が閉塞することはない。また、取	【柏崎6/7,東海第二,女
て,6号及び7号炉の取水口が閉塞することは	て、取水口が閉塞することはない。また、取水	塞することはない。また、原子炉補機冷却海水	水槽における砂の堆積厚さは <u>0.001m未満</u> であ	JII 2]
ない。	<u>ピット</u> における砂堆積厚さは <u>0.028m</u> であり,非	ポンプ位置での砂堆積厚さは <u>0.02m,高圧炉心</u>	り、非常用海水ポンプへの影響はなく機能は保	
	常用海水ポンプへの影響はなく機能は保持でき	スプレイ補機冷却海水ポンプ位置での砂堆積厚	持できる。	
	る。	さは <u>0.10m</u> であり、非常用海水ポンプへの影響		
		はなく機能は保持できる。		
b. 非常用 <u>海水冷却系</u> 海水ポンプへの浮遊砂の	b. 非常用海水ポンプへの浮遊砂の影響	b. 非常用海水ポンプへの浮遊砂の影響	b. 非常用海水ポンプへの浮遊砂の影響	
影響				
原子炉補機冷却海水ポンプは、取水時に浮遊	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂の一部	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂の一部	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂の一部	
砂の一部が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入	が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとし	が軸受潤滑水としてポンプ軸受部に混入したと	が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとし	
したとしても、ポンプの軸受に設けられた異物	ても、非常用海水ポンプの軸受に設けられた <u>約</u>	しても、軸受部に設けられた異物逃がし溝(テ	ても、非常用海水ポンプの軸受に設けられた異	
逃がし溝 <u>(6 号炉:約4.5mm,7 号炉:約7.0m</u>	3.7mmの異物逃し溝から排出される構造とす	フロン軸受:4.5mm (原子炉補機冷却海水ポン	物逃がし溝 <u>(原子炉補機海水ポンプ:3.5mm,</u>	・設備の相違
<u>m)</u> から排出される構造とする。	る。	プ), 2.5mm(高圧炉心スプレイ補機冷却海水	<u>高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ:3.5mm)</u> か	【柏崎6/7,東海第二,女
		ポンプ), ゴム軸受:5.5mm (原子炉補機冷却	ら排出される構造とする。	川2]
		海水ポンプ), 5 mm (高圧炉心スプレイ補機冷		
		却海水ポンプ)) から排出する構造とする。		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は	これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は	これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は	これに対して,発電所周辺の砂の粒径は <u>0.3m</u>	
0.27mm であり、粒径数ミリ以上の砂はごくわ	0.15mm (底質調査) で、粒径数ミリメートル以	約0.2mm であり、粒径数ミリメートル以上の砂	m (全測定地点の平均粒径 (50%通過質量百分率	
ずかであることに加えて、粒径数ミリ以上の砂	上の砂はごくわずかであることに加えて、粒径	はごく僅かであることに加えて、粒径数ミリメ	粒径)の最小値)であり、粒径数ミリメートル	
は浮遊し難いものであることを踏まえると,大	数ミリメートル以上の砂は浮遊し難いものであ	ートル以上の砂は浮遊し難いものであることを	以上の砂はごくわずかであることに加えて、粒	
きな粒径の砂はほとんど混入しないと考えら	ることを踏まえると、大きな粒径の砂はほとん	踏まえると、大きな粒径の砂はほとんど混入し	径数ミリ <u>メートル</u> 以上の砂は浮遊し難いもので	
れ、砂混入に対して原子炉補機冷却海水ポンプ	ど混入しないと考えられ、砂混入に対して非常	ないと考えられ、砂混入に対して非常用海水ポ	あることを踏まえると、大きな粒径の砂はほと	
の取水機能は保持できる。	用海水ポンプの取水機能は保持できる。	ンプの取水機能は保持できる。	んど混入しないと考えられ、砂混入に対して非	
			常用海水ポンプの取水機能は保持できる。	
c. 漂流物の取水性への影響	c. 漂流物の取水性への影響	c. 漂流物の取水性への影響	c. 漂流物の取水性への影響	
(a) 漂流物の抽出方法	(a) 漂流物の抽出方法	(a) 漂流物の抽出方法	(a) 漂流物の抽出方法	
漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出	漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出	漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出	漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出	
するため、発電所構外については、基準津波の	するため,発電所敷地外については,基準津波	するため,発電所敷地外については,基準津波	するため,発電所 <u>敷地外</u> については,基準津波	
数値シミュレーション結果を踏まえ発電所周辺	の数値シミュレーション結果を踏まえ発電所周	の数値シミュレーション結果を踏まえ発電所西	の数値シミュレーション結果を踏まえ発電所周	
約5km の範囲を,また発電所構内については,	辺半径約5kmの範囲(陸域については、遡上域	側の女川港を含む範囲(陸域については、遡上	辺約5kmの範囲を, <u>敷地内</u> については,遡上域	
遡上域となるT.M.S.L.+5m 以下の大湊側及び荒	を包絡する箇所)を、敷地内については、遡上	域を包絡する箇所)を、敷地内については、遡	となる防波壁の外側を網羅的に調査する。	
浜側の護岸部並びに自主的対策設備である荒浜	域となる防潮堤の外側を網羅的に調査する。	上域となる防潮堤の外側を網羅的に調査する。		
側防潮堤の機能を期待しない条件において遡上				
域となるT.M.S.L.+5m の荒浜側防潮堤内敷地を				
網羅的に調査する。				
設置物については、地震で倒壊する可能性の	設置物については, 地震で倒壊する可能性の	設置物については, 地震で倒壊する可能性の	設置物については, 地震で倒壊する可能性の	
あるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂	あるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂	あるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂	あるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂	
流するか否かの検討を行う。(第1.5- <u>13</u> 図)	流するか否かの検討を行う。(第1. <u>4</u> - <u>5</u> 図)	流するか否かの検討を行う(第1.5- <u>23</u> 図)。	流するか否かの検討を行う(第1.5 <u>-14</u> 図)。	
(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施	(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施	(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施	(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施	
設・設備の影響確認	設・設備の影響	設・設備の影響	設・設備の影響確認	
基準津波の数値シミュレーション結果による	基準津波の数値シミュレーションの結果によ	基準津波の数値シミュレーションの結果によ	基準津波の数値シミュレーション結果による	
と, 6 号及び7 号炉があるT.M.S.L.+12m の大	ると,防潮堤の外側は遡上域となる。	ると, 防潮堤の外側は遡上域となる。	と, 日本海東縁部に想定される地震による津波	
湊側敷地の前面及び荒浜側防潮堤前面まで津波			については、防波壁の外側は遡上域となる。	
が遡上し, T.M.S.L.+3m の大湊側護岸部及び荒				
浜側護岸部並びにT.M.S.L.+5m の物揚場が浸水				
する。また、荒浜側防潮堤の機能を期待しない				
条件においては, T.M.S.L.+5m の荒浜側防潮堤				
内敷地に津波が遡上する。				
以上を踏まえ、また、基準地震動による液状		このため、基準地震動Ssによる液状化等に	このため、基準地震動Susuckる液状化等に	
化等に伴う敷地の変状、潮位のばらつき (0.16	伴う敷地の変状, 潮位のばらつき <u>(0.18m)</u> も	伴う敷地の変状, 潮位のばらつき_(0.16m)_も	伴う敷地の変状, 潮位のばらつき_(0.14m)_も	
m) も考慮し、基準津波によ <u>る</u> 漂流物となる可	考慮し,基準津波により漂流物となる可能性の	考慮し、基準津波により漂流物となる可能性の	考慮し、基準津波により漂流物となる可能性の	
能性のある施設・設備が、非常用海水冷却系の	ある施設・設備が、非常用海水ポンプの取水性	ある施設・設備が、非常用海水ポンプの取水性	ある施設・設備が、非常用海水ポンプの取水性	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉		
取水性に影響を及ぼさないことを確認する。	に影響を及ぼさないことを確認する。	に影響を及ぼさないことを確認する。	に影響を及ぼさないことを確認する。	
この結果,発電所構内で漂流し,6号及び7	この結果、発電所敷地内で漂流し、取水口に	この結果,発電所敷地内で漂流し,取水口に	この結果、発電所敷地内で漂流し、取水口に	
号炉の取水口に到達する可能性があるものとし	到達する可能性があるものとして,鉄筋コンク	 到達する可能性があるものとして, <u>鉄骨造建物</u>	到達する可能性があるものとして, <u>キャスク取</u>	・設備の配置状況の相違
て、護岸部に置かれる仮設ハウス類等の資機材	リート造建物のコンクリート壁(コンクリート	の壁材,屋外中継盤等の内部構成部材,車両等	扱収納庫,荷揚場詰所の壁材(ALC版)等が	【柏崎6/7,東海第二,女
や港湾施設点検用等の作業船等が挙げられる	片),鉄骨造建物の外装板,フェンス,空調室	が挙げられるが、取水口は十分な通水面積を有	挙げられるが、取水口が深層取水方式であるこ	川 2]
が、6 号及び7 号炉の取水口は十分な通水面積	外機, 車両等が挙げられるが, 取水口は十分な	していることから、取水性への影響はない。	<u>と及び</u> 取水口は十分な通水面積を有しているこ	・設備の相違
を有していることから, 取水性への影響はな	通水面積を有していることから, 取水性への影		とから, 取水性への影響はない。	【柏崎6/7,東海第二,女
٧٠°	響はない。			川 2 】
				島根2号炉の取水口は深
				層取水方式であることか
				ら、その旨を記載
	また、貯留堰内に堆積することを想定した場			・津波防護対策の相違
	合においても、貯留堰は十分な容量を有してい			【東海第二】
	ることから、引き波時の非常用海水ポンプの取り、			島根2号炉は貯留堰を設
70年74年上)。十分上7月10年)。) 1 1 57 16 26 60 0	水性への影響はない。	ᅏᆂᅷᇬᄮᄱᄖᇠᅲᇧᆘᅓᅩᇅᇉᄷᇨᅩᆽᅝᄢ		置していない
発電所構内に来航する船舶には上記作業船の	発電所の物場岸壁又は港湾内に停泊する燃料	発電所の物揚岸壁又は港湾内に停泊する燃料	発電所敷地内で漂流し、取水口に到達する可能があればれる。	が (表示) マ 本 忙 十 フ か
ほかに燃料等輸送船 <u>、浚渫船、土運船及び曳</u>	等輸送船があり、 <u>この他に浚渫船、</u> 貨物船等の船舶がある。	等輸送船があり、 <u>この他に作業船、</u> 貨物船等の 船舶がある。	能性があるものとして、上記漂流物のほかに港湾佐井県に	・発電所に来航する船舶の相違
<u>船・揚錨船</u> があ <u>るが</u> ,	利口利日 ル・タン (シ)。	ガロガロル* Ø) る。 	湾施設点検用等の作業船及び発電所の荷揚場に 停泊する燃料等輸送船,貨物船等の船舶があ	^{14]}
			方面的 る	川2】
 これらは津波警報等発令時には原則として緊急	 これらの発電所の物揚岸壁又は港湾内に停泊す	 これらの発電所の物揚岸壁又は港湾内に停泊	^{温 &} 港湾施設点検用等の作業船は,津波警報等発	
退避するため、漂流することはなく、取水性へ	る船舶においては、津波警報等発表時には、緊	する船舶においては、津波警報等発令時には、	令時には、緊急退避するため、日本海東縁部に	
の影響はない。	急退避するため、漂流することはなく、取水性	緊急退避するため、漂流することはなく、取水	想定される地震による津波が発生する場合は、	
	への影響はない。	性への影響はない。	漂流することはなく、取水性への影響はない。	
			また、海域活断層から想定される地震による津	
			波が発生する場合は,緊急退避できない可能性	
			があるが, 取水口が深層取水方式であること及	・設備の相違
			び取水口は十分な通水面積を有していることか	【柏崎6/7,東海第二,女
			ら, 取水性への影響はない。	川 2]
				島根2号炉の取水口は深
なお,燃料等輸送船及び浚渫船については,			発電所 <u>の荷揚場に停泊する</u> 燃料等輸送船, <u>貨</u>	層取水方式であることか
荷役等の作業中に緊急退避が困難な到達の早い			物船等の船舶については、津波警報等発令時に	ら、その旨を記載
津波が発生する場合は、係留することにより漂			は、緊急退避するため、日本海東縁部に想定さ	・発電所に来航する船舶の
流させない設計とする。			れる地震による津波が発生する場合は、漂流す	相違
また、土運船については、その作業位置及び			ることはなく、取水性への影響はない。	【柏崎6/7,東海第二,女
津波の流向により6号及び7号炉の取水口周辺			また、停泊時には係留することとし、緊急退避	2
に向かわないことから取水性への影響はない。			が困難な到達の早い海域活断層から想定される	・津波防護対策の相違
			地震による津波が発生する場合は、係留により	【東海第二,女川2】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
			漂流させない設計とすることから, 取水性に影	島根2号炉は、到達の早
			響はない。	い基準津波があることか
				ら、緊急退避が困難な場合
				は、係留により漂流物とさ
			発電所敷地外で漂流し、取水口に到達する可	せない対策を実施
発電所構外で漂流し、6 号及び7 号炉の取水	発電所敷地外で漂流し、取水口に到達する可	発電所敷地外で漂流し、取水口に到達する可	能性があるものは、発電所近傍で航行不能とな	
口に到達する可能性のあるものとしては、発電	能性があるものとしては、鉄筋コンクリート造	能性があるものとしては、車両、コンテナ・ユ	った漁船,周辺漁港周辺の家屋,工場等が挙げ	・設備の配置状況の相違
所近傍で航行不能になった漁船等が挙げられる	建物のコンクリート壁(コンクリート片),鉄	ニットハウス、小型船舶、油槽所のタンク及び	られるが、発電所近傍で航行不能となった漁船	【柏崎6/7,東海第二,女
が,6 号及び7 号炉の取水口は十分な通水面積	骨造建物の外装板,家屋,倉庫,フェンス,防	がれき(壁材、木片、廃プラスチック類等)が	については取水口が深層取水方式であること及	川 2 】
を有していることから、取水性への影響はな	砂林等が挙げられるが、 設置位置及び流向を考	挙げられるが、取水口は十分な通水面積を有し	び取水口は十分な通水面積を有していること,	・設備の相違
l, v.	慮すると取水口へは向かわないため、取水性へ	ていることから、取水性への影響はない。	周辺漁港周辺の家屋,工場等については,設置	【柏崎6/7,東海第二,女
	の影響はない。		位置及び流向を考慮した結果, 取水口に到達し	川 2 】
	なお、これらの漂流する可能性のあるものが		ないと評価していることから、取水性への影響	島根2号炉の取水口は深
	取水口に向かうことを想定した場合において		はない。	層取水方式である旨を記載
	も,取水口は十分な通水面積を有していること			
	から, 取水性への影響はない。			
	また, 貯留堰内に堆積することを想定した場			・津波防護対策の相違
	合においても、貯留堰は十分な容量を有してい			【東海第二】
	ることから,引き波時の非常用海水ポンプの取			島根2号炉は貯留堰を設
	水性への影響はない。			置していない
	上記のほか、発電所近傍で操業する漁船が航	上記のほか、発電所近傍で操業する漁船が航		
	行不能になった場合においても、取水口は十分	行不能になった場合においても, 取水口は十分		
	な通水面積を有していることから、取水性への	な通水面積を有していることから、取水性への		
	影響はない。	影響はない。		
			発電所近傍を通過する定期船に関しては、 <u>発</u>	
発電所近傍を通過する定期船に関しては, <u>発</u>	発電所近傍を通過する定期船に関しては、 <u>発</u>	発電所近傍を通過する定期船に関しては、 <u>発</u>	電所から約6km離れた位置に観光遊覧船の航路	・立地の相違
電所沖合約30km に定期航路があるが,半径5km	電所沖合約15kmに定期航路があるが、半径5km	電所周辺約5km 圏内及び沖合約12km に定期航	があるが、半径5km以内の敷地前面海域にない	【柏崎6/7,東海第二,女
以内の敷地前面海域にないことから発電所に	以内の敷地前面海域にないことから発電所に対	路があるが、 <u>退避措置が明確になっていること</u>	ことから発電所に対する漂流物とならない。	川 2 】
対する漂流物とならない。ほかに発電所近傍を	する漂流物とはならない。	から発電所に対する漂流物とはならない。		
通過する船舶としては海上保安庁の巡視船があ				
るが、同船は津波警報等発令時には緊急退避す				
るため、漂流物とならない。			発電所の防波堤については、地震により損傷	
発電所の防波堤については、地震及び津波に	発電所の防波堤については、地震及び津波に	発電所の防波堤については、地震及び津波に	する可能性があるが、防波堤設置位置から2号	
より損傷する可能性があるが、防波堤設置位置	より損傷する可能性があるが、ケーソン堤は5,	より損傷する可能性があるが、ケーソン堤は3、	炉の取水口まで約340mの距離があること及び防	
から6 号及び7 号炉の取水口まで約200mの距離	000t級の重量構造物であり、取水口まで350m~	000t級の重量構造物であり、取水口まで200m	波堤の主たる構成要素は1t以上の質量があるこ	
があること及び防波堤の主たる構成要素は1ton	550m程度の距離があることから取水口に到達す	程度の距離があることから取水口に到達するこ	とから、2号炉の取水口に到達することはな	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
以上の質量があることから、6 号及び7 号炉	ることはない。傾斜堤については,2t以下のマ	とはない。上部コンクリートについても重量物	V\°	
の取水口に到達することはない。	ウンド被覆材が津波により落下する可能性があ	であり、取水口に到達することはない。消波ブ		
	るものの, 海底地盤面の砂層に埋もれることか	ロック、被覆石及び捨石については、滑動する		
	ら, 取水口に到達する可能性は低い。仮に, 取	可能性があるが,取水口は港湾内よりも約4m		
	水口前面への到達を想定した場合においても、	高い位置にあることから、滑動して取水口に到		
	堆積マウンド被覆材の間隙は大きく透水性が高	達することはない。		
	いため、取水性への影響はない。		なお、津波防護施設に対する衝突荷重として	
なお、6 号及び7 号炉の取水口に到達する可	<u>なお、取水口</u> に到達する可能性のあるものの	なお、取水口に到達する可能性のあるものの	考慮する漂流物として、外海に面する津波防護	・津波防護施設に対する衝
能性があるもののうち、最も重量が大きい作業	うち,最も重量が大きい総トン数5t <u>(排水トン</u>	うち,最も重量が大きい総トン数19t <u>(排水ト</u>	施設に対しては作業船(総トン数10トン)及び	突荷重として考慮する漂流
船を海水貯留堰に対する衝突荷重として考慮す	数15t) の漁船を <u>津波防護施設及び浸水防止設</u>	ン数57t) の漁船を津波防護施設及び浸水防止	漁船(総トン数10トン)を、輪谷湾内に面する	物の相違
る。	備に対する 衝突荷重において考慮する。	設備に対する衝突荷重において考慮する。	津波防護施設に対しては、荷揚場設備(キャス	【柏崎6/7, 東海第二,女川
			ク取扱収納庫約4.3t),作業船(総トン数10ト	2]
			ン)及び漁船(総トン数3トン)を選定する。	島根2号炉は,津波防護
			また、上記漂流物のうち漁船については、操業	施設に対する衝突荷重とし
			区域及び航行の不確かさがあり、不確かさを考	て考慮する漂流物に対し,
			慮した漂流物として周辺漁港の最大の漁船(総	不確かさを踏まえて設定し
			トン数19トン)を考慮する。また、施設護岸か	ている
			ら500m以遠で操業及び航行する漁船(最大:総	
			トン数19トン) については、漂流物となった場	
			合においても津波防護施設に到達する可能性は	
			十分に小さいが,仮に500m以遠から津波防護施	
			設に衝突する漂流物として考慮する。	
			衝突荷重が作用する位置は、津波防護施設全	
			線において安全側に,入力津波高さに高潮ハザ	・資料構成の相違
			<u>ードの裕度を加えた高さを用いる。なお,海域</u>	【柏崎6/7, 東海第二,女川
			活断層から想定される地震による津波において	2]
			は,入力津波高さ以下の防波壁の部位において	島根2号炉は,衝突荷重
			も漂流物が衝突するものとして考慮する。	が作用する位置について記
			除じん装置について <u>は</u> , 基準津波の流速に対	載している
			し,十分な強度を有しているため,損傷するこ	
			とはなく漂流物とはならないことから,取水性	
除塵装置であるバー回転式スクリーン及びト	除塵装置である回転レイキ付バースクリーン	除塵装置である固定式バースクリーン及びト	に影響を及ぼさないことを確認している。	
ラベリングスクリーンについては、基準津波の	及びトラベリングスクリーンについては、基準	ラベリングスクリーンについて, トラベリング		
流速に対し、各スクリーンの前後に発生する水	津波の流速に対し、十分な強度を有しているた	スクリーンは基準津波の流速に対し,スクリー		
位差が設計水位差以下であるため、損傷するこ	め、損傷することはなく漂流物とはならないこ	ンの前後に発生する水位差が設計水位差以下で		
とはなく漂流物とならないことから,取水性に	とから、取水性に影響を及ぼさないことを確認	あるため、損傷することはなく漂流物とはなら		
影響を及ぼさないことを確認している。また	している。	ない。また,固定式バースクリーンは,鋼材を		
除塵装置は地震や漂流物の衝突により破損し、		溶接接合した構造となっていることから漂流物		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
構成要素が分離・脱落する可能性があるが、主		化する可能性はない。		
たる構成要素であるバスケットは隙間の多い構				
造であるため、取水性に影響を及ぼさない。ま				
た,分離・脱落した構成要素は,除塵装置から				
補機取水槽まで約150m の距離があるため、補			上記(a), (b)については, 継続的に発電所敷	
機取水槽に到達せず,原子炉補機冷却海水ポン			地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化	
プの機能保持に影響を及ぼさない。			を確認し、漂流物の取水性への影響を確認す	
	上記(a), (b)については,継続的に発電所敷	上記(a), (b)については, 継続的に発電所敷	<u>5</u>	
	地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化	地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化		
	を確認し、漂流物の取水性への影響を確認す	を確認し、漂流物の取水性への影響を確認す	1. 5. 1. 7 津波監視	
	る。	る。	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、そ	
			の影響を俯瞰的に把握するとともに, 津波防護	
1.5.1.7 津波監視	1. 4. 1. 7 津波監視	1.5.1.7 津波監視	施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保する	
敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、その	敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、その	敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、その	ために、津波監視設備を設置する。	
影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護施	影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護施	影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護施	津波監視設備として、津波監視カメラ及び取	
設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するた	設及び浸水防止設備の機能を確実にするため	設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するた	水槽水位計を設置する。	
めに、津波監視設備を設置する。	に、津波監視設備を設置する。	めに、津波監視設備を設置する。	津波監視カメラは地震発生後、津波が発生し	
津波監視設備として、津波監視カメラ及び取	津波監視設備として <u>は</u> 、津波・構内監視カメ	津波監視設備として、津波監視カメラ及び取	た場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、	
水槽水位計を設置する。	ラ、取水ピット水位計及び潮位計を設置する。	水ピット水位計を設置する。	津波及び漂流物の影響を受けない2号炉排気筒	・津波防護対策の相違
各設備は基準津波による入力津波に対して波	津波・構内監視カメラは地震発生後、津波が	津波監視カメラは地震発生後、津波が発生し	及び3号炉北側の防波壁上部(東側・西側)に	【東海第二】
力及び漂流物の影響を受けにくい位置に設置	発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握する	た場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、	設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計	島根2号炉は、取水槽水
し、津波監視機能が十分に保持できる設計とす	ため、津波及び漂流物の影響を受けない <u>防潮堤</u>	津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の	とする。	位計により,水位上昇側の
<u> 5</u>	内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤の上部に設	原子炉建屋の屋上及び防潮堤北側エリアに設置	取水槽水位計は、非常用海水ポンプの取水性	津波高さも監視できること
	置し、津波監視機能が十分に保持できる設計と	し、津波監視機能が十分に保持できる設計とす	を確保するために,基準津波の下降側の取水槽	から, 潮位計を設置してい
	する。	る。	水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影響を	ない
	取水ピット水位計は、非常用海水ポンプの取	取水ピット水位計は、非常用海水ポンプの取	受けにくい防波壁内側の取水槽海水ポンプエリ	
	水性を確保するために、基準津波の下降側の取	水性を確保するために、基準津波の下降側の海	アに設置し、津波監視機能が十分に保持できる	
	水ピット水位の監視を目的に、津波及び漂流物	水ポンプ室水位の監視を目的に, 津波及び漂流	設計とする。	
	の影響を受けにくい <u>防潮堤</u> 内側の <u>取水ピット</u> に	物の影響を受けにくい防潮堤内側の海水ポンプ		
	設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計	室に設置し、津波監視機能が十分に保持できる		
	とする。	設計とする。		
	潮位計は、津波の上昇側の水位監視を目的			・津波防護対策の相違
	に、津波及び漂流物の影響を受けにくい取水口		また、 <u>津波監視設備</u> は、基準地震動 <u>S</u> s に対	【東海第二】
	入口近傍の取水路側壁に設置し、津波監視機能		して、機能を喪失しない設計とする。設計に当	島根2号炉は、取水槽水
	が十分に保持できる設計とする。		たっては、その他自然現象(風、積雪等)によ	位計により、水位上昇側の
また、基準地震動に対して、機能を喪失しな	また、津波監視設備は、基準地震動SSに対	また、津波監視設備は、基準地震動Ssに対	る荷重との組合せを適切に考慮する。	津波高さも監視できること
い設計とする。設計に当たっては、その他自然	して、機能を喪失しない設計とする。設計に当	して、機能を喪失しない設計とする。設計に当		から、潮位計を設置してい
現象(風、積雪等)による荷重との組合せを適	たっては、その他自然現象(風、積雪等)によ	たっては、その他自然現象(風、積雪等)によ	(1)津波監視カメラ	ない

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
切に考慮する。	る荷重との組合せを適切に考慮する。	る荷重との組合せを適切に考慮する。	津波監視カメラは, 2号炉排気筒のEL.+6	
			4.0m及び3号炉北側の防波壁上部(東側・西	
(1) 津波監視カメラ	(1) 津波・構内監視カメラ	(1) 津波監視カメラ	側) E L. +15.0mに設置し, 昼夜問わず監視	
7 号炉原子炉建屋屋上に設置された主排気筒	津波・構内監視カメラは,原子炉建屋の屋上	津波監視カメラは,原子炉建屋屋上0.P.+4	できるよう赤外線撮像機能を有したカメラを用	
の <u>T.M.S.L.+76m</u> に設置し,昼夜問わず監視で	T.P. +64m, 防潮堤の上部T.P. +18m及び防潮堤	9.5m 及び防潮堤北側エリア0.P.+29.0m に設	い,中央制御室から監視可能な設計とする。	
きるよう赤外線撮像機能を有したカメラを用	<u>の上部T.P. +20m</u> に設置し, <u>暗視機能</u> を有した	置し、昼夜問わず監視できるよう赤外線撮像機		
い,中央制御室から監視可能な設計とする。	カメラを用い、中央制御室及び緊急時対策所か	能を有したカメラを用い、中央制御室から監視	(2) 取水槽水位計	・津波防護対策の相違
	ら昼夜問わず監視可能な設計とする。	可能な設計とする。	取水槽水位計は,取水槽の高さEL. —9.3m	【東海第二】
			に設置し、水位上昇側及び下降側の津波高さを	島根2号炉は緊急時対策
(2) 取水槽水位計	(2) 取水ピット水位計	(2) 取水ピット水位計	計測できるよう, EL.+10.7m~EL9.3m	所における監視は自主対策
補機取水槽の上部床面 (T.M.S.L.+3.5m) に	取水ピット水位計は、T.P.+3mの敷地の取水	取水ピット水位計は, O.P.+2.0m の海水ポ	を測定範囲とし、中央制御室から監視可能な設	としているため, 記載して
設置し、上昇側及び下降側の津波高さを計測で	ピット上版に設置し、非常用海水ポンプが設置	ンプ室補機ポンプエリアに設置し、水位上昇側	計とする。	いない
きるよう, 6 号炉についてはT.M.S.L6.5m	された取水ピットの下降側の津波高さを計測で	及び下降側の津波高さを計測できるよう, <u>0.P.</u>		
~+9.0m, 7 号炉についてはT.M.S.L5.0m~+	きるよう <u>, T.P7.8m~T.P. +2.3mを計測範囲</u>	-11.25m~0.P.+19.00m を計測範囲とし,中		
9.0m を測定範囲とし、中央制御室から監視可	<u>とし</u> ,中央制御室 <u>及び緊急時対策所</u> から監視可	央制御室から監視可能な設計とする。		・津波防護対策の相違
能な設計とする。	能な設計とする。			【東海第二】
	なお、取水ピット水位計は、漂流物の影響を			島根2号炉は緊急時対策
	受けにくい取水ピット上版に設置する。また、			所における監視は自主対策
	漂流物の衝突に対する防止策・緩和策として取			としているため、記載して
	水ピットの北側と南側にそれぞれ1個ずつ計2個			いない
	の取水ピット水位計を多重化して設置する。			
	(a) 本(b)			净水吐苯基苯 页担净
	(3) 潮位計 潮位計は、取水口入口近傍の取水路内の高さ			・津波防護対策の相違 【東海第二】
	T. P5. 0mの位置に設置し、取水口付近の上昇			【米研第一】 島根2号炉は,取水槽水
	1.1. 3.0mの位置に設置し、			位計により、水位上昇側の
	T. P. +20. 0mを計測範囲とし、中央制御室及び			津波高さも監視できること
	緊急時対策所から監視可能な設計とする。			から、潮位計を設置してい
	なお、潮位計は、漂流物の影響を受けにくい			ない
	取水口入口近傍に設置する。また、漂流物の衝			
	突に対する防止策・緩和策として取水口入口近			
	傍の北側と南側にそれぞれ1個ずつ計2個の潮位			
	計を多重化して設置する。			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
相崎刈羽原子力発電所 6/7号/ 第1.5-1表 入力津渡を入り津渡を入り に登録である。 25m をおぼした (1.21m ~ 0.20m) をおばした (1.21m ~ 0.20m) をおばした (1.21m ~ 0.20m) をおばした (1.21m ~ 0.20m) をおばした (1.21m	(T. P. + 15. 2m ^{±1} に T. P. + 15. 2m ^{±1} に T. P. + 15. 2m ^{±1} に T. P. + 15. 4m) ^{±2} に	女川原子力発電所 2 号炉 第1.5-1表 入力津波高さ一覧表 (水位上昇 側) 解価位置 設計×は評価に用いる入力津波率(人力津波率(人力津波率(防潮堤 の. P. +24.4m 屋外排水路逆流防止設備) 0. P. +10.4m 1 号炉海水ボンブ室 0. P. +10.4m 2 号炉海水ボンブ室 0. P. +11.8m 2 号炉海水ボンブ室 0. P. +18.1m (防潮壁 (2 号炉放水立坑) 0. P. +17.4m 補機冷却海水系放水路遊流防止設備) 3 号炉海水ボンブ室 (防潮壁 (3 号炉液水ボンブ室)) 0. P. +19.0m 3 号炉海水水ンブマ)) 3 号炉液水で坑 (防潮壁 (3 号炉液水水) 0. P. +17.5m 3 号炉海水熱交換器建屋 0. P. +19.0m (防潮壁 (3 号炉海水熱交換器建屋)) 0. P. +19.0m ※1 列電半均満潮位 (0. E+1, 13m1, 潮位のほうつき (0.18m) 及び地殻変動係 (0.72m) を考慮した値	第 1.5-1表(1) 島根原子力発電所の入力津波	備考
100 10	及び棚位のほうつき0.18meで高地しいる。 ※4 朔望平均千瀬位T.P0.81m, 2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m及び棚位のばらつき0.16mを考慮している。 ※5 ()内は、下降側の評価に当たって安全側の評価となるように、※4から2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2mを差し引いたものである。	第1.5-2表 入力津波高さ一覧表(水位下降 (則) 評価位置 設計又は評価に用いる入力津波*2 2号炉取水口 (貯留堰) 0. P11.8m 2号炉海水ボンプ室 0. P6.4m ※2 朔望平均下潮位 (0. P0.14m) 及び潮位のばらつき (0.10m) を考慮した値	選出 接換 接換 接換 接換 接換 接換 接換 接	
REAL PROPERTY CONCESSION				

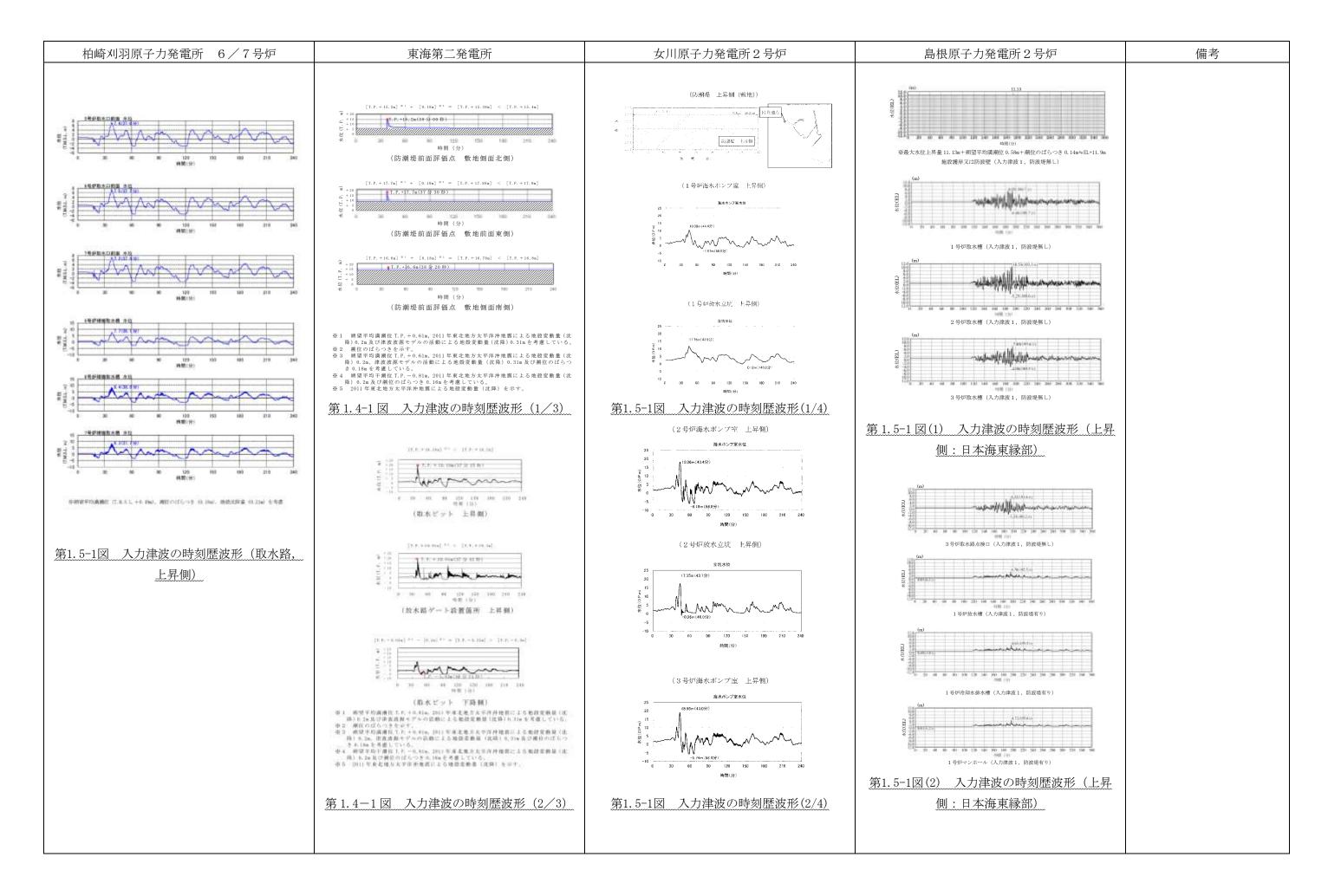
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	<u>f</u>
まつまり				
1.5-3表 津波防護対策の設備分類と設置 的	国 第 1. 4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置 目的(1/3)	第1.5-3表 津波防護対策の設備分類と設置目	第1.5-2表 津波防護対策の設備分類と設置目的	Ţ
		28 24 24 24 14 Att		
津森防護村龍 数据分類 政黨目的	津波防護対策 設備 設置目的 分類 数	津波防護対策 設備分類 設置目的 津波による遡上波の地上部から敷	津波防護対策 設備分類 設置目的 防波壁 ・津波が地上部から敷地へ到達 流入する	
#提供改選対策 数編分類 設備分類 設備目的 簡機 タ 6 号 表 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3	・基準準度による週上波が設計基準対象施設 及び重大学本教等対処施設の津波防護対象 設備の設置された敷地に到達・流入するこ とを防止する。 ・鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物 の境界部に浸水防止設備として1次止水 機構を設置し、設計基準対象施設及地に到 達・流入することを防止する。さらに、浸 水防止設備として2次止水機構を設置し、 計入上水機構の保守に発情の分配では入を 防止して3次上水機構の保守に作り高水及び重大事故等 対処施設の設置された動性到道・流入を 防止し、設計基準対象施設及び重大事故等 対処施設の設置された動性到道・流入を 防止し、設計基準対象施設及び重大事故等 対処施設の設置された動性到道・流入す 防止し、 対処施設の設置された動性到道・流入す 防止し、設計基準対象施設及び重大事故等 対処施設の設置された動性到道・流入す			
日報報報 を		防潮堤	お波壁 津波防護施設	
職	・基準準波による週上波が設計基準対象施設を 及び重大事故等対象施設の津波防護対象 設備の設置をれた敷地に到達・減入するこ とを防止する。 ・鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物 の機構を設置し、設計基準対象施設及近重大力 を持たってことを防止する。さらに、浸水防止設備として1次止水機構を設置し、設計基準対象施設及近重大調 ・満入することを防止する。さらに、浸水防止設備として2次止水機構を設置し、入土の流水及で1次止水機構を設置し、設計基準対象施設及近重大導 を適・減入することを防止する。さらに、浸水防止設備として2次止水機構を設置し、1次止水機構の保守に伴う取外し時の津波の流入を防止し、1次止水機構の保守に伴う取外し時の津波の流入を防止し、20世上が20世上が20世上が20世上が20世上が20世上が20世上が20世上が	防潮堤	お放璧 津波防護施設	
日本 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日		誘潮堤	お放璧 津波防護施設	
電機取水槽円上版 取水槽円上版 取水能からタービン ・	・	防潮壁	おっぱい おおい おおい おおい おおい 地で であります。 本では では では では では では では で	

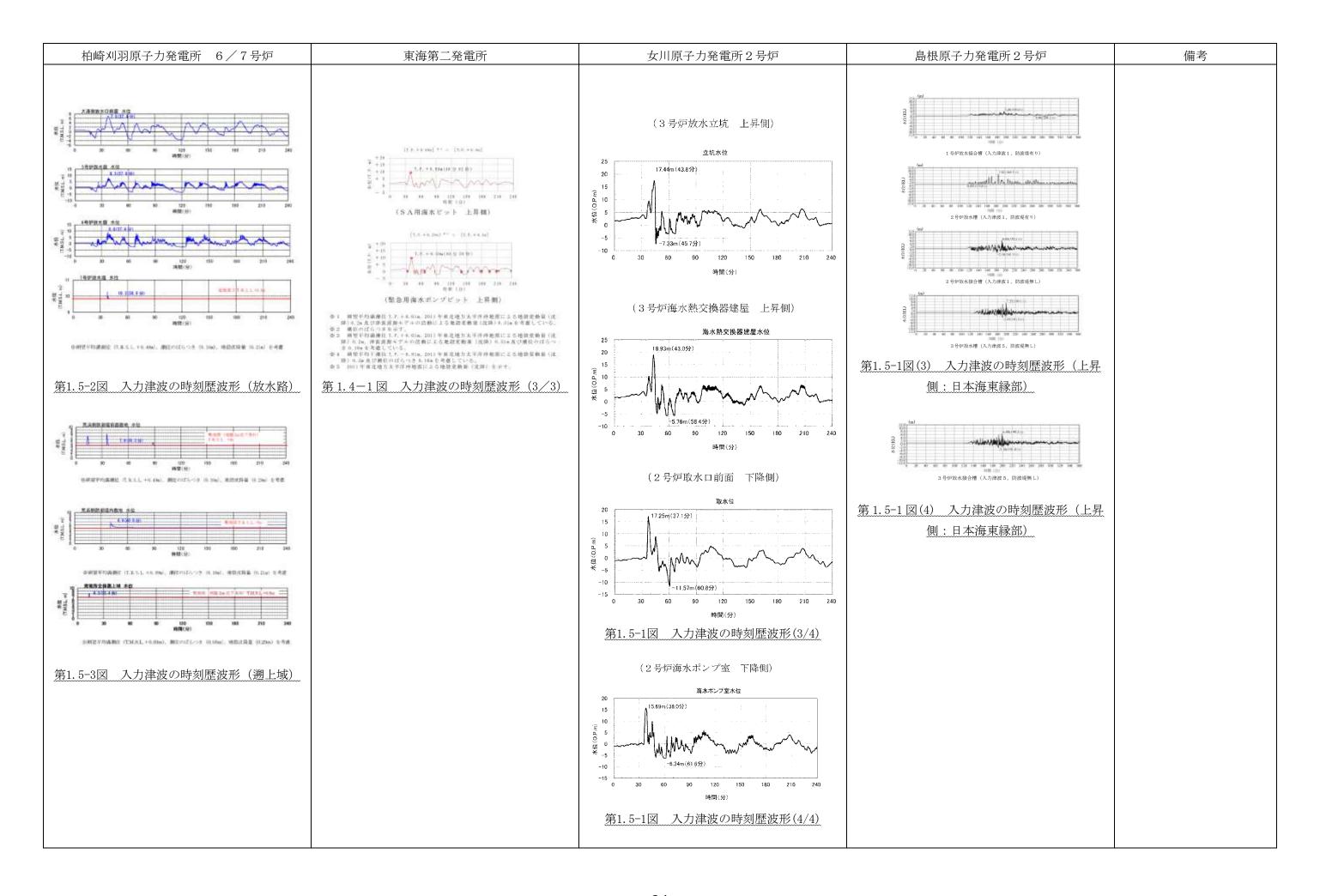
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	第149ま タ沖沈陆藩対等の記供八叛し記署			
	第 1. 4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置 目的 (2/3)			
	津波防護対策 設備 設置目的			
	・取水路からの流入津波が取水ビット空気抜き配管を経由し、循環水ボンブ室に流入することを防止することにより、順接して取ポンプを取締が出れる。			
	室 され 日 左 上 ガ			
	が水路からの流入津波が放水路ゲートの点 検用開口部 (下流側)を経由し、設計基準 対象施設及び重大事故等対処施設の津波 を 動成が発			
	ることを防止する。 ・海水取水路からの流入津波がSA用海水ビ ・外取水路からの流入津波がSA用海水ビ ・外取水路からの流入津波がSA用海水ビ			
	ット 開口部夜不砂正蓝 備の設置された敷地に流入することを防止する。 緊急用海水ボンブ 緊急用海水取水管及び海水取水路からの流			
	ビット点検用開口 <u>節浸水防止蓋</u> 緊急用海水ボンプ ダランドドン排 用海水ボンプ グランドドレンが排出口,緊急用海水ボンブ室の床ド レン排出口,原機用開口部を経由し,緊急 用海水ボンブ室に流入し,更に設計基準対			
	出口逆止弁 緊急用海水ボンブ 緊急用海水ボンブ 緊急用海水ボンブ 数地に流入することを防止する。また、重 大事故等対処施設の津波防護対象設備が			
	海 水 ボ 選			
	防止蓋 緊急用海水ポンプ 緊急用海水ポンプ 室人員用開口部浸 し,浸水防護重点化範囲である緊急用海水			
	本防止蓋 ポンプ室に流入することを防止する。			
	地 が C を			
	常設低圧代替注水 常設低 係常設低 定注 水 窓ハッチ に注 水 をハッチ に変わり に変わり に変わり に変わり に変わり に変わり に変わり に変わり			
	系格納常の機型が、 では、 素格納特の機型が、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では			
	第 1. 4-2 表 各津波防護対策の設備分類と設置			
	目的(3/3)			
	State			
	津波防護対策 設備			
	原子炉建屋側水密 展 選 選が、浸水防護重点化範囲に流入すること を防止する。			
	浸水 防止 ・防潮堤及び防潮扉を取り付けるコンクリー ト躯体下部の貫通部から設計基準対象施			
	貫通部止水処置			
	黄通部止水処置			
	津波・構内監視カメラ			
	取水ピット水位計			
	潮位計			

1日四月 / リイイ ル	原士刀角	E電所 6/7号炉			東海第二発電所			女川	原子力発電所2号炉	島	根原子力発電所2号炉	備考
第1.5-	-4表 流	入経路特定結果		第1.	1-3表 流入経路特定結果			1.5-4茅	泛 流入経路特定結果(1/2)	第1	5-3表 流入経路特定結果	
4. 特如7. 特如5. 特如6. 特如	链框介理 商水系 開個水系 轴框介理 南水系 短線水系	対路の構成 スクリーン域、取水路、取水槽 メクリーン域、取水路、取水槽 メクリーン域、取水路、 網像沿却用橡水取水路。 指権沿却間傷水取水槽 スクリーン域、散水路、散水槽 スクリーン域、散水路、散水槽 スクリーン域、散水路、散水槽 スクリーン域、散水路、 組織沿却附海水取水路 越水路、散水槽 スクリーン域、取水路、 域内治却附海水取水路 域水路、 域内治却附海水取水路 域水路、 域水路、 数水路、	取水路 海水引込み 管*1 緊急用海水管*2	海水糸	流入簡所(設置高さ) ・取水路点検用開口部(T.P. + 3.3m) ・海水ボンブグランドドレン排出口(T.P. + 0.8m) ・非常用海水ボンブグランド減圧配管基礎フランジ貫通部(T.P. + 0.95m) ・常用海水ボンブグランド減圧配管基礎フランジ貫通部(T.P. + 0.95m) ・非常用海水ボンブ及び常用海水ボンブ据付面(スクリーン洗浄水ボンブ及び常用海水ボンブ据付面(スクリーン洗浄水ボンブ及び溶水電解装置用海水ボンブ含む)(T.P. + 0.8m + 3.3m) ・取水ビット空気抜き配管(T.P. + 0.8m) ・路水ボンブ堰付面(T.P. + 0.8m) ・SA用海水ボンブ堰付面(T.P. + 0.8m) ・緊急用海水ボンブビット点検用開口部(T.P. + 0.8m) ・緊急用海水ボンブは下にン排出口(T.P. + 0.8m) ・緊急用海水ボンブは上記を整整。フランジ貫通部(T.P. + 0.8m) ・緊急用海水ボンブ域圧配管基礎フランジ貫通部(T.P. + 0.8m) ・繁急用海水ボンブ域圧配管基礎フランジ貫通部(T.P. + 0.8m) ・放水ビット上部開口部(T.P. + 4.8m) ・放水ビット上部開口部(T.P. + 4.8m) ・放水ビット上部開口部(T.P. + 4.8m) ・放水ビット上部開口部(T.P. + 1.5m) ・液水配管(放水ビット接続部)(T.P. + 1.7m~+3.5m) ・液水路が一ト点検用開口部(T放水路 海水系」と同じ) ・放水路が一ト点検用開口部(「放水路 海水系」と同じ)	版 水 路	2 以物(1 分物(循環水系	酵原木ボンフ振付部 (0. P0. 8m) 海木ボンフ宝スクリーンエリア (D. P1.1. 0m) 海木ボンブ宝和機ポンフェリアは関け部 (0. P. +2. 0m) 梅木ガリ明日部 (0. P14. 0m) 海本ボンブ宝スクリーンエリアの防海壁下部配管・ケーブル頁通部 (0. P1. 0m-0. P. +1.1. 0m) 海本ボンブマスクリーンエリアの防海壁下部配管・ケーブル頁通部 (0. P1. 0m-0 m) 海本ボンブグランドドレン配管 (0. P2. 0m) 浦橋市坦海水ボンフ州付部 (0. P. +2. 0m) 海本ボンブが高スリーンエリア (0. P1. 0m) 海本ボンブボイル (0. P1. 0m) 海本熱交極器型を取水立所 (0. P. +1. 0m) 海本熱交極器型を取水立所 (0. P. +1. 0m) 海本熱交極器型を取水立所 (0. P. +1. 0m) 海本熱交極器型を取水立所 (0. P1.1. 0m) 海本ボンゴスクリーンエリアの防海壁下部配管・ケーブル頁通部 (0. P2. 0m) 海本ボンゴペランドドレン配管 (0. P2. 0m) 副板市坦海水ボンブボスクリーしに配管 (0. P2. 0m) 副板市坦海水ボンブ料付部 (0. P2. 0m) 副板市里海水ボンブ料付部 (0. P2. 0m) 副板市坦海水ボンブ料付部 (0. P2. 0m) 副板市里海水ボンブ料付部 (0. P2. 0m) 副板市里海水ボンブ料付部 (0. P2. 0m)	2号炉 取水路 1号炉 3号炉 2号炉	のル人園内 除じん機エリア天端開口部(E L. +8.8m) 海水ボンブエリア黄通部(E L. +8.8m) 取水槽C/Cケーブルダクト黄通部(E L. +8.8m) 取水槽で (E L. +1.1m) 環水系 循環水系ボンブ (据付部含む)及び配管(E L. +1.1m) ^{※1} 原子炉補機海水系ボンブ (据付部含む)及び配管(E L. + 1.1m) ^{※1} 高圧炉心スプレイ補機海水系ボンブ (据付部含む)及び配管(E L. + 1.1m) ^{※1} タービン補機海水系ボンブ (据付部含む)及び配管(E L. + 1.1m) ^{※1} 除じんボンブ (据付部含む)及び配管(E L. +1.1m) ^{※1} 取水槽天端開口部(E L. +8.8m) 取水槽天端開口部(E L. +8.8m) 取水路系検ロ天端開口部(E L. +8.8m) 放水接合層天端開口部(E L. +8.8m) 放水接合層天端開口部(E L. +8.0m) 虚外配管ダクト (タービン建物~放水槽)黄通部(E L. + 2.0m) 環水系配管(E L2.8m) ^{※2} 原子炉補機海水系配管(E L2.8m) ^{※2}	
E 5440	被称作用 由水系 斯提水系 被称亦用	放水路,放水區、砌積水配管 放水路、輸機冷坦用海水放水路。 網機冷却用海水放水路 放水路、放水區、衛碟水配管 放水路、凝水區、衛碟水配管 放水路、額機冷却用海水放水路。	構内排水省 その他 ※1 重力 の取力	事故等対処	・液体廃棄物処理系放出管 (T.P. +3.5m) ・排ガス洗浄廃液処理設備放出管 (T.P. +3.5m) ・排ガス洗浄廃液処理設備放出管 (T.P. +3.5m) ・構内排水路排水管 (T.P. +3.6m) ・集水枡等 (T.P. +3m~+8m) ・防潮堤及び防潮扉下部貫通部 (予備貫通部合む) (T.P. +3m~+8m) ・東海発電所 (廃止措置中) 取水路及び放水路 (T.P. +1m) を設として設置するSA用海水取水ビット及び緊急用海水系			1.5-4妻	(原 (東) 補機浴却源水ホンジ・高戸か心スプレイ補機浴却源水ホンフ・タービン補機浴却源水ホンフ) 流入経路特定結果(2/2) 滋人衛呼 放水立坑(0,P,+14,0a) 放水立坑エジアの防潮壁下部シレンチ背通部(0,P,+18,3a)~	放水路	 メ系 タービン補機海水系配管 (E L. + 4. 3m) **2 大管 液体廃棄物処理系配管 (E L. + 4. 3m) **2 放水槽天端開口部(E L. + 8. 8m) 冷却水排水槽天端開口部(E L. + 8. 5m) マンホール天端開口部(E L. + 8. 5m) 放水接合層天端開口部(E L. + 9. 0m) 放水槽天端開口部(E L. + 8. 8m) 	
外掛水路		開権水卸用海水放水競 持木動、無水音 取頭ケーブルトレンチ 用面ケーブルトレンチ ケーブル関道	※ 2 重力	事故等对処言	皮備として設置する緊急用海水系の取水路	放水路	2 号句(1 号句) 3 号句(海水系 断環水系 海水系	(P. 113. 8m) (ボール捕集器ヒット連絡トレンチ軽管貫通部、復水器連続 洗浄装置連絡配管トンンチ軽管・ケーブル貫通部、IRT カナ ルで (O. P14. 0m) が本立度 (O. P14. 0m) が本立度 (O. P14. 0m) が本立度 (O. P14. 0m) が成本発性管貫通部 (O. P1. 3m) が本立度 (O. P14. 0m) が様かりが表が表が表配管質通部 (O. P10. 3m - 0. P12. 8m) (原子り補機合即海水系配管 井常用補機合即海水系配管・交留熱除去海水系配管・クービン補機合即海水系配管・交留熱除去海水系配管・クービン補機治均海水系配管・タービン補機・水系配管・クーブル貫通部 (O. P. 13. 8m) (ボール捕集器ヒット連絡トレンチ配管・ケーブル貫通部) が本立境 (O. P14. 0m) が表立病な系配管質の形態を持た対応を発症を対しています。 が最近が表では、(O. P10. 8m) が本立境 (O. P14. 0m) が表立境 (O. P14. 0m) が表立場 (O. P14. 0m) が表立場などなどのよりに対しています。 「関連水路の防潮界横断部(O. P. +2. 5m ~ 0. P. +13. 8m) 南州水路の防潮界横断部(O. P. +2. 5m ~ 0. P. +13. 8m)	屋外排水路 ※1 施設,設備を設置 ※2 放水槽への接続高		

女川原子力発電所2号炉 備考 柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 東海第二発電所 島根原子力発電所2号炉 第1.5-5表 各経路からの流入評価結果 第1.4-4表 各経路からの流入評価結果(1/2) 第1.5-5表 各経路からの津波の流入評価結果 第1.5-4表(1) 各経路からの流入評価結果 ①入力津波 ②許容津波 ②一① 高さ(EL.) 高さ(EL.) 裕度 力津波 津波荷重 裕度 評価 流入箇所 評価 流入箇所 ・取水路点検用側口部 ・海水ポンプグランドドレン排出口 許容津波高さが入力注 AAnn 海水ボンブエリア貫通部 取水槽C/Cケーブルダク ・非常用海水ボンブグランド減圧配管基礎フランジ頁通部 ・常用海水ボンブグランド減圧配管基礎フランジ頁通部 ・非常用海水ボンブ及び常用海水ボンブ整付面 (スクリーン洗浄水ボンブ及び常用海水ボンブ整付面 ンプ含む) 被高さを上回っており、津波は流入しな (0.8.8.L.) 衝震水平 有由操作執射点统 45,5a 4.5a T. P. + 22. 0m 75. St 113.36 3.56 000000 循環水系 循環水系ポンプ (据付部含む) 及び配管 ダリが形成されて BALL 循環水系 ・取水ピット空気抜き配管・循環水ポンプ据付面 15.40 12.3a 津波は流入しな 京子炉補機海水系ポンプ (据付部含む) 及び ・放水ビット上部開口部 ・放水路ゲート点検用開口部 ・海水配管(放水ビット接続部) MEAS 45.34 12.95 1.94 9包流体に対するバウングリが形成されてより、津波は流入しない 通常未必 経環水ルンド所付生 14 864.77F 在無用立任 解除な主義 10. tr < 0.1.0e⁴ 放水ビット上部関口部 (「放水路 海水系」と同じ) 放水路ゲート点検用関口部 (「放水路 海水系」と同じ) ・循環水管 (放水ビット接続部) 油水水 - 40 T. P. + 19.1m T.P.+ 22.0m 16.54 15.34 和水配内容用品机 47.44 112.16° 1.76 議院末記 特屈水虫ンで極けて ・液体廃棄物処理系放出管・排ガス洗浄廃液処理設備放出管・構内排水路排水管 適水 32 フギスクドーンアドア 2012 技术内が国主権 第本 32 フザスク 1、 2 エ 1 ア 20試資空 2・ 第本 32 フザスカ 1、 2 エ 1 ア 20試資空 2・ -19, 0r - - - - - - 10, 0e⁻⁰ 6.4m 9.5m^{0.6} 3.1m^{0.7} り、津波は流入しな 41 for 125, 565 Take **新教士**正 112.7m⁽⁴⁾ 73.5m ※2 責通部止水処理の許存律政高さ ※6 3号炉取水路点検口の犬端周口高さ ※3 床ドレン逆止弁の許存律政高さ ※7 参照する裕度(0.64m)を考慮しても余裕がある -91 許容津設高さが入力: 高さを上回っており、 地で非異は最大しない。 16.06° 44. be $(11,30^{21}$ 2.66 終1: 2号中高水ホンツで取得性の直生 中の1 年に高水ルンツを外端さ 第3: 3号以高水ルンツを外端さ 第4: 3号に高水ルンツを設定性の高さ 中1: 3号の高水州で参加される場合 中3: 2号に収水がありままれる。 11. to 931, light ※6・1 号級政権が助め合き 発す。3 号板収象が応勤機能と高さ そ8、募職にの高さ ※9、収集で名金性、0.3mに 产業量、でも金額がある。 19.39 5.1a 第1.4-4表 各経路からの流入評価結果(2/2) 10.56 40.56 MEAZ 110.5a 10.06 P18.5a 111.30° U.Se. 0.56 +10:3m 11.36 第1.5-5表 各経路からの津波の流入評価結果 第1.5-4表(2) 各経路からの流入評価結果 植物化水液 植物化核菌术能量 入力津波 津波荷重 高さ 水位*: 裕度 流入経路 流入笛所 評価 +10.3m +14.6e 4.26 46.5a 2.5e (2) 入力津波 ②許容津波 ②一① 第5(EL.) 高さ(EL.) 裕度 海水引込 海水系 流入経路 流入箇所 評価 SA用海水ビット関ロ部 46.74 $(11,3)^{10}$ 2.56 関係系 (公共市区域 イストル 人の資明的を利用 (ストル 人の資明的を利用 (ストル 人の資明的を利用 (人の 人の 人の 人の 人の 人の 人の 人の 人の (人の 人の 人の 人の (人の 人の 人の 人の (人の 人の)人の (人の 人の)人の (人の 人の)人の (人の 人の)人の (人の) -175 作容津波高さが入力津 +11.3a⁵¹ 111.4a⁸¹ 4.5x 放水接合槽天端開口部 屋外配管ダクト (タービ ・緊急用海水ボンブビット点検用関口部 ・緊急用海水ボンブグランドドレン排出口 ・緊急用海水ボンブ選用ドレン排出口 ・緊急用海水ボンブ減圧管基礎フランジ質通路 ・緊急用海水取水ボンブ銀付面 T. P. + 12. 0m 2 far 2 far 2 far 3 far 4 far 6 3 a² 緊急用海 水取水管 海水系 +40.7m^(c) +11.7m^(c) 循環水系 循環水系配管 日包液体に対する/ 原子炉補機海水系配管 **財放** --- - - -7.9m ·ダリが形成されて ,津波は流入しな 利用に存在できますがあったのかのかである。 表を支持 - 集水枡等 福暖水鸡 教育水道 教育水道の名字母工会 4.8n 8.8n^{9.4} 4.0n⁹¹¹ 4.7n 8.5n^{9.5} 3.8n⁹¹¹ 4.8n 8.5n^{9.6} 3.7n⁹¹¹ 9.3.5n 9.0n^{9.7} 5.5n⁹¹¹ 37 7.3n 8.8n^{9.8} 1.5n⁹¹¹ 1.5n⁹¹¹ 会: 非接の別組目の党人が別出これを計算で能な対抗病态 第1: 距離による整備以下の加ま発度した整 第1: 取利情報自身を治療し、連絡の成人が含まする。 ※: 連進がは入する可能性のある経路口存在したが、 分の: 施備による整備以下にあまそ底したが、 分の: 整備はよる整備以下にあまそ底したが 分の: 整備はよる整備以下にあまるをしたが、 がよって、 を対して、 が、 を対して、 をがし、 をがして、 をがし、 をがして、 をがして、 をがして、 をがして、 をがして T. P. + 20. 0m - 集水枡等 放水点計 排海治學學系統治治療之 (第三种由原命制度學學學等)可以用達成治學療水 系體等。與實際、均等不完施等。至一日之始原治別 立大之學等。 冷却水排水槽天端開口部 高水石 1容津波高さが入力 ※ 1 推復の到達及び流入の防止に当たり許容可能な推改高さ。 ※ 2 高層・デードの再規期間10年に対する期待側1.P. + 1.44mと頻望平均満層位1.P. + 0.61m及び層位のばらつき0.18mの合計で る0.7maと必定さる0.65meを参加する旅をとする。 分次立成 最大点数(エリアの振用性が無トント作品を) モニーは販売コンテンジによりが記るデータル できましまままがあるとで選挙を終わまりか解 か・ケーマル信託で 放水槽天蝎開口部 908465 6.5m 8.5m^{0.9} 2.0m^{0.11} 11.9m 15.0m^{0.10} 3.1m^{0.11} - 経水売店 抽売品が明本必要水で・・ト男にお 3/4-7 使用:1 度が飲み売助の高等 線で、2 度が強な心動機制がお済さ 機能に発展が高さ 使用:2 機関でも締集 (4) ボル とさばしてよれ年がか ※6 1号炉マンホールの天場開口高さ

#1.5-6表 浸水根定範囲と防水区画化するユ リア (A水型電車) (A、電車) (A 電車) (柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	第1.5-6表 浸水想定範囲と防水区画化するエリア 浸水想定範囲 防水区画化するエリア 環水ポンプを設置するエリア ・原子炉補機冷却痛水ポンプ A 系を設置するエリア ・原子炉補機冷却痛水ポンプ B 系を設置するエリア ・原子炉補機冷却痛水ポンプ C 系を設置するエリアとび原子炉補機冷 ・原子炉補機冷却痛水ポンプ C 系を設置するエリア	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	第1.5-5表 浸水想定範囲と防水区画化するエ リア 浸水想定範囲 防水区画化するエリア (領環水ポンプを設置するエリア 原子炉補機海水ポンプを設置するエリア (取水槽循環水ポンプを設置するエリア (取水槽海水ポンプを設置するエリア (取水槽海水ポンプエリア) 原子炉補機海水ポンプ、高圧炉心スプレ イ補機海水ポンプエリア) (東子炉補機海水ポンプを設置するエリア (取水槽循環水ポンプエリア)	備考





柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	
柏崎刈羽原子力発電所 6 7 号炉 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	自身形成作 []	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉 備考
			(B) 30 (C)
			3号炉取水路点接口 (八力津波 4, 防波堤有り) (m) (m) (13) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m
			1号炉放水槽 (入力津波 4, 防波 塩無 L) (13)3/3 ** (13
			1号が冷却水排水槽 (入力津波 4, 防波堤無し) (13) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m) (m
			第1.5-3図(2) 入力津波の時刻歴波形(上昇 側:海域活断層)
			(m) (Ta) (Ta) (Ta) (Ta) (Ta) (Ta) (Ta) (Ta
			(ID) (ID) (ID) (ID) (ID) (ID) (ID) (ID)
			2 号炉放水接合槽 (八力律政 4, 防波堤有り)
			(m) (EB) (M) (B) (M)
			第1.5-3図(3) 入力津波の時刻歴波形(上昇 側:海域活断層)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
			(1800) 第 1. 5-3 図 (4) 入力津波の時刻歴波形(上昇側:海域活断層) (m) ※最大水位下降量-3.93m-地盤変動量 0.34mや且-4.3m 2 号が取水口 (入力津波 4 防波堤無し) ※下降側 (m) ※最大水位下降量-6.08m-地盤変動量 0.34mや且-6.5m 2 号が取水付 (入力津波 4 防波堤無し) ※下降側 第 1. 5-4 図 入力津波の時刻歴波形(下降側: 海域活断層)	
第1.5-5図(1) 基準津波による最高水位分布 (荒浜側防潮堤内敷地)	第1.4-2 図 基準津波による水位分布(1/3)	第1.5-2図 基準津波による最大水位上昇量・最大浸水深分布(防波堤あり、基準地震動Ssによる地盤沈下あり)	※防波壁津波最高進点EL11.13m+開望平均満層位・0.58m+層位のば5つき・0.14mやEL11.9m 第1.5-5図(1) 基準津波の遡上波による最高水位分布 (基準津波1:防波堤無し)	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	+15.70g (最大本化上昇量分布) 第1.4-2 図 基準津波による水位分布(2/3)		第1.5-5図(2) 海域活断層上昇側最大ケース の遡上波による最高水位分布 (防波堤有り)	

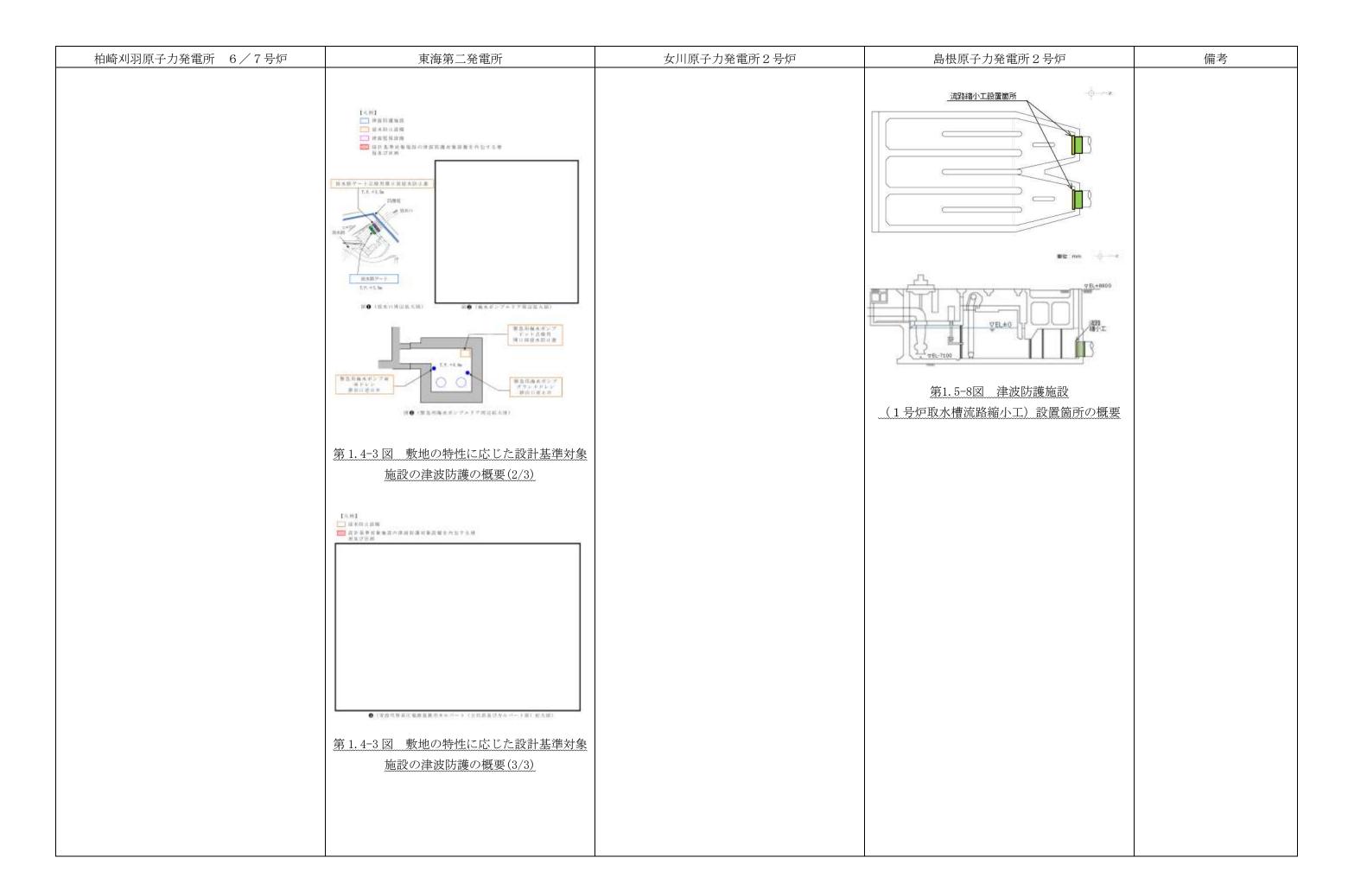
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
相崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所 (防蔵埋みり) (防蔵埋みし) (財政埋なし) (最大股本深分布) 第1.4-2 図 基準津波による水位分布(3/3)	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉 第1.5-5図(3) 基準津波の遡上波による最大浸水深分布 (基準津波 1: 防波堤無し)	備考
を確定する機能でで、またしているが、機能のほうつきの、3mg、機能は発量 (2.2mg) と可能した高速度数2によるの化				
第1.5-6図(1) 基準津波による最高水位分布 (発電所全体遡上域)				

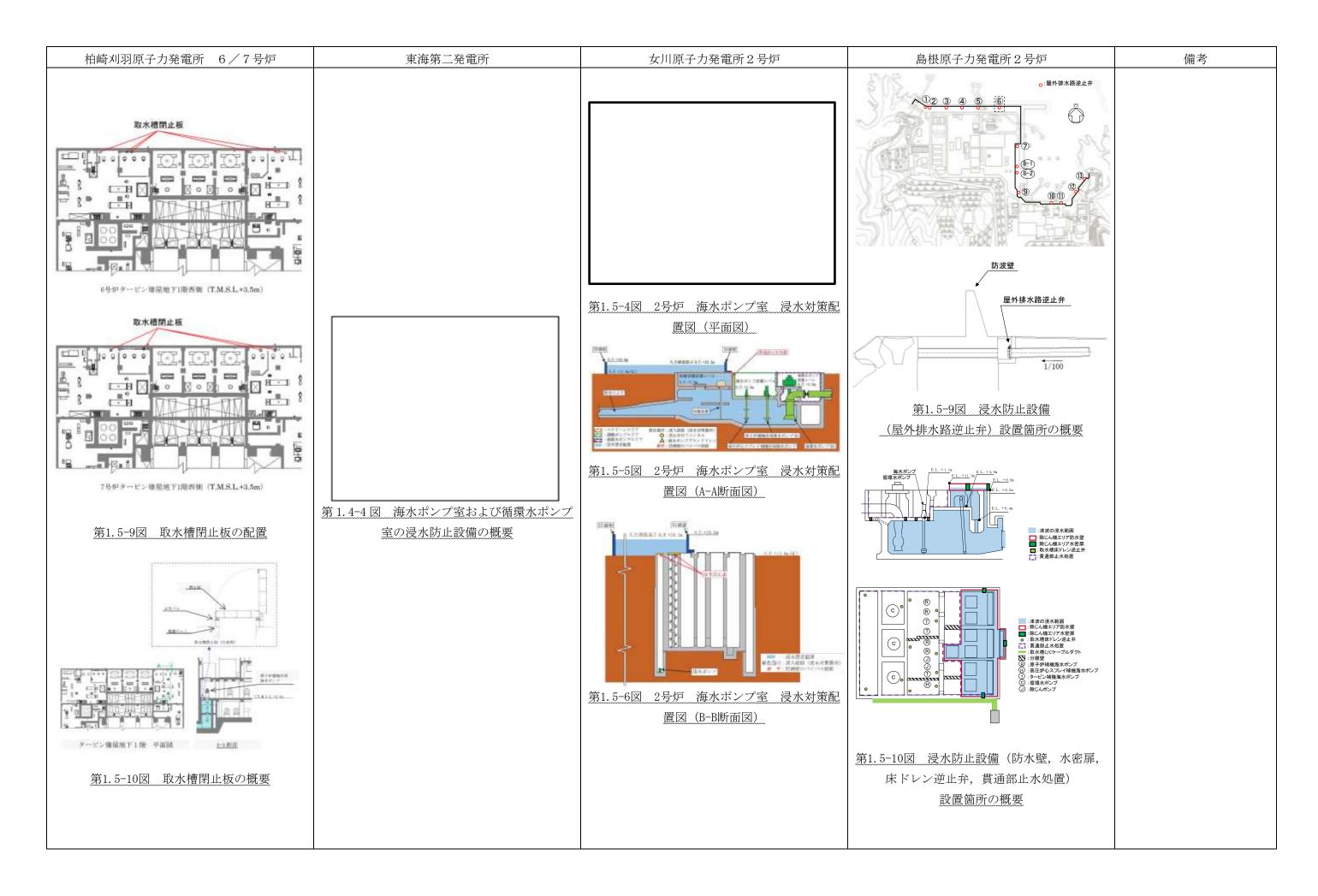
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
選問なの対容は機関事項に属しますので分類できません。				
第1.5-6図(2) 基準津波による最大浸水深分布				
(発電所全体遡上域)				
CB R th. As				
第1.5-7図 浸水を防止する敷地				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
第1.5-8図 敷地の特性に応じた設計基準対象施設の津波防護の概要	第1.4-3 図 敷地の特性に応じた設計基準対象 施設の津波防護の概要 (1/3)	第1.5-3図 敷地の特性に応じた津波防護の概要	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
			際に機系+ボン7室 EL+8.8m EL+8.8m EL+8.5m EL+15.0m EL-13.35m 第1.5-7図(1) 取水路及び放水路の縦断図 (1 号/戸取水路)	
			第1.5-7図(2) 取水路及び放水路の縦断図 (2号炉取水路)	
			EL-8.80m	
			第1.5-7図(3) 取水路及び放水路の縦断図 (3号炉取水路)	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
			The first of t	
			EL-8.80m	
			EL-8.50m EL-8.50m EL-15.50m EL-15.50m EL-15.50m EL-15.60m EL-16.60m EL-16.	





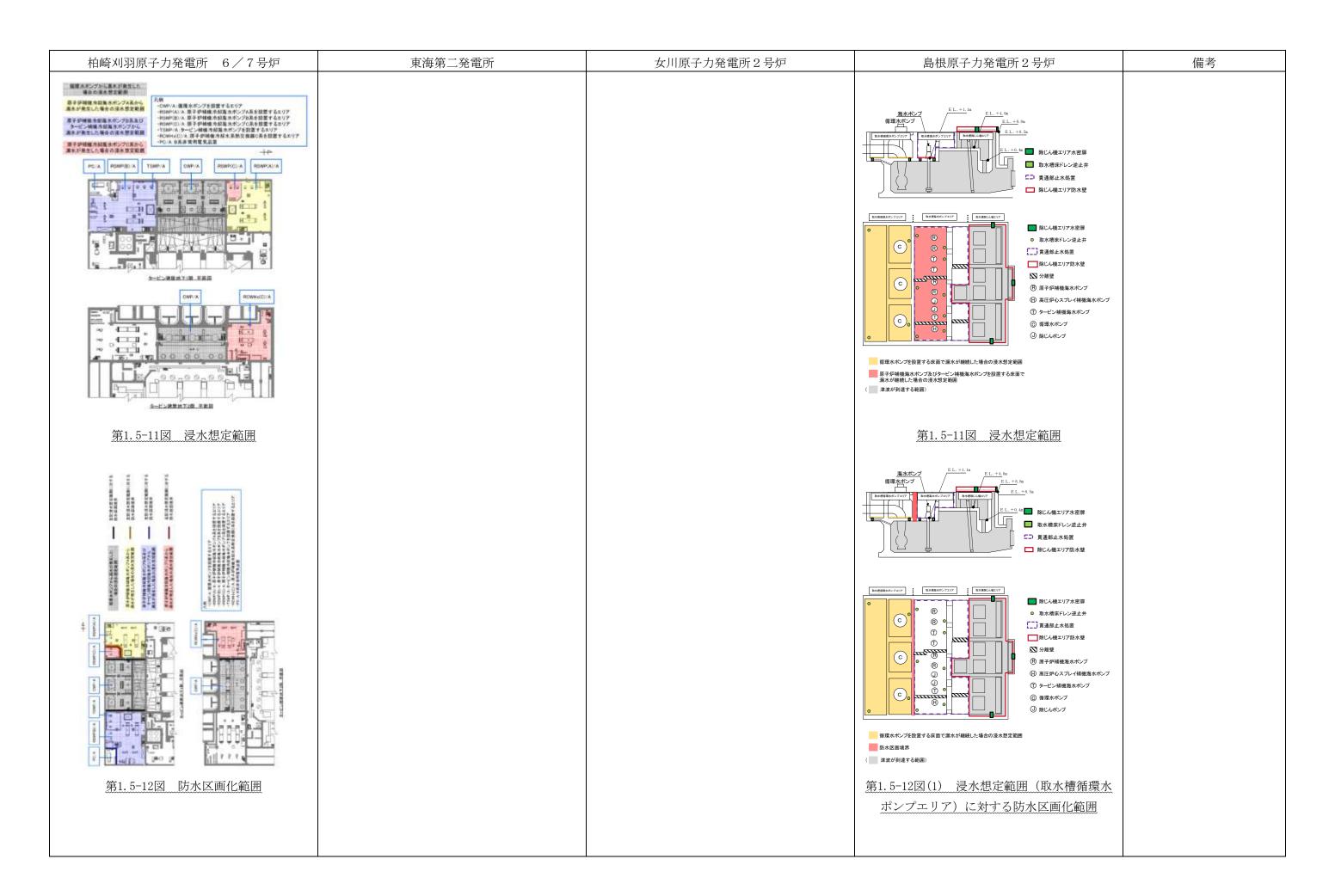
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
作画の人は分が、子刀光色が、	来传苑——光电灯	第1.5-7図 1号炉 海水ボンプ室 浸水対策配置図 (平面図) 第1.5-8図 1号炉 海水ボンプ室 浸水対策配置図 (A-A断面図) 第1.5-9図 3号炉 海水ボンプ室 浸水対策配置図 (平面図)	西代水丁ノノ光 电川 2 万 か	/州·

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		第1.5-11図 3号炉 海水ポンプ室 浸水対策 配置図 (B-B断面図)		
		第1.5-12図 3号炉 海水熱交換器建屋 浸水 対策配置図(平面図)		
		第1.5-13図 3号炉 海水熱交換器建屋 浸水 対策配置図 (左:A-A断面図 右:B-B断面図)		

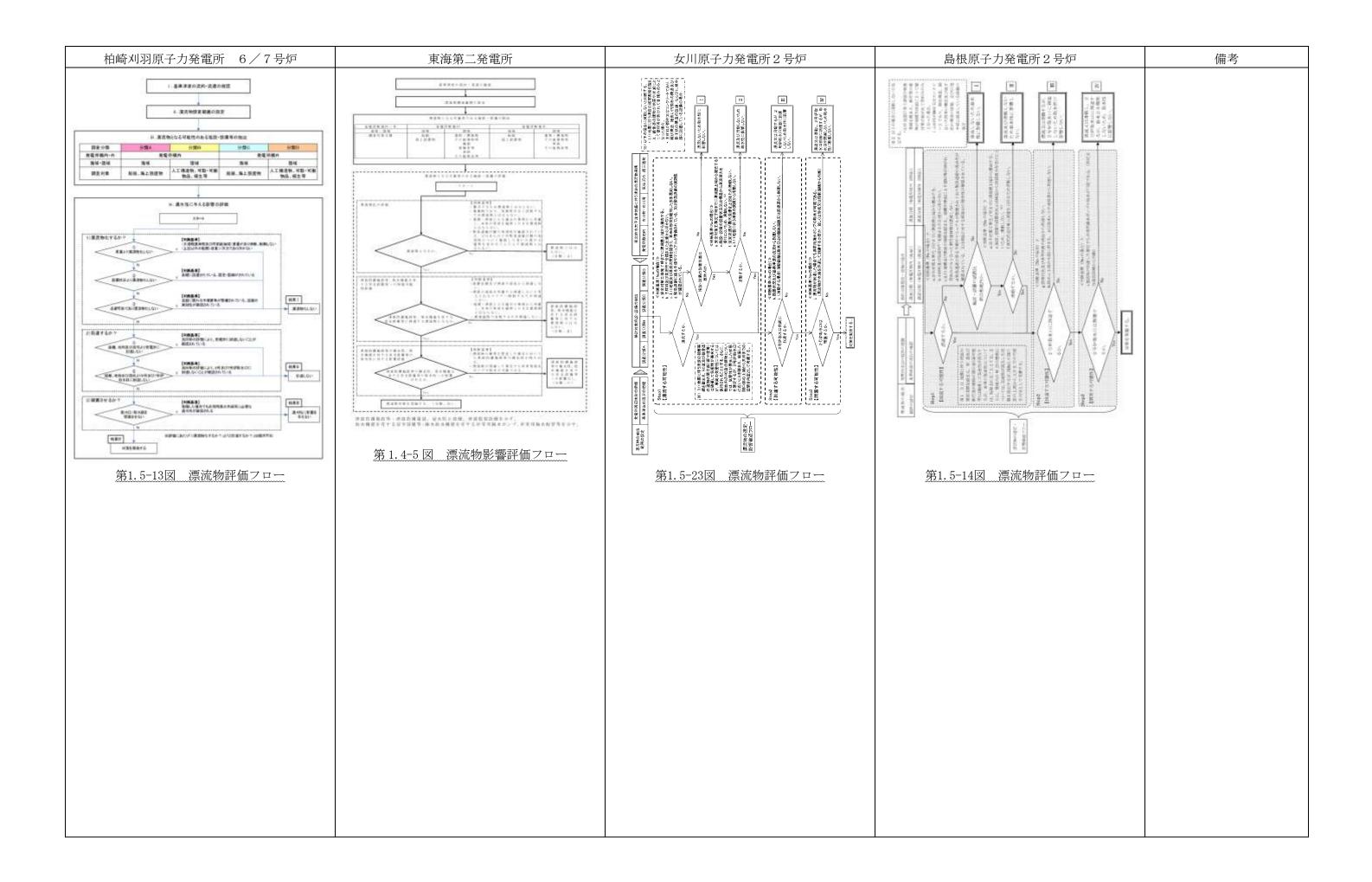
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		
		第1.5-14図 2号炉 放水立坑 浸水対策配置 図 (平面図)		
		一		
		第1.5-15図 2号炉 放水立坑 浸水対策配置 図 (A-A断面図)		
		日本の		
		第1.5-16図 2号炉 放水立坑 浸水対策配置 図 (B-B断面図)		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		放来版トンネル(放水ロより) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
		第1.5-17図 1号炉 放水立坑 浸水対策配置図 (平面図)		
		第1.5-18図 1号炉 放水立坑 浸水対策配置図 (A-A断面図) 第1.5-19図 3号炉 放水立坑 浸水対策配置図 (平面図)		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		第1.5-20図 3号炉 放水立坑 浸水対策配置 図 (A-A断面図)		
		第1.5-21図 3号炉 放水立坑 浸水対策配置 図 (B-B断面図)		
		第1.5-22図 2号炉 海水ポンプ室の浸水対策 の概要		



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
			海水ポンプ	
			■ 原子停機機為水化ン7年を設置する床面で編水が機械した場合の浸水想定範囲 ● 防水区間境界 (■ 津波が到達する範囲) 第1.5-12図(2) 浸水想定範囲(取水槽海水ポンプエリア)に対する防水区画化範囲	
			第7年回り (マーン河中 中本語	
			第1.5-13 図 バウンダリ機能を保持する機器,配管及び隔離弁(電動弁,逆止弁)の 設置箇所の概要	



				111s - Lee
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	(3)適合性説明	(3) 適合性説明	
1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安	1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安	1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る	1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設	
全設計の方針	全設計の方針	安全設計の方針	計の方針	
1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請(平成	1.9.7 発電用原子炉設置変更許可申請(平成	1.10.2 原子炉設置変更許可申請(東北電原		
25 年 9 月 27 日申請)に係る実用発電	26年5月20日申請)に係る安全設計の方	技第11号)に係る発電用軽水型原子炉		
用原子炉及びその附属施設の位置、構	<u></u>	施設に関する安全設計審査指針への適		
造及び設備の基準に関する規則への適	1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施		1.10.1 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年	
盒	設の位置、構造及び設備の基準に関する規		12月25日申請)に係る実用発電用原子炉及び	
	則 (平成 25 年 6 月 19 日制定) 」に対する		その附属施設の位置、構造及び設備の基準に	
	適合		関する規則への適合	
(津波による損傷の防止)	第五条 津波による損傷の防止		(津波による損傷の防止)	
第五条 設計基準対象施設は、その供用中に	設計基準対象施設は、その供用中に当該設計	(津波による損傷の防止)	第五条 設計基準対象施設 (兼用キャスク及びそ	
当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすお	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがあ	第五条 設計基準対象施設 (兼用キャスク	の周辺施設を除く。)は、その供用中に当該設計	
それがある津波(以下「基準津波」という。)	る津波(以下「基準津波」という。) に対して	及びその周辺施設を除く。)は、その供用	基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある	
に対して安全機能が損なわれるおそれがないも	安全機能が損なわれるおそれがないものでなけ	中に当該設計基準対象施設に大きな影響を	津波(以下「基準津波」という。)に対して安全	
のでなければならない。	ればならない。	及ぼすおそれがある津波(以下「基準津	機能が損なわれるおそれがないものでなければな	
		波」という。)に対して安全機能が損なわ	らない。	
		れるおそれがないものでなければならな		
		V'o		
適合のための設計方針	適合のための設計方針	適合のための設計方針	適合のための設計方針	
基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏	設計基準対象施設のうち津波防護対象設備	設計基準対象施設のうち津波防護対象設	設計基準対象施設のうち津波防護対象設備は、	
まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、	は、基準津波に対して、その安全機能が損なわ			
地質構造、地震活動性等の地震学的見地から想		損なわれることがないように次のとおり設	をがないように次のとおり設計する。	
定することが適切なものとして策定する。	400 C C M ⁴ なv ·よ アにがのこれり取削する。	計する。	これないように次のとおり取引する。	
大力津波は基準津波の波源から各施設・設備		हा १ ठ _े		
の設置位置において算定される時刻歴波形として記念する				
て設定する。				
耐津波設計としては、以下の方針とする。				
(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(1) 津波の敷地への流入防止	(1) 津波の敷地への流入防止	(1)津波の敷地への流入防止	
常用取水設備を除く。)を内包する建屋及	津波防護対象設備(非常用取水設備を除	津波防護対象設備(非常用取水設備を除	津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)	
び区画の設置された敷地において,基準津	く。)を設置する敷地において、基準津波によ	く。)を設置する敷地において、基準津波	を設置する敷地において、基準津波による遡上波	
波による遡上波を地上部から到達又は流入	る遡上波を地上部から到達又は流入させない設	による遡上波を地上部から到達又は流入さ	を地上部から到達又は流入させない設計とする。	
させない設計とする。また、取水路、放水	計とする。また、海と連接する取水口、放水路	せない設計とする。また、海と連接する取	また,海と連接する取水路,放水路等の経路か	
路等の経路から流入させない設計とする。	等の経路から、同敷地及び津波防護対象設備	水路、放水路等の経路から、同敷地及び津	ら,同敷地及び津波防護対象設備(非常用取水設	
	(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋に	波防護対象設備(非常用取水設備を除	備を除く。)を内包する建物に流入させない設計	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	流入させない設計とする。	く。)を内包する建屋に流入させない設計	とする。	
		とする。		
2) 取水・放水施設,地下部等において,漏水	(2)漏水による安全機能への影響防止	(2) 漏水による安全機能への影響防止	(2) 漏水による安全機能への影響防止	
する可能性を考慮の上,漏水による浸水範	取水・放水施設,地下部等において,漏水す	取水・放水施設,地下部等において,漏	取水・放水施設, 地下部等において, 漏水する	
囲を限定して、重要な安全機能への影響を	る可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を限	水する可能性を考慮の上,漏水による浸水	可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し	
防止する設計とする。	定して, 重要な安全機能への影響を防止する設	範囲を限定して、重要な安全機能への影響	て, 重要な安全機能への影響を防止する設計とす	
	計とする。	を防止する設計とする。	る。	
3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか, 設	(3) 津波防護の多重化	(3) 津波防護の多重化	(3) 津波防護の多重化	
計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	上記(1), (2)の方針のほか, 津波防護対象設	上記(1)及び(2)の方針のほか,津波防護	上記(1)及び(2)の方針のほか、津波防護対象設	
用取水設備を除く。)を内包する建屋及び	備(非常用取水設備を除く。)は,浸水防護を	対象設備(非常用取水設備を除く。) は,	備(非常用取水設備を除く。)は、浸水防護をす	
区画については、浸水防護をすることによ	することにより津波による影響等から隔離す	浸水防護をすることにより津波による影響	ることにより津波による影響等から隔離する。そ	
り津波による影響等から隔離する。そのた	る。そのため、津波防護対象設備(非常用取水	等から隔離する。そのため、津波防護対象	のため、津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
め,浸水防護重点化範囲を明確化するとと	設備を除く。)を内包する建屋及び区画につい	設備(非常用取水設備を除く。)を内包す	く。)を内包する建物及び区画については、浸水	
もに,津波による溢水を考慮した浸水範囲	ては,浸水防護重点化範囲として明確化すると	る建屋及び区画については, 浸水防護重点	防護重点化範囲として明確化するとともに、津波	
及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水	ともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及	化範囲として明確化するとともに, 津波に	による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守	
防護重点化範囲への浸水の可能性のある経	び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重	よる溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を	的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水	
路及び浸水口(扉,開口部,貫通口等)を	点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水	保守的に想定した上で、浸水防護重点化範	の可能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫	
特定し、それらに対して必要に応じ浸水対	口(扉、開口部、貫通口等)を特定し、それら	囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口	通口等)を特定し、それらに対して浸水対策を施	
策を施す設計とする。	に対して浸水対策を施す設計とする。	(扉,開口部,貫通口等)を特定し,それ	す設計とする。	
		らに対して浸水対策を施す設計とする。		
4) 水位変動に伴う取水位低下による重要な安	(4) 水位低下による安全機能への影響防止	(4) 水位低下による安全機能への影響防止	(4) 水位低下による安全機能への影響防止	
全機能への影響を防止する。そのため、非	水位変動に伴う取水性低下による重要な安全	水位変動に伴う取水位低下による重要な	水位変動に伴う取水位低下による重要な安全機	
常用海水冷却系については、基準津波によ	機能への影響を防止するため、非常用海水冷却	安全機能への影響を防止するため、非常用	能への影響を防止する。そのため、原子炉補機海	

(4) 水位変動に伴う取水位低下による重要な安全機能への影響を防止する。そのため、非常用海水冷却系については、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置することにより、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して6号及び7号炉の取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ6号及び7号炉の取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。

また,基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口の通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。

(扉,開口部,貫通口等)を特定し,それらに対して浸水対策を施す設計とする。
(4) 水位低下による安全機能への影響防止水位変動に伴う取水位低下による重要な安全機能への影響を防止するため,非常用海水冷却系は,基準津波による水位の低下に対して,非常用海水ポンプが機能保持でき,かつ,冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また,基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保でき,

かつ、取水口からの砂の混入に対して非常

用海水ポンプが機能保持できる設計とす

水位変動に伴う取水位低下による重要な安全機能への影響を防止する。そのため、原子炉補機海水系及び高圧炉心スプレイ補機海水系(以下(4)(8)において「非常用海水冷却系」という。)については、基準津波による水位の低下に対して、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ(以下(4)において「非常用海水ポンプ」という。)が機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口、取水槽及び取水管の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
5) 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波(施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。)に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。	(5) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の機能保持 津波防護施設及び浸水防止設備は,入力津波 (施設の津波に対する設計を行うために,津波 の伝播特性及び浸水経路等を考慮して,それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。)に対して設定するものをいう。以下同じ。)に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できるように設計する。また,津波監視設備は,入力津波に対して津波監視機能が保持できるように設計する。	(5) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波 監視設備の機能保持 津波防護施設及び浸水防止設備は,入力 津波(施設の津波に対する設計を行うため に,津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮 して,それぞれの施設に対して設定するも のをいう。以下同じ。)に対して設定するも のをいう。以下同じ。)に対して津波防護 機能及び浸水防止機能が保持できるように 設計する。また,津波監視設備について は,入力津波に対して津波監視機能が保持 できるように設計する。	(5)津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の機能保持 津波防護施設及び浸水防止設備は,入力津波 (施設の津波に対する設計を行うために,津波の 伝播特性及び流入経路等を考慮して,それぞれの 施設に対して設定するものをいう。以下同じ。) に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持で きるように設計する。また,津波監視設備につい ては,入力津波に対して津波監視機能が保持でき る設計とする。	
6) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視 設備の設計に当たっては,地震による敷地 の隆起・沈降,地震(本震及び余震)によ る影響,津波の繰返しの襲来による影響, 津波による二次的な影響(洗掘,砂移動, 漂流物等)及びその他自然現象(風,積雪 等)を考慮する。	(6) 地震による敷地の隆起・沈降, 地震による影響等 地震による敷地の隆起・沈降, 地震による影響, 津波の繰り返しの襲来による影響及び津波による二次的な影響(洗掘, 砂移動及び漂流物等)及び自然条件(積雪, 風荷重等)を考慮する。	(6) 地震による敷地の隆起・沈降, 地震に よる影響等 地震による敷地の隆起・沈降, 地震によ る影響, 津波の繰返しの襲来による影響, 津波による二次的な影響(洗掘, 砂移動, 漂流物等)及びその他自然現象(風, 積雪 等)を考慮する。	(6) 地震による敷地の隆起・沈降, 地震による影響等 地震による敷地の隆起・沈降, 地震(本震及び余震)による影響, 津波の繰り返しの襲来による影響, 津波による二次的な影響(洗掘, 砂移動, 漂流物等)及びその他自然条件(風, 積雪等)を考慮する。	
(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波 監視設備の設計における荷重の組合せを考 慮する自然現象として,津波(漂流物を含 む。),地震(余震)及びその他自然現象 (風,積雪等)を考慮し,これらの自然現 象による荷重を適切に組み合わせる。漂流 物の衝突荷重については,各施設・設備の 設置場所及び構造等を考慮して,漂流物が 衝突する可能性がある施設・設備に対する 荷重として組み合わせる。その他自然現象 による荷重(風荷重,積雪荷重等)につい ては,各施設・設備の設置場所,構造等を 考慮して,各荷重が作用する可能性のある 施設・設備に対する荷重として組み合わせ る。			(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合わせ 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象として,津波(漂流物を含む。),地震(余震)及びその他自然現象(風,積雪等)を考慮し,これらの自然現象による荷重を適切に組み合わせる。漂流物の衝突荷重については,各施設・設備の設置場所及び構造等を考慮して,漂流物が衝突する可能性がある施設・設備に対する荷重として組み合わせる。その他自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)については,各施設・設備の設置場所,構造等を考慮して,各荷重が作用する可能性のある施設・設備に対する荷重として組み合	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(8) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(7) 津波防護施設及び浸水防止設備の設計並	(7) 津波防護施設及び浸水防止設備の設計	(8) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設	
設備の設計並びに非常用海水冷却系の取水	びに非常用海水冷却系の評価	並びに非常用海水冷却系の評価	備の設計並びに非常用海水冷却系の取水性の評	
性の評価に当たっては、入力津波による水	津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに	津波防護施設及び浸水防止設備の設計並	価	
位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安	非常用海水冷却系の評価に当たっては,入力津	びに非常用海水冷却系の評価に当たって	津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備	
全側の評価を実施する。なお、その他の要	波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮	は、入力津波による水位変動に対して朔望	の設計並びに非常用海水冷却系の取水性の評価に	
因による潮位変動についても適切に評価し	して安全側の評価を実施する。なお、その他の	平均潮位を考慮して安全側の評価を実施す	当たっては、入力津波による水位変動に対して朔	
考慮する。また、地震により陸域の隆起又	要因による潮位変動についても適切に評価し考	る。なお、その他の要因による潮位変動に	望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。	
は沈降が想定される場合、想定される地震	慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降	ついても適切に評価し考慮する。また,地	なお、その他の要因による潮位変動についても適	
の震源モデルから算定される敷地の地殻変	が想定される場合、想定される地震の震源モデ	震により陸域の隆起又は沈降が想定される	切に評価し考慮する。また、地震により陸域の隆	
動量を考慮して安全側の評価を実施する。	ルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して	場合、想定される地震の震源モデルから算	起又は沈降が想定される場合、想定される地震の	
	安全側の評価を実施する。	定される敷地の地殻変動量を考慮して安全	震源モデルから算定される敷地の地殻変動量を考	
		側の評価を実施する。	慮して安全側の評価を実施する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	10.5 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	
10.6.1 津波に対する防護設備	10.6.1 津波に対する防護設備	10.6.1 津波に対する防護設備	10.5.1 津波に対する防護設備	
10.6.1.1 設計基準対象施設	10.6.1.1 設計基準対象施設	10.6.1.1 設計基準対象施設	10.5.1.1 設計基準対象施設	
10. 6. 1. 1. 1 概要	10.6.1.1.1 概要	10.6.1.1.1 概要	10.5.1.1.1 概 要	
発電用原子炉施設の耐津波設計については、	発電用原子炉施設の耐津波設計については、	発電用原子炉施設の耐津波設計については,	発電用原子炉施設の耐津波設計については,	
「設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	「設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	「設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	「設計基準対象施設は、基準津波に対して、そ	
機能が損なわれるおそれがないものでなければ	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	の安全機能が損なわれるおそれがないものでな	
ならない」ことを目的として、津波の敷地への	ければならない。」ことを目的として、津波の	ければならない。」ことを目的として、津波の	ければならない。」ことを目的として、津波の	
流入防止、漏水による安全機能への影響防止、	敷地への流入防止、漏水による安全機能への影	敷地への流入防止、漏水による安全機能への影	敷地への流入防止,漏水による安全機能への影	
津波防護の多重化及び水位低下による安全機能	響防止,津波防護の多重化及び水位低下による	響防止、津波防護の多重化及び水位低下による	響防止,津波防護の多重化及び水位低下による	
への影響防止を考慮した津波防護対策を講じ	安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策	安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策	安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策	
る。	を講じる。	を講じる。	を講じる。	
津波から防護する設備は,クラス1 及びクラ	津波から防護する設備は、クラス1及びクラ	津波から防護する設備は, クラス1及びクラ	津波から防護する設備は、クラス1及びクラ	
ス2 設備並びに耐震Sクラスに属する設備(津	ス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備(津	ス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備(津	ス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備(津	
波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を	波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を	波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を	波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を	
除く。) (以下10. では「設計基準対象施設の	除く。) (以下10.6において「設計基準対象施	除く。) (以下10.6 において「設計基準対象	除く。) (以下10.5において「設計基準対象施	
津波防護対象設備」という。)とする。	設の津波防護対象設備」という。)とする。	施設の津波防護対象設備」という。)とする。	設の津波防護対象設備」という。)とする。	
津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施	津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施	津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施	津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施	
設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	 設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷	く。)を内包する建物及び区画の設置された敷	
地において、基準津波による遡上波の地上部か		地において、基準津波による遡上波の地上部か		
らの到達及び流入の防止対策並びに取水路,放	らの到達及び流入の防止対策並びに取水路,放	らの到達及び流入の防止対策並びに取水路,放	 らの到達及び流入の防止対策並びに取水路,放	
水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。	水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。	水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。	水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。	
漏水による安全機能への影響防止は、取水・	漏水による安全機能への影響防止は、取水・	漏水による安全機能への影響防止は、取水・	漏水による安全機能への影響防止は、取水・	
放水施設, 地下部等において, 漏水の可能性を	放水施設, 地下部等において, 漏水の可能性を	放水施設, 地下部等において, 漏水の可能性を	放水施設, 地下部等において, 漏水の可能性を	
考慮の上,漏水による浸水範囲を限定して,重	考慮の上,漏水による浸水範囲を限定して,重	考慮の上,漏水による浸水範囲を限定して,重	考慮の上,漏水による浸水範囲を限定して,重	
要な安全機能への影響を防止する対策を講じ	要な安全機能への影響を防止する対策を講じ	要な安全機能への影響を防止する対策を講じ	要な安全機能への影響を防止する対策を講じ	
る。	る。	る。	る。	
津波防護の多重化として,上記2 つの対策の	津波防護の多重化として、上記2つの対策の	津波防護の多重化として,上記2つの対策の	津波防護の多重化として、上記2つの対策の	
ほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備	ほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備	ほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備	ほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備	
(非常用取水設備を除く。) を内包する建屋及	(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及	(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及	(非常用取水設備を除く。)を内包する建物及	
び区画 <u>において、</u> 浸水防護をすることにより津	び区画のうち、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯	び区画 <u>において、</u> 浸水防護をすることにより津	び区画 <u>のうち,原子炉建物,タービン建物(耐</u>	・設備の配置状況の相違
波による影響等から隔離する対策を講じる。	蔵建屋、海水ポンプ室、常設代替高圧電源装置	波による影響等から隔離する対策を講じる。	震Sクラスの設備を設置するエリア),廃棄物	【東海第二】
	置場(軽油貯蔵タンク、非常用ディーゼル発電		処理建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリ	・資料構成の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	機燃料移送ポンプ,高圧炉心スプレイ系ディー		ア) , 制御室建物 (耐震Sクラスの設備を設置	【柏崎6/7, 女川2】
	ゼル発電機燃料移送ポンプ及び東側DB立坑を		するエリア), 取水槽海水ポンプエリア, 取水	島根2号炉は津波による
	含む。以下10.6.1.1において同じ。),常設代		槽循環水ポンプエリア,屋外配管ダクト (ディ	影響等から隔離する対策を
	替高圧電源装置用カルバート(トンネル部,立		ーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物,タービン	講じる耐震Sクラスの設備
	<u>坑部及びカルバート部を含む。以下10.6.1.1に</u>		建物~排気筒及びタービン建物~放水槽), A	を設置する建物・区画を明
	おいて同じ。)及び非常用海水系配管におい		<u>-非常用ディーゼル発電機(燃料移送系),B</u>	記
	て、浸水防護をすることにより津波による影響		<u>-非常用ディーゼル発電機(燃料移送系),高</u>	
	等から隔離する対策を講じる。		圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(燃料移送	
			系)及び排気筒を設置するエリアは浸水防護を	
			することにより津波による影響等から隔離する	
			対策を講じる。	
水位低下による安全機能への影響防止は、水	水位低下による安全機能への影響防止は、水	水位低下による安全機能への影響防止は、水	水位低下による安全機能への影響防止は、水	
位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能	位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能	 位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能	 位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能	
への影響を防止する対策を講じる。	への影響を防止する対策を講じる。	への影響を防止する対策を講じる。	への影響を防止する対策を講じる。	
10.6.1.1.2 設計方針	10.6.1.1.2 設計方針	10.6.1.1.2 設計方針	10.5.1.1.2 設計方針	
設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	設計基準対象施設は、基準津波に対して安全	
機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能が損なわれるおそれがない設計とする。	
耐津波設計に当たっては、以下の方針とす	耐津波設計に当たっては、以下の方針とす	耐津波設計に当たっては,以下の方針とす	耐津波設計に当たっては、以下の方針とす	
る。	る。	る。	る。	
(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	
常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区	常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区	
画の設置された敷地において, 基準津波による	画の設置された敷地において, 基準津波による	画の設置された敷地において、基準津波による	画の設置された敷地において, 基準津波による	
遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計	
とする。また、取水路、放水路等の経路から流	とする。また、取水路、放水路等の経路から流	とする。また、取水路、放水路等の経路から流	とする。また、取水路、放水路等の経路から流	
入させない設計とする。具体的な設計内容を以	入させない設計とする。具体的な設計内容を以	入させない設計とする。具体的な設計内容を以	入させない設計とする。具体的な設計内容を以	
下に示す。	下に示す。	下に示す。	下に示す。	
a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常	a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	 a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	 a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非	
用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画	常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区			
は、基準津波による遡上波が到達しない十分高	画は、基準津波による遡上波が到達する可能性	****	画は、基準津波による遡上波が到達する可能性	
い場所に設置する。	があるため、津波防護施設及び浸水防止設備を	があるため、津波防護施設を設置し、基準津波		
	設置し、基準津波による遡上波を地上部から到			
	達又は流入させない設計とする。	い設計とする。	い設計とする。	
1. しきコー の細しがけっいては 最はなりで起	1. 【三二の第一、計)アのハマル 新山口で学	1. レミューの端しかけっついでは、最にはロッパ金に	1. 【三コ _ の端 [2中)ァ ヘ)、マ)ユ 竜には ロッ宮に	
b. 上記 a. の遡上波については、敷地及び敷 地国温の地形形である。河川笠の存在並び		b. 上記 a. の遡上波については、敷地及び敷 地周2の地形及びえの煙草、河川笠の存在並び		
地同辺の地形及いての標局、門川等の仔仕亚の	地周辺の地形及びその標高、河川等の存在並び	地向辺の地形及いての標局、例川等の仔仕亚の	地向辺の地形及いての標局、例川等の仔仕亚の	<u> </u>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	
に地震による広域的な隆起・沈降を考慮して,	・	安川原子力発電所 2 号炉 に地震による広域的な隆起・沈降を考慮して,	高松原子力発電所 2 号炉 に地震による広域的な隆起・沈降を考慮して,	VH ⁴¬
遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性	遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性	遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性	遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性	
を検討する。また、地震による変状、繰返し襲	を検討する。また、地震による変状又は繰返し	を検討する。また、地震による変状又は繰返し	を検討する。また、地震による変状、繰り返し	
来する津波による洗掘・堆積により地形又は河	襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は	襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は	製来する津波による洗掘・堆積により地形又は	
川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への	河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地へ	河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地へ	河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地へ	
遡上経路に及ぼす影響を検討する。	の遡上経路に及ぼす影響を検討する。	の遡上経路に及ぼす影響を検討する。	の遡上経路に及ぼす影響を検討する。	
应工作时(C人(6) 形自己(KHJ) 0。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	マル 上川上町(一人(は) か)自己(次月)) 0。	、	
c. 取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入	 c. 取水路,放水路等の経路から,津波が流入	 c. 取水路,放水路等の経路から,津波が流入	c. 取水路,放水路等の経路から,津波が流入	
する可能性について検討した上で,流入の可能	する可能性について検討した上で,流入の可能	 する可能性について検討した上で,流入の可能	する可能性について検討した上で,流入の可能	
性のある経路(扉,開口部,貫通口等)を特定	性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定	性のある経路(扉,開口部,貫通口等)を特定	性のある経路(扉,開口部,貫通口等)を特定	
し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津	し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津	し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津	し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津	
波の流入を防止する設計とする。	波の流入を防止する設計とする。	波の流入を防止する設計とする。また, 1号炉	波の流入を防止する設計とする。また、1号炉	・津波防護対策の相違
		取水路及び1号炉放水路に対しては、津波の流	取水槽に対しては、津波の流入を防止するた	【柏崎6/7,東海第二】
		入を防止するため、 <u>取放水路</u> 流路縮小工を設置	め,流路縮小工を設置するが,1号炉に悪影響	
		するが、1号炉に悪影響を及ぼさない設計とす	を及ぼさない設計とする。	
		る。		
(2) 取水・放水施設,地下部等において,漏水	(2) 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水	(2) 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水	(2) 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水	
する可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を	する可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を	する可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を	する可能性を考慮の上,漏水による浸水範囲を	
限定して、重要な安全機能への影響を防止する	限定して, 重要な安全機能への影響を防止する	限定して、重要な安全機能への影響を防止する	限定して、重要な安全機能への影響を防止する	
設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。	
a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	a. 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮し	a. 取水・放水施設の構造上の特徴等を考慮し	
て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	て、取水・放水施設、地下部等における漏水の	
 可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	可能性を検討した上で、漏水が継続することに	
 よる浸水範囲を想定(以下10. では「浸水想定	よる浸水範囲を想定(以下10.6において「浸水	よる浸水範囲を想定(以下10.6 において「浸	よる浸水範囲を想定(以下10.5において「浸水	
 範囲」という。) するとともに, 同範囲の境界	想定範囲」という。) するとともに,同範囲の	 水想定範囲」という。) するとともに,同範囲	想定範囲」という。)するとともに,同範囲の	
 において浸水の可能性のある経路及び浸水口	境界において浸水の可能性のある経路及び浸水	 の境界において浸水の可能性のある経路及び浸	境界において浸水の可能性のある経路及び浸水	
 (扉,開口部,貫通口等)を特定し,浸水防止	口 (扉,開口部,貫通口等)を特定し,浸水防	水口(扉,開口部,貫通口等)を特定し,浸水	口(扉,開口部,貫通口等)を特定し,浸水防	
設備を設置することにより浸水範囲を限定する	止設備を設置することにより浸水範囲を限定す	防止設備を設置することにより浸水範囲を限定	止設備を設置することにより浸水範囲を限定す	
設計とする。	る設計とする。	する設計とする。	る設計とする。	
	1 73 1.44 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施 歌の決地は蓋は免乳焼(北党用版水乳焼な)除	b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象 ちむの決定は誰は免別供(北党用取水別供な)除	b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象 拡張の決定は蒸せ免訟供 (北党用版水部供入院)	b. 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象 ちむの決定は蒸せ免む焼 (北党田原水の焼き)	
設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
く。)がある場合は、防水区画化するととも	く。)がある場合は、防水区画化するととも	く。)がある場合は、防水区画化するととも	く。)がある場合は、防水区画化するととも	
に、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能、の影響がないことを確認する	に、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能の必要がないことを確認する	に、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能の必要がないことを確認する	に、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機 能 の影響がないことを確認する	
能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	能への影響がないことを確認する。	

拉林加羽原 乙 五秋春花 6 / 7 月 桐	市海ケーで最正	た 川匠フカが電託 0 日唇	自担匠乙九珍贵託 0 日层	/#: #Z
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	 c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定	 c. 浸水想定範囲における長期間の浸水が想定	
される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	される場合は、必要に応じ排水設備を設置す	
3.	5.	5.	3.	
(3) 上記(1)及び(2) に規定するもののほか,	(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか,	(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか,設	(3) 上記(1)及び(2) に規定するもののほか,	
設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取	設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用	
取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画に	水設備を除く。)を内包する建屋及び区画につ	取水設備を除く。)を内包する建物及び区画に	
ついては、浸水防護をすることにより津波によ	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	いては、浸水防護をすることにより津波による	ついては、浸水防護をすることにより津波によ	
る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点	る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重	
点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	化範囲を明確化するとともに、津波による溢水	点化範囲を明確化するとともに、津波による溢	
水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定	水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想	
定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可	定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可	した上で,浸水防護重点化範囲への浸水の可能	定した上で,浸水防護重点化範囲への浸水の可	
能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通	能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通	性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通口	能性のある経路及び浸水口(扉,開口部,貫通	
口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸水	口等)を特定し、それらに対して必要に応じ浸	
水対策を施す設計とする。	水対策を施す設計とする。	対策を施す設計とする。	水対策を施す設計とする。	
(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安	
全機能への影響を防止する。そのため、非常用	安全機能への影響を防止する。そのため、残留	全機能への影響を防止する。そのため、原子炉	全機能への影響を防止する。そのため、原子炉	・設備の相違
海水冷却系については、基準津波による水位の	熱除去系海水系ポンプ,非常用ディーゼル発電	補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機	補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水	【東海第二】
低下に対して、津波防護施設を設置することに	機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディー	治却海水ポンプ(以下10.6 において「非常用	ポンプ(以下10.5において「非常用海水ポン	・津波防護対策の相違
より、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に	ゼル発電機用海水ポンプ (以下10.6において	海水ポンプ」という。)については、基準津波	プ」という。) については、基準津波による水	【柏崎6/7,東海第二,女
必要な海水が確保できる設計とする。また、基	「非常用海水ポンプ」という。) については,	による水位の低下に対して、 <u>津波防護施設を設</u>	位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保	川 2 】
準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及	基準津波による水位の低下に対して、 <u>津波防護</u>	置することにより, 非常用海水ポンプが機能保	持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる	
び漂流物に対して6号及び7号炉の取水口及び	施設(貯留堰)を設置することにより,非常用	持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる	設計とする。また、基準津波による水位変動に	
取水路の通水性が確保でき、かつ6号及び7号	海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要	設計とする。また、基準津波による水位変動に	伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水	
炉の取水口からの砂の混入に対して原子炉補機	な海水が確保できる設計とする。また、基準津	伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水	口、取水管及び取水槽の通水性が確保でき、か	
<u>冷却</u> 海水ポンプが機能保持できる設計とする。	波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂	口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保で	つ, 取水口からの砂の混入に対して非常用海水	
	流物に対して取水口、取水路及び取水ピットの	き、かつ、取水口からの砂の混入に対して非常	ポンプが機能保持できる設計とする。	
	通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混	用海水ポンプが機能保持できる設計とする。		
	入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる			
	設計とする。			
(5) 津波防護施設及び浸水防止設備について	(5) 津波防護施設及び浸水防止設備について	(5) 津波防護施設及び浸水防止設備について	(5) 津波防護施設及び浸水防止設備について	
は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	は、入力津波(施設の津波に対する設計を行う	
ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	ために, 津波の伝播特性, 浸水経路等を考慮し	ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	ために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮し	
て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	て、それぞれの施設に対して設定するものをい	
う。以下10. で同じ。) に対して津波防護機能	う。以下10.6において同じ。)に対して津波防	う。以下10.6 において同じ。) に対して津波	う。以下10.5において同じ。) に対して津波防	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
及び浸水防止機能が保持できる設計とする。ま	護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とす	防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計と	護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とす	
た,津波監視設備については,入力津波に対し	る。また、津波監視設備については、入力津波	する。また、津波監視設備については、入力津	る。また,津波監視設備については,入力津波	
て津波監視機能が保持できる設計とする。具体	に対して津波監視機能が保持できる設計とす	波に対して津波監視機能が保持できる設計とす	に対して津波監視機能が保持できる設計とす	
的な設計内容を以下に示す。	る。具体的な設計内容を以下に示す。	る。具体的な設計内容を以下に示す。	る。具体的な設計内容を以下に示す。	
a. 「津波防護施設」は, <u>海水貯留堰</u> とする。	a. 「津波防護施設」は, <u>防潮堤及び防潮扉,</u>	a. 「津波防護施設」は, <u>防潮堤,防潮壁,取</u>	a. 「津波防護施設」は, <u>防波壁,防波壁通路防</u>	・津波防護対策の相違
「浸水防止設備」は, <u>取水槽閉止板,水密扉,</u>	放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備並びに	放水路流路縮小工及び貯留堰とする。「浸水防	<u>波扉及び1号炉取水槽流路縮小工</u> とする。「浸	【柏崎6/7,東海第二,女
止水ハッチ, ダクト閉止板 (6 号炉), 浸水防	<u> 貯留堰</u> とする。「浸水防止設備」は、 <u>取水路点</u>	止設備」は, <u>逆流防止設備,水密扉,浸水防止</u>		川 2 】
止ダクト(7号炉),床ドレンライン浸水防止	検用開口部浸水防止蓋,海水ポンプグランドド	蓋、浸水防止壁、逆止弁付ファンネル及び貫通	水密扉、床ドレン逆止弁、隔離弁及びバウンダ	
<u>治具</u> 及び貫通部止水処置とする。また,「津波	レン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆	部止水処置とする。また,「津波監視設備」	<u>リ機能保持する機器・配管</u> 並びに貫通部止水処	
監視設備」は、津波監視カメラ (6 号及び7 号	止弁,放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋,	は、津波監視カメラ、 <u>取水ピット水位計</u> とす	置とする。また、「津波監視設備」は、津波監	
<u>炉共用</u>)及び取水槽水位計とする。	SA用海水ピット開口部浸水防止蓋, 緊急用海	る。	視カメラ及び取水槽水位計とする。	
	水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急			
	用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、緊			
	急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁、海水			
	ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、常設代替			
	高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密			
	<u>扉,防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部(以下</u>			
	10.6において「防潮堤及び防潮扉下部貫通部」			
	という。)止水処置,海水ポンプ室貫通部止水			
	処置,原子炉建屋境界貫通部止水処置並びに常			
	<u>設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫</u>			
	<u>通部止水処置</u> とする。また,「津波監視設備」			
	は、津波・構内監視カメラ、取水ピット水位計			
	及び潮位計とする。			
b. 入力津波については, 基準津波の波源から	b. 入力津波については、基準津波の波源から	b. 入力津波については、基準津波の波源から	b. 入力津波については, 基準津波の波源から	
の数値計算により、各施設・設備の設置位置に	の数値計算により、各施設・設備の設置位置に	の数値計算により、各施設・設備の設置位置に	の数値シミュレーションにより、各施設・設備	
おいて算定される時刻歴波形とする。数値計算	おいて算定される時刻歴波形とする。数値計算	おいて算定される時刻歴波形とする。数値計算	の設置位置において算定される時刻歴波形とす	
に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地	に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地	に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地	る。数値 <u>シミュレーション</u> に当たっては、敷地	
形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸	形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸	形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸	形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への	
上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造		上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造	侵入角度,河川の有無,陸上の遡上・伝播の効	
物等を考慮する。また、津波による港湾内の局	物等を考慮する。また、津波による港湾内の局	物等を考慮する。また、津波による港湾内の局	果、伝播経路上の人工構造物等を考慮する。ま	
所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考		所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考	た、津波による港湾内の局所的な海面の固有振	
慮する。	慮する。	慮する。	動の励起を適切に評価し考慮する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
c. 津波防護施設については、その構造に応	c. 津波防護施設については, その構造に応	c. 津波防護施設については, その構造に応	c. 津波防護施設については、その構造に応	
じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並	じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並	じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並	じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並	
びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、	びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、	びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、	びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し,	
越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対	越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対	越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対	越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対	
する津波防護機能が十分に保持できる設計とす	する津波防護機能が十分に保持できる設計とす	する津波防護機能が十分に保持できる設計とす	する津波防護機能が十分に保持できる設計とす	
る。	る。	る。	る。	
d. 浸水防止設備については,浸水想定範囲等	d. 浸水防止設備については, 浸水想定範囲等	d. 浸水防止設備については,浸水想定範囲等	d. 浸水防止設備については,浸水想定範囲等	
における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐	における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐	における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐	における浸水時及び浸水後の波圧等に対する耐	
性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上	性等を評価し、越流時の耐性にも考慮した上	性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上	性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上	
で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保	で、入力津波に対して、浸水防止機能が十分に	で、入力津波に対して、浸水防止機能が十分に	で、入力津波に対して、過水防止機能が十分に	
持できる設計とする。	保持できる設計とする。	保持できる設計とする。	保持できる設計とする。	
e. 津波監視設備については、津波の影響(波	e. 津波監視設備については、津波の影響(波	e. 津波監視設備については、津波の影響(波	e. 津波監視設備については、津波の影響(波	
力及び漂流物の衝突) に対して, 影響を受けに	力及び漂流物の衝突)に対して、影響を受けに	力及び漂流物の衝突)に対して、影響を受けに	力及び漂流物の衝突) に対して, 影響を受けに	
くい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等	くい位置への設置及び影響の防止策・緩和等を	くい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等	くい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等	
を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十	検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分	を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十	を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十	
分に保持できる設計とする。	に保持できる設計とする。	分に保持できる設計とする。	分に保持できる設計とする。	
f. 発電所敷地内及び近傍において建物・構築	f. 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近	f. 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近	f. 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近	
物、設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性	傍において建物・構築物, 設置物等が破損, 倒	傍において建物・構築物, 設置物等が破損, 倒	傍において建物・構築物,設置物等が破損,倒	
がある場合には、津波防護施設及び浸水防止設	壊及び漂流する可能性がある場合には, 津波防	壊及び漂流する可能性がある場合には, 津波防	壊及び漂流する可能性がある場合には, 津波防	
備に波及的影響を及ぼさないよう, 漂流防止措	護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさ	護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさ	護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさ	
置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響	ないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び	ないよう,漂流防止措置又は津波防護施設及び	ないよう,漂流防止措置又は津波防護施設及び	
の防止措置を施す設計とする。	浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計と	浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計と	浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計と	

する。

- g. 上記c., d. 及びf. の設計等において は、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重 (浸水高,波力・波圧,洗掘力,浮力等)につ いて、入力津波による荷重から十分な余裕を考 慮して設定する。また、余震の発生の可能性を 検討した上で、必要に応じて余震による荷重と 入力津波による荷重との組合せを考慮する。さ らに,入力津波の時刻歴波形に基づき,津波の 繰返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸 水防止機能へ及ぼす影響について検討する。
- g. 上記 c., d. 及び f. の設計等において は,耐津波設計上の十分な裕度を含めるため, 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重 (浸水高,波力・波圧,洗掘力,浮力等)につ いて、入力津波による荷重から十分な余裕を考 慮して設定する。また、余震の発生の可能性を 検討した上で,必要に応じて余震による荷重と 入力津波による荷重との組合せを考慮する。さ らに,入力津波の時刻歴波形に基づき,津波の 繰返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸 水防止機能へ及ぼす影響について検討する。

する。

- g. 上記 c., d. 及び f. の設計等において は、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重 (浸水高,波力・波圧,洗掘力,浮力等)につ いて、入力津波による荷重から十分な余裕を考 慮して設定する。また、余震の発生の可能性を 検討した上で、必要に応じて余震による荷重と 入力津波による荷重との組合せを考慮する。さ らに,入力津波の時刻歴波形に基づき,津波の 繰返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸 水防止機能へ及ぼす影響について検討する。
- | 浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計と | 浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計と | 浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計と する。
 - g. 上記c., d.及びf.の設計等において は,耐津波設計上の十分な裕度を含めるため, 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重 (浸水高,波力・波圧,洗掘力,浮力等)につ いて、入力津波による荷重から十分な余裕を考 慮して設定する。また、余震の発生の可能性を 検討した上で、必要に応じて余震による荷重と 入力津波による荷重との組合せを考慮する。さ らに, 入力津波の時刻歴波形に基づき, 津波の 繰り返しの襲来による作用が津波防護機能及び 浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視	 (6) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	 (6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視	(6) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
设備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆	
は、水体、地震(本震及び余震)による影響、	起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、	起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、	起・沈降、地震(本震及び余震)による影響、	
津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰返しの襲来による影響、津波による二	津波の繰り返しの襲来による影響、津波による	
次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及びそ	次的な影響(洗掘,砂移動,漂流物等)及びそ	二次的な影響(洗掘、砂移動、漂流物等)及び	
D他自然現象(風,積雪等)を考慮する。	の他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	の他自然現象(風、積雪等)を考慮する。	その他自然条件(風、積雪等)を考慮する。	
7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視		(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
は 備の設計における荷重の組合せを考慮する自	設備の設計における荷重の組合せを考慮する自		設備の設計における荷重の組合せを考慮する自	
《現象として,津波(漂流物含む。),地震	然現象として、津波(漂流物を含む。)、地震		然現象として,津波(漂流物含む。),地震	
(余震) 及びその他自然現象 (風, 積雪等)	(余震) 及びその他自然現象(風,積雪等)を		(余震) 及びその他自然現象(風, 積雪等)を	
と考慮し、これらの自然現象による荷重を適切	考慮し、これらの自然現象による荷重を適切に		考慮し、これらの自然現象による荷重を適切に	
こ組み合わせる。漂流物の衝突荷重について	組み合わせる。漂流物の衝突荷重については,		組み合わせる。漂流物の衝突荷重については、	
は,各施設・設備の設置場所及び構造等を考慮	各施設・設備の設置場所、構造等を考慮して、		各施設・設備の設置場所及び構造等を考慮し	
して, 漂流物が衝突する可能性がある施設・設	漂流物が衝突する可能性がある施設・設備に対		て、漂流物が衝突する可能性がある施設・設備	
端に対する荷重として組み合わせる。その他自	する荷重として組み合わせる。その他自然現象		に対する荷重として組み合わせる。その他自然	
然現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)につ	による荷重(風荷重、積雪荷重等)について		現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)につい	
いては、各施設・設備の設置場所、構造等を考	は、各施設・設備の設置場所、構造等を考慮し		ては、各施設・設備の設置場所、構造等を考慮	
慮して,各荷重が作用する可能性のある施設・	て、各荷重が作用する可能性のある施設・設備		して、各荷重が作用する可能性のある施設・設	
役備に対する荷重として組み合わせる。	に対する荷重として組み合わせる。		備に対する荷重として組み合わせる。	
8) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(8) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	(8) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
设備の設計並びに非常用海水<u>冷却系</u>の取水性の	設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の	設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の	設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の	
平価に当たっては,入力津波による水位変動に	評価に当たっては、入力津波による水位変動に	評価に当たっては、入力津波による水位変動に	評価に当たっては、入力津波による水位変動に	
けして朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を	
実施する。なお,その他の要因による潮位変動	実施する。なお、その他の要因による潮位変動	実施する。なお、その他の要因による潮位変動	実施する。なお、その他の要因による潮位変動	
こついても適切に評価し考慮する。また,地震	についても適切に評価し考慮する。また, 地震	についても適切に評価し考慮する。また, 地震	についても適切に評価し考慮する。また, 地震	
こより陸域の隆起又は沈降が想定される場合,	により陸域の隆起又は沈降が想定される場合,	により陸域の隆起又は沈降が想定される場合,	により陸域の隆起又は沈降が想定される場合,	
思定される地震の震源モデルから算定される敷	想定される地震の震源モデルから算定される敷	想定される地震の震源モデルから算定される敷	想定される地震の震源モデルから算定される,	
也の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施	地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施	地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施	敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実	
ける。	する。	する。	施する。	
0.6.1.1.3 主要設備	10.6.1.1.3 主要設備	10.6.1.1.3 主要設備	10.5.1.1.3 主要設備	
(1) 海水貯留堰	(1) 防潮堤及び防潮扉	(1) 防潮堤	(1) 防波壁	
基準津波による水位低下時に, 補機冷却用海	津波による遡上波が津波防護対象設備(非常	基準津波による遡上波の地上部からの流入防	津波による遡上波が津波防護対象設備(非常	
水取水槽(以下10. では「補機取水槽」とい	用取水設備を除く。)の設置された敷地に到	止を目的として,鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構	用取水設備を除く。)の設置された敷地に到	

達,流入することを防止し,津波防護対象設備

う。)内の水位が非常用海水冷却系の原子炉補 達,流入することを防止し,津波防護対象設備 成される防潮堤を敷地前面に設置する。

機冷却海水ポンプの設計取水可能水位を下回る ことがなく、同海水ポンプの継続運転が十分可 能な設計とするため、6 号及び7 号炉の取水口 前面に海水を貯水する対策として海水貯留堰を 設置する。

海水貯留堰の設計においては、基準地震動に よる地震力に対して津波防護機能が十分に保持 できる設計とする。また、波力による侵食及び 洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対 する安定性を評価し、越流時の耐性や構造境界 部の止水に配慮した上で、入力津波に対する津 波防護機能が十分に保持できる設計とする。

設計に当たっては、漂流物による衝突荷重及び地震(余震)との組合せを適切に考慮する。 漂流物による衝突荷重は、6号及び7号炉の取 水口に到達する可能性があるもののうち、最も 重量が大きい作業船(総トン数10t)の衝突を 想定し、設定する。

なお、主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用を考慮し、試験等にて止水性を確認した継手等で止水処置を講じる設計とする。

(非常用取水設備を除く。) が機能喪失することのない設計とするため,敷地を取り囲む形で防潮堤を設置するとともに,防潮扉を設置する。

東海第二発電所

防潮堤の構造形式としては, 地中連続壁基礎 に鋼製の上部工を設置する鋼製防護壁、地中連 続壁基礎に鉄筋コンクリート製の上部工を設置 する鉄筋コンクリート防潮壁及び基礎となる鋼 管杭の上部工部分に鉄筋コンクリートを被覆し た鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の3種類から なる。なお、主要な構造体の境界部には、想定 される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験 等にて止水性を確認した止水ジョイントを設置 し、止水処置を講じる設計とする。また、鋼製 防護壁と取水構造物の境界部には、想定される 荷重及び相対変位を考慮し、試験等により止水 性が確認された止水機構(1次止水機構及び2 次止水機構)を多様化して設置し、止水性能を 保持する設計とする。防潮扉は、上下スライド 式の鋼製扉である。防潮堤及び防潮扉の設計に おいては、十分な支持性能を有する岩盤に設置 するとともに、 基準地震動 S S による地震力に 対して津波防護機能が十分に保持できる設計と する。また,波力による侵食及び洗掘に対する 抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を 評価し、越流時の耐性や構造境界部の止水に配 慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が 十分に保持できる設計とする。入力津波につい ては,海岸線に正対する敷地前面東側とそれ以 外の敷地側面北側及び敷地側面南側の3区分に 分け、それぞれの区分毎に複数の位置で評価し た水位から最も大きい水位を選定する。設計に 当たっては、漂流物による荷重、その他自然現 象による荷重 (風荷重, 積雪荷重等) 及び地震 (余震) との組合せを適切に考慮する。

鋼管式鉛直壁については、鋼管杭を基礎構造 とし、鋼管と遮水壁による上部構造とする。鋼 管杭は岩盤又は改良地盤に支持させる構造とす る

また、鋼管式鉛直壁において、鋼管杭の周囲にコンクリート製の背面補強工を設置する。改良地盤の海側に、すべり安定性を確保するために置換コンクリートを設置する。盛土堤防については、セメント改良土による盛土構造とする。セメント改良土は岩盤又は改良地盤に支持させる構造とする。また、改良地盤の海側に、すべり安定性を確保するために置換コンクリートを設置する。なお、主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイントを設置し、止水処置を講じる設計とする。

防潮堤の設計においては、十分な支持性能を 有する岩盤又は改良地盤に設置するとともに、 基準地震動Ssによる地震力に対して津波防護 機能が十分に保持できる設計とする。また、波 力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにす べり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時 の耐性や構造境界部の止水に配慮した上で、入 力津波に対する津波防護機能が十分に保持でき る設計とする。さらに、改良地盤等の周辺地盤 についても、その役割を踏まえた評価を実施す る。設計に当たっては、漂流物による荷重、そ の他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重 等)及び地震(余震)との組合せを適切に考慮 する。

(非常用取水設備を除く。) が機能喪失することのない設計とするため、日本海及び輪谷湾に面した敷地面に防波壁を設置する。

島根原子力発電所2号炉

防波壁は、多重鋼管杭式擁壁、逆T擁壁及び 波返重力擁壁で構成され、波返重力擁壁は、岩 盤部と改良地盤部により分類される。

多重鋼管杭式擁壁は、鋼管を多重化して鋼管内をコンクリート又はモルタルで充填した多重鋼管による杭基礎構造とし、鋼管杭と鉄筋コンクリート造の被覆コンクリート壁による上部構造とする。鋼管杭は、岩盤に支持させる構造とする。また、施設護岸が損傷した際の津波の地盤中からの回り込みに対し、防波壁の背後に地盤改良を実施する。

逆T擁壁は,直接基礎構造とし,鉄筋コンクリート造の逆T擁壁による上部構造とする。逆 T擁壁は,改良地盤を介して岩盤に支持させる 構造とし,グラウンドアンカーにより改良地盤 及び岩盤に押し付ける構造とする。

波返重力擁壁は、直接基礎構造とし、鉄筋コンクリート造の重力擁壁による上部構造とする。また、ケーソン等を介して岩盤に支持させる構造とする。なお、防波壁両端部については、堅硬な地山斜面に支持させる構造とする。

防波壁は、十分な支持性能を有する岩盤又は 改良地盤に設置するとともに、基準地震動Ss による地震力に対して津波防護機能が十分に保 持できる設計とする。また、波力による侵食及 び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に 対する安定性を評価し、入力津波に対する津波 防護機能が十分に保持できる設計とする。設計 に当たっては、漂流物による荷重、その他自然 現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地 震(余震)との組合せを適切に考慮する。な お、主要な構造体の境界部には、想定される荷 重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止 水性を確認した止水目地で止水処置を講じる設 計とする。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
			なお、漂流物による荷重により、津波防護機	
			能が保持できない場合には、津波防護施設の一	
			部として漂流物対策を講じる。	
(2) 取水槽閉止板	(2) 放水路ゲート	(2) 防潮壁	(2) 防波壁通路防波扉	
取水路からの津波の流入を防止し、津波防護	津波が放水路から津波防護対象設備(非常用	海と連接する取水路、放水路から設計基準対	津波による遡上波が津波防護対象設備(非常	
対象設備が機能喪失することのない設計とする	取水設備を除く。)の設置された敷地に流入す	象施設の津波防護対象設備(津波防護施設,浸	用取水設備を除く。)の設置された敷地に到	
ため,タービン建屋内の補機取水槽の上部床面	ることを防止し、津波防護対象設備(非常用取	水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備	達、流入することを防止し、津波防護対象設備	
こ設けられた開口部に取水槽閉止板を設置す	水設備を除く。)が機能喪失することのない設	を除く。) への流入を防止するため、2号及び	(非常用取水設備を除く。)が機能喪失するこ	
3 .	計とするため、放水路ゲートを設置する。放水	3号炉の流入経路となる可能性のある開口部	とのない設計とするため、防波壁通路に防波壁	
取水槽閉止板の設計においては、基準地震動	路ゲートは、扉体、戸当り、駆動装置等で構成	(2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア, 3号	通路防波扉を設置する。	
こよる地震力に対して浸水防止機能が十分に保	され、発電所を含む地域に大津波警報が発表さ	炉海水ポンプ室スクリーンエリア, 2号炉放水	防波壁通路防波扉は、鋼管杭又は改良地盤並	
寺できる設計とする。また、浸水時の波圧等に	れた場合に遠隔閉止することにより津波の遡上	立坑, 3号炉放水立坑及び3号炉海水熱交換器	びに基礎スラブによる基礎構造とし、鋼製の主	
対する耐性等を評価し,入力津波に対して浸水	を防止する設計とする。なお、放水路ゲートを	建屋取水立坑)に対して、防潮壁を設置する。	桁、補助縦桁及びスキンプレート等により構成	
防止機能が十分に保持できる設計とする。	閉止する前に、循環水ポンプを停止する運用と	2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア, 3号炉	された防波扉からなる。防波扉の下部及び側部	
	する。また、放水路ゲートは、津波防護施設で	海水ポンプ室スクリーンエリア, 2号炉放水立	に試験等にて止水性を確認した水密ゴムを設置	
	あり、敷地への遡上のおそれのある津波襲来前	坑及び3号炉放水立坑の防潮壁は,鋼管杭とフ	し、止水性を確保する構造とする。	
	に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施	ーチングによる基礎構造とし、上部構造の形式	防波壁通路防波扉は、十分な支持性能を有す	
	設(MS-1)として設計する。	により, 鋼製遮水壁(鋼板), 鋼製遮水壁(鋼	る岩盤又は改良地盤に設置するとともに, 基準	
	放水路ゲートの設計においては、十分な支持	桁),鋼製扉及び鉄筋コンクリート(RC)遮	地震動Ssによる地震力に対して津波防護機能	
	性能を有する構造物に設置するとともに、基準	水壁の4種類の構造形式からなる。3号炉海水	が十分に保持できる設計とする。また、津波波	
	地震動SSによる地震力に対して津波防護機能	熱交換器建屋取水立坑の防潮壁は、取水立坑上	力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにす	
	が十分に保持できる設計とする。また、波力に	に設置し、上部構造は鋼製遮水壁(鋼板)とな	べり及び転倒に対する安定性を評価し、入力津	
	よる侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり	る。また、防潮壁の内側には車両が進入するた	波に対する津波防護機能が十分に保持できる設	
	及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐	め、人力で確実に開閉可能な鋼製扉を設置す	計とする。	
	性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防	る。なお、構造境界部には、想定される荷重の	設計に当たっては、漂流物による荷重、その	
	護機能が十分に保持できる設計とする。設計に	作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性	他自然現象による荷重(風荷重)との組合せを	
	当たっては、その他自然現象による荷重(風荷	を確認した止水ジョイントを設置し、止水処置	適切に考慮する。	
	重、積雪荷重等)及び地震(余震)との組合せ	を講じる設計とする。	なお、漂流物による荷重により、津波防護機	
	を適切に考慮する。	防潮壁の設計においては,十分な支持性能を	能が保持できない場合には、津波防護施設の一	
	放水路ゲートは、中央制御室からの遠隔閉止	有する岩盤又は構造物に設置するとともに、基	部として漂流物対策を講じる。	
	信号により、電動駆動式又は自重降下式の駆動	準地震動Ssによる地震力に対して津波防護機		
	機構によって、確実に閉止できる設計とする。	能が十分に保持できる設計とする。また、浸水		
	具体的には、動的機器である駆動機構は、電動	時及び冠水後の水圧等に対する耐性等を評価す		
	駆動式と自重降下式の異なる仕組みの機構とす	るとともに、鋼製扉は原則閉止運用とすること		
	ることにより多重性又は多様性及び独立性を有	で入力津波に対する津波防護機能が十分に保持		
	する設計とする。電動駆動式の駆動用電源は多	できる設計とする。設計に当たっては、その他		

重性及び独立性が確保されている非常用母線か 自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)及

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	らの給電とし、自重降下式は駆動用電源を必要	び地震(余震)との組合せを適切に考慮する。		
	とせず、無停電電源装置(UPS)により、直			
	流電磁ブレーキを解除して扉体を自重降下させ			
	る機構とすることで、外部電源喪失にも閉止で			
	きる設計とする。また、制御系は多重化して,			
	誤信号による誤動作を防止し、単一故障に対し			
	て機能喪失しない設計とする。さらに、循環水			
	ポンプ運転中は閉止しないインターロックを設			
	け、運転員の誤操作による誤動作を防止する設			
	計とする。			
	原子炉の運転中又は停止中に放水路ゲートの			
	作動試験又は検査が可能な設計とする。			
	なお、扉体にフラップ式の小扉を設置するこ			
	とにより、放水路ゲート閉止後においても非常			
	用海水ポンプの運転が可能な設計とする。			
3) 水密扉	(3) 構内排水路逆流防止設備	(3) 取放水路流路縮小工	(3)1号炉取水槽流路縮小工	
地震によるタービン建屋内の循環水配管及び	津波が構内排水路から津波防護対象設備(非	海と連接する取水路、放水路から設計基準対	津波が1号炉取水槽から津波防護対象設備	
タービン補機冷却海水配管の損傷に伴い溢水す	常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流	象施設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸	(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地	
る保有水及び損傷箇所を介して流入する津波	入することを防止し、津波防護対象設備(非常	水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備	に流入することを防止し、津波防護対象設備	
が,浸水防護重点化範囲へ流入することを防止	用取水設備を除く。)が機能喪失することのな	を除く。) への流入を防止するため、1号炉取	(非常用取水設備を除く。)が機能喪失するこ	
し、津波防護対象設備が機能喪失することのな	い設計とするため、構内排水路逆流防止設備を	水路及び1号炉放水路内にコンクリート製の取	とのない設計とするため,1号炉取水槽の取水	
い設計とするため、水密扉をタービン建屋内に	設置する。構内排水路逆流防止設備の設計にお	放水路流路縮小工を設置する。	管端部に鋼製の流路縮小工を設置する。	
役置する。	いては、十分な支持性能を有する構造物に設置	取放水路流路縮小工の設計においては,十分	1号炉取水槽流路縮小工の設計においては,	
水密扉の設計においては,基準地震動による	するとともに、基準地震動SSによる地震力に	な支持性能を有する岩盤に設置するとともに,	十分な支持性能を有する構造物に設置するとと	
也震力に対して浸水防止機能が十分に保持でき	対して津波防護機能が十分に保持できる設計と	基準地震動Ssによる地震力に対して津波防護	もに, 基準地震動 S s による地震力に対して津	
る設計とする。また,浸水時及び冠水後の水圧	する。また、波力による侵食及び洗掘に対する	機能が十分に保持できる設計とする。また、津	波防護機能が十分に保持できる設計とする。ま	
等に対する耐性等を評価し,入力津波に対して	抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を	波波力による侵食及び洗堀に対する抵抗性並び	た、津波波力による侵食及び洗掘に対する抵抗	
曼水防止機能が十分に保持できる設計とする。	評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力	にすべりに対する安定性を評価し、構造境界部	性を評価し、構造境界部の止水に配慮した上	
	津波に対して津波防護機能が十分に保持できる	の止水に配慮した上で、入力津波に対する津波	で、入力津波(静水圧、流水圧及び流水の摩擦	
	設計とする。設計に当たっては、その他自然現	防護機能が十分に保持できる設計とする。設計	による推力)に対する津波防護機能が十分に保	
	象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	に当たっては、地震(余震)との組合せを適切	持できるよう設計する。設計に当たっては、地	
	(余震) との組合せを適切に考慮する。	に考慮する。	震(余震)との組合せを適切に考慮する。	
(4) 止水ハッチ	(4) 貯留堰	(4) 貯留堰		
地震によるタービン建屋内のタービン補機冷	基準津波による水位低下時に,取水ピット内	基準津波による水位低下時においても、非常		
却海水配管の損傷に伴い溢水する保有水及び損	の水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下	用海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確		
		/日上文人 7 正 1 上 宁柳 2 三 1 田 上 7		

傷箇所を介して流入する津波が、浸水防護重点 回ることがなく、非常用海水ポンプの継続運転 保するため、取水口底盤に設置する。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	が十分可能な設計とするため、取水口前面に海	貯留堰の設計においては、基準地震動Ssに		
/ 建屋内に止水ハッチを設置する。止水ハッチ	水を貯留する対策として貯留堰を設置する。貯	よる地震力に対して津波防護機能が十分に保持		
D設計においては,基準地震動による地震力に	留堰の設計においては,十分な支持性能を有す	できる設計とする。また、津波波力による侵食		
けして浸水防止機能が十分に保持できる設計と	る岩盤に設置するとともに、基準地震動SSに	及び洗堀に対する抵抗性並びにすべり及び転倒		
」る。また、浸水時及び冠水後の水圧等に対す	よる地震力に対して津波防護機能が十分に保持	に対する安定性を評価し、越流時の耐性や構造		
耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止	できる設計とする。また、波力による侵食及び	境界部の止水に配慮した上で、入力津波に対す		
&能が十分に保持できる設計とする。	洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対	る津波防護機能が十分に保持できる設計とす		
	する安定性を評価し、越流時の耐性や構造境界	る。設計に当たっては、漂流物による荷重、地		
	部の止水に配慮した上で、入力津波に対する津	震(余震)との組合せを適切に考慮する。		
	波防護機能が十分に保持できる設計とする。設			
	計に当たっては、漂流物による荷重及び地震			
	(余震) との組合せを適切に考慮する。漂流物			
	による衝突荷重は, 取水口に到達する可能性が			
	あるもののうち, 最も重量が大きい漁船 (総ト			
	ン数5t) を考慮して設定する。なお、主要な構			
	造体の境界部には、想定される荷重の作用及び			
	相対変位を考慮し,試験等にて止水性を確認し			
	た継手及び止水ジョイントを設置し、止水処置			
	を講じる設計とする。			
5) ダクト閉止板及び浸水防止ダクト	(5) 取水路点検用開口部浸水防止蓋	(5) 逆流防止設備	(4) 屋外排水路逆止弁	
地震によるタービン建屋内のタービン補機冷	津波が取水路の点検用開口部から津波防護対	設計基準対象施設の津波防護対象施設を内包	津波が屋外排水路から津波防護対象設備(非	
海水配管の損傷に伴い溢水する保有水及び損	象設備(非常用取水設備を除く。)の設置され	する建屋及び区画に対して津波による影響が発	常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流	
5箇所を介して流入する津波が,浸水防護重点	た敷地に流入することを防止し、津波防護対象	生することを防止する浸水防止設備として、防	入することを防止し、津波防護対象設備(非常	
(範囲へ流入することを防止するため、タービ	設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失す	潮堤及び防潮壁の横断部に逆流防止設備を設置	用取水設備を除く。) が機能喪失することのな	
建屋内の浸水経路となり得る空調ダクトの排	ることのない設計とするため, 取水路の点検用	する。	い設計とするため,屋外排水路逆止弁を設置す	
「口にダクト閉止板及び浸水防止ダクトを設置	開口部に浸水防止蓋を設置する。取水路点検用	逆流防止設備の構造は、扉板、桁等の部材で	る。	
る。ダクト閉止板及び浸水防止ダクトの設計	開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震	構成され、海側からの水圧作用時の遮水性を有	屋外排水路逆止弁は、板材、補強材等の鋼製	
おいては、基準地震動による地震力に対して	動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十	した設備である。	部材により構成され、敷地内への津波の流入を	
水防止機能が十分に保持できる設計とする。	分に保持できるように設計する。	逆流防止設備の設計においては、十分な支持	防止する設備である。	
だた、浸水時及び冠水後の水圧等に対する耐性	また,浸水時の波圧等に対する耐性を評価	性能を有する岩盤又は構造物に設置するととも	屋外排水路逆止弁は、十分な支持性能を有す	
を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が	し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保	に、津波荷重や地震等に対して、浸水防止機能	る構造物に設置するとともに,基準地震動Ss	
-分に保持できる設計とする。	持できる設計とする。設計に当たっては、その	が十分保持できるよう基準地震動Ssによる地	による地震力に対して浸水防止機能が十分に保	
	他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる	持できる設計とする。また,入力津波に対する	
	及び地震(余震)との組合せを適切に考慮す	設計とする。また,浸水時及び冠水後の水圧等	浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。	

る。

に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸 設計に当たっては、地震(余震)との組合せを

水防止機能が十分に保持できる設計とする。設 適切に考慮する。

計に当たっては、漂流物による荷重、その他自

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
		然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び		
		地震(余震)との組合せを適切に考慮する。		
	(6) 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	(6) 水密扉	(5) 防水壁	
	津波が海水ポンプグランドドレン排出口から		a. 除じん機エリア防水壁	
	海水ポンプ室に流入することを防止し、津波防	浸水する区画と設計基準対象施設の津波防護対	津波が取水槽から津波防護対象設備(非常用	
	護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能	象施設を内包する建屋及び区画とを接続する経	取水設備を除く。)の設置された敷地に流入す	
	喪失することのない設計とするため、海水ポン	路上に浸水防止設備として水密扉を設置する。	ることを防止し、津波防護対象設備(非常用取	
	プグランドドレン排出口に逆止弁を設置する。	設置位置は,3号炉海水熱交換器建屋補機ポン	水設備を除く。)が機能喪失することのない設	
	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁の設計	プエリアから海水熱交換器建屋取水立坑へのア	計とするため、除じん機エリアに防水壁を設置	
	においては、基準地震動SSによる地震力に対	クセス用入口である。また,地震による海水系	する。	
	して浸水防止機能が十分に保持できるように設	機器等の損傷による溢水が原子炉建屋及び制御	除じん機エリア防水壁は、基準地震動Ssに	
	計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を	建屋に流入することを防止するため、浸水防護	よる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持	
	評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分	重点化範囲の境界に浸水防止設備として水密扉	できる設計とする。また、浸水による静水圧に	
	に保持できる設計とする。設計に当たっては、	を設置する。	対する耐性を評価し、入力津波に対する浸水防	
	その他自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重	水密扉の設計においては,基準地震動Ssに	止機能が十分に保持できる設計とする。設計に	
	等)及び地震(余震)との組合せを適切に考慮	よる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持	当たっては、その他自然現象による荷重(風荷	
	<u> </u>	できる設計とする。また、浸水時及び冠水後の	重)との組合せを適切に考慮する。	
		水圧等に対する耐性等を評価するとともに、水	なお、主要な構造体の境界部には、想定され	
		密扉は原則閉止運用とすることで入力津波に対	る荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等に	
		して浸水防止機能が十分に保持できる設計とす	て止水性を確認した止水目地で止水処置を講じ	
		る。設計に当たっては、その他自然現象による	る設計とする。	
		荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震(余震)	b. 復水器エリア防水壁	
		との組合せを適切に考慮する。	タービン建物(復水器を設置するエリア)か	
			ら浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止	
			し,津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
	(7) 取水ピット空気抜き配管逆止弁		く。) が機能喪失することのない設計とするた	
	津波が取水ピット空気抜き配管から循環水ポ		め, タービン建物(復水器を設置するエリア)	
	ンプ室に流入することを防止することにより,		に復水器エリア防水壁を設置する。	
	隣接する海水ポンプ室に浸水することを防止		復水器エリア防水壁は、基準地震動Ssによ	
	し,津波防護対象設備(非常用取水設備を除		る地震力に対して浸水防止機能が十分に保持で	
	く。) が機能喪失することのない設計とするた		きる設計とする。また、溢水による静水圧とし	
	め、取水ピット空気抜き配管に逆止弁を設置す		て作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に	
	る。取水ピット空気抜き配管逆止弁の設計にお		おいて、浸水防止機能が十分に保持できる設計	
	いては、基準地震動SSによる地震力に対して		とする。	
	浸水防止機能が十分に保持できるように設計す			
	る。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価		(6) 水密扉	
	し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保		a. 除じん機エリア水密扉	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	持できる設計とする。設計に当たっては、その		津波が取水槽から津波防護対象設備(非常用	
	他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)		取水設備を除く。)の設置された敷地に流入す	
	及び地震(余震)との組合せを適切に考慮す		ることを防止し、津波防護対象設備(非常用取	
	3		水設備を除く。)が機能喪失することのない設	
			計とするため、除じん機エリアに水密扉を設置	
			する。	
			除じん機エリア水密扉は,基準地震動Ssに	
			よる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持	
			できる設計とする。また、浸水による静水圧に	
			対する耐性を評価し、入力津波に対する浸水防	
			止機能が十分に保持できる設計とする。設計に	
			当たっては、その他自然現象による荷重(風荷	
			重)との組合せを適切に考慮する。	
	(8) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋	(7) 浸水防止蓋	b. 復水器エリア水密扉	
	津波が放水路ゲートの点検用開口部から津波	取水路、放水路を流入経路とした津波により	タービン建物(復水器を設置するエリア)か	
	防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設	浸水する区画と設計基準対象施設の津波防護対	ら浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止	
	置された敷地に流入することを防止し、津波防	象施設を内包する建屋及び区画とを接続する経	し,津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
	護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能	路の床面に設置する。設置位置は、3号炉海水	く。) が機能喪失することのない設計とするた	
	喪失することのない設計とするため, 放水路ゲ	熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開口部,2	め, タービン建物 (復水器を設置するエリア)	
	ートの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。	号炉海水ポンプ室スクリーンエリアから補機冷	に復水器エリア水密扉を設置する。	
	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設計に	却系トレンチへのアクセス用入口, 2号炉海水	復水器エリア水密扉は、基準地震動Ssによ	
	おいては、基準地震動SSによる地震力に対し	ポンプ室防潮壁及び3号炉海水ポンプ室防潮壁	る地震力に対して浸水防止機能が十分に保持で	
	て浸水防止機能が十分に保持できるように設計	区画内の揚水井戸並びに3号炉補機冷却海水系	きる設計とする。また、溢水による静水圧とし	
	する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評	放水ピットの開口部である。また、地震による	て作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に	
	価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に	屋外タンクの損傷等による溢水が軽油タンクエ	おいて,浸水防止機能が十分に保持できる設計	
	保持できる設計とする。設計に当たっては、そ	リアに流入することを防止するため、浸水防護	とする。	
	の他自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重	重点化範囲の境界に浸水防止設備として浸水防		
	等)及び地震(余震)との組合せを適切に考慮	止蓋を設置する。		
	する。	浸水防止蓋の設計においては,基準地震動S		
		s による地震力に対して浸水防止機能が十分に		
	(9) SA用海水ピット開口部浸水防止蓋	保持できる設計とする。また、浸水時及び冠水		
	津波がSA用海水ピットの開口部から津波防	後の水圧等に対する耐性等を評価するととも		
	護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置	に、浸水防止蓋は原則閉止運用とすることで入		
	された敷地に流入することを防止し、津波防護	力津波に対して浸水防止機能が十分に保持でき		
	対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪	る設計とする。設計に当たっては、その他自然		
	失することのない設計とするため、SA用海水	現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地		
	ピットの開口部に浸水防止蓋を設置する。SA	震(余震)との組合せを適切に考慮する。		
	用海水ピット開口部浸水防止蓋の設計において			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	は、基準地震動SSによる地震力に対して浸水	(8) 浸水防止壁		
	防止機能が十分に保持できるように設計する。	基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性		
	また,浸水時の波圧等に対する耐性を評価し,	が確保されない屋外に設置されたタンク・貯槽		
	入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持で	類の複数同時破損により生じる屋外の溢水に加		
	きる設計とする。設計に当たっては, その他自	え、基準津波が発生した場合に津波の襲来によ		
	然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び	って2号炉放水立坑防潮壁の水位が上昇し,逆		
	地震(余震)との組合せを適切に考慮する。	流防止設備が「閉」となることで、2号炉放水		
		立坑に接続する補機冷却海水系放水路からの海		
	(10) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸	水ポンプ排水が一時的に放水立坑へ排出できな		
	水防止蓋	くなり、補機冷却海水系放水路より海水が溢れ		
	津波が緊急用海水ポンプピットの点検用開口	ることから,海水ポンプ室補機ポンプエリアへ		
	部から緊急用海水ポンプ室に流入することを防	の溢水の流入防止を考慮し補機ポンプエリア周		
	止することにより、津波防護対象設備(非常用	りに浸水防止壁を設置する。		
	取水設備を除く。)の設置された敷地に流入す	浸水防止壁の設計においては、基準地震動S		
	ることを防止し, 津波防護対象設備(非常用取	sによる地震力に対して浸水防止機能が十分に		
	水設備を除く。)が機能喪失することのない設	保持できる設計とする。また、浸水時及び冠水		
	計とするため、緊急用海水ポンプピットの点検	後の水圧等に対する耐性等を評価し、浸水防止		
	用開口部に浸水防止蓋を設置する。緊急用海水	機能が十分に保持できる設計とする。設計に当		
	ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋の設計に	たっては、その他自然現象による荷重(風荷		
	おいては、基準地震動SSによる地震力に対し	重, 積雪荷重等) 及び地震(余震) との組合せ		
	て浸水防止機能が十分に保持できるように設計	を適切に考慮する。		
	する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評			
	価し,入力津波に対して浸水防止機能が十分に			
	保持できる設計とする。 設計に当たっては、地			
	震(余震)との組合せを適切に考慮する。			
	 (11) 緊急用海水ポンプグランドドレン排出口	(9) 逆止弁付ファンネル	(7) 床ドレン逆止弁	
	逆止弁		a. 取水槽床ドレン逆止弁	
	津波が緊急用海水ポンプグランドドレン排出	取水路を流入経路とした津波により浸水する	津波が取水槽の床面開口部から取水槽海水ポ	
	口から緊急用海水ポンプ室に流入することを防	区画と設計基準対象施設の津波防護対象施設を	ンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアに流	
	止することにより、津波防護対象設備(非常用	内包する建屋及び区画とを接続する経路上に設	入することを防止することにより、津波防護対 l	
	取水設備を除く。)の設置された敷地に流入す	置する。設置位置は、海水ポンプ室補機ポンプ	象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失	
	ることを防止し、津波防護対象設備(非常用取	エリア及び3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプ	することのない設計とするため,取水槽海水ポ	
	水設備を除く。)が機能喪失することのない設	エリアの床開口部である。	ンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアに床	
	計とするため、緊急用海水ポンプグランドドレ		ドレン逆止弁を設置する。	
	ン排出口に逆止弁を設置する。			
	緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止	逆止弁付ファンネルの設計においては, 基準	取水槽床ドレン逆止弁は、基準地震動Ssに	
	弁の設計においては、基準地震動SSによる地	地震動Ssによる地震力に対して浸水防止機能	よる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる	が十分に保持できる設計とする。また、浸水時	できるように設計する。また、浸水時の波圧等	
	ように設計する。また、浸水時の波圧等に対す	及び冠水後の水圧等に対する耐性等を評価し,	に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水	
	る耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機	入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持で	防止機能が十分に保持できる設計とする。設計	
	能が十分に保持できる設計とする。設計に当た	きる設計とする。設計に当たっては, その他自	に当たっては、その他自然現象による荷重(積	
	っては、地震(余震)との組合せを適切に考慮	然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び	雪荷重)及び地震(余震)との組合せを適切に	
	する。	地震(余震)との組合せを適切に考慮する。	考慮する。	
(c) はいいこくいほかは此毎日	(12) 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止		b. タービン建物床ドレン逆止弁	
(6) 床ドレンライン浸水防止治具 地震によるタービン建屋内の循環水配管及び			***************************************	
地震によるタービン建屋内の循環水配管及び タービン補機冷却海水配管の損傷に伴い溢水す			タービン建物(復水器を設置するエリア)か	
る保有水及び損傷箇所を介して流入する津波	津波が緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口から緊急用海水ポンプ室に流入することを防止す		ら浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止 し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除	
			<u>し、年級的護対象設備(井角角取小設備を除</u> く。)が機能喪失することのない設計とするた	
が、浸水防護重点化範囲へ流入することを防止するため、ないが、発展中の温水経路になり得			<u>、 </u>	
するため、タービン建屋内の浸水経路となり得るため、タービン建屋内の浸水経路となり得るため、	***************************************			
る床ドレンラインに床ドレンライン浸水防止治			<u>る。</u> タービン建物床ドレン逆止弁は,基準地震動	
具を設置する。	備を除く。) が機能喪失することのない設計と		***************************************	
床ドレンライン浸水防止治具の設計において は、基準地震動による地震力に対して浸水防止			Ssによる地震力に対して浸水防止機能が保持	
	***************************************		できる設計とする。また、溢水による静水圧と	
機能が十分に保持できる設計とする。また、浸水時五が至れ後の水圧等に対する。また、浸水			して作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合	
水時及び冠水後の水圧等に対する耐性等を評価			において、浸水防止機能が十分に保持できる設	
し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保			計とする。	
持できる設計とする。	に設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐地は、地域に対して温はは、地域に対して温はは、地域に対して温はは、地域に対して温はは、地域は、地域に対して温はは、地域は、地域に対して、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、地域は、地域に対し、対域に対し、地域に対し、地域に対するがは、地域に対しが、地域に対し、地域に対し、地域に対しは、地域に対し、地域に対し、地域に対しは、地域に対し、地域に対域に対域に対域に対域に対しは、地域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域			
	性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が			
	十分に保持できる設計とする。設計に当たって			
	は、地震(余震)との組合せを適切に考慮す			
			(8)隔離弁(電動弁,逆止弁) <u></u>	・津波防護対策の相違
	(13) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋		<u>a. 電動弁</u>	【柏崎6/7,東海第二,女
	海水ポンプ室ケーブル点検口から浸水防護重			川 2 】
	点化範囲への溢水の流入を防止し、津波防護対		が浸水防護重点化範囲に流入することを防止す	
	象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失			
	することのない設計とするため、海水ポンプ室		弁(電動弁)を設置する。	
	のケーブル点検口に浸水防止蓋を設置する。海		隔離弁(電動弁)は,基準地震動Ssによる	
	水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋の設計に		地震力に対して浸水防止機能が十分に保持でき	
	おいては、基準地震動SSによる地震力に対し		るように設計する。また、弾性設計用地震動S	
	て浸水防止機能が十分に保持できるように設計		dによる地震力又はSクラスの施設に適用する	
	する。また、溢水による静水圧として作用する		静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対し	
	荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	水防止機能が十分に保持できる設計とする。		れるように設計する。さらに、浸水時の波圧等	
			に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水	
	(14) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子		防止機能が十分に保持できる設計とする。設計	
	炉建屋側水密扉		に当たっては、地震(余震)との組合せを適切	
	常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部		に考慮する。	
	の開口部から浸水防護重点化範囲への溢水の流			
	入を防止し、津波防護対象設備(非常用取水設		b. 逆止弁	
	備を除く。) が機能喪失することのない設計と		海水系機器・配管等の損傷箇所を介した津波	
	するため, 常設代替高圧電源装置用カルバート		が浸水防護重点化範囲に流入することを防止す	
	の立坑部の開口部に水密扉を設置する。常設代		るため,タービン補機海水系配管 (放水配管)	
	替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密		及び液体廃棄物処理系配管に隔離弁(逆止弁)	
	扉の設計においては、基準地震動SSによる地		<u>を設置する。</u>	
	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる		隔離弁(逆止弁)は、基準地震動Ssによる	
	ように設計する。また、溢水による静水圧とし		地震力に対して浸水防止機能が十分に保持でき	
	て作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に		るように設計する。また、弾性設計用地震動S	
	おいて、浸水防止機能が十分に保持できる設計		dによる地震力又はSクラスの施設に適用する	
	とする。		静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対し	
			て、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えら	
			れるように設計する。さらに、浸水時の波圧等	
			に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水	
			防止機能が十分に保持できる設計とする。設計	
			に当たっては、地震(余震)との組合せを適切	
			に考慮する。	
			(9) ポンプ及び配管	
			地震により損傷した場合に津波が浸水防護重	
			点化範囲に流入することを防止するため、バウ	
			ンダリ機能を保持するポンプ及び配管を設置す	
			<u> 3.</u>	
			ポンプ及び配管は、基準地震動Ssによる地	
			震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる	
			ように設計する。また、弾性設計用地震動Sd	
			による地震力又はSクラスの施設に適用する静	
			的地震力のいずれか大きい方の地震力に対し	
			て、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えら	
			れるように設計する。さらに、浸水時の波圧等	
			に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水	
			防止機能が十分に保持できる設計とする。設計	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
			に当たっては、地震(余震)との組合せを適切	
			に考慮する。	
			<u>以下にバウンダリ機能を保持するポンプ及び</u>	
			配管を示す。(【】内は設置エリアを示す。)	
			・タービン補機海水ポンプ【取水槽海水ポンプ	
			<u>エリア】</u>	
			・タービン補機海水系配管【取水槽海水ポンプ	
			エリア及び取水槽循環水ポンプエリア】	
			・循環水ポンプ及び配管【取水槽循環水ポンプ	
			<u>エリア】</u>	
			・原子炉補機海水系配管(放水配管)及び高圧	
			炉心スプレイ補機海水系配管(放水配管)	
			<u>【</u> タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置	
			するエリア)及び屋外配管ダクト(タービン	
			建物~放水槽)】	
			・除じんポンプ及び配管【取水層海水ポンプエ	
			<u>リア】</u>	
(7) 貫通部止水処置	(15) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置	(10) 貫通部止水処置	(10) 貫通部止水処置	
	津波が防潮堤及び防潮扉下部貫通部から津波	海水ポンプ室スクリーンエリア及び放水立坑	津波が取水槽から津波防護対象設備(非常用	
	防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設	に津波が流入した場合に海水ポンプ室補機ポン	取水設備を除く。)を設置する敷地に流入する	
	置された敷地に流入することを防止し、津波防	プエリア,海水ポンプ室循環水ポンプエリア及	ことのない設計とするため、取水C/Cケーブ	
	護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能	び敷地への浸水防止を目的として,2号炉海水	ルダクトとの境界に貫通部止水処置を実施す	
	喪失することのない設計とするため, <u>防潮堤及</u>	ポンプ室スクリーンエリア及び2号炉放水立坑	<u> </u>	
	び防潮扉下部貫通部に止水処置を実施する。	エリアの防潮壁下部貫通部, 3号炉海水ポンプ	また、津波が取水槽除じん機エリア及び放水	
		室スクリーンエリア及び3号炉放水立坑エリア	槽から流入することのない設計とするため、取	
		の防潮壁下部貫通部にシリコンシール材施工又	水槽海水ポンプエリア及び屋外配管ダクト(タ	
		はブーツラバー施工を実施するものである。	<u>ービン建物〜放水槽)との境界に貫通部止水処</u>	
			置を実施する。	
地震によるタービン建屋内の循環水配管及び		また、地震による海水系機器等の損傷による	さらに、地震によるタービン建物(復水器を	
タービン補機冷却海水配管の損傷に伴い溢水す		溢水が原子炉建屋、制御建屋及び軽油タンクエ	設置するエリア)の循環水系配管及び低耐震ク	
る保有水及び損傷箇所を介して流入する津波		リアに流入することを防止するため、浸水防護	ラス機器の損傷に伴い溢水する保有水が浸水防	
が, 浸水防護重点化範囲へ流入することを防止		重点化範囲の境界に浸水防止設備として貫通部	護重点化範囲へ流入することを防止するため,	
するため、タービン建屋内の浸水経路となり得		止水処置を実施する。	タービン建物 (復水器を設置するエリア) とタ	
る貫通口等に貫通部止水処置を実施する。			ービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエ	
			リア),原子炉建物及び取水槽循環水ポンプエ	
			リアの境界に貫通部止水処置を実施する。	
貫通部止水処置の設計においては、基準地震	防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置の設計	貫通部止水処置の設計においては,基準地震	貫通部止水処置は,基準地震動 <u>Ss</u> による地	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
動による地震力に対して浸水防止機能が十分に	においては、基準地震動SSによる地震力に対	動Ssによる地震力に対して浸水防止機能が十	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる	
保持できる設計とする。また、浸水時及び冠水	して浸水防止機能が十分に保持できるように設	分に保持できる設計とする。また、浸水時及び	設計とする。また、浸水時及び浸水後の水圧等	
後の水圧等に対する耐性等を評価し、入力津波	計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を	冠水後の水圧等に対する耐性等を評価し,入力	に対する耐性等を評価し、入力津波に対する浸	
に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計	評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分	津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる	水防止機能が十分に保持できる設計とする。設	
とする。	に保持できる設計とする。設計に当たっては,	設計とする。設計に当たっては、その他自然現	計に当たっては、地震(余震)との組合せを適	
	地震(余震)との組合せを適切に考慮する。	象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	切に考慮する。	
		(余震) との組合せを適切に考慮する。		
	(16) 海水ポンプ室貫通部止水処置			
	地震による循環水ポンプ室内の循環水系配管			
	の損傷に伴い溢水する保有水及び損傷箇所を介			
	して流入する津波が、浸水防護重点化範囲であ			
	る海水ポンプ室に流入することを防止し、津波			
	防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機			
	能喪失することのない設計とするため,海水ポ			
	ンプ室の浸水経路となりえる貫通口に貫通部止			
	水処置を実施する。海水ポンプ室貫通部止水処			
	置の設計においては、基準地震動SSによる地			
	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できる			
	ように設計する。また、溢水による静水圧とし			
	て作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に			
	おいて、浸水防止機能が十分に保持できる設計			
	とする。			
	(17) 原子炉建屋境界貫通部止水処置			
	タービン建屋及び非常用海水系配管カルバー			
	トと隣接する原子炉建屋地下階の貫通部から浸			
	水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防			
	止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除			
	く。)が機能喪失することのない設計とするた			
	め,原子炉建屋境界の貫通部に止水処置を実施			
	する。原子炉建屋境界貫通部止水処置の設計に			
	おいては、基準地震動SSによる地震力に対し			
	て浸水防止機能が十分に保持できるように設計			
	する。また、溢水による静水圧として作用する			
	荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸			
	水防止機能が十分に保持できる設計とする。			
	(18) 常設代替高圧電源装置用カルバート(立			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	坑部) 貫通部止水処置			
	常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部			
	の貫通部から浸水防護重点化範囲への溢水及び			
	津波の流入を防止し、津波防護対象設備(非常			
	用取水設備を除く。)が機能喪失することない			
	設計とするため、常設代替高圧電源装置用カル			
	バートの立坑部の貫通部に止水処置を実施す			
	る。常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑			
	部) 貫通部止水処置の設計においては、基準地			
	震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が			
	十分に保持できるように設計する。また, 溢水			
	による静水圧として作用する荷重及び余震荷重			
	を考慮した場合において、浸水防止機能が十分			
	に保持できる設計とする。			
上記(1)から(6)の各施設・設備 <u>の設計</u> におけ	上記(1)~(14)の各施設・設備における許容	上記(1)から(9)の各施設・設備における許容	上記(1)から(7)の各施設・設備における許容	
る許容限界は、地震後及び津波後の再使用性や	限界は, 地震後, 津波後の再使用性や, 津波の	限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の	限界は、地震後及び津波後の再使用性や、非波	
津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の	繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえるこ	繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえるこ	の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえ	
変形能力に対して十分な余裕を有するよう、各	とにより, 当該構造物全体の変形能力に対して	とにより、当該構造物全体の変形能力に対して	ることにより, 当該構造物全体の変形能力に対	
施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まる	十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成	十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成	して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を	
ことを基本とする。	する材料が弾性域内に収まることを基本とす	する材料が弾性域内に収まることを基本とす	構成する材料が弾性域内に収まることを基本と	
	る。	る。	する。	
			上記(8)及び(9)の隔離弁、ポンプ及び配管の	
			許容限界は、基準地震動Ssによる地震力に対	・対象設備等の相違
			しては、浸水防止機能に対する機能保持限界と	【柏崎6/7, 東海第二, 女
			して、地震後の再使用性を考慮し、塑性ひずみ	川 2 】
			が生じる場合であっても、その量が小さなレベ	島根2号炉は機器・配管
			ルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有	を浸水防止設備としてお
			することを基本とする。また、弾性設計用地震	り、地震荷重に対しては
			動Sdによる地震力又は静的地震力のいずれか	「1.4 耐震設計」と同様
			大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態	の許容限界としている。
			にとどまる範囲で耐えられることを確認する。	
			津波荷重(余震荷重含む)に対しては、浸水	
			防止機能に対する機能保持限界として、津波後の悪体思性や、津波の繰りにした思される。	
			の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、	
			<u> 止水性の面も踏まえることにより、当該設備全</u>	
			体の変形能力に対して十分な余裕を有するよ	
			う、各施設・設備を構成する材料が弾性域内に	
			収まることを基本とする。なお、止水性能につ	

確かさを考慮する。

計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷 モードに対応した荷重の算定過程に介在する不 確かさを考慮する。

入力津波が有する数値計算上の不確かさの考 慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算 定された津波の高さを安全側に評価して入力津 波を設定することで,不確かさを考慮する。

各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷 重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当た っては、入力津波の荷重因子である浸水高、速 度、津波波力等を安全側に評価することで、不 確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕 の程度を検討する。

津波波力の算定においては、津波波力算定式 等,幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮 する。

漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、 津波の流速による衝突速度の設定における不確 実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮 する。

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設 備の設計において、基準津波の波源の活動に伴 い発生する可能性がある余震(地震)について そのハザードを評価し、その活動に伴い発生す る余震による荷重を設定する。

余震荷重については、基準津波の継続時間の うち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過 去の地震データを抽出・整理することにより余

計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷 モードに対応した荷重の算定過程に介在する不

確かさを考慮する。

入力津波が有する数値計算上の不確かさの考 慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算 定された津波の高さを安全側に評価して入力津 波を設定することで、不確かさを考慮する。

各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷 重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当た っては、入力津波の荷重因子である浸水高、速 度、津波波力等を安全側に評価することで、不 確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕 の程度を検討する。

津波波力の算定においては、 津波波力算定式 等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮 する。

漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、 津波の流速による衝突速度の設定における不確 実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設 備の設計において、 基準津波の波源の活動に伴 い発生する可能性がある余震(地震)について そのハザードを評価し、その活動に伴い発生す る余震による荷重を設定する。

余震荷重については、基準津波の継続時間の うち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過 去の地震データを抽出・整理することにより余 震の規模を想定し、余震としてのハザードを考 ┃ 震の規模を想定し、余震としてのハザードを考 ┃

計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷

モードに対応した荷重の算定過程に介在する不

入力津波が有する数値計算上の不確かさの考 慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算 定された津波の高さを安全側に評価して入力津 波を設定することで、不確かさを考慮する。

各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷 重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当た っては、入力津波の荷重因子である浸水高、速 度、津波波力等を安全側に評価することで、不 確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕 の程度を検討する。

津波波力の算定においては、津波波力算定式 等,幅広く知見を踏まえて,十分な余裕を考慮

漂流物の衝突による荷重の評価に際しては, 津波の流速による衝突速度の設定における不確 実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮

津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設 備の設計において、基準津波の波源の活動に伴 い発生する可能性がある余震(地震)について そのハザードを評価し、その活動に伴い発生す る余震による荷重を設定する。

余震荷重については、基準津波の継続時間の うち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過 去の地震データを抽出・整理することにより余 震の規模を想定し、余震としてのハザードを考

シミュレーション上の不確かさ及び各施設・設 備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程 に介在する不確かさを考慮する。

入力津波が有する数値シミュレーション上の 不確かさの考慮に当たっては, 各施設・設備の 設置位置で算定された津波の高さを安全側に評 価して入力津波を設定することで,不確かさを 考慮する。

各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷 重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当た っては、入力津波の荷重因子である浸水高、速 度、津波波力等を安全側に評価することで、不 確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕 の程度を検討する。

津波波力の算定においては、津波波力算定式 等,幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮 する。

漂流物の衝突による荷重の評価に際しては, 津波の流速による衝突速度の設定における不確 実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設 備の設計において、基準津波の波源の活動に伴 い発生する可能性がある地震(余震)について そのハザードを評価し、その活動に伴い発生す る余震による荷重を設定する。

余震荷重については、基準津波の継続時間の うち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過 去の地震データを抽出・整理することにより余 震の規模を想定し、余震としてのハザードを考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
慮した安全側の評価として、この余震規模から	慮した安全側の評価として、この余震規模から	慮した安全側の評価として、この余震規模から	慮した安全側の評価として、この余震規模から	
求めた地震動に対してすべての周期で上回る地	求めた地震動に対して全ての周期で上回る地震	求めた地震動に対して全ての周期で上回る地震	求めた地震動に対してすべての周期で上回る地	
震動を弾性設計用地震動の中から設定する。	動を弾性設計用地震動の中から設定する。	動を弾性設計用地震動の中から設定する。	震動を弾性設計用地震動の中から設定する。	
	主要設備の概念図を第10.6-1図~第10.6-1	主要設備の配置図を第10.6-1 図に, また,	主要設備の配置図を第10.5-1 図に,また,	
	4図に示す。	概念図を第10.6-2 図~第10.6-13 図に示	概念図を第10.5-2 図~第10.5-17 図に示	
		于	I.	
10.6.1.1.4 主要設備の仕様	10.6.1.1.4 主要仕様	10.6.1.1.4 主要設備の仕様	10.5.1.1.4 主要設備の仕様	
浸水防護設備の主要仕様を第10.6-1 表に示	主要設備の仕様を第10.6-1表に示す。	浸水防護設備の主要仕様を第10.6-1 表に示	浸水防護設備の主要仕様を第10.5-1表に示	
す。		す。	す。	
10.6.1.1.5 試験検査	10.6.1.1.5 試験検査	10.6.1.1.5 試験検査	10.5.1.1.5 試験検査	
津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備	津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設	津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設	津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設	
は、健全性及び性能を確認するため、発電用原	備は、健全性及び性能を確認するため、発電用	備は、健全性及び性能を確認するため、発電用	備は、健全性及び性能を確認するため、発電用	
子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実施	原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実	原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実	原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実	
する。	施する。	施する。	施する。	
10. 6. 1. 1. 6 手順等	10.6.1.1.6 手順等	10.6.1.1.6 手順等	10.5.1.1.6 手順等	
津波に対する防護については、津波による影		津波に対する防護については、津波による影	10.5.1.1.0 子順寸 津波に対する防護については,津波による影	
響評価を行い、設計基準対象施設の津波防護対	響評価を行い、設計基準対象施設の津波防護対	響評価を行い、設計基準対象施設の津波防護対	響評価を行い、設計基準対象施設の津波防護対	
象設備が基準津波によりその安全機能を損なわ	象設備が基準津波によりその安全機能を損なわ	象設備が基準津波によりその安全機能を損なわ	象設備が基準津波によりその安全機能を損なわ	
ないよう手順を定める。	ないよう手順を定める。	ないよう手順を定める。	ないよう手順を定める。	
	(1) <u>防潮扉</u> については,原則閉運用とするが,	(1) <u>防潮壁鋼製扉</u> については原則閉止運用と	(1) <u>防波壁通路防波扉</u> については,原則閉運用	
	開放後の確実な閉操作、中央制御室における閉	し、開放後の確実な閉止操作についての手順を	とし、開放後の確実な閉止操作、中央制御室に	
	止状態の確認、閉止されていない状態が確認さ	定める。	おける閉止状態の確認、閉止されていない状態	
	れた場合の閉止操作の手順を定める。		が確認された場合の閉止操作の手順を定める。	
	(2) 放水路ゲートについては、発電所を含む			・津波防護対策の相違
	地域に大津波警報が発表された場合, 循環水ポ			【東海第二】
	ンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止(プラ			島根2号炉に同様な設備
	ント停止) 並びに放水路ゲート閉止の操作手順			はない
	を定める。			
(1)引き波時の非常用海水 <u>冷却系</u> の取水性確保	(4) 引き波時の非常用海水ポンプの取水性確保	(2) 大津波警報発令時の循環水ポンプ停止 (プ	(2) 引き波時の非常用海水ポンプの取水性確保	
を目的として、水位低下時の常用系海水ポンプ	を目的として、循環水ポンプ及び補機冷却系海	ラント停止)操作の手順を定める。	を目的として,循環水ポンプについては、発電	
(循環水ポンプ, タービン補機冷却海水ポン	水系ポンプについては、 取水ピットの水位低下		所を含む地域に大津波警報が発令された場合,	
プ) 停止の操作手順を定める。	時又は発電所を含む地域に大津波警報が発表さ		停止する操作手順を定める。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	れた場合、停止する操作手順を定める。			
(2) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順を定める。	(3) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認、閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順を定める。	(3) 水密扉については原則閉止運用とし、開放後の確実な閉止操作についての手順を定める。	(3) 水密扉については、原則閉止運用とし、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認、閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順を定める。	
(3) 取水槽閉止板については、点検等により開放する際の閉止操作の手順を定める。		(4) 浸水防止蓋については原則閉止運用とし、 開放後の確実な閉止操作についての手順を定め る。		・津波防護対策の相違 【柏崎6/7,女川2】 島根2号炉に同様な設備 はない
(4) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。	(5) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。	(5) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合において、荷役作業を中断し、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。	(4) 燃料等輸送船に関し、入港する前までに、 津波時に漂流物とならない係留方法を策定する 手順を定める。 また、津波警報等が発令された場合におい て、荷役作業を中断し、緊急離岸する船側と退 避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。	・漂流物に係る手順の相違 【柏崎6/7, 東海第二, 女 川 2】
		さらに、陸側作業員及び輸送物に関し、津波 警報等が発令された場合において、荷役作業を 中断し、陸側作業員を退避させるとともに、輸 送物の退避の可否判断を含めた退避の手順を定 める。なお、手順には、輸送物を退避できない 場合において、輸送物を漂流物としないための	さらに、陸側作業員及び輸送物に関し、津波 警報等が発令された場合において、荷役作業を 中断し、陸側作業員を退避させるとともに、輸 送物の退避の可否判断を含めた退避の手順を定 める。手順には、輸送物を退避できない場合に おいて、輸送物を漂流物としないための措置も	
また、 <u>浚渫作業で使用する土運船等に関し、</u> 津波警報等が発令された場合において、作業を 中断し、陸側作業員を退避させるとともに、緊 急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を 行う手順を定める。	また、 <u>その他の浚渫船</u> ,貨物船等の港湾内に停泊する船舶に対しても、津波警報等が発表された場合において、作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。	措置も含める。 また、その他の作業船、貨物船等の港湾内に 停泊する船舶に対しては、津波警報等が発表さ れた場合において、作業を中断し、陸側作業員 を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退 避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。	含める。 なお, その他の作業船,貨物船等の港湾内に停泊する船舶に対しては,入港する前までに,津波時に漂流物とならない係留方法を策定する手順を定める。さらに,津波警報等が発表された場合において,作業を中断し,陸側作業員を退避させるとともに,緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。	・発電所に来航する船舶及び手順の相違 【柏崎6/7,東海第二】
(5) 津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の襲来状況の監視に係る手順を定める。	(6) 津波・構内監視カメラ <u></u> , 取水ピット水位 計及び潮位計による津波襲来の監視及び漂流物 影響を考慮した運用手順を定める。	(6) 津波監視カメラ及び取水ピット水位計による津波の襲来状況の監視に係る手順を定める。	(5) 津波監視カメラ <u>及び取水槽水位計</u> による津波の襲来状況の監視に係る手順を定める。	・津波防護対策の相違 【東海第二】
	(7) 隣接事業所における仮設備, 資機材等の		(6) 漂流物調査範囲内の人工構造物の設置状	・資料構成の相違

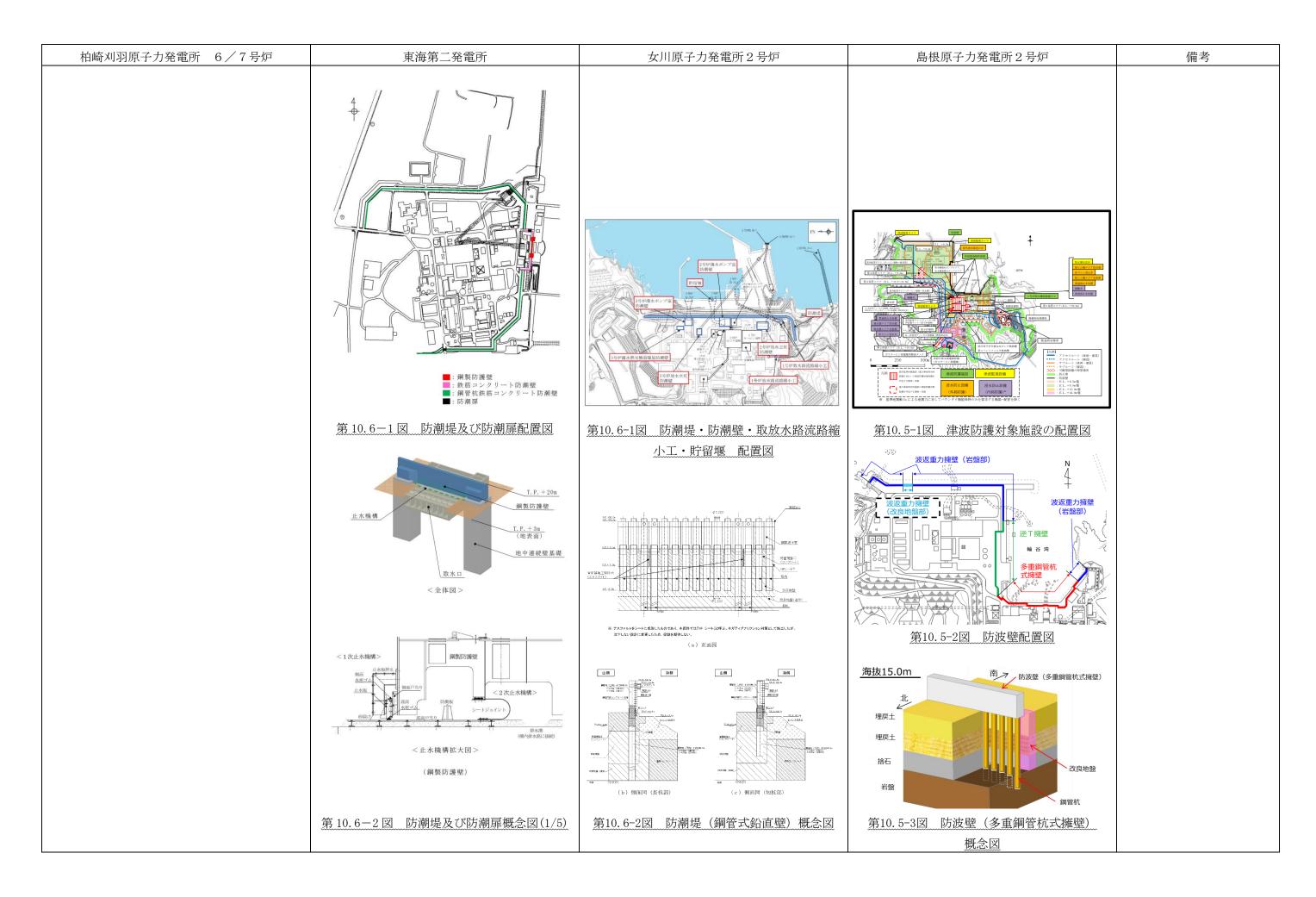
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	設置状況の変化を把握するため、隣接事業所と		況の変化を把握するため、定期的に設置状況を	【柏崎6/7,女川2】
	の合意文書に基づき,情報を入手して設置状況		確認する手順を定める。さらに、従前の評価結	島根2号炉は、定期的な
	を確認する手順を定める。さらに、従前の評価		果に包絡されない場合は,人工構造物が漂流物	漂流物調査について記載
	結果に包絡されない場合は, 仮設備, 資機材等		となる可能性,非常用海水ポンプの取水性並び	
	が漂流物となる可能性,非常用海水ポンプの取		に津波防護施設及び浸水防止設備の健全性への	
	水性並びに津波防護施設及び浸水防止設備の健		影響評価を行い,影響がある場合は漂流物対策	
	全性への影響評価を行い,影響がある場合は漂		を実施する。	
	流物対策を実施する。			
	(8) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視		 (7) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視	
	設備については、各施設及び設備に要求される		設備については、各施設及び設備に要求される	
	機能を維持するため、適切な保守管理を行うと		機能を維持するため、適切な保守管理を行うと	
	ともに、故障時においては補修を行う。		ともに、故障時においては補修を行う。	
	(9) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津		(8) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津	
	波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の		波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備	
	保守管理に関する教育を定期的に実施する。		の保守管理に関する教育を定期的に実施す	
			る。10.5.1.1.6手順等津波に対する防護につ	
			いては、津波による影響評価を行い、設計基	
			準対象施設の津波防護対象設備が基準津波に	
			より安全機能を損なわないよう手順を定め	
			<u>5</u>	

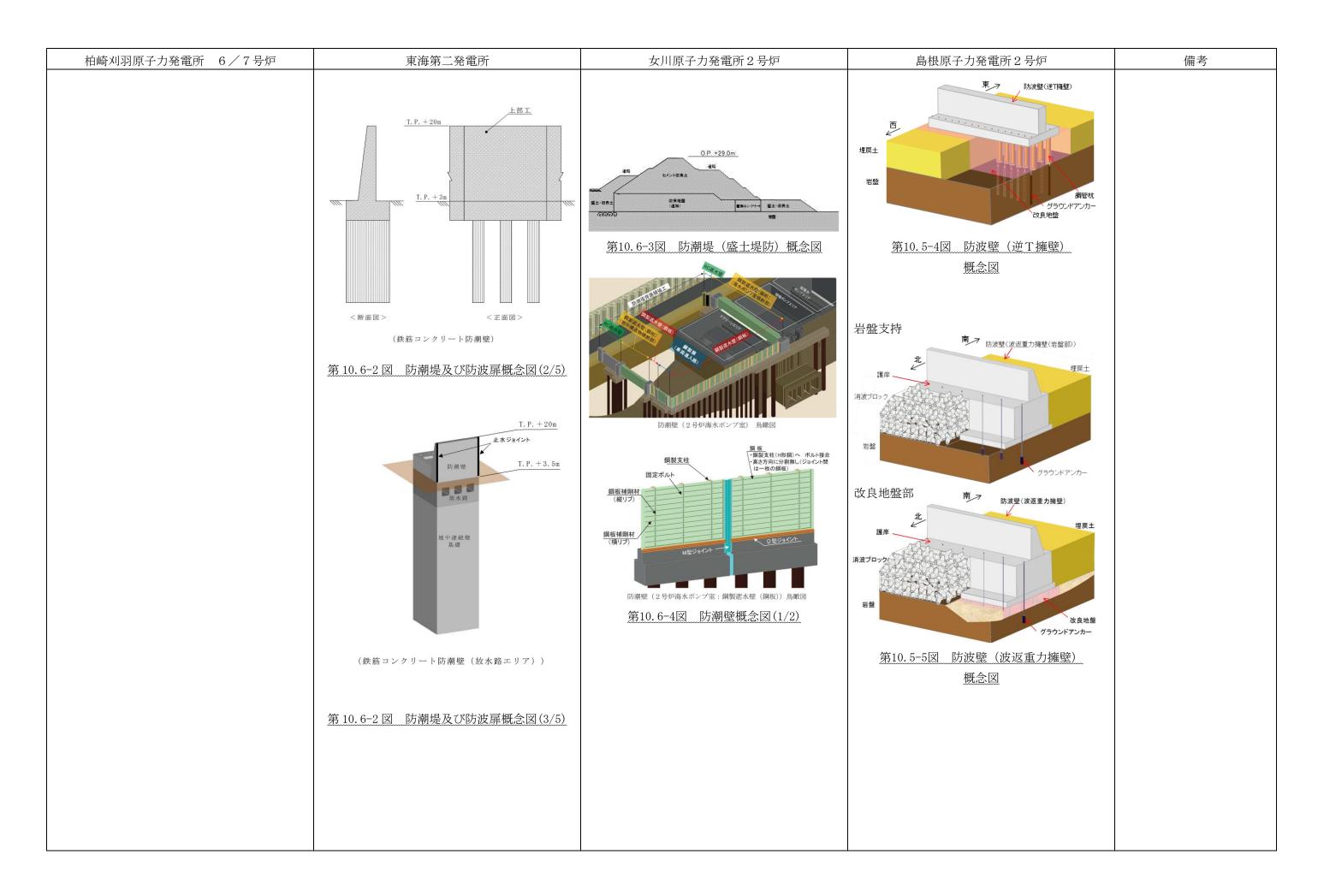
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉 備考
第10.6-1表 浸水防護設備の主要仕様	第 10.6-1 表 浸水防護設備主要機器仕様	第10.6-1表 浸水防護設備の主要仕様	第10.5-1表 浸水防護設備の主要仕様
(1) 海水貯留堰	(1) 防潮堤	/ A. Mid-Met 18	(1) 防波壁
種 類 貯留堰	種 類 防潮堤(鋼製防護壁,止水機構付)	(1) 防潮堤 種 類 防潮堤 (鋼管式鉛直壁)	種 類 防波壁(多重鋼管杭式擁壁)
個数 1	材 料 鉄筋コンクリート, 炭素鋼	材 料 鋼製	
(2) 取水槽閉止板	個 数 1	個 数 1	個 数 1
種 類 閉止板			(2) 防波壁
個 数 6号炉 5	(2) 防潮堤	(2) 防潮堤 種 類 防潮堤(盛土堤防)	種 類 防波壁 (逆工擁壁)
7 号炉 4	種 類 防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁)	材 料 セメント改良土	個 数 1
(3) 水密扉	材料 鉄筋コンクリート	個 数 1	(3) 防波壁
種 類 片開扉,両開扉	個 数 1	(a) MANGINA	種類 防波壁(波返重力擁壁)
個 数 6号炉 17	(3) 防潮堤	(3) 防潮壁 種 類 防潮壁	
7 号炉 16	種 類 防潮堤(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮	材 料 鋼製,鉄筋コンクリート	個 数 1
(4) 止水ハッチ	壁)	個 数 5	(4) 防波壁通路防波扉
種 類 ハッチ	材 料 鉄筋コンクリート, 炭素鋼	(4) 路柱山政治政策工工	種 類 防波壁通路防波扉
個 数 6号炉 1	個 数 1	(4) 取放水路流路縮小工種類 流路縮小工	個 数 4
7号炉 2		材 料 コンクリート	(5) 1号炉取水槽流路縮小工
(5) ダクト閉止板種 類 閉止板	(4) 防潮扉 種 類 スライドゲート	個 数 3	
個数6号炉2	材料 炭素鋼		種類流路縮小工
(6) 浸水防止ダクト	個 数 2	(5) 貯留堰 (非常用取水設備と兼用)	個 数 2
種 類 閉止板	(5) 放水路ゲート	種 類 鉄筋コンクリート堰	(6) 屋外排水路逆止弁
個 数 7号炉 1	(3) が (3) が (5) が (5) が (6) が (7)	材 料 鉄筋コンクリート 個 数 6	種類 逆止弁
(7) 床ドレンライン浸水防止治具	h)		個 数 14
種 類 配管止水	材料炭素鋼	(6) 屋外排水路逆流防止設備 種 類 逆流防止設備 (フラップゲート)	(7) 防水壁
	個 数 3 (各放水路に1か所)	な な な な (フ / フ / フ / フ / T)	
個 数 一式		個 数 4	種類防水壁
(8) 貫通部止水処置	(6) 構內排水路逆流防止設備	(7) 補機冷却海水系放水路逆流防止設備	個 数 2
種 類 貫通部止水 個 数 一式	種 類 逆流防止設備 (フラップゲート)	種 類 逆流防止設備 (フラップゲート)	(8) 水密扉
順 奴 八	材 料 ステンレス鋼	材料 ステンレス鋼個数 2	種類 片開扉
	個 数 9	個 数 2	個 数 一式
		(8) 水密扉	(9) 床ドレン逆止弁
	(7) 原子炉建屋外壁	種 類 水密原 材 料 鋼製	
	種類準波防護壁	個 数 13	種類 逆止弁
	材料 鉄筋コンクリート	(0) 温中性止薬	個 数 一式
	個 数 一式	(9) 浸水防止蓋種 類 浸水防止蓋	(10) 隔離弁
	(8) 貯留堰 (非常用取水設備と兼用)	材 料 鋼製	種類電動弁,逆止弁
	種類 鋼管矢板式堰	個 数 10	個 数 6
	材 料 炭素鋼		
	個 数 1		(11) ポンプ及び配管
			種類ポンプ、配管
	(9) 取水路点検用開口部浸水防止蓋		個 数 一式
	種 類 浸水防止蓋		(12) 貫通部止水処置
	材 料 ステンレス鋼		種 類 貫通部止水
	個 数 10		個数一式

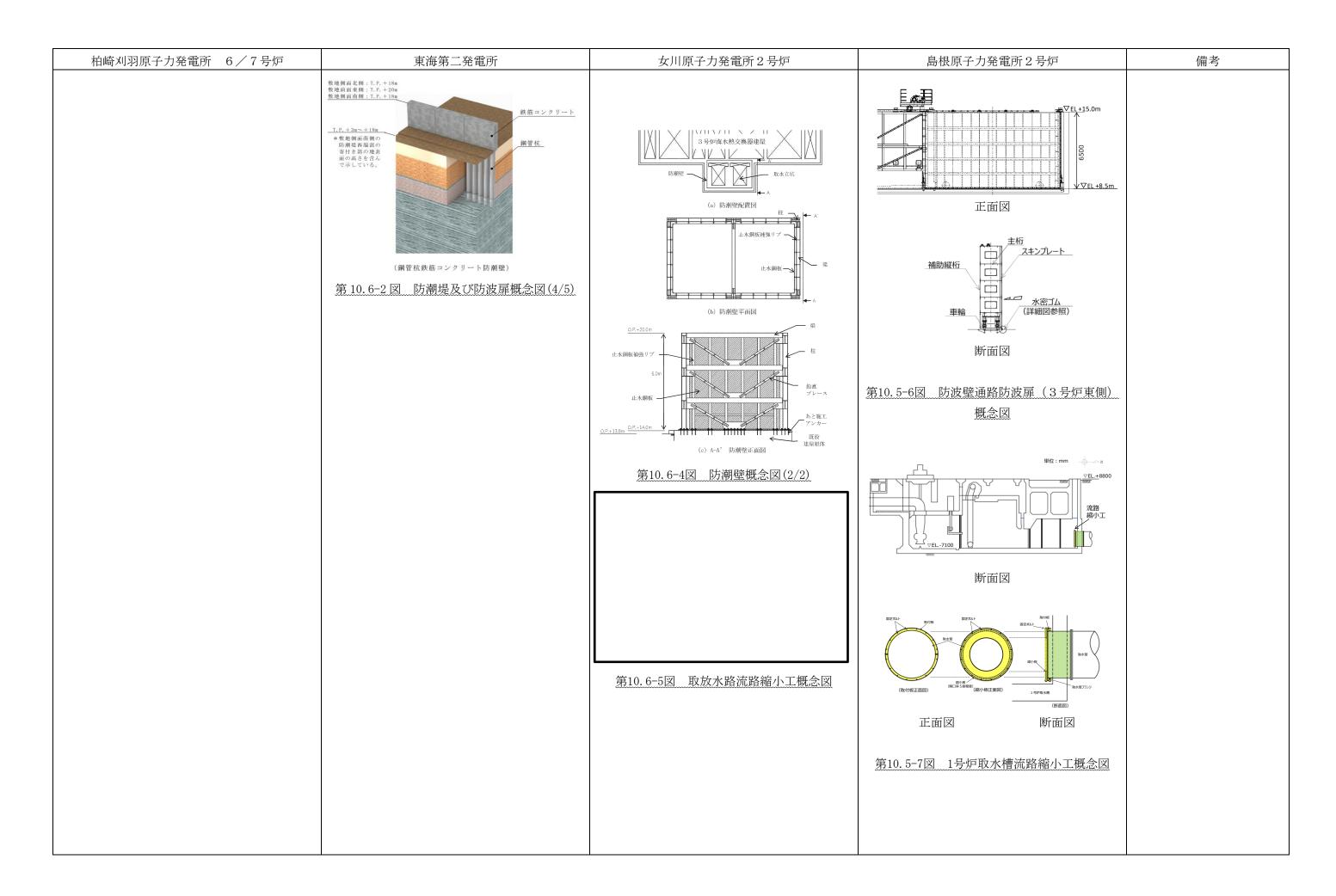
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東	海第二発電所	女川原子	-力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	(10) 海水ポンプグランドドレ	ン排出口逆止弁				
	種類	逆流防止設備 (逆止弁)	(10) 浸水防止壁			
	材料	ステンレス鋼	種類	浸水防止壁		
	個数	2	材 料 個 数	鋼製 1		
			旧 奴	ı		
	(11) 取水ピット空気抜き配管	· 逆止弁	(11) 逆止弁付ファンネル			
	種類	逆流防止設備 (逆止弁)	種 類	逆流防止設備 (逆止弁)		
	材料	ステンレス鋼	材 料	ステンレス鋼		
	個数	3	個 数	20		
	(12) 放水路ゲート点検用開口	1部浸水防止蓋	(12) 貫通部止水処置			
	種類	浸水防止蓋	種類	貫通部止水		
	材料	炭素鋼	材 料	シール材		
	個数	3	個 数	一式		
	(13) SA用海水ピット開口音					
	種類	浸水防止蓋				
	材料	炭素鋼				
	個 数	6				
	(14) 緊急用海水ポンプピット	、点給用關口部浸水防止善				
	種類	浸水防止蓋				
	材料	ステンレス鋼				
	個数	1				
	(15) 緊急用海水ポンプグラン					
	種 類	逆流防止設備(逆止弁)				
	材料	ステンレス鋼				
	個 数	1				
	(16) 緊急用海水ポンプ室床ド	レン排出口逆止弁				
	種類	逆流防止設備 (逆止弁)				
	材料	ステンレス鋼				
	個 数	1				
	(17) 海水ポンプ室ケーブル点	検口浸水防止蓋				
	種類	浸水防止蓋				
	材料	ステンレス鋼				
		3				
	(18) 緊急用海水ポンプ点検用	開口部浸水防止蓋				
	種類	浸水防止蓋				
	材料	ステンレス鋼				
	個 数	1				
	(10) 27 /2 17 /2 1, 10	□ BB → ₩7 > 1.0+ 1.4+				
	(19) 緊急用海水ポンプ室人員					
	種類	逆流防止蓋				
	材料	ステンレス鋼				
	個 数	1				

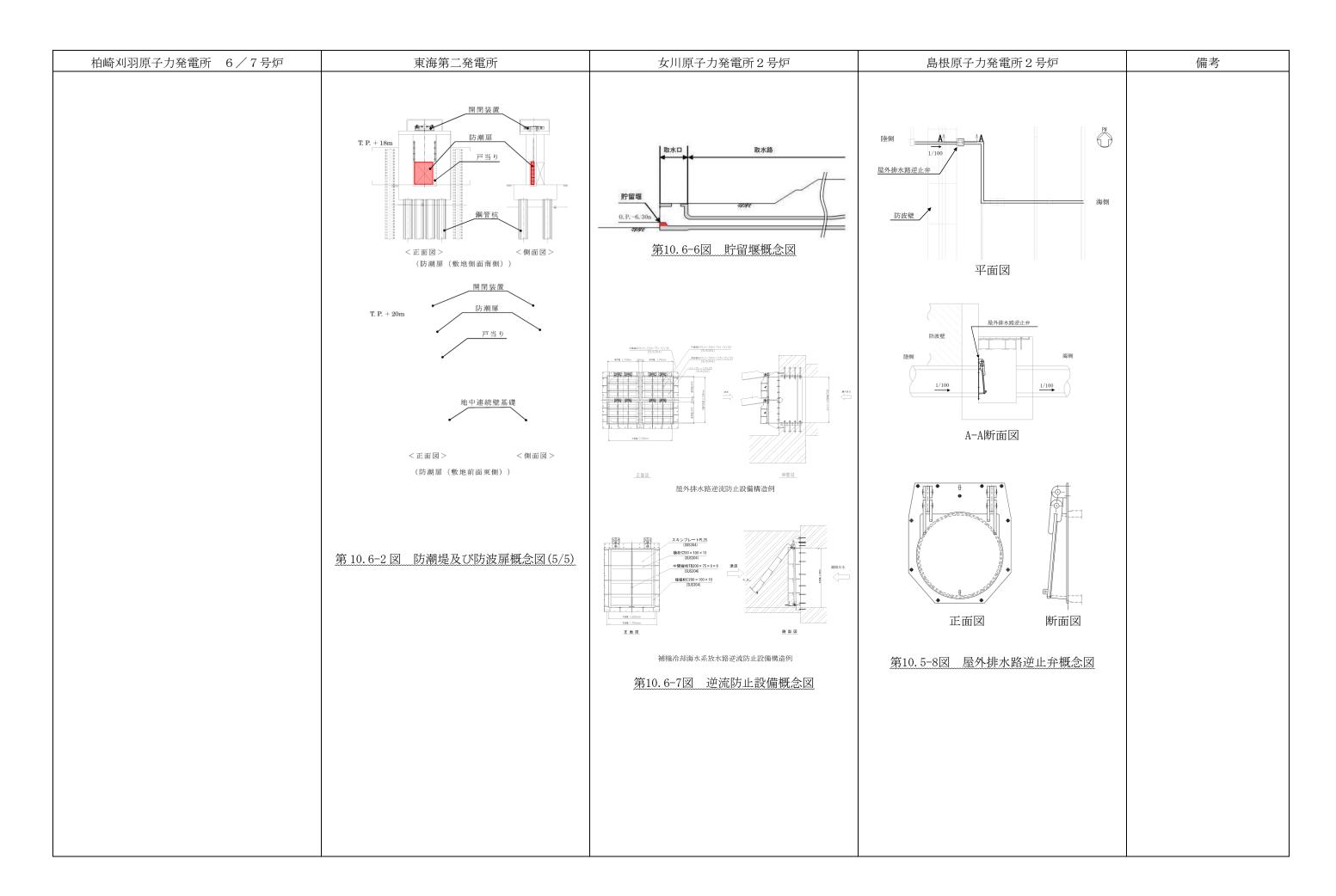
Section Sect	柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
は ち コードリング 日 ち マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ マ		(20) 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ			
日 次 次		種 類 水密ハッチ			
### 2015 ####################################		材 料 ステンレス鋼			
報 数 200 1		個 数 2			
報 数 200 1					
# 1					
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本					
### 200					
변 등 전기 전기 등 전기 등 전기 등 전기 등 전기 등 전기 등 전기		個 数 1			
변 등 전기 전기 등 전기 등 전기 등 전기 등 전기 등 전기 등 전기		(22) 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ			
計 本					
### 100					
特					
特					
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		(23) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉			
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		種 類 水密扉			
1					
# 名		個 数 1			
# 名		(94) 百乙烷砷是百乙烷雄龙家鼠			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
102					
202 原子を 選手付置性を 別から選手					
株 四					
# 計 ステンノ次数					
105 原子中型医性原性内側性を指体的 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
程 双 水色属 材 科 の		個 数 1			
程 双 水色属 材 科 の					
材 料 次無照 (
 (27) 原子が縁気付異検索性水象壁 減 窓 水電豚 村 料 反素属 (28) 原子が縁気付異検心明水物型 1 域 窓 水電豚 村 料 反素属 (34) 原子が縁気付異体の外物型 1 域 窓 木電豚 村 料 反素属 (35) 原子が縁気付異検心明水物型 2 域 窓 1 (29) 原子が縁気付異検心明水筋型 2 域 窓 水電豚 村 料 反素属 お 水電豚 村 料 反素属 					
(27) 原子伊建州 (14) 原子伊建州 (14) 原子伊建州 (15) 原子伊州 (15) 原子 (15)					
検 類 水密原		, pro-			
村 料 炊業鋼 個 数 1 (28) 原子卯建屋付属棟北側水態屋 1		(27) 原子炉建屋付属棟南側水密扉			
(28) 原子炉速廠付属棟北側水密配 1 種 類 水密原 日本密		種 類 水密扉			
(28) 原子炉建屋付属棟北側水密屏 1					
種 類 水密原 材 料 炭素鋼 個 数 1 (29) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 2 種 類 水密扉 材 料 炭素鋼		個 数 1			
種 類 水密原 材 料 炭素鋼 個 数 1 (29) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 2 種 類 水密扉 材 料 炭素鋼		(28) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 1			
個数 1 (29) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 2 種類 水密扉 材料 炭素鋼					
(29) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 2 種類水密扉 材料 炭素鋼		材 料 炭素鋼			
種 類 水密扉 材 料 炭素鋼		個 数 1			
種 類 水密扉 材 料 炭素鋼					
材 料 炭素鋼					
		100 剱 1			

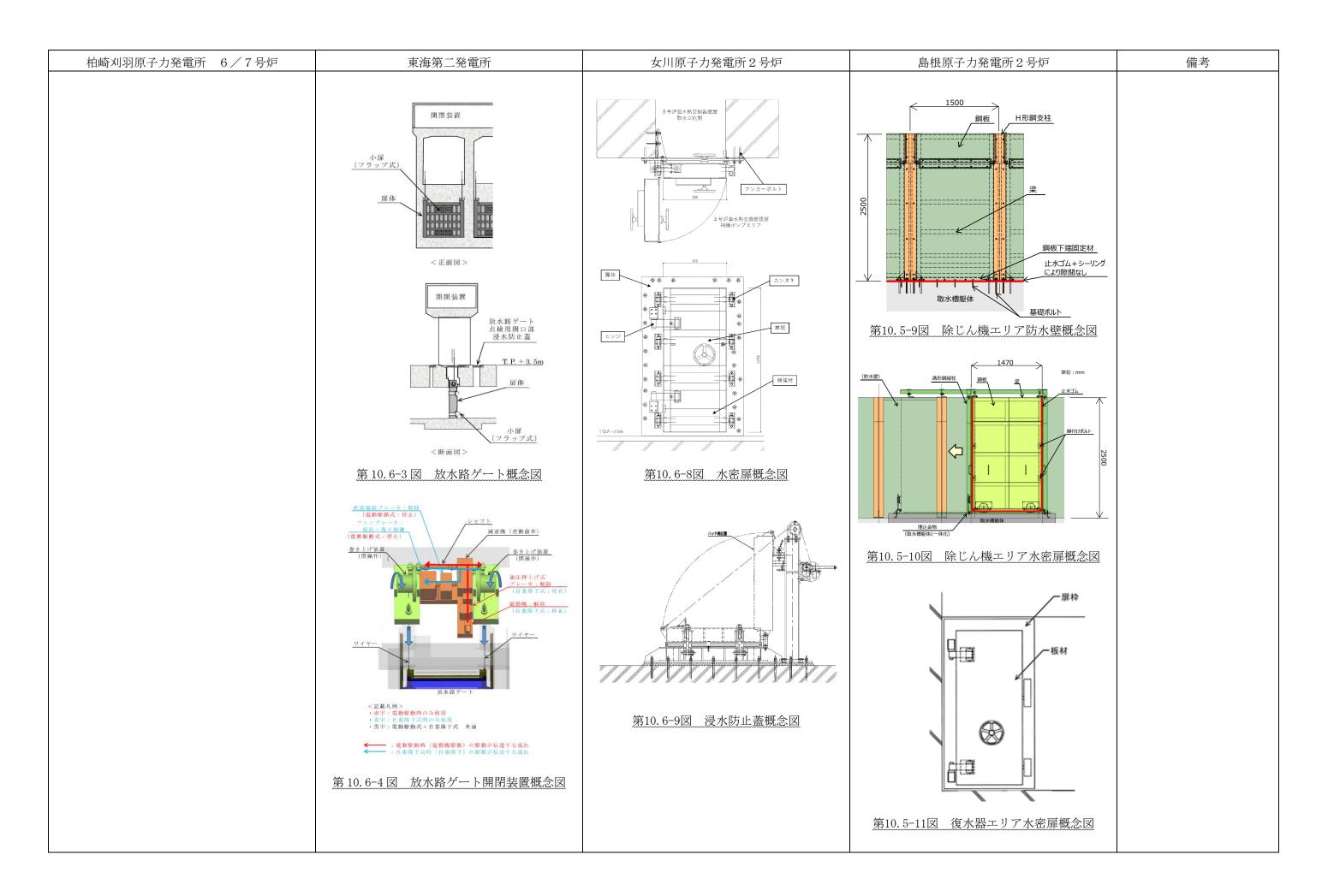
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	(30) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置			
	種 類 貫通部止水			
	材料シール材			
	個 数 一式			
	(31) 海水ポンプ室貫通部止水処置			
	種類質通部止水			
	材 料 シール材			
	個 数 一式			
	(32) 原子炉建屋境界貫通部止水処置			
	種 類 貫通部止水			
	材料シール材			
	個 数 一式			
	(33) 常設代替高圧電源装置用カルバート (立坑部) 貫通部止水処置			
	種 類 貫通部止水			
	材料シール材			
	個 数 一式			

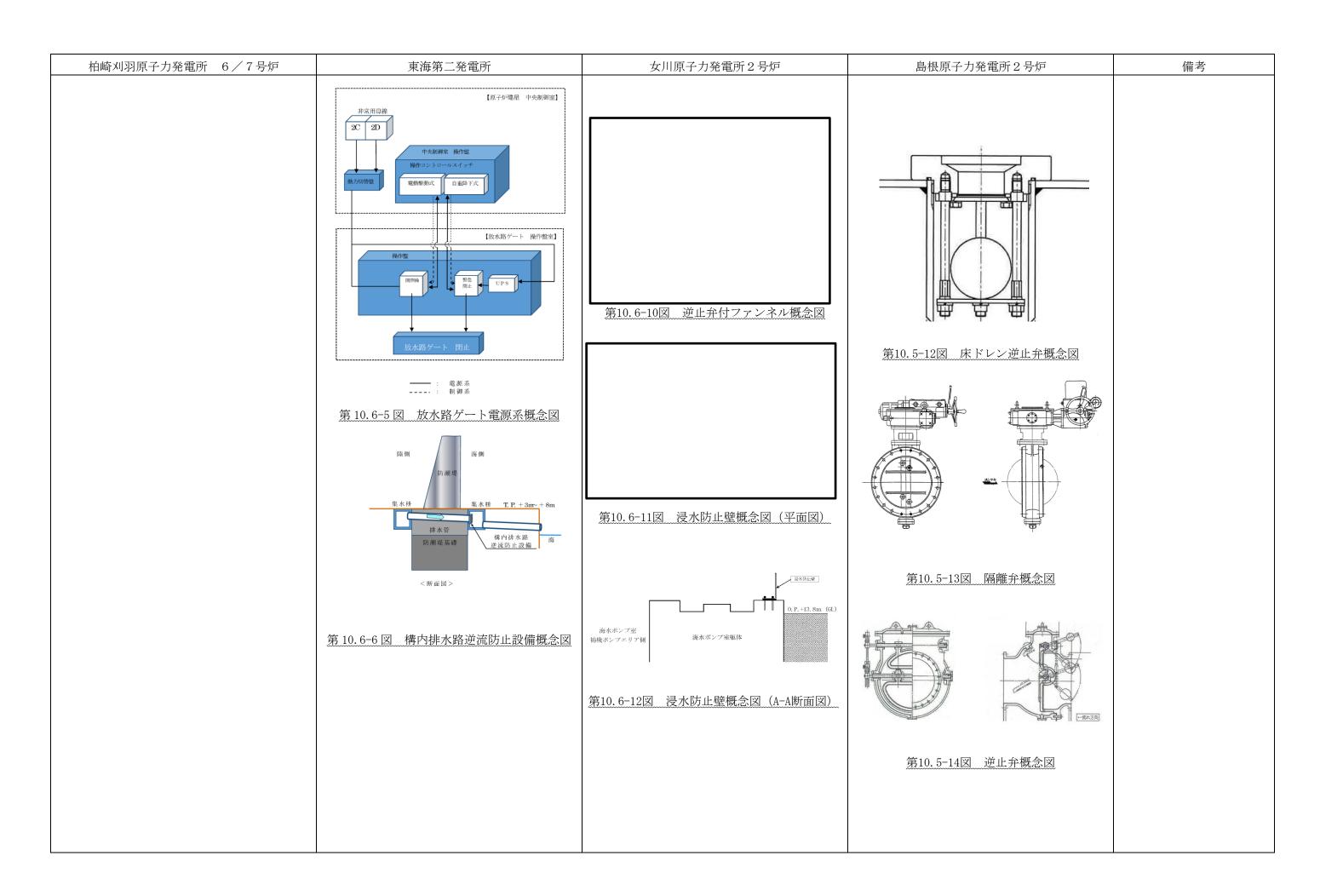


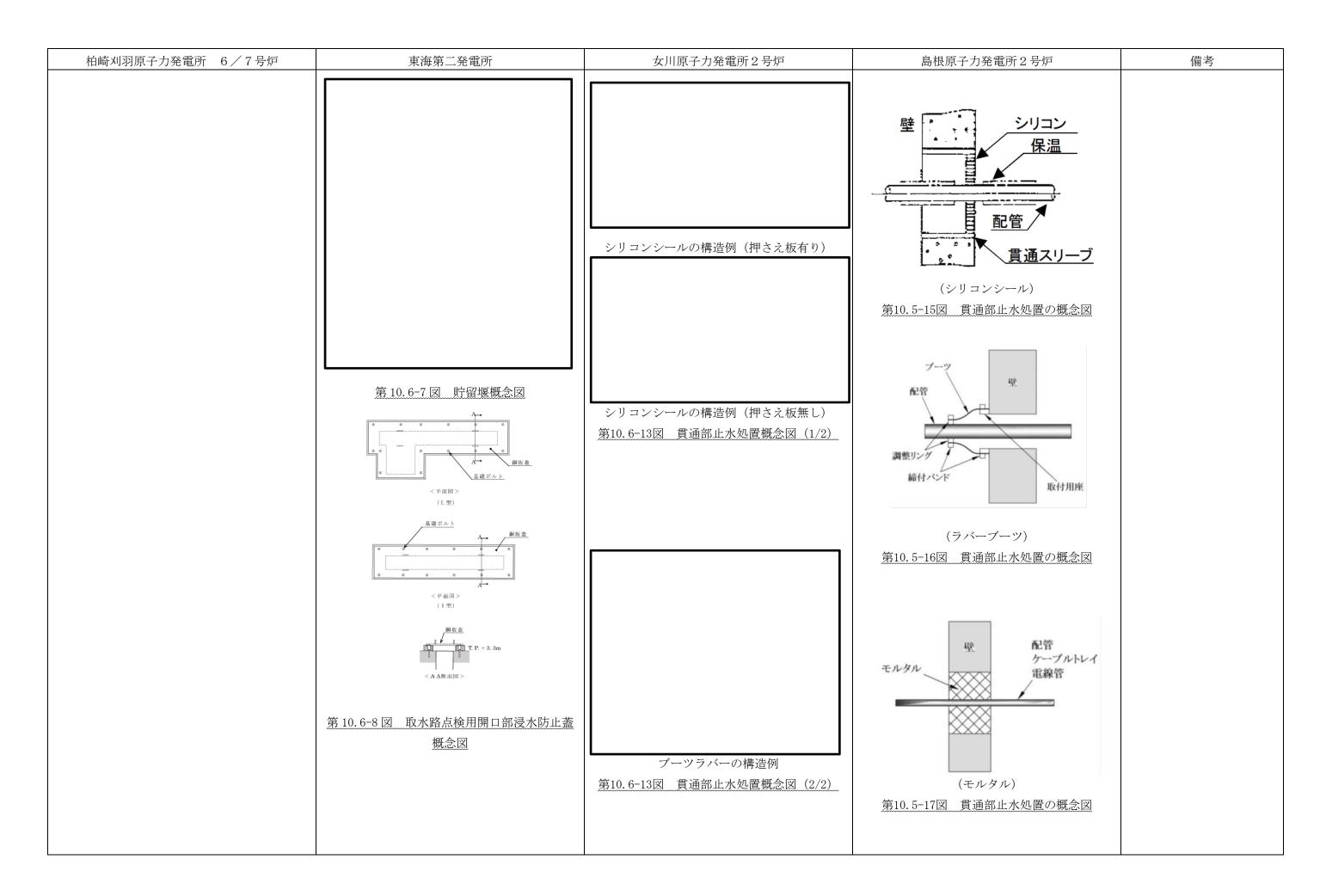


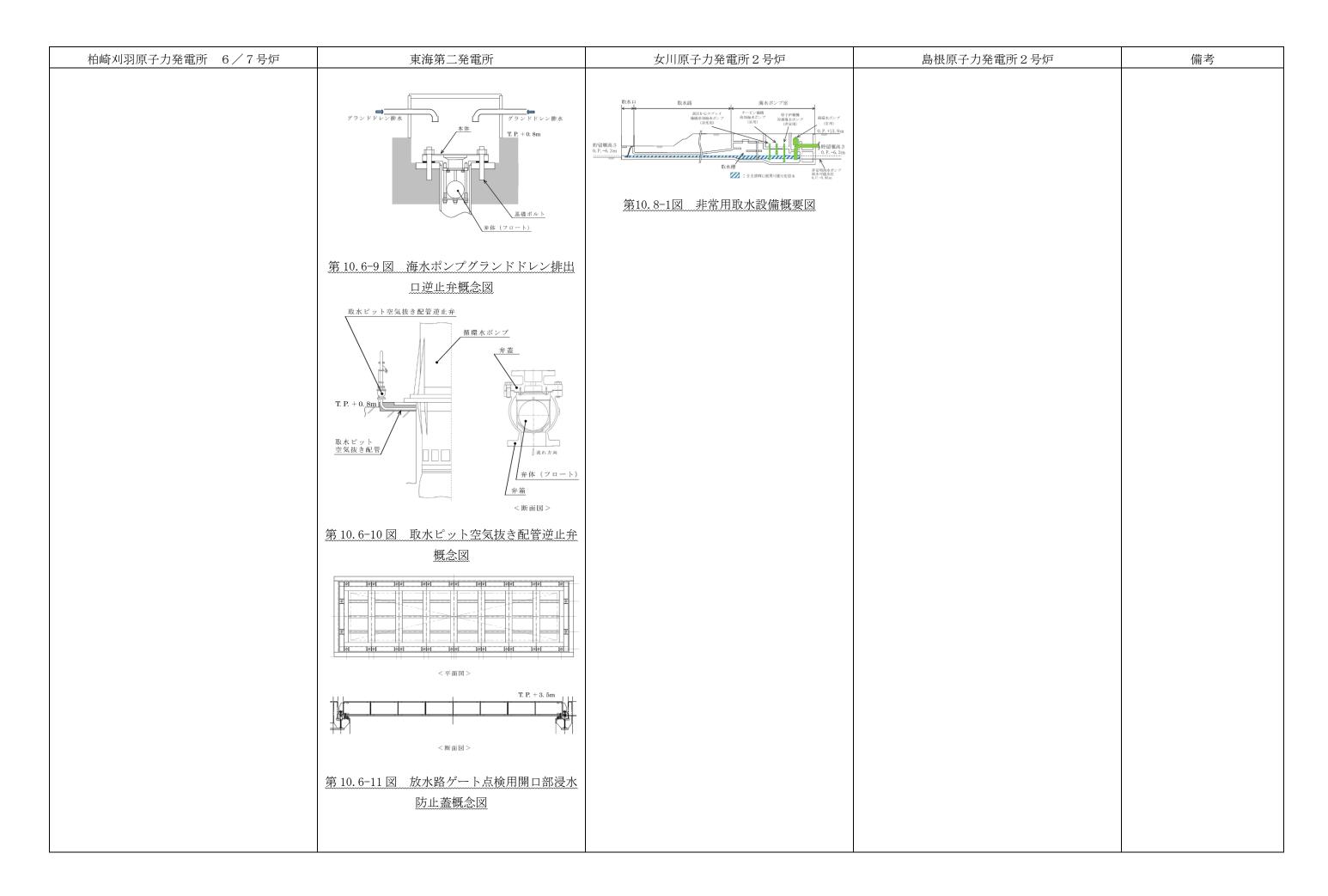












柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2 号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	利 1300mm			
	(平面図) 鋼製カバー サえボルト T. P. +8m T. P. +7.3m 浸水防止蓋 <aa断面図></aa断面図>			
	第 10.6-12 図 SA用海水ピット開口部浸水防 止蓋概念図			
	マード			
	T. P. + 0. 8m			
	第10.6-13図 緊急用ポンプピット点検用開口 部浸水防止蓋概念図			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	グランドドレン排水			
	第 10.6-14 図 緊急用海水ポンプグランドドレ ン排出口逆止弁概念図			
	本体 T. P. + 0. 8m 基礎ポルト 弁体 (フロート)			
	第 10.6-15 図 緊急用海水ポンプ室床ドレン排 出口逆止弁概念図			
	<断面図>			

	第 10.6-16 図 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋概念図			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	第 10.6-17 図 常設代替高圧電源装置用カルバ			
	一卜原子炉建屋側水密扉概念図			
	貫通スリーブ モルタル			
	東版 (上版)			
	贯通物			
	モルタル受企物			
	< 壁貫通部の例 >			
	仕切り (バテ) 貫通スリーブ			
	ウレタンゴム 壁 閉止板			
	★圧⇒			
	貫通物 貫通物			
	貫通スリーブ シリコンゴム アンカーボルト			
	< ウレタンゴムによる止水構造 > (シリコンゴムによる止水構造 > (充てん構造 (ウレタンゴム又はシリコンゴム))			
	第 10.6-18 図 貫通部止水処置概念図(1/2)			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	取付金具 ラバーブーツ 取付金具 関通物 リコンコーキング 水圧 関連スリーブ シリコンコーキング			
	関止板 関止板 関止板 マンカーボルト (関止板) リコンコーキング (関止 構造)			
	第 10.6-18 図 貫通部止水処置概念図(2/2)			

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

まとめ資料比較表 〔第5条 津波による損傷の防止 別添1〕

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	第2部		
I.はじめに	I. はじめに	I. はじめに	
Ⅱ. 耐津波設計方針	Ⅱ. 耐津波設計方針	Ⅱ. 耐津波設計方針	
1. 基本事項	1. 基本事項	1. 基本事項	
1.1津波防護対象の選定	1.1 設計基準対象施設の津波防護対象の選定	1.1 津波防護対象の選定	
1.2敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	
1.3基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	
1.4入力津波の設定	1.4 入力津波の設定	1.4 入力津波の設定	
1.5水位変動, 地殻変動の考慮	1.5 水位変動・地殻変動の評価	1.5 水位変動, 地殻変動の考慮	
1.6設計または評価に用いる入力津波	1.6 設計又は評価に用いる入力津波	1.6 設計または評価に用いる入力津波	
2. 設計基準対象施設の津波防護方針	2. 設計基準対象施設の津波防護方針	2. 設計基準対象施設の津波防護方針	
2.1敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	
2.2敷地への浸水防止 (外郭防護1)	2.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)	2.2 敷地への浸水防止(外郭防護 1)	
	2.2.1 遡上波の地上部からの到達,流入の防止		
	2.2.2 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止		
2.3漏水による重要な安全機能への影響防止 (外郭防護2)	2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)	2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止 (外郭防護2)	(2.3 は柏崎 6/7, 女川,
2.4重要な安全機能を有する施設の隔離 (内郭防護)	2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内郭防護)	2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内郭防護)	島根で比較)
	2.4.1 浸水防護重点化範囲の設定		(2.4 は柏崎 6/7, 女川,
	2.4.2 浸水防護重点化範囲における浸水対策		島根で比較)
2.5水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防	2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防	2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響	(2.5 は柏崎 6/7, 女川,
止	止	防止	島根で比較)
	2.5.1 非常用海水冷却系の取水性		
	2.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確		
	認		
2. 6津波監視	2.6 津波監視設備	2.6 津波監視	
	【東海第二は40条まとめ資料より抜粋】		
3. 重大事故等対処施設の津波防護方針	2.1.3 耐津波設計の基本方針	3. 重大事故等対処施設の津波防護方針	
3.1敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	2.1.3.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	3.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	
3.2敷地への浸水防止(外郭防護1)	2.1.3.2 敷地への浸水防止 (外郭防護 1)	3.2 敷地への浸水防止(外郭防護 1)	
3.3漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響	2.1.3.3 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への	3.3 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影	
防止(外郭防護2)	影響防止(外郭防護 2)	響防止(外郭防護 2)	
3.4重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離	2.1.3.4 重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の	3.4 重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(内郭防護)	隔離(内郭防護)	離(内郭防護)	
3.5水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するため	2.1.3.5 水変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するため	3.5 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するた	
に必要な機能への影響防止	に必要な機能への影響防止	めに必要な機能への影響防止	
	2.1.3.6 津波防護施設及び浸水防止設備等の設計・評価		・資料構成の相違
3. 6津波監視	2.1.3.6 津波監視	<u>3.6</u> 津波監視	【東海第二】
	【40条まとめ資料より抜粋ここまで】		島根2号炉は設計基
4. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件	3. 施設・設備の設計方針	4. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件	準対象施設の津波防護
4.1津波防護施設の設計	3.1 津波防護施設の設計	4.1 津波防護施設の設計	施設及び浸水防止設備
4.2浸水防止設備の設計	3.2 浸水防止設備の設計	4.2 浸水防止設備の設計	等と同様であり,別添1
4.3津波監視設備の設計	3.3 津波監視設備	4.3 津波監視設備の設計	4. において説明
4.4施設・設備等の設計・評価に係る検討事項	3.4 施設・設備の設計・評価に係る検討事項	4.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項	
(添付資料) —1基準津波に対して機能を維持すべき設備とその配置 —2「浸水を防止する敷地」の範囲外が浸水することによる影響について	添 付 資 料 1 設計基準対象施設の津波防護対象設備とその配置について	(添付資料) 1基準津波に対して機能を維持すべき設備とその配置	・津波と敷地形状の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は, 防波壁
<u>-3</u> 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて <u>-4</u> 地震時の地形等の変化による津波遡上経路への影響について	2 耐津波設計における現場確認プロセスについて 3 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて 4 敷地内の遡上経路の沈下量算定評価について	2. 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて 3. 地震時の地形等の変化による津波遡上経路への影響について	に記載
- <u>5</u> 港湾内の局所的な海面の励起について	7 港湾内の局所的な海面の励起について	4.日本海東縁部に想定される地震による発電所敷地への影響に ついて 5.港湾内の局所的な海面の励起について	・津波波源と敷地距離の 違いによる地震影響の 考え方の相違
一-6管路解析の詳細について	5 管路解析のモデルについて	6. 管路計算の詳細について	【柏崎 6/7,東海第二】
	6 管路解析のパラメータスタディについて	₩₩ 日 四 □ 弄 */ □ 〒 │	・資料構成の相違
	S. EMPHILIAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A		【東海第二】
			□ 【果毎第一】 □ 島根2号炉は添付資
7.1 L (th)(th) = [[] , 7 (th)(th) = - ,			料6に記載
<u>-7</u> 入力津波に用いる潮位条件について	8	7入力津波に用いる潮位条件について	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<u>-8</u> 入力津波に対する水位分布について		8. 入力津波に対する水位分布について	・資料構成の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は入力津
			波の水位一覧及び入力
			津波設定位置等を添付
			資料に整理
-9敷地への浸水防止(外殻防護1)評価のための沈下量の算定に			・資料構成の相違
<u>ついて</u>			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は添付資
<u>-10</u> 津波防護対策の設備の位置づけについて	9津波防護対策の設備の位置付けについて	9津波防護対策の設備の位置付けについて	料3に記載
-11タービン建屋内の区画について			•設備の設置状況の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は,タービ
			ン建物内の区画を別添
			1 2.4 で説明
<u>-12</u> 内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲,浸水量について		10. 内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲,浸水量について	
10油油菓市吐によりよりな、14日中々~リマの冷ま見まが			・評価条件の相違
-13津波襲来時におけるタービン建屋内各エリアの溢水量評価			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は津波流
			入防止対策によりター
			ビン建物に津波の流入
			はない
────────────────────────────────────		11. 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策の設置位置, 実	・資料構成の相違
施範囲及び施工例		施範囲及び施工例	【東海第二】
//		<u>//世界は四/久 ∪ //世 ユン// 1</u>	■ 「 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			護重点解範囲の浸水対
			策等を記載
			バイクロサ

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
15時間見の際ウンマング			\ta\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
<u>-15</u> 貯留量の算定について			・津波防護対策の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は引き波
			時の水位が、海水ポンプ
			の取水可能水位を下回
			らない
-16津波による水位低下時の常用海水ポンプの停止に関わる運用	10 常用海水ポンプ停止の運用手順について		・運用の相違
及び常用海水ポンプ停止後の慣性水流による原子炉補機冷			【柏崎 6/7,東海第二】
<u> </u>			島根2号炉は引き波
			時に常用海水ポンプの
			停止操作を添付 37 に記
			載
	11 残留熱除去系海水ポンプの水理実験結果について		・評価結果の相違
			【東海第二】
			島根2号炉の取水可
			能水位は JSME 基準より
			算出しており,水理実験
			による取水可能水位の
			確認は不要
	12 貯留堰設置位置及び天端高さの決定の考え方について		・津波防護対策の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は引き波
			時の水位が,海水ポンプ
			の取水可能水位を下回
			らない
-17基準津波に伴う砂移動評価について	13 基準津波に伴う砂移動評価	12. 基準津波に伴う砂移動評価について	
-18柏崎刈羽原子力発電所周辺海域における底質土砂の分析結果		13. 島根原子力発電所周辺海域における底質土砂の分析結果につ	・資料構成の相違
について		いて	【東海第二】
			島根2号炉は周辺海
			域における底質土砂の
			分析結果を添付資料に
│ │ <u>─19</u> 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について	 1.4非常用海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について	 14. 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について	整理
	15 漂流物の移動量算出の考え方		- 資料構成の相違
	PATRICIA - D AVES /1 Fr - V/C/V		【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			島根2号炉は別添1
			2.5 に記載
<u>-20</u> 津波漂流物の調査要領について	1.6 津波漂流物の調査要領について	15. 津波漂流物の調査要領について	
<u>-21</u> 燃料等輸送船の係留索の耐力について	19 燃料等輸送船の係留索の耐力について	16. 燃料等輸送船の係留索の耐力について	
<u>-22</u> 燃料等輸送船の喫水と津波高さの関係について	20 燃料等輸送船の喫水と津波高さとの関係について	17. 燃料等輸送船の喫水高さと津波高さとの関係について	
-23浚渫船の係留可能な限界流速について			・漂流物になり得る船舶
			等の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉に浚渫船
			による作業は無い
-24車両退避の実効性について			・漂流物になり得る船舶
			等の相違
			【柏崎 6/7】
			島根2号炉は日本海
			東縁部に想定される地
			震による津波について
			荷揚場への遡上が想定
			されるが,津波襲来まで
			の時間余裕により車両
			は退避可能(添付 35 に
			記載)
-25漂流物の評価において考慮する津波の流速・流向について		18. 漂流物の評価において考慮する津波の流速・流向について	・資料構成の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は漂流物
			 評価において考慮する
			 津波流速等を記載
<u>-26</u> 津波監視設備の監視に関する考え方		19. 津波監視設備の監視に関する考え方	・資料構成の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は津波監
			視に関する考え方を記
			載
			(添付資料 19 は柏崎

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<u>27</u> 耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて	2.6 耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて	20耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて	6/7, 女川, 島根で比較)
<u>-28海水貯留堰における津波波力の設定方針について</u>			・津波防護対策の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は引き波 時の水位が,海水ポンプ の取水可能水位を下回 らない
	21 鋼製防護壁の設計方針について 22 鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について 23 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)の設計方針について て 24 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針について		・資料構成の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は防波壁 等の設計方針等につい て別添 1 4.1,添付資 料 25 に記載
-29基準類における衝突荷重算定式について -30耐津波設計における津波荷重と余震荷重の組み合わせについ	27 防潮堤及び貯留堰における津波荷重の設定方針について 29 各種基準類における衝突荷重の算定式及び衝突荷重について て 28 耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組合せについて	21. 基準類における衝突荷重算定式及び衝突荷重について 22. 耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組合せについて	・資料構成の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は添付資料 26 に記載
て -31貯留堰設置地盤の支持性能について			・津波防護対策の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は引き波 時の水位が,海水ポンプ の取水可能水位を下回 らない
-32貯留堰継手部の漏水量評価について -33水密扉の運用管理について	2.5 防潮扉の設計と運用について	23. 水密扉の運用管理について	・同上 (添付資料 23 は柏崎 6/7,女川,島根で比較)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	30 放水路ゲートの設計と運用について		津波防護対策の相違
	31 貯留堰継ぎ手部の漏水量評価について		【東海第二】
	32 貯留堰の構造及び仕様について		島根2号炉は放水路
			ゲート, 貯留堰は要しな
			V
	33 貫通部止水対策箇所について		・資料構成の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は, 貫通部
			止水処置について別額
			1 4.2 に記載
	3 4 隣接する日立港区及び常陸那珂港区の防波堤の延長計画の		・設備の配置状況の相違
	有無について		【東海第二】
			島根2号炉には隣接
			する港湾施設はない
	35 防波堤の有無による敷地南側の津波高さについて		・資料構成の相違
			【東海第二】
			島根2号炉は防波場
			の有無を考慮して入力
			津波を設定している
	36 防潮堤設置に伴う隣接する周辺の原子炉施設への影響につ		・設備の配置状況の相違
	NT.		【東海第二】
			島根2号炉は周辺に
			- 隣接する他の原子炉カ
			設はない
	37 設計基準対象施設の安全重要度分類クラス3の設備の津波		・資料構成の相違
	防護について		【東海第二】
			島根2号炉は添付資
			料1に安全重要度クラ
			ス3の設備について記
			載
	38 敷地側面北側防潮堤設置ルート変更に伴う入力津波の設定		・設計条件の相違
	について		【東海第二】
	10 7V·C		東海第二の設計変更
			に伴う資料

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	39 津波対策設備毎の条文要求、施設・設備区分及び防護区分に		・評価条件の相違
	ついて		【東海第二】
			東海第二は津波 PRA
			の評価結果を踏まえ「津
			波浸水による最終ヒー
			トシンク喪失」を事故シ
			ーケンスグループに追
			加したことによる説明
			資料を添付
	40 東北地方太平洋沖地震時の被害状況を踏まえた東海第二発		・立地条件の相違
	電所の地震・津波による被害想定について		【東海第二】
			島根2号炉は東北地
			方太平洋沖地震の被害
			なし
<u>-34</u> 審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	4.1 審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	<u>24.</u> 審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)	
		25. 防波壁の設計方針及び構造成立性評価結果について	<<比較表なし>>
		26. 防波壁及び防波壁通路防波扉の津波荷重の設定方針につい	・津波防護対策及び資料
		<u></u>	構成の相違
			【柏崎 6/7】
			柏崎 6/7 は津波防護
			施設として防波壁を設
			置していない
			【東海第二】
			東海第二は添付資料
			21~27 に記載
		27. 浸水防護重点化範囲内に設置する海域と接続する低耐震ク	・評価条件の相違
		ラス機器及び配管の津波流入防止対策について	【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は基準津
			波として2つの波源を
			考慮していることによ
			る流入防止対策を説明
		28. タービン建物 (耐震Sクラスの設備を設置するエリア) 及び	・設備の配置条件の相違
		取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備	【柏崎 6/7,東海第二】
		に対する浸水影響について	島根2号炉はタービ
			ン建物等に非常用海水

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			系配管等の津波防護対
			象設備を設置している
			ことによる影響評価を
			実施
		29. 1号炉取水槽流路縮小工について	・津波防護対策の相違
			【柏崎 6/7, 東海第二】
			島根2号炉は津波防
			護対策として,1号炉取
			水槽に流路縮小工を設
			置することから, その影
			響評価を実施
			(添付資料 29 は柏崎
			6/7,女川,島根で比較)
		30. 取水槽除じん機エリア防水壁及び取水槽除じん機エリア水	<<比較表なし>>
		密扉の設計方針及び構造成立性の見通しについて	・資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は防水壁
			及び水密扉の設計方針
			及び構造成立性の見通
			しについて示している
		31. 施設護岸の漂流物評価における遡上域の範囲及び流速につ	・資料構成の相違
		<u>いて</u>	【柏崎 6/7, 東海第二】
			島根2号炉は荷揚場
			にある設備等の漂流評
			価のため, 遡上域の範囲
			及び流速について示し
			ている
		32. 海水ポンプの実機性能試験について	・設備の相違
		33. 海水ポンプの吸込流速が砂の沈降速度を上回る範囲につい	【柏崎 6/7, 東海第二】
		<u>\(\tau \) </u>	島根2号炉は海水ポ
			ンプの長尺化による影
			響評価を実施
		34. 水位変動・流向ベクトルについて	・資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			柏崎 6/7, 東海第二

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			は、水位変動・流向ベク
			トルについて,別添
			1-2.5 に記載
		35. 荷揚場作業に係る車両・資機材の漂流物評価について	・評価条件の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は荷揚場
			作業における車両・資機
			材が漂流物評価を実施。
	1.7 津波の流況を踏まえた漂流物の津波防護施設等及び取水口	36. 構外海域の漂流物が施設護岸及び取水口へ到達する可能性	・評価条件の相違
	への到達可能性評価について	<u>について</u>	【柏崎 6/7】
			島根2号炉は津波の
			流況を踏まえた漂流物
			の津波防護施設等及び
			取水口への到達可能性
			評価を実施
		37. 津波発生時の運用対応について	・資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は津波発
			生時の全体的な対応を
			本資料に記載
	1.8 地震後の防波堤の津波による影響評価について	38. 地震後の荷揚場の津波による影響評価について	・対象施設の相違
			【柏崎 6/7, 東海第二】
			島根2号炉は荷揚場
			について記載している
		39. 防波壁通路防波扉の設計及び運用対応について	・ 資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は防波扉
			の設計及び運用管理に
			ついて示している
		40. 浸水防止設備のうち機器・配管系の基準地震動Ssに対する	・資料構成の相違
		許容限界について	【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は,浸水防
			止設備のうち機器・配管
			系の基準地震動Ssに
			対する許容限界につい

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			て記載
		41. 1号炉放水連絡通路の閉塞について	資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は,1号炉
			放水連絡通路の閉塞概
			要について記載
		42. 総トン数 10 トン以上のイカ釣り漁漁船の操業禁止区域につ	資料構成の相違
		<u>vr</u>	【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は,総トン
			数 10 トン以上のイカ釣
			り漁漁船の操業禁止区
			域について記載
		43. 島根原子力発電所の周辺海域で操業する漁船について	・資料構成の相違
			【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は,周辺海
			域で操業する漁船につ
		44. 基礎底面の傾斜による防波壁の構造成立性について	いて記載
			・資料構成の相違
			島根2号炉は,基礎底
			面の傾斜による防波壁
			の構造成立性について
			記載
(参考資料)		-1 島根原子力発電所における津波評価について	・資料構成の相違
-1柏崎刈羽原子力発電所における津波評価について		-2 島根原子力発電所2号炉内部溢水の影響評価について(別	【東海第二】
-2柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉内部溢水の影響評価につ		添資料1第9章)	島根2号炉は基準津
いて (別添資料1第9章)		-3 島根原子力発電所2号炉内部溢水の影響評価について(別	波の策定及び内部溢水
- 3柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉内部溢水の影響評価につ		添資料 1 第 10 章)	影響評価の関連図書を
いて(別添資料1第10章)		-4 島根原子力発電所2号炉内部溢水の影響評価について(別	参考資料として追加
		添資料 1 補足説明資料 30)	
		- 5 津波防護上の地山範囲における地質調査 柱状図及びコア	
		写真集 (第 762 回審査会合 机上配布資料, 第 802 回審査会	・設計条件の相違
		合 机上配布資料,第 841 回審査会合 机上配布資料)	【柏崎 6/7,東海第二】
			島根2号炉は防波壁
			端部の地山評価が必要
			なため資料追加

備考 柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版) 東海第二発電所(2018.9.12版) 島根原子力発電所 2号炉 4.3 津波監視設備の設計 4.3 津波監視設備の設計 3.3 津波監視設備 【規制基準における要求事項等】 【規制基準における要求事項等】 【規制基準における要求事項等】 津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝突等) 津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝突等) 津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝突等) に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和 に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和 に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和 策等を検討し, 入力津波に対して津波監視機能が十分に保持でき 策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持でき 策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持でき るよう設計すること。 るよう設計すること。 るよう設計すること。

【検討方針】

津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝突等) に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和 策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持でき るよう設計する。

【検討結果】

津波監視設備としては、津波監視カメラと取水槽水位計を設置 する。

津波監視カメラは、耐震性、耐津波性を有し、敷地前面におけ る津波襲来状況の監視が可能な場所として,7号炉原子炉建屋屋上 に設置された主排気筒のT.M.S.L. +76mの位置に設置する。

一方,取水槽水位計はT.M.S.L.+3.5mの6号及び7号炉の補機取 水槽の上部床面(タービン建屋海水熱交換器区域地下1階床面)に 設置するものであり当該部における入力津波高さよりも低位への 設置となるが、「2. 設計基準対象施設の津波防護方針」に示した とおり、当該設置エリアは外郭防護と内郭防護により浸水の防止 及び津波による影響からの隔離を図っている。このため、取水槽 水位計についても津波の影響を受けることはない。

以上のとおり、津波監視設備は入力津波に対して津波監視機能 が保持できる設計としている。

津波監視設備の設置の概要を第4.3-1図に、また、設備ごとの設 計方針の詳細を以下に示す。

【検討方針】

津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝突等) に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和 策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持でき るよう設計する(【検討結果】参照)。

【検討結果】

津波監視設備として、津波・構内監視カメラ、取水ピット水位 計及び潮位計を設置する。以下に津波監視設備の津波による影響 評価結果及び津波監視設備の仕様を示す。また、第3.3-1図に津波 監視設備の配置図を示す。また、津波監視設備毎の条文要求、施 設・設備区分及び防護区分を添付資料39に示す。なお、敷地に 溯上する津波に対する評価については「東海第二発電所 重大事 故等対処設備について 3. 敷地に遡上する津波に対する防護対象 設備等の設計・評価の方針及び条件」にて実施する。

(1) 津波監視設備の津波による影響評価

- a. 津波による影響の有無
- (a) 津波・構内監視カメラは、津波の襲来状況、津波防護施設 及び浸水防止設備の機能,取水口及び放水口を含む敷地東側 の沿岸域,並びに敷地内外の状況を監視するものであり,原

【検討方針】

津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝突等) に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和 策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持でき るよう設計する。

【検討結果】

津波監視設備としては、津波監視カメラと取水槽水位計を設置

津波監視カメラは、耐震性、耐津波性を有し、敷地前面におけ る津波襲来状況の監視が可能な場所として,2号炉排気筒のEL. +64.0m, 3号炉北側の防波壁上部東側及び3号炉北側の防波壁上 部西側のEL. +15.0mに設置する。

一方, 取水槽水位計は2号炉の取水槽床面EL. +4.0mに設置す | 位置の相違 るものであり当該部における入力津波高さよりも低位への設置と なるが、「2. 設計基準対象施設の津波防護方針」に示したとおり、 当該設置エリアは外郭防護と内郭防護により浸水の防止及び津波 による影響からの隔離を図っている。このため, 取水槽水位計に ついても津波の影響を受けることはない。

以上のとおり、津波監視設備は入力津波に対して津波監視機能 | ことから、添付資料 39 が保持できる設計としている。

津波監視設備の設置の概要を第4.3-1図に、また、設備ごとの設 計方針の詳細を以下に示す。

・津波防護対策の相違 【柏崎 6/7】

津波監視設備の設置

資料構成の相違

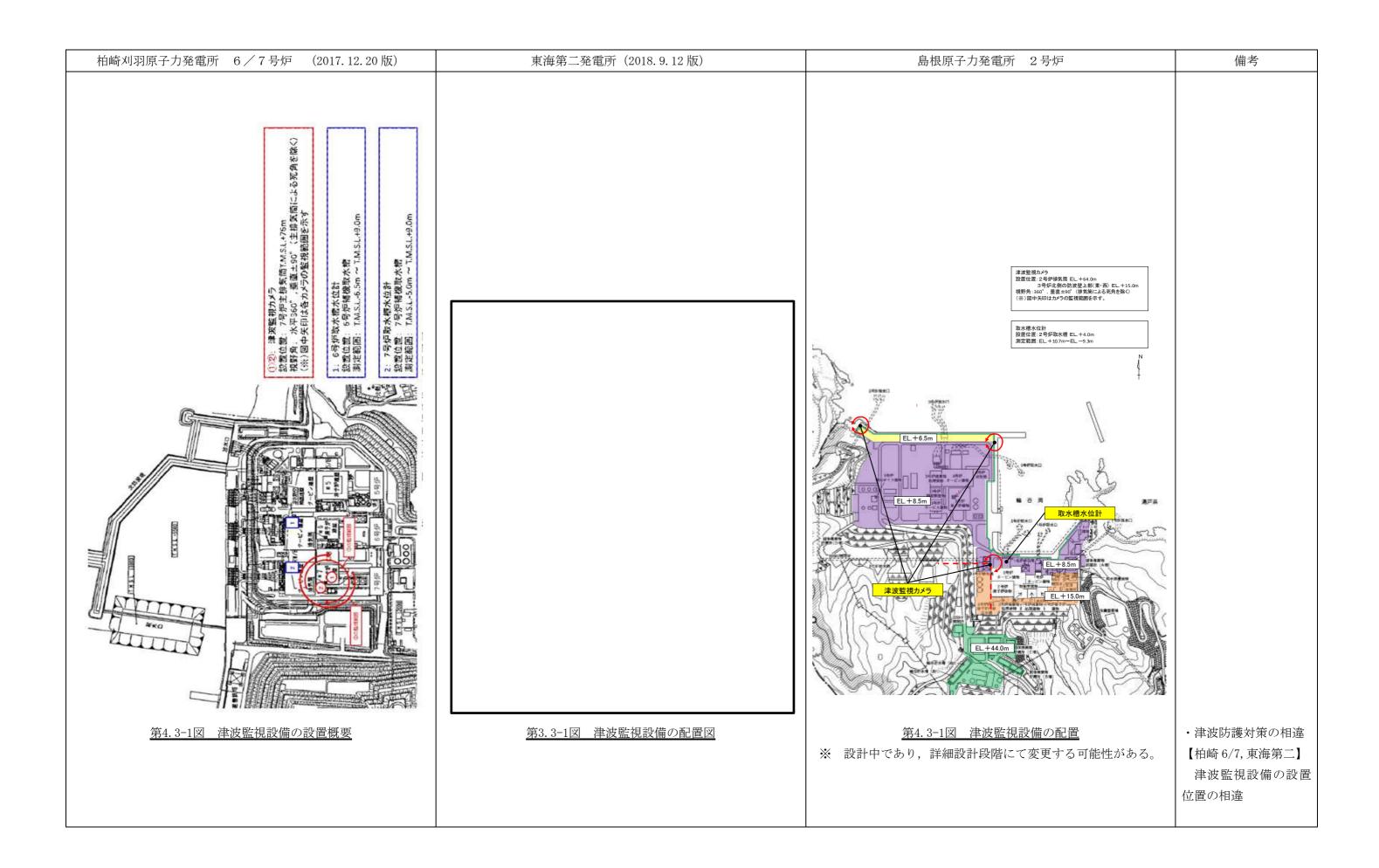
【東海第二】

東海弟二は,津波PR Aにおける評価の結果, 津波特有の事象である 事故シーケンスがある を作成している

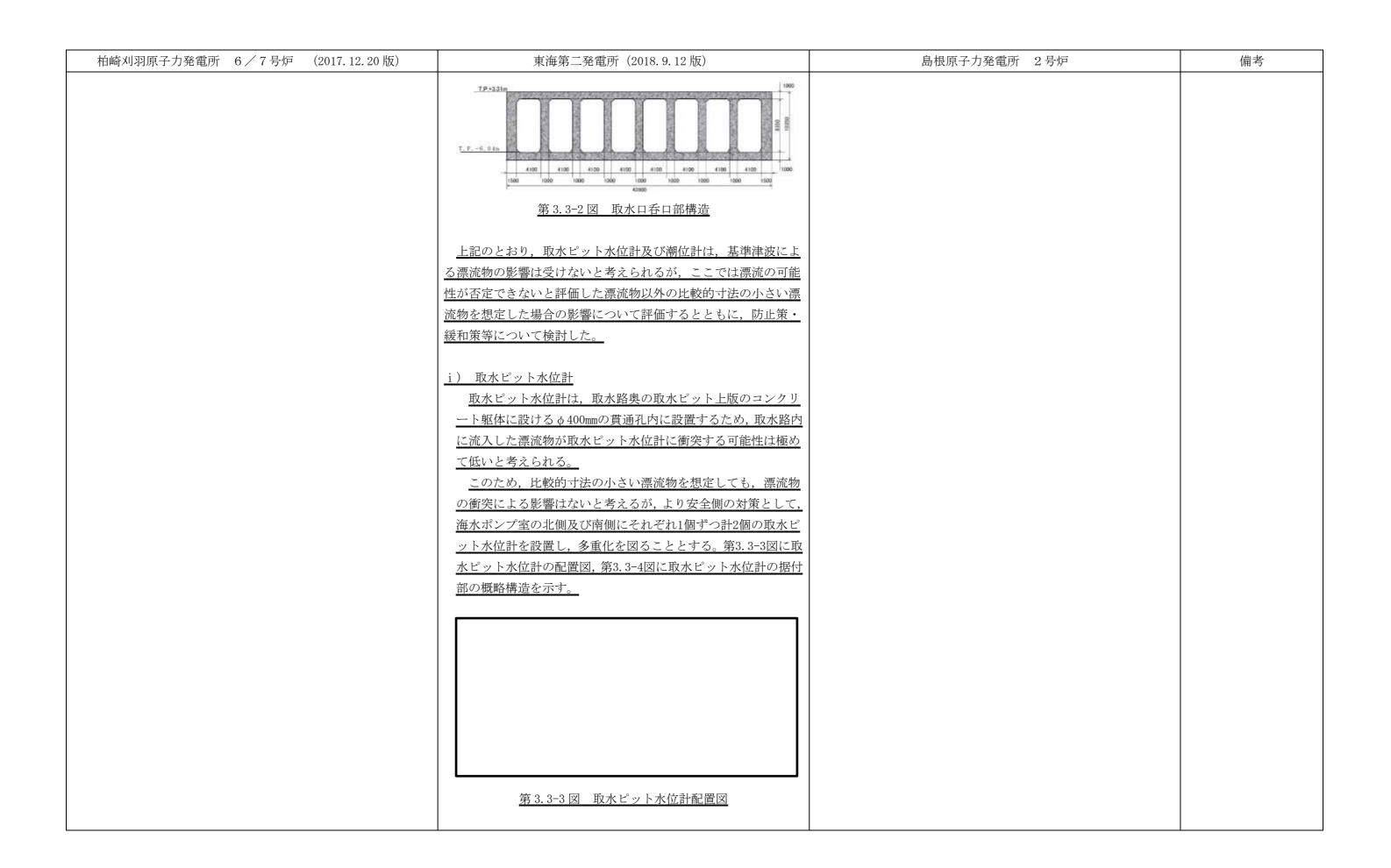
資料構成の相違 【東海第二】

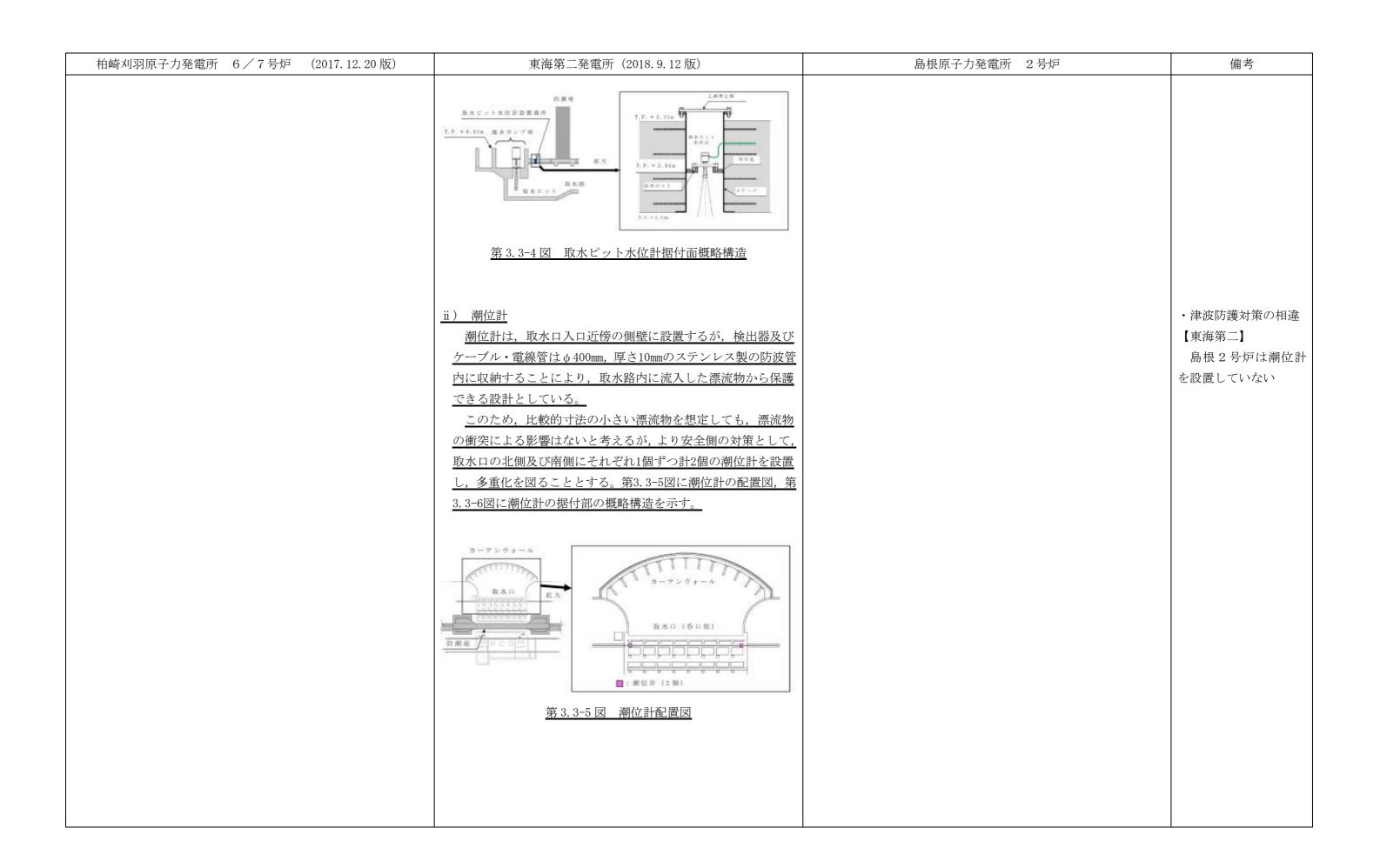
島根2号炉は,津波監 視設備に対する津波に よる影響評価について

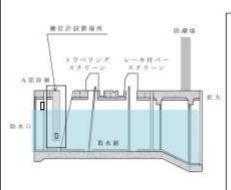
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	子炉建屋の屋上T.P.+64m, 防潮堤上部T.P.+18m及び防潮堤		「4.3 津波監視設備の
	上部T.P.+20mの位置に設置する。このため,津波の遡上域		設計」に記載
	になく基準津波の影響は受けない。		・津波防護対策の相違
			【東海第二】
			津波監視設備の設備
			位置の相違
	(b) 取水ピット水位計は,主として基準津波による引き波時の		・資料構成の相違
	取水ピットの下降側水位を監視するものである。取水ピット		【東海第二】
	水位計の設置位置は、防潮堤と海水ポンプ室間の取水ピット		島根2号炉は,津波
	上版コンクリート躯体内に設置するため、津波の遡上域にな		視設備に対する津波は
	いが、取水口から流入する津波の影響を考慮する必要があ		よる影響評価につい
	る。このため、後述 b 項において津波による影響に対する防		「4.3 津波監視設備
	止策・緩和策等を示す。		設計」に記載
	(c) 潮位計は,主として基準津波による寄せ波時の取水口前面		・津波防護対策の相違
	の上昇側水位を監視するものであり、取水路内の側壁に設置		【東海第二】
	するため、取水ピット水位計と同様に、取水口から流入する		島根2号炉は潮位
	津波の影響を考慮する必要がある。このため、後述 b 項にお		を設置していない
	いて津波による影響に対する防止策・緩和策等を示す。		



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	b. 津波による影響に対する防止策・緩和策等		・資料構成の相違
	前述 a 項に示したとおり、取水ピット水位計及び潮位計は、取		【東海第二】
	水口から流入する津波の影響が考えられるため、津波の波力及び		島根2号炉は,津波
	漂流物の衝突に対する防止策・緩和策を検討した。		視設備に対する津波
	(a) 津波の波力に対する防止策・緩和策等		よる影響評価につい
	津波による波力に対して、取水ピット水位計は、「1.6 設計		「4.3 津波監視設備
	又は評価に用いる入力津波」において示した取水ピットにおけ		設計」に記載
	る潮位のばらつきを考慮した津波高さT.P. +19.2mに,参照する		
	裕度+0.65mを含めたT.P.+22.0mの水頭を考慮した設計とする		
	ため、津波の波力による影響は受けない。また、潮位計は、「1.6		
	設計又は評価に用いる入力津波」において示した敷地前面にお		
	ける潮位のばらつきを考慮した津波高さT.P. +17.9mに,参照す		
	る裕度+0.65mを含めたT.P.+20.0mの水頭を考慮した設計とす		
	るため, 津波の波力による影響は受けない。		
	(b) 津波による漂流物の衝突に対する防止策・緩和策等		
	津波による漂流物の衝突に対しては,「2.5項 水位変動に伴		
	う取水性低下による重要な安全機能への影響防止」において示		
	したとおり、取水口の上部高さT.P.+3.31mに対し、基準津波に		
	よる敷地前面における水位はT.P.+17.9mであることから,漂流		
	物の選定において,取水口に向かう可能性が否定できないと評		
	- に取水口に漂流物が向かったとしても,漂流物の寸法及び取水		
	口呑口の寸法の関係から、取水路内を大きな漂流物が逆流する		
	ことは考え難いため,漂流物の影響は受けない。第3.3-1表に漁		
	船の主要諸元,第3.3-2図に取水口呑口部の構造を示す。		
	第3.3-1表 漁船の主要諸元		
	対象 重量 寸法 数量(隻)		
	5t 級漁船 ^{※1} 約 15t [※] 長さ 14m×幅約 3m 1 ^{※3} (総トン数) (総トン数)		
	※1:漁港からの関き取り調査結果に基づき設定 ※2:道路橋示力書(1共通線・IV下部構造線)・同解説((社)日本道路協会 平成 14年3月)より。総トン数3tを3倍し排水トン数を15tと設定 ※3:発電所冲合で接業することを考慮し、1隻が源流するものと仮定		









第3.3-6図 潮位計据付部概略構造

以上の津波による影響に対する防止策・緩和策により,取水ピット水位計及び潮位計は、津波に対して機能保持が可能である。

(2) 津波監視設備の仕様等

- a. 津波・構内監視カメラ
- (a) 仕様

津波・構内監視カメラ(直径178mm×高さ285mm, 水平方向可動域360°)は、原子炉建屋屋上T.P.+64mに3台、防潮堤上部(T.P.+18m及びT.P.+20m)に4台を設置する。各々の監視目的、範囲を第3.3-2表の津波・構内監視カメラの監視目的と範囲に示す。津波・構内監視カメラは赤外線撮像機能を有し、昼夜問わず監視可能な仕様とし、画像は中央制御室及び緊急時対策所に設置した監視設備に表示し、継続的に監視できる設計とする。

津波・構内監視カメラ本体及び監視設備の電源は所内常設直流 電源設備受電することで交流電源喪失時においても監視が継続可 能な設計とする。

第3.3-3表に津波・構内監視カメラの基本仕様,第3.3-7図に津波・構内監視カメラの設置位置と可視可能範囲,第3.3-8図に津波・構内監視カメラの映像イメージを示す。

(1) 津波監視カメラ

a. 仕様

津波監視カメラは、耐震性、耐津波性を有し、敷地前面における津波襲来状況の監視が可能な場所として、2号炉排気筒EL.+64.0m、3号炉北側の防波壁上部東側及び3号炉北側の防波壁上部西側EL.+15.0mに設置する。なお、排気筒に設置する津波監視カメラの設置位置は高所であるが、本設のグレーチングフロア上であり、かつ同じフロアへは本設の階段が敷設されているため、施工や保守の作業、アクセスに当たり支障はない。

地震後や津波前後の主要位置における津波防護施設及び浸水防止設備の状態,並びに敷地前面における津波襲来状況をリアルタイムかつ継続的に把握するため、視野角が広く(水平360°,垂直±90°旋回可能),光学及び赤外線撮像機能を有するカメラを選定する。撮影した映像は2号炉の中央制御室に設置した監視設備に表示可能とし、本体及び監視設備は非常用電源及び代替交流電源設備から受電可能な設計とする。

津波監視カメラの仕様を第4.3-1表に,設置位置を第4.3-2 図に,監視カメラの映像イメージを第4.3-3図に,監視カメラ の視野範囲を第4.3-4図に示す。第4.3-4図に示すとおり,発

・津波防護対策の相違 【東海第二】

島根2号炉は緊急時 対策所における監視は 自主対策としているた め、記載していない

(1)津波監視カメラ

a. 仕様

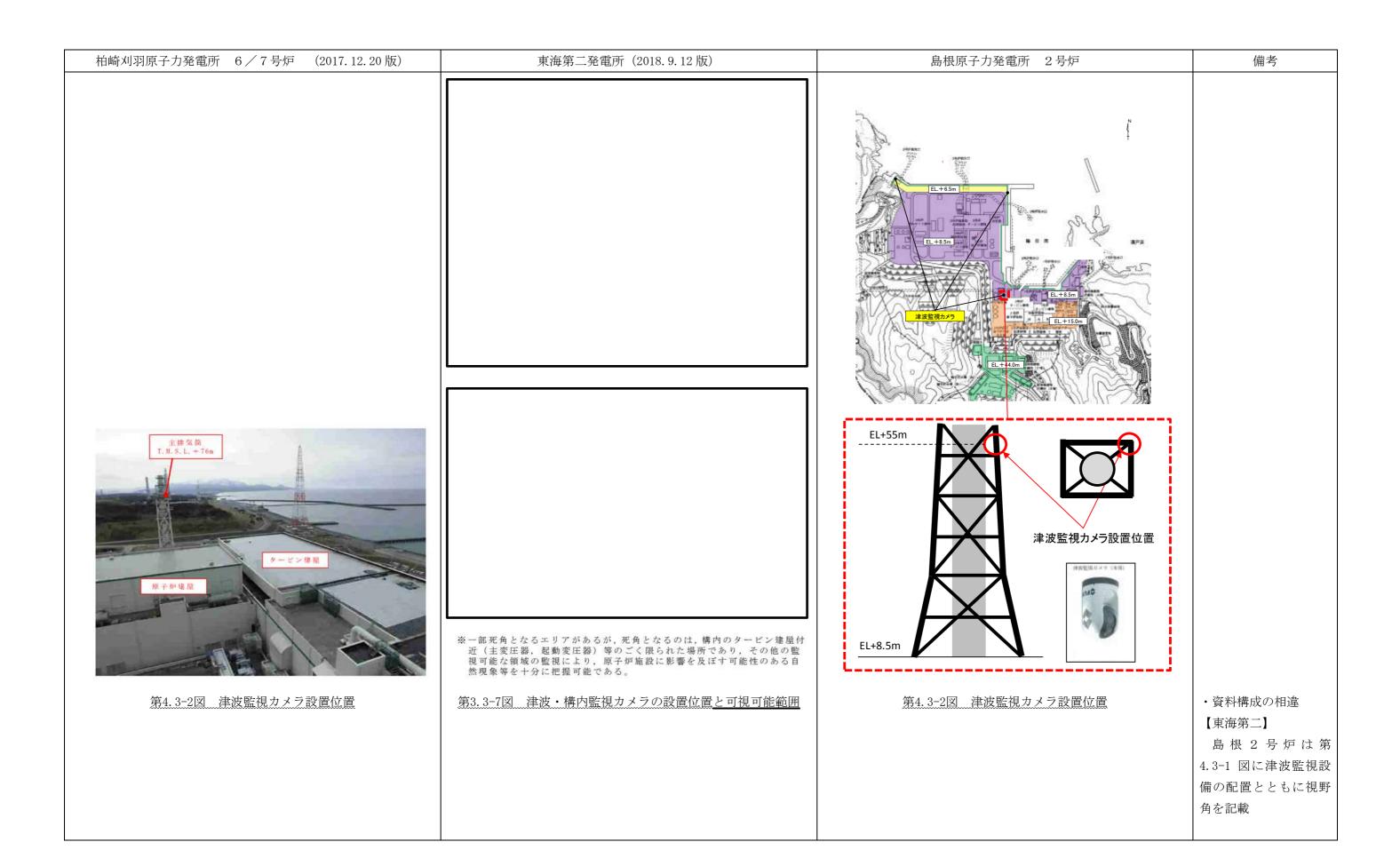
津波監視カメラは、耐震性、耐津波性を有し、敷地前面における津波襲来状況の監視が可能な場所として、7号炉主排気筒 T. M. S. L. +76mに設置する。なお、当該の設置位置は本設のグレーチングフロア上であり、かつ同じフロアへは本設の階段が敷設されているため、施工や保守の作業、アクセスに当たり支障はない。

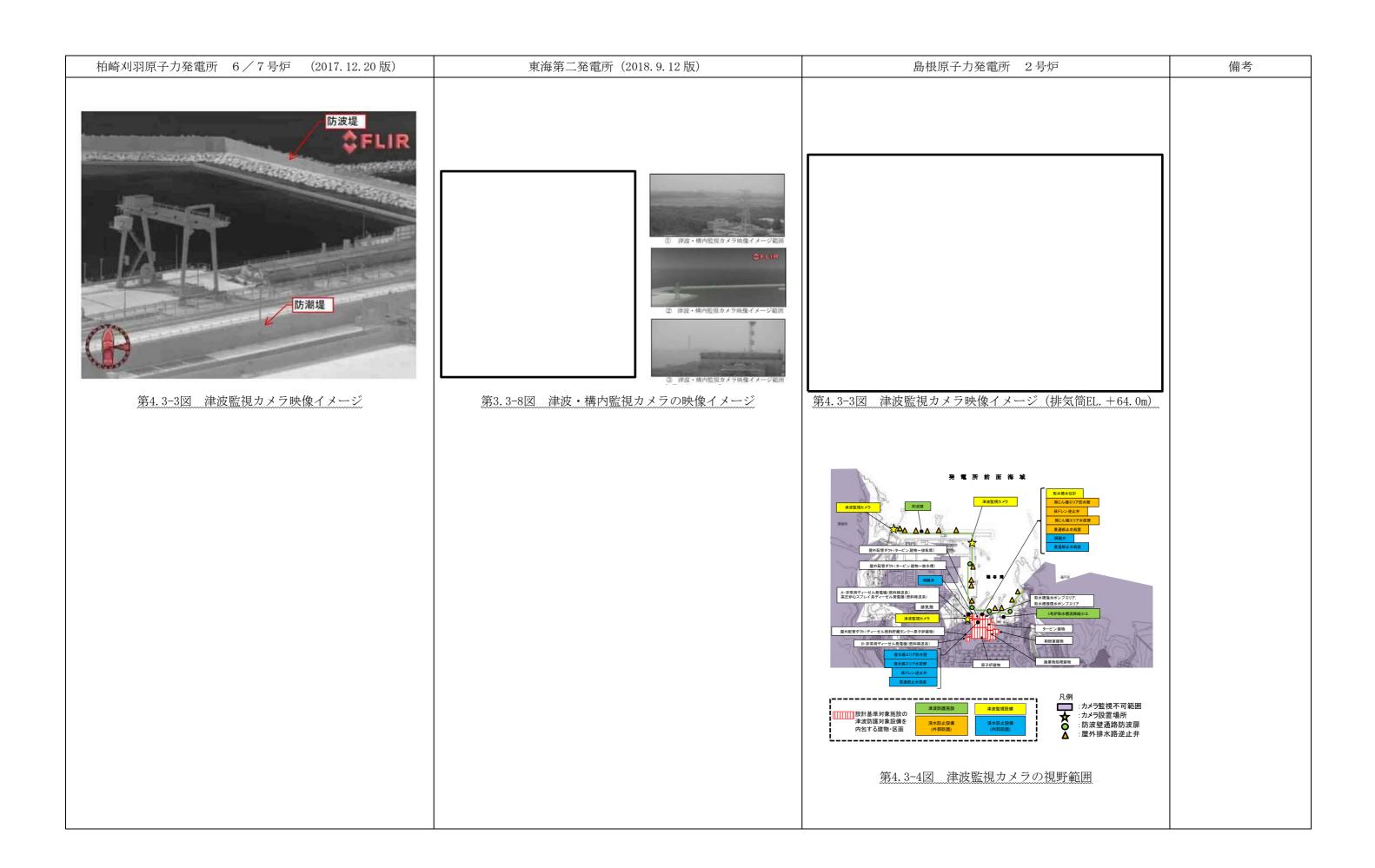
敷地内の状況及び敷地前面における津波襲来状況をリアルタイムかつ継続的に把握するため、視野角が広く(水平360°,垂直±90°旋回可能)、光学及び赤外線撮像機能を有するカメラを選定する。撮影した映像は6号炉、7号炉それぞれの中央制御室に設置した監視設備に表示可能とし、本体及び監視設備は非常用電源から受電することで、交流電源喪失時においても監視が継続可能な設計とする。

津波監視カメラの設置位置を第4.3-2図に, また監視カメラの映像イメージを第4.3-3図に示す。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)		東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			電所敷地内に設置した3台の津波監視カメラにより、津波防護	
			施設及び浸水防止設備の状態、並びに敷地前面の津波の襲来	
			の状況を確認するための視野範囲は確保される。	
			また、津波監視カメラは基準地震動Ssによる地震力に対	 ・資料構成の相違
			して機能を保持する設計とするため、地震時に機能喪失する	【柏崎 6/7, 東海第二】
			ことはないが,万一,独立事象である竜巻等の自然現象や機	島根 2 号炉は津波監
			器の単一故障により機能喪失した場合においても、予備品を	視カメラが単一故障し
			有しており、速やかに復旧(1日程度)することが可能であ	 た場合の対応について
			るため、復旧中に基準津波が発生する可能性は十分小さい。	記載
			なお、津波監視カメラは津波監視設備であり、「発電用軽水	
			型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に	
			示される重要度の特に高い安全機能を有する施設に該当しな	
			いため,設置許可基準規則第12条の多重性又は多様性を要求	
			される設備ではないが,仮に1台が機能喪失した場合において	
			も,残り2台の津波監視カメラにより主要位置(発電所前面海	
			域,輪谷湾及び防波壁*)における津波襲来時の状況を継続的	
			失した場合の視野範囲について第4.3-5図に示す。	
			敷地内の状況は,第4.3-6図に示すとおり「設置許可基準規	
			則第26条(原子炉制御室等)」の要求に基づき中央制御室から	
			外の状況を把握する設備として設置する構内監視カメラによ	
			り監視可能な設計とする。	
	第3.3-2表	津波・構内監視カメラの監視目的と範囲		・資料構成の相違
	設置場所	監視目的を範囲		【東海第二】
	1	主に敷地能面東側海域及び敷地東側の津波襲来状況、防潮		島根2号炉は第
Та	北東側 [子炉	堤東側。防潮扉 (取水口東側)。取水口、放水口。放水路 ゲートの周辺状況を高所から俯瞰的に監視	※ 防波壁付近の一部が監視不可範囲となる場合があるが、発	4.3-1 図に津波監視設
	建星 北西侧	主に敷地北側の津波襲来状況、防潮堤北側の周辺状況を高	電所前面海域及び輪谷湾は監視できており、津波襲来時の	備の配置とともに視野
	服上	所から俯瞰的に監視 主に敷地南側の津波襲来状況、防潮場南西側の周辺状況を	<u>状況は確認できる。</u>	角を記載
	南東側	高所から俯瞰的に監視		
	北西側	主に敷地北側の津波襲来状況。防潮堤北側、敷地北西側の 状況を監視		
	742-27-055	主に敷地前面東循海域及び敷地北東側の縁波襲来状況、防		
l l	北東側	構想東側。防潮離(海水ボンブ室)。取水口、放水口、放 水路ゲートの状況を監視		
100	上部	主に敷地前面東領海域及び敷地南側の津波襲来状況、防顔		
	南東側	塩東側、取水口、SA用海水ビット側口部浸水防止蓋及び SA海水ビット取水烙周辺の状況を監視		
	南西鄉	主に敷地南側の津波響来状況,防潮堤南側,防潮扉(南側)。		
	- 14 to 16	敷地南側の状況を監視		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	第3.3-3表 津波・構内監視カメラの基本仕様 項 目	第4.3-1表 津波監視カメラの仕様	

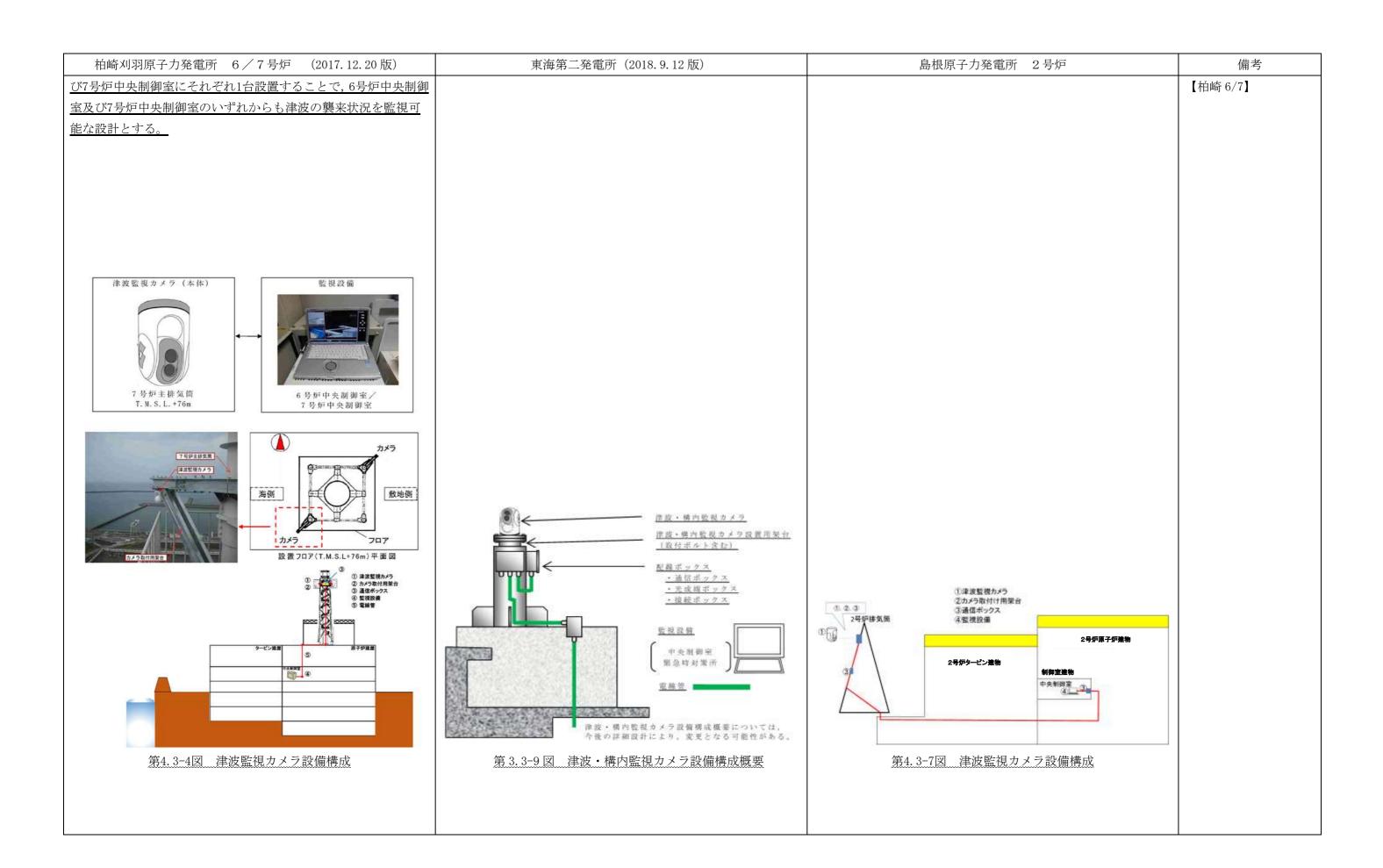




柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		□ :カメラ監視不可範囲	
		第4.3-5-1図 津波監視カメラが1台機能喪失した場合の視野範囲	
		(2号炉排気筒EL+64.0m位置が機能喪失した場合)	
		及表面	
		第4.3-5-2図 津波監視カメラが1台機能喪失した場合の視野範囲	
		(3号炉北側の防波壁上部東側EL+15.0m位置が機能喪失した場合) 「現場では、10円	
		第4.3-5-3図 津波監視カメラが1台機能喪失した場合の視野範囲	
		(3号炉北側の防波壁上部西側EL+15.0m位置が機能喪失した場合)	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(2011.12.20 版)	水(作为一光电力(2016.9.12 版)	2.1.2 監視カメラについて	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
津波監視カメラは、カメラ本体、カメラ取付用架台、通信ボックス、監視設備、電線管から構成されている。設備構成の概要を	(b) 設備構成 津波・構内監視カメラは、カメラ本体、津波・構内監視カメラ 用設置架台、配線ボックス、監視設備、電線管から構成される。 第3.3-9図に津波・構内監視カメラの設備構成概要を示す。	第4.3-6図(2) 津波監視カメラ及び構内監視カメラの監視範囲 第4.3-6図(2) 津波監視カメラ及び構内監視カメラの監視範囲について b. 設備構成 津波監視カメラは、カメラ本体、カメラ取付用架台、通信ボックス、監視設備、電線管から構成されている。設備構成の概要を第4.3-7図に示す。	
なお、津波監視カメラ本体は、7号炉主排気筒に2台(主排気筒 を挟んで対角に設置)、監視設備については、6号炉中央制御室及			・複数号炉申請のための記載



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海	第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
c. 構造強度評価及び機能維持評価 津波監視カメラが使用条件及び想定される自然条件下において 要求される機能を喪失しないことを確認する。 当該設備は主排気筒に設置されるものであることから,想定される自然条件のうち設備に与える影響が大きいものとしては地震と竜巻が考えられる。このうち竜巻については「第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」において説明するものとし,ここでは使用条件及び地震に対する評価方針を示す。 なお、自然条件のうち津波については前述のとおり,その影響を受けることのない設計としているため,荷重組合せ等での考慮は要しない。	おいて要求される機能 津波・構内監視力が 部T.P.+18m及び防潮 影響は考慮しない。 遮へい範囲内に津波 響は考慮しない。この きものは、地震、積重 は使用条件及び上記の なお、自然条件の けることはないため、 i) 評価対象 第3.3-4表に津波 維持評価対象を示す	メラが使用条件及び想定される自然条件下に能を喪失しないことを確認する。 メラは、原子炉建屋屋上T.P.+64m,防潮堤上提上部T.P.+20mに設置することから津波のまた、避雷設備を近傍に設置し、避雷設備の・構内カメラを設置することから、落雷の影のため、想定される自然条件として考慮すべて、事、降下火砕物、降雨及び風である。ここでの自然条件に対する評価方針を示す。 うち、津波については前述のとおり影響を受荷重の組合せ等での考慮は要しない。 ・構内監視カメラの構造・強度評価及び機能す。 津波・構内監視カメラの構造・評価	c. 構造・強度評価及び機能維持評価 津波監視カメラが使用条件及び想定される自然条件下において要求される機能を喪失しないことを確認する。 当該設備は2号炉排気筒、3号炉北側の防波壁上部東側及 び3号炉北側の防波壁上部西側に設置されるものであること から、想定される自然条件のうち設備に与える影響が大きい ものとして地震と竜巻が考えられる。このうち、竜巻については「第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」において 説明するものとし、ここでは使用条件及び地震に対する評価 方針を示す。 なお、自然現象のうち津波については、前述のとおり、その影響を受けることのない設計としているため、荷重組合せ 等での考慮は要しない。	・設備の配置状況の相違 【東海第二】 島根2号炉は,排気筒
	評価項目	<u>及び機能維持評価対象</u> 評価対象		
	構造・強度	津波・構内監視カメラ設置用架台 津波・構内監視カメラ取付ボルト 電線管		
	機能維持	津波・構内監視カメラ 配線ボックス 監視設備 (監視用 P C 等)		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版) 東海第二発電所 (2018. 9. 12 版) 島根原子力発電所 2 号炉 備考

(a) 評価方針

津波監視カメラが基準地震動Ssに対して要求される機能を喪失 しないことを確認するため、カメラ取付用架台及び電線管に対す る構造強度評価を実施する。また、カメラ本体、通信ボックス、 監視設備の機能維持評価を実施する。

ii) 評価方針

○構造・強度評価

津波・構内監視カメラは、基準地震動SSに対して地震時 に要求される機能を喪失しないことを確認する。

具体的には、津波・構内監視カメラ設置用架台、取付ボルトについて、地震時に想定される評価荷重に基づき応力評価を行い、裕度(=許容応力/発生応力)が1.0以上であることを確認する。また、電線管については、電線管布設において、もっとも厳しい条件にあるモデルにて評価し、最大許容支持間隔を求め、それに包絡される条件で施工することで、耐震性を確保する。

○機能維持評価

機能維持の評価対象ついては、振動試験において、津波・構内監視カメラ、配線ボックス、監視設備の電気的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度(以下「確認済加速度」という。)に対し、取付箇所の最大応答加速度(以下「評価加速度」という。)が下回っていることを確認する。

(b) 荷重組合せ

津波監視カメラの設計においては以下のとおり、常時荷重、地 震荷重に加えて、<u>風荷重、積雪荷重及び降下火砕物荷重</u>との組合 せを考慮する。(添付資料27参照)

①常時荷重+地震荷重+風荷重+積雪荷重

②常時荷重+地震荷重+風荷重+降下火砕物荷重+積雪荷重

iii) 荷重の組合せ

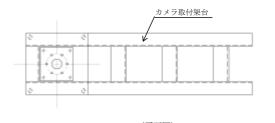
津波・構内監視カメラは、津波の影響を受けない場所に設置するため、津波荷重の考慮は不要であり、常時荷重+余震荷重の組合せは、以下の組合せに包絡されるため、これらを適切に組合せて設計を行う。

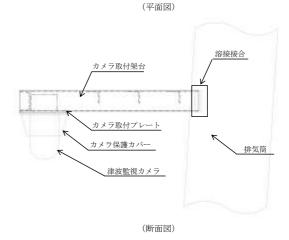
• 常時荷重+地震荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

(a) 評価方針

津波監視カメラが基準地震動Ssに対して要求される機能を 喪失しないことを確認するため、カメラ取付用架台及び電線 管に対する構造強度評価を実施する。また、カメラ本体、通 信ボックス、監視設備の機能維持評価を実施する。カメラ取 付用架台の構造概略図を第4.3-8図に示す。





第4.3-8図 カメラ取付用架台の構造概略図 (排気筒の例) ** ** 設計中であり、詳細設計段階にて変更する可能性がある。

(b) 荷重組合せ

津波監視カメラの設計においては以下のとおり、常時荷重、 地震荷重の組合せを考慮する(添付資料20参照)。

· 常時荷重+地震荷重

また、設計に当たっては、その他自然現象との組合せを適切に考慮する。(添付資料20参照)

・自然現象の重畳に係る 考え方の違い

【柏崎 6/7】

柏崎 6/7 は,自然現象 の重畳について,設計基 準で想定している規模 の主事象と,年超過確率

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			10-2 の規模の副事象の
			重畳を考慮しているが,
			島根2号炉は設計基準
			規模の事象同士の重畳
			を想定しており,荷重の
			影響については,各事象
			の設計基準規模の発生
			頻度及び荷重の継続時
(c)荷重の設定	iv) 評価荷重	(c) 荷重の設定	間を考慮して設定して
津波監視カメラの設計において考慮する荷重は,以下のように		津波監視カメラの設計において考慮する荷重は、以下のよ	いることによる相違。詳
設定する。		うに設定する。	細は添付資料 20
○常時荷重	○固定荷重	i 常時荷重	
自重 <u>等</u> を考慮する。	自重等を考慮する。	自重を考慮する。	
○地震荷重	○地震荷重	ii 地震荷重	
基準地震動Ssを考慮する。	(第四条 基準地震動 S S)	基準地震動Ssによる地震力を考慮する。	
○その他自然現象による荷重(積雪荷重、降下火砕物荷重及び風	基準地震動SSを考慮する。	iii 積雪荷重	
荷重)_	○積雪荷重	屋外に設置される津波監視カメラ取付用架台及び電線	
「第6条外部からの衝撃による損傷の防止」に従い,積雪荷重及	(第六条 設計基準積雪量 30cm)	管に対しては、堆積量35cmを考慮する。	
び降下火砕物荷重を考慮する。	屋外に設置される津波・構内監視カメラ設置用架台及び電線		
また,「設置許可審査ガイド」に従い,風荷重を考慮する。	管に対しては,堆積量30cmを考慮する。		
ここで、風荷重としては、基準風速を適用することとし、竜巻	○降下火砕物		・自然現象の重畳に係る
については発生頻度が小さいことから、他の自然現象による荷重	(第六条 設計基準堆積量 50cm)		考え方の違い
との組合せの観点では考慮せず、竜巻に対する評価は「第6条外部	屋外に設置される津波・構内監視カメラ設置用架台及び電線		【東海第二】
からの衝撃による損傷の防止」において説明する。	管に対しては, 堆積量(50cm)を考慮する。		島根2号炉はそれぞ
	○降雨荷重	iv 降雨荷重	れの頻度が十分小さい
	(第六条 設計基準降水量 127.5mm/h)	降雨に対しては,津波監視カメラは防水性能IP66(あ	ことから基準津波と降
	降雨に対しては、津波・構内監視カメラは防水性能IP66(あ	らゆる方向からのノズルによるジェット噴流水によっ	下火災物の重畳を考え
	らゆる方向からのノズルによる強力なジェット噴流水によって	ても有害な影響を及ぼしてはならない)に適合する設	 ていない (6条 (外部か
	も有害な影響を及ぼしてはならない)に適合する設計とする。	計とする。	 らの衝撃による損傷の
	○風荷重 (竜巻及び竜巻以外)	v 風荷重	 防止) 参照)
	(第六条 竜巻:設計竜巻風速100m/s, 竜巻以外:建築基準法に	基準風速30m/s相当の風荷重を受けた場合においても,	
	準拠した東海村の基準風速である30m/s)	津波監視カメラ設置用架台及び電線管は継続監視可能で	
	設計竜巻風速100m/s及び「建築基準法(建設省告示第1454号)」	あることを確認する。	
	に基づく発電所立地地域(東海村)の基準風速30m/s相当の風荷	なお, 竜巻については発生頻度が小さいことから他の	・自然現象の重畳に係る
	重を受けた場合においても、津波・構内監視カメラ設置用架台	自然現象による荷重との組合せの観点では考慮せず、竜	考え方の違い
	及び電線管は継続監視可能であることを確認する。	巻に対する評価は上記のとおり「第六条外部からの衝撃	【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		による損傷の防止」において説明する。	島根2号炉はそれぞ
			れの頻度が十分小さい
			ことから基準津波と竜
			巻の重畳を考えていな
			い (6条(外部からの衝
			撃による損傷の防止)参
			照)
(d) 許容限界		d. 許容限界	
津波監視機能に対する機能保持限界として、津波監視カメラが		津波監視機能に対する機能保持限界として、津波監視カメ	
基準地震動Ssに対して機能維持することを確認する。		ラが基準地震動Ssに対して機能維持することを確認する。	
また、津波監視カメラを支持する7号炉主排気筒及びカメラ取付		また、津波監視カメラを支持する2号炉排気筒、防波壁及	
用架台については、それらを構成する部材が(b)にて考慮する荷重		びカメラ取付用架台については, それらを構成する部材が(b)	
の組合せに対して、津波監視カメラの支持機能を維持することを		にて考慮する荷重の組合せに対して、津波監視カメラの支持	
確認する。		機能を維持することを確認する。	
(e) 防塵性能・防水性能		e. 防塵性能·防水性能	
上記の荷重に関する評価に加えて、防塵性能および防水性能に		上記の荷重に関する評価に加えて、防塵性能および防水性	
ついても考慮する。		能についても考慮する。	
津波監視カメラは,保護等級「IP66」(日本工業規格JISC0920)		津波監視カメラは,保護等級「IP66」(日本工業規格	
相当のものを設置することで、防塵性能と防水性能(防塵性能に		JISC0920) 相当のものを設置することで、防塵性能と防水性	
ついては、粉塵が内部に入らない程度。防水性能については、あ		能(防塵性能については,粉塵が内部に入らない程度。防水	
らゆる方向からの強い噴流水によっても,有害な影響がない程		性能については、あらゆる方向からの強い噴流水によっても、	
度。)が保証される。		有害な影響がない程度。)が保証される。	
(2)取水槽水位計	b. 取水ピット水位計	(2) 取水槽水位計	
a. 仕様	(a) 仕様	a. 仕様	
取水槽水位計は、地震発生後に津波が発生した場合、津波の襲	取水ピット水位計は、主として基準津波による引き波時の取水	取水槽水位計は、地震発生後に津波が発生した場合、津波	
来を想定し、特にその水位変動の兆候を早期に把握するため、6	ピットの下降側水位を監視するため設置するものである。	の襲来を想定し、特にその水位変動の兆候を早期に把握する	
<u>号及び7号炉の補機</u> 取水槽に設置する。	取水ピットにおける潮位のばらつきを考慮した入力津波高さ	ため,2号炉取水槽のEL9.3mに設置する。なお,取水槽	
基準津波襲来時の取水槽水位 (入力津波高さ) に関しては、取	は,上昇側でT.P.+19.2m,下降側でT.P5.3mである。このため,	水位計設置位置は,砂の堆積高さ0.001m未満を考慮しても影	
水口前面に海水貯留堰を設けたことから,第4.3-1表のとおり評価	取水ピット水位計の計測範囲については、下降側は取水ピット底	響がない(取水槽底面高さE L9.8m)。	
している。	部付近のT.P-7.8mとし、上昇側は取水ピット上版下端高さ付近の	取水槽水位計は、投げ込み式の水位計であり、検出器を水	
	T.P.+2.3mまで計測できる設計とする。また、取水ピット水位計	中に設置し、受圧ダイアフラムにかかる水頭圧を検出して水	
	の検出器は、取水ピットからの津波による圧力に十分に耐えられ	位を測定する。検出器の動作原理概要図を第4.3-9図に示す。	
	る設計とする。取水ピット水位計本体及び監視設備の電源は、所	基準津波襲来時の取水槽水位(入力津波高さ)に関しては,	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	(2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		内常設直流電源設備から受電することで、交流電源喪失時におい	第4.3-2表のとおり評価している。	
		ても監視が継続可能な設計とする。第3.3-5表に取水ピット水位計		
		の基本仕様を示す(取水ピット水位計の配置図は第3.3-3図, 据付		
		面概略構造は第3.3-4図参照)。		

第3.3-5表 取水ピット水位計の基本仕様

項目	基本仕様
名 修	数水ビット水位計
耐震クラス	S 2 7 x 3:
段度場所	取水ビット
監視場所	中央制御室,聚急時対策所
伽 数	2
計 測 ី 田	$T, P, -7, 8n \sim T, P, +2.3n$
検出群の種類	道波式
報 源	所內常設直流電源設備

※2:緊急時対策所に設置する監視設備(制御整,監視モニタ)は基準地震動 Ssによる地震力に対し、機能維持できる設計とする。

第4.3-1表 取水槽に関わる入力津波高さ

		6 号	6 号炉		·炉
		取水口	取水槽	取水口	取水槽
水位上昇侧	入力津波高さ T.M.S.L. (m)	+7.5	+8.4	+7.2	+8.3
水位下降側	入力津波高さ T. M. S. L. (m)	-3.5*1	-4.0	-3.5*1	-4.3

※1:海水貯留堰の天端標高により定まる

上記の取水槽水位を考慮し、測定範囲を6号炉でT.M.S.L.-6.5m $\sim T.M.S.L.+9.0m$, 7号炉で $T.M.S.L.-5.0m\sim T.M.S.L.+9.0m$ とした設計としている。また、取水槽水位計は非常用電源から受電しており、交流電源喪失時においても監視が継続可能な設計としている。

*E 第4.3-9図 検出器の動作原理概要図

第4.3-2表 取水槽の入力津波高さ

		2 号炉
		取水槽
水位上昇側	入力津波高さEL(m)	+10.6
水位下降側	入力津波高さEL(m)	-6. 5

上記の取水槽水位を考慮し、測定範囲をEL.+10.7m~E L.-9.3mとした設計としている。また、取水槽水位計は非常 用交流電源設備及び非常用直流電源設備から受電可能な設計 とする。

		T	
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.12版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
取水槽水位計の設置位置を第4.3-5図に示す。			・資料構成の相違
			【柏崎 6/7】
			設備構成と合わせ,第
			4.3-10 図に示す
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #			
1000000000000000000000000000000000000			
平面函 水位計 (6号炉の例)			
版本格部平面図版本槽水位計			
第 董 N			
版 本			
報報を			
A STOCK OF S			
En En			
1) 11116			
3			
8 3 4-11/2			
五葉の 支援は			
(2 年 日 報 大 信 大 信 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま			
2000年 1000年			
I A A A			
第4.3-5図 取水槽水位計設置位置			
NI O OKI WWIEWENERE			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.12版)

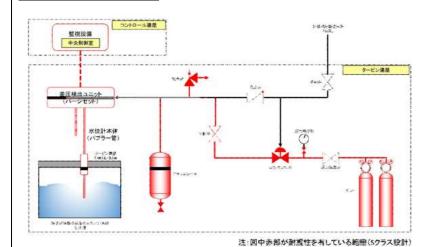
島根原子力発電所 2号炉

備考

b. 設備構成

取水槽水位計は、水位計本体(バブラー管)、差圧検出ユニット(パージセット)、監視設備で構成されている。設備構成の概要を第4.3-6図に示す。

計装用圧縮空気系 (IA系) からの空気供給を受け、取水槽の内 圧と大気圧の差圧を検出する。地震によってIA配管が損傷した際 には、IAからの圧力を受けて閉状態となっていた空気式遮断弁が 開き、ボンベ側からの空気供給が開始される。ボンベは30時間程 度の水位計測が可能な容量を有し、継続的な監視が可能な設計と する。また、図中設備は全て建屋内への設置とし、外部環境から の悪影響は受けない。



第4.3-6図 取水槽水位計設備構成の概要

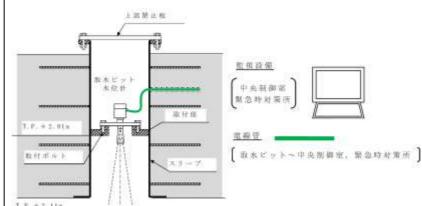
c. 構造・強度評価及び機能維持評価

取水槽水位計が使用条件及び想定される自然条件下において要求される機能を喪失しないことを確認する。

当該設備は<u>屋内</u>に設置されるものであり想定される自然条件の うち設備に与える影響が大きいものとしては<u>地震</u>が考えられるこ とから、ここでは使用条件及び地震に対する評価方針を示す。

(b) 設備構成

取水<u>ピット</u>水位計は,<u>水位計本体,水位計取付座,監視設備,</u> <u>電線管</u>から構成されている。第3.3-10図に取水ピット水位計の設 備構成概要を示す。



第3.3-10図 取水ピット水位計設備構成概要

(c) 構造・強度評価及び機能維持評価

取水<u>ピット</u>水位計が使用条件及び想定される自然条件下において要求される機能を喪失しないことを確認する。

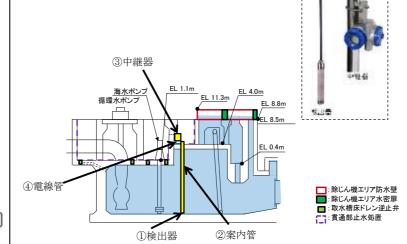
取水ピット水位計は、取水ピット上版のコンクリート躯体内に 設置され、取水ピット水位計据付面の上部には閉止板を設置する 構造であるため、想定される自然条件として考慮すべきものは地 震及び津波である。このため、ここでは使用条件及び上記の自然 条件に対する評価方針を示す。

b. 設備構成

取水槽水位計は,<u>検出器,案内管,中継器,電線管及び中央</u>制御室に設置された監視設備から構成されている。第 4. 3-10 図に取水槽水位計の設置位置及び設備構成を示す。

・資料構成の相違【柏崎 6/7】設備構成と合わせ,第4.3-10 図に示す

・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は圧力検 知式である



第4.3-10図 取水槽水位計の設置位置及び設備構成

c. 構造・強度評価及び機能維持評価

取水槽水位計が使用条件及び想定される自然条件下において要求される機能を喪失しないことを確認する。

当該設備は屋外に設置されるものであり想定される自然条件のうち設備に与える影響が大きいものとしては、地震と<u>竜</u>巻が考えられる。<u>このうち、竜巻については、「第6条外</u>部からの衝撃による損傷の防止」において説明するものとし、ここでは使用条件及び地震に対する評価方針を示す。

・設備の設置状況の相違【柏崎 6/7】

島根2号炉は屋外に 設置

・自然現象の重畳に係る考え方の違い

【東海第二】

	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
(a) 評価方針 取水槽水位計が基準地震動Ssに対して要求される機能を喪失しないことを確認するため、水位計本体 (バブラー管) 、ボンベ、配管に対する構造強度評価、 差圧検出ユニット (パージセット) の機能維持評価の両者を実施する。	第3.3-6表に取水ピット水位計の構造・強度評価及び評価対象を示す。 第3.3-6表 取水ピット水位計の構造・弾度評価及び関価対象を示す。 第4	(a) 評価方針 取水槽水位計が基準地震動Ssに対して要求される機能を喪失しないことを確認するため、水位計本体 (案内管) に対する構造強度評価、検出器、中継器の機能維持評価の両者を実施する。 とも厳しと求め、そ Rする。 1とう電線 取水ビッ	島根 2 号炉はそれぞれの頻度が十分小さいことから基準津でいない。との重畳を考えていない(6条(外部からの衝撃による損傷の防止)参照)・資料構成の相違【東海第二】 詳細設計段階で記載・設備の相違【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
(b) 荷重組合せ 取水槽水位計の設計においては以下のとおり、常時荷重、地震		(b) 荷重組合せ 取水槽水位計の設計においては以下のとおり、常時荷重、	
荷重,津波荷重,余震荷重を考慮する。 <u>その他自然現象の影響が</u> 及ばない建屋内に設置することから,その他自然現象による荷重	地震荷重、津波荷重、余震荷重を適切に組合せて設計を行う。	地震荷重、津波荷重、余震荷重を考慮する。	・設備の設置状況の相違【柏崎 6/7】
との組合せは考慮しない。(添付資料27参照)			島根2号炉は屋外に
また, 取水槽水位計は, 漂流物が衝突する恐れのない位置に設		また, 取水槽水位計は, 漂流物が衝突する恐れのない位置	設置
置することから、漂流物衝突荷重は考慮しない。		に設置することから、漂流物衝突荷重は考慮しない。	
①常時荷重+地震荷重	• 常時荷重+地震荷重	• 常時荷重+地震荷重	
②常時荷重+津波荷重 ③常時荷重+津波荷重+余震荷重	・常時荷重+津波荷重・常時荷重+余震荷重+津波荷重	常時荷重+津波荷重常時荷重+津波荷重+余震荷重	
②吊时间里十年仮何里十宋展何里	* 吊吋何里+宋晨何里+年仮何里 なお,取水ピット水位計は,前述「(1) b項 津波による影響	・ 吊时何里+伴仮何里+宋晨何里 また,設計においては,その他自然現象との組合せを適切	
	に対する防止策・緩和策等」に示したとおり、必要な防止策・	に考慮する(添付資料20参照)。	
	緩和策を講じることから、漂流物による荷重は考慮しない。		
c) 荷重の設定	iv) 評価荷重	(c) 荷重の設定	
取水槽水位計の設計において考慮する荷重は、以下のように設		取水槽水位計の設計において考慮する荷重は、以下のよう	
定する。		に設定する。	
○常時荷重	○固定荷重	i 常時荷重	
自重等を考慮する。	自重等を考慮する。	自重等を考慮する。	
○地震荷重	○地震荷重	ii 地震荷重	
基準地震動Ssを考慮する。	基準地震動SSを考慮する。	基準地震動Ssによる地震力を考慮する。	
○津波荷重	○津波荷重	iii 津波荷重	
設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考	潮位のばらつきを考慮した取水ピットにおける入力津波高さ	潮位のばらつきを考慮した取水槽における入力津波高	・評価条件の相違
慮する。	T.P.+19.2mに、参照する裕度である+0.65mを含めても、十分	さEL.+10.6mに参照する裕度である+0.64mも含めて	【東海第二】
	に保守的な値である津波荷重水位T.P. +22.0m (許容津波高さ)	も,保守的な値である津波荷重水位EL.+11.3m(許容	基準津波の違いによ
	を考慮する。第3.3-7表に取水ピット水位計の津波荷重の考え方	津波高さ)を考慮する。	る津波高さの相違
	<u>を示す。</u>		
	第3.3-7表 取水ピット水位計に適用する		
	津波荷重の考え方		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海	第二発電所	(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	(T.P.m)	する裕度 (m) +0.65	合計 (T, P, m) +19,85	津波荷重水位 (T. P. m) + 22. 0		
○余震荷重 余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体 的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、こ れによる荷重を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え 方を添付資料30に示す。	○余震荷重 余震による地震動 は余震による地震動 し、これによる荷重	めとして弾化	生設計用地震動		iv 余震荷重 余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示す。	
(d) 許容限界 津波監視機能に対する機能保持限界として、 <u>差圧検出ユニット</u> (パージセット), 監視設備が基準地震動Ssに対して機能維持することを確認する。 また、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、水位計本体(バブラー管)、ボンベ、配管、監視設備を構成する部材が弾性域内に収まること確認する。					d. 許容限界	 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ・設備の相違 【柏崎 6/7】
	c. 潮位計 (a) 仕様 潮位計は、主としず 昇側水位を監視するが潮位計の計測範囲が確保するために設置が前面東側の防潮堤に対さて、P. +17.9mを包含る設計とする。また、る圧力に十分に耐えばの電源は、所内常設面でである。	ため設置すれ、引き波目 する貯留堰(は) ける潮位(するT.P 潮位計のな かれる設計	るものである。 時の非常用海水の天端高さT.P. のばらつきを考 5.0m~T.P.+2 食出器は,取水とする。潮位計	ポンプの取水性を -4.9mから,敷地 <u>慮した入力津波高</u> 0.0mまで計測でき 路からの津波によ 本体及び監視設備		・津波防護対策の相談 【東海第二】 島根2号炉は潮位 を設置していない
	喪失時においても監査 計の基本仕様を示す 造は第3.3-6図参照)	見が継続可能 (潮位計の西	能な設計とする	。第3.3-8表に潮位		

	+ \ \ - ktr \	**************************************	点相居 7 L 改善学 - 0 日 尼	/+++r
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017.12.20 版)		発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
	<u></u>	-8表 潮位計の基本仕様		
	項目	基本仕様		
	名 称	潮位計		
	耐震クラス	S クラス ^{※1}		
	設置場所	取水路		
	監視場所	中央制御室、緊急時対策所		
	個 数	2		
	計測範囲	T, P 5, Om ~ T, P, + 20, Om		
	検出器の種類	圧力式		
	電源	所內常設直流電源設備		
		潮位計取付サポート,監視設備,電線 -11図に潮位計の設備構成概要を示す。		
	(1. P. + 3. 14 m) (2. 14 m) (2. 14 m) (2. 14 m) (3. 14 m) (3. 14 m) (4. 14	[原子如建築原上~中央制御宏、緊急時対策所]		
	第 3. 3-1	L 図 潮位計設備構成概要		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東淮	第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備
	(c) 構造・強度評価	一		
		及び想定される自然条件下において要求され		
	る機能を喪失しない	ことを確認する。		
	潮位計は, 取水路	 内の側壁に設置されることから,想定され <u>る</u>		
	自然条件として考慮	すべきものは、地震及び津波である。このた		
	め、ここでは使用条	件及び上記の自然条件に対する評価方針を示		
	<u>す。</u>			
	第3.3-9表に演	朝位計の構造・強度評価及び機能維持評価対象		
	を示す。			
	第3.3-9表	朝位計の構造・評価及び機能維持評価対象		
	評価項目	評価対象		
	SOMORA PROMOSES	潮位計用防波管取付サポート 潮位計取付ポルト		
	構造・強度	中継器盤取付ボルト		
		電線管		
	-	-		
	Mills Adv. Adv. Adv.	潮位計		
	機能維持	中継器		
		監視設備(監視用 P C 等)		
	<u>i) 評価方針</u>			
	<u>1 / 計画/が</u> ○構造・強度評価			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	地震動SSに対して地震時に要求される機能		
	を喪失しないこと			
		位計の取付サポート、潮位計取付ボルトにつ		
		定される評価荷重に基づき応力評価を行い。		
		/発生応力)が1.0以上であることを確認する。		
		いては、電線管布設において、もっとも厳し		
		ルにて評価し、最大許容支持間隔を求め、そ		
		件で施工することで、耐震性を確保する。		
		対変位が生じる箇所については、可とう電線		
	管を適用する。	7. 20 0 B///10 21 (16) 11 C / 电脉		
	○機能維持評価			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	機能維持の評価対象ついては、確認済加速度に対し、取付箇		
	所の評価加速度が下回っていることを確認する。		
	ii)荷重の組合せ		
	潮位計の設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重、		
	津波荷重、余震荷重を適切に組合せて設計を行う。		
	・常時荷重+地震荷重・常時荷重+津波荷重		
	・常時荷重+年級何重・常時荷重+余震荷重+津波荷重		
	なお、潮位計は、上述「(1) ② 津波による影響に対する防止		
	策・緩和策等」に示したとおり、必要な防止策・緩和策を講じ		
	ることから、漂流物による荷重は考慮しない。		
	<u>iii) 評価荷重</u>		
	○固定荷重		
	自重等を考慮する。		
	<u>○地震荷重</u>		
	基準地震動SSを考慮する。		
	○津波荷重		
	潮位のばらつき及び入力津波の計算上のばらつきを考慮した		
	敷地前面海域における入力津波高さT. P. +17. 9mに、参照する裕 度ではストので、た合めては、トハに伊立的か様ではスキばまま		
	度である+0.65mを含めても,十分に保守的な値である津波荷重 水位T.P.+20.0m(許容津波高さ)を考慮する。第3.3-10表に潮		
	位計の津波荷重の考え方を示す。		
	<u>並用の伴伙同重の名んがもかり。</u>		
	第 3. 3-10 表 潮位計に適用する津波荷重の考え方		
	入力律波高さ 参照する裕度 合 計 律波荷重水位		
	(T. P. m) (n) (T. P. m) (T. P. m)		
	+17,9 $+0.65$ $+18,55$ $+20,0$		
	<u>○余震荷重</u>		
	<u>余</u> 震による地震動を検討し、余震荷重を設定する。具体的に		
	は余震による地震動として弾性設計用地震動Sd-D1を考慮		
	し、これによる荷重を余震荷重として設定する。		

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

まとめ資料比較表 〔第5条 津波による損傷の防止 別添1添付資料21〕

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
添付資料29	添付資料 22	添付資料 21	
各種基準類における衝突荷重の算定式及び衝突荷重について	基準類における衝突荷重算定式について	基準類における衝突荷重算定式及び衝突荷重について	
1. はじめに 東海第二発電所において考慮する漂流物の衝突荷重の算定 に当たり、既往の算定式について調査し、適用する算定式につ いて検討すると共に、基準津波による津波シミュレーションか ら算定した津波流速に基づき、漂流物の衝突荷重を設定した。	1. はじめに 女川原子力発電所において考慮する漂流物の衝突荷重の算 定に当たり、既往の算定式について調査し、適用する算定式に ついて検討した。	1. はじめに 島根原子力発電所において考慮する漂流物の衝突荷重の算定 に当たり、島根原子力発電所における基準津波の津波特性を平 面二次元津波シミュレーションより確認し、「2.5.2 (3) 基準津 波に伴う取水口付近の漂流物に対する取水性確保」に示す取水 口に対する漂流物の影響の評価プロセスより、漂流物衝突荷重 の設定に考慮する漂流物を抽出するとともに、既往の衝突荷重 の算定式とその根拠について整理した。	記載内容の相違
2. 基準類における衝突荷重算定式について 「耐津波設計に係る工認審査ガイド」において、記載されて いる参考規格・基準類のうち、漂流物の衝突荷重又は衝突エネ ルギについて記載されているものは、「道路橋示方書・同解説 I 共通編 ((社) 日本道路協会、平成14年3月)」及び「津波 漂流物対策設計ガイドライン(案)(財)沿岸技術研究センタ ー、(社) 寒地港湾技術研究センター(平成21年)」であり、 それぞれ以下のように適用範囲・考え方、算定式を示している。	2. 基準類における衝突荷重算定式について 「耐津波設計に係る工認審査ガイド」において、記載されている参考規格・基準類のうち、漂流物の衝突荷重又は衝突エネルギーについて記載されているものは、「道路橋示方書・同解説 I 共通編 ((社) 日本道路協会、平成 14 年 3 月)」及び「津波漂流物対策施設設計ガイドライン(案)(財)沿岸技術研究センター、(社) 寒地港湾技術研究センター(平成 21 年)」であり、それぞれ以下のように適用範囲・考え方、算定式を示している。	考規格・基準類のうち、漂流物の衝突荷重又は衝突エネルギーについて記載されているものは、「道路橋示方書・同解説 I 共通編(平成14年3月)」と「津波漂流物対策施設設計ガイドライン(平成26年)」であり、それぞれ以下のように適用範囲・	
2.1 道路橋示方書·同解説 I 共通編	(1) 道路橋示方書・同解説 Ⅰ 共通編	①道路橋示方書・同解説 I 共通編 ((社) 日本道路協会, 平成 14年3月)	
(1) 適用範囲・考え方 流木その他の流送物の衝突のおそれがある場合の衝突荷重 を算定する式を示している。	a. 適用範囲・考え方 流木その他の流送物の衝突のおそれがある場合の衝突荷重を 算定する式を示している。	○適用範囲・考え方:橋(橋脚)に自動車,流木あるいは船舶等が衝突する場合の衝突荷重を算定する式である。	
(2) 算定式 衝突力P=0.1×W×v ここで、P:衝突力(kN) W:流送物の重量(kN) v:表面流速(m/s)	b. 算定式 衝突力P=0.1×W×v ここで、P: 衝突力 (kN) W: 流送物の重量 (kN) v: 表面流速 (m/s) これは, 衝突荷重として, 基準に示される唯一の算定式である。	○算定式: 衝突力 P=0.1×W×v ここ <u>に</u> , P:衝突力 (kN) W:流送物の重量 (kN) v:表面流速 (m/s)	

東海第二発電所(2018.9.12版)

女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

2.2 津波漂流物対策設計ガイドライン (案)

(1) 適用範囲・考え方

「漁港・漁場の施設の設計の手引き(全国漁港漁場協会 2003 年版)」の接岸エネルギの算定方法に準じて設定されたもので、漁船のほか、車両、流木、コンテナにも適用される。支柱及び漂流物捕捉スクリーンの変形でエネルギを吸収させることにより、漂流物の侵入を防ぐための津波漂流物対策施設の設計に適用される式を示している。

(2) 算定式

船舶の衝突エネルギ $E = E_0 = W \times v^2 / 2g$ ※船の回転により衝突エネルギが消費される (1/4 点衝突) の場合:

 $E = E' = W \times v^2 / 4g$

 $\subset \subset \mathcal{C}$, $W=W_0+W'=W_0+(\pi/4)\times D^2L\gamma_W$

W:仮想重量(kN)

W₀:排水トン数(kN)

W':付加重量(kN)

D: 喫水 (m)

L:横付けの場合は船の長さ,縦付けの場合は船の幅(m)

γw:海水の単位体積重量(kN/m³)

3. 漂流物の衝突荷重算定式の適用事例

安藤ら (2006) **1によれば、南海地震津波による被害を想定して、高知港を対象に平面二次元津波シミュレーション結果に基づいた被害予測手法の検討を行い、特に漂流物の衝突による構造物の被害、道路交通網等アクセス手段の途絶について検討を行い、港湾全体における脆弱性評価手法を検討している。この中で、荷役設備・海岸施設の漂流物による被害を検討するに当たって、漂流物の衝突力を算定しており、船舶については道路橋示方書による式を選定している (下表参照)。

※1:地震津波に関する脆弱性評価手法の検討,沿岸技術研究 センター論文集 No.6 (2006)

(2) 津波漂流物対策施設設計ガイドライン(案)

a. 適用範囲・考え方

「漁港・漁場の施設の設計の手引き(全国漁港漁場協会 2003 年版)」の接岸エネルギーの算定方法に準じて設定されたもので、漁船のほか、車両、流木、コンテナにも適用される。支柱及び漂流物捕捉スクリーンの変形でエネルギーを吸収させることにより、漂流物の侵入を防ぐための津波漂流物対策施設の設計に適用される式を示している。

b. 算定式

船舶の衝突エネルギー $E = E_0 = W \times v^2 / 2g$ ※船の回転により衝突エネルギーが消費される(1/4点衝突) の場合:

 $E = E' = W \times v 2/4g$

 $\subset \subset \mathcal{C}$, $W = W_0 + W' = W_0 + (\pi/4) \times D^2 L_{\chi W}$

W:仮想重量(kN)

W_o:排水トン数(kN)

W':付加重量(kN)

D: 喫水 (m)

L:横付けの場合は船の長さ,縦付けの場合は船の幅(m)

γw:海水の単位体積重量(kN/m³)

これは、鋼管杭等の支柱の変形及びワイヤーロープの伸びにより衝突エネルギーを吸収する考え方であり、弾性設計には適さないものである。

3. 漂流物の衝突荷重算定式の適用事例

安藤ら (2006) **によれば、南海地震津波による被害を想定して、高知港を対象に平面二次元津波シミュレーション結果に基づいた被害予測手法の検討を行い、特に漂流物の衝突による構造物の被害、道路交通網等アクセス手段の途絶について検討を行い、港湾全体における脆弱性評価手法を検討している。この中で、荷役設備・海岸施設の漂流物による被害を検討するに当たって、漂流物の衝突力を算定しており、船舶については道路橋示方書による式を選定している (表 1 参照)。

※: 地震津波に関する脆弱性評価手法の検討,沿岸技術研究センター論文集 No. 6 (2006)

②津波漂流物対策施設設計ガイドライン(沿岸技術研究センター, 寒地研究センター,平成26年)

○適用範囲・考え方:

「漁港・漁場の施設の設計の手引き(全国漁港漁場協会 2003 年版)」の接岸エネルギーの算定方法に準じて設定されたものであり、漁船の他、車両・流木・コンテナにも適用されるが、支柱及び漂流物捕捉スクリーンの変形でエネルギーを吸収させることにより漂流物の進入を防ぐための津波漂流物対策施設の設計に適用される式である。

○算定式:

船舶の衝突エネルギーE=E₀=W×V²/(2g)

(船の回転により衝突エネルギーが消費される(1/4 点衝突) 場合

 $E=E'=W\times V^2/(4g)$

 $\subset \subset \backslash \subset$, $W=W_0+W'=W_0+(\pi/4)\times (D^2L\gamma_w)$

W:仮想重量(kN)

W₀: 排水トン数 (kN)

W':付加重量(kN)

D : 喫水 (m)

L:横付けの場合は船の長さ、縦付けの場合は船の幅(m)

γw:海水の単位体積重量(kN/m³)

これは、鋼管杭等の支柱の変形及びワイヤロープの伸びにより衝突エネルギーを吸収する考え方であり、弾性設計には適さないものである。

3. 漂流物の衝突荷重算定式の適用事例

安藤ら(2006)^{※1} によれば、南海地震津波による被害を想定して高知港を対象に、平面二次元津波数値シミュレーション結果に基づいた被害予測手法の検討を行い、特に漂流物の衝突による構造物の被害、道路交通網等アクセス手段の途絶について検討を行い、港湾全体における脆弱性評価手法を検討している。この中で荷役設備・海岸施設の漂流物による被害を検討するに当たって、漂流物の衝突力を算定しており、船舶に対しては道路橋示方書を採用している(表-1)。

※1 地震津波に関する脆弱性評価手法の検討,沿岸技術研究センター論文集, No. 6 (2006)

東海第二発電所(2018.9.12版)

表-1 各施設の許容漂流速度

	X I I I MINO THE MONITOR					
		選定式		対象施設		
			クレーン	水門	倉庫	
車	両	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.8 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s	
コンテナ	20ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.9 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s	
37))	40ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.7 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s	
船舶	小型	衝突荷重(道路橋示方書)	5.0m/s超	5.0m/s超	5.0m/s超	
ЛЦЛІЦ	大型	衝突荷重(道路橋示方書)	5.0m/s超	1.8 m/s	1.8 m/s	
木	:材	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	5.0m/s超	1.7 m/s	1.7 m/s	

また、船舶による衝突荷重の算出においては、(財)沿岸技 術研究センター及び国土交通省国土技術政策総合研究所によ る研究においても,道路橋示方書に示される算定式が採用され ている。

4. 漂流物による衝突力算定式に関する既往の研究論文

平成23年度 建築基準整備促進事業「40. 津波危険地域に おける建築基準等の整備に資する検討」中間報告 その2(平 成23年10月 東京大学生産技術研究所)では、漂流物が建築 物に及ぼす影響の評価について研究途上の段階であり, 断片的 な知見に留まっている。この内容は建築物を対象としており、 対象構造物が異なることから参考として扱う。また, 漂流物が 建築物に衝突する際に瞬間的に作用する衝突力に関する既往 の研究を示しているが、「対象としている漂流物は(a)、(b)、 (d), (e)が流木, (c), (d), (e)がコンテナである((e)は任意 の漂流物を対象としているものの実質流木とコンテナしか算 定できない)。」としている。一方、東海第二発電所における漂 流物としては、漁船を想定していることから評価式((a)~(e)) については、今後その他の衝突荷重の算定式の適用性も踏まえ て今後検討する。

女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)

表1 各施設の許容漂流速度

		選定式		対象施設	2 6
		,_ ,_ ,_ ,	クレーン	水門	倉庫
車	両	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.8 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
コンテナ	20ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.9 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
27)	40ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.7 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
船舶	小型	衝突荷重(道路橋示方書)	5.0m/s超	5.0m/s超	5.0m/s超
<u> </u>	大型	衝突荷重(道路橋示方書)	5.0m/s超	1.8 m/s	1.8 m/s
木	材	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	5.0m/s超	1.7 m/s	1.7 m/s

また、船舶による衝突荷重の算出においては、(財)沿岸技術 研究センター及び国土交通省国土技術政策総合研究所による 研究においても, 道路橋示方書に示される算定式が採用されて おり、船舶による漂流荷重に対する適用性が示されている。

4. 漂流物による衝突力算定式に関する既往の研究論文

平成23年度 建築基準整備促進事業「40. 津波危険地域にお ける建築基準等の整備に資する検討」中間報告 その2 (平成 23年10月 東京大学生産技術研究所)」では、「漂流物が建築 物に及ぼす影響の評価について研究途上の段階であり,断片的 な知見が得られているのみである。また、建築物に被害をもた らした漂流物の詳細情報は被害調査から得られず,既往の知見 は検証できなかった」としている。また、漂流物が建築物に衝 突する際に瞬間的に作用する衝突力に関する既往の研究を示 しているが,「対象としている漂流物は(a), (b), (d), (e)が 流木, (c), (d), (e) がコンテナである((e) は任意の漂流物を 対象としているものの実質流木とコンテナしか算定できな い)。」としている。それぞれの評価式((a)~(e))の概要を表 2に示す。

島根原子力発電所 2号炉

表-1 各施設の許容漂流速度

		選定式		対象施設	
			クレーン	水門	倉庫
車	両	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.8 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
コンテナ	20ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.9 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
27/1	40ft	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.7 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
船舶	小型	衝突荷重 (道路橋示方書)	5.0m/s超	5.0m/s超	5.0m/s超
까다개니	大型	衝突荷重 (道路橋示方書)	5.0m/s超	1.8 m/s	1.8 m/s
木	材	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	5.0m/s超	1.7 m/s	1.7 m/s

4. 漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文

道路橋示方書等の基準類以外でも、漂流物による衝突力評価 |・検討方針の相違による に対する研究が複数存在している。以下に、これらの研究概要 | 記載内容の相違 を例示するが、木材やコンテナ等を対象とした事例が多く、船 舶の衝突を考慮した事例は少ない。

【東海第二,女川2】

備考

○適用範囲・考え方:

「平成 23 年度建築基準整備促進事業 40. 津波危険地域にお ける建築基準等の整備に資する検討」(東京大学生産技術研究所 (2011))では、「漂流物の衝突による建築物への影響の評価につ いては、研究途上の段階であり、また、被害調査においても、 被害をもたらした漂流物の詳細な情報を得ることは難しいた め、既往の知見の検証は困難であった」としている。また、津 波による漂流物が建築物に衝突する際の衝突力に関する研究を 以下に示しているが、「対象としている漂流物は(a),(b),(d), (e)」が流木, (c), (d), (e) がコンテナである((e) は任意 の漂流物を対象としているものの実質流木とコンテナしか算定 できない。)としている。

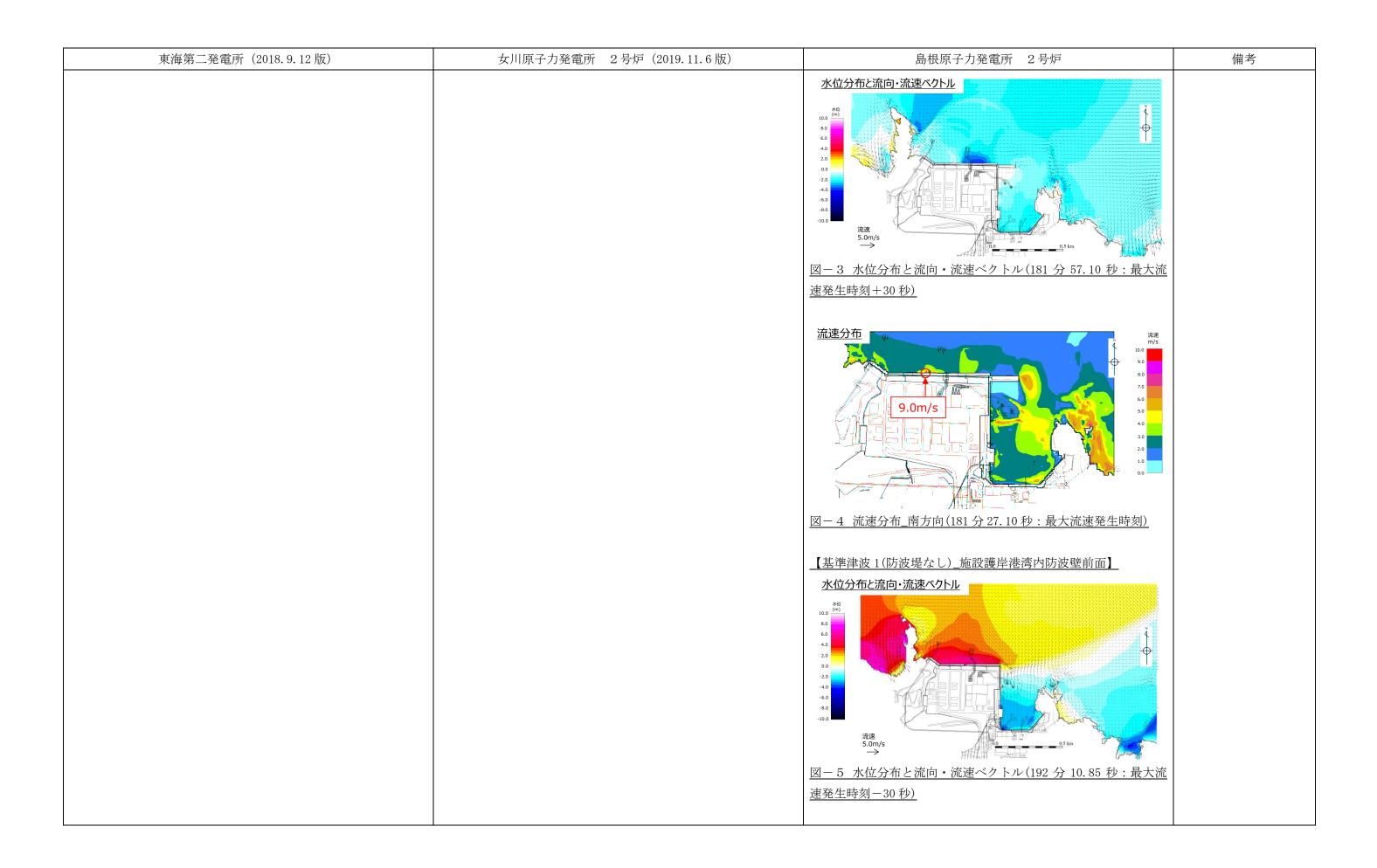
島根原子力発電所における漂流物としては、船舶を想定して いることから評価式(a)~(e)については、その他の衝突荷重の 算定式の適用性も踏まえて今後検討する。

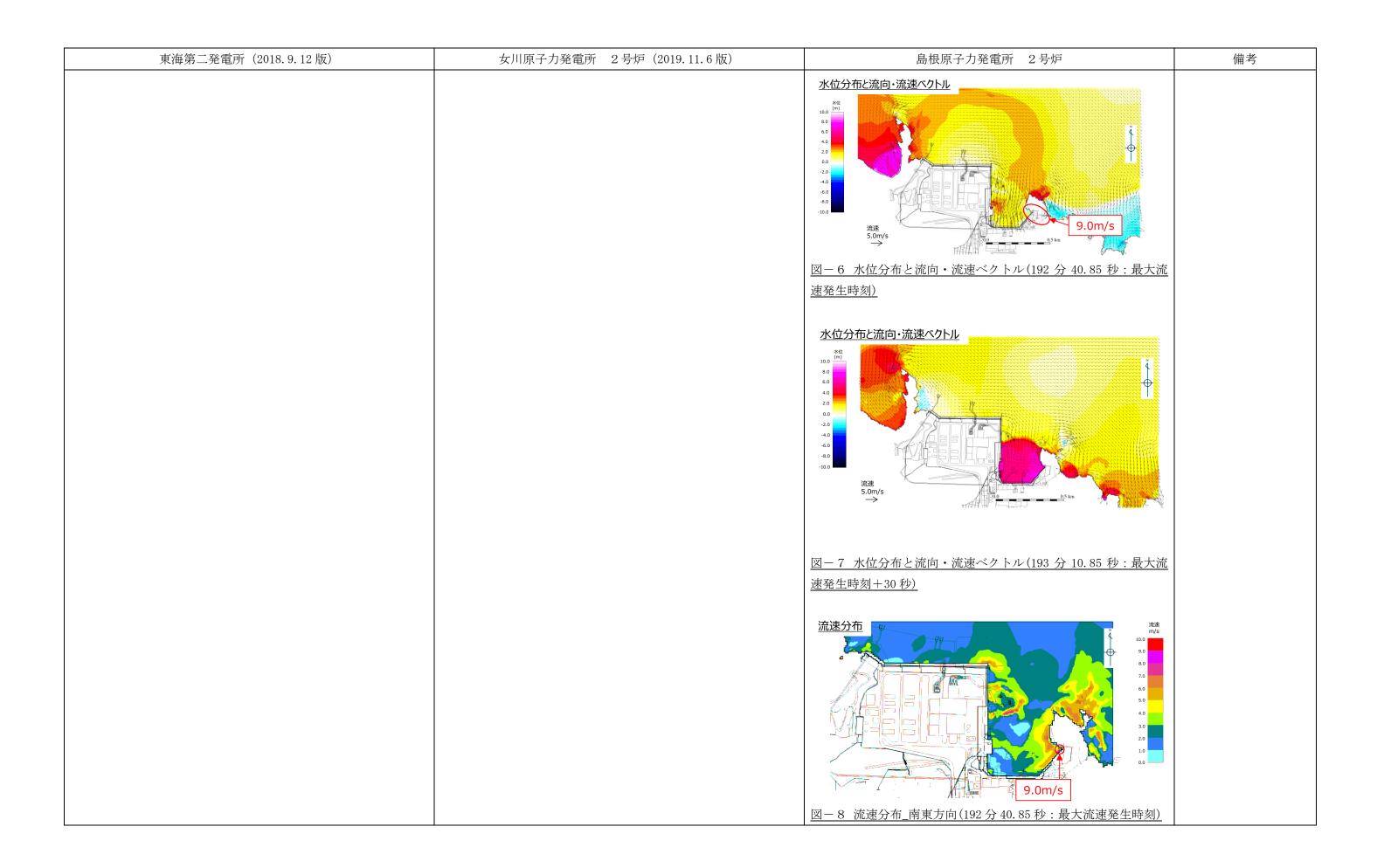
東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文($1/2$) 既往の評価式	表 2 (1) 漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文 (1/2) 大田	 ○算定式(a): (a) 松冨の評価式^{※2} 津波による円柱形上の流木が縦向きに衝突する場合の衝突力を次式のとおり提案している。 F_m=1.6·C_{MA}·{ v_{A0}/(gD)^{0.5}}^{1.2}·(σ_f/γL)^{0.4}·(γD²L) ここに、C_{MA}:見かけの質量係数 (段波・サージでは 1.7、定常流では 1.9) 	UH ~>
##	角柱横向き: $2.0 \sim 4.0$ (2 次元), 1.5 (3 次元),円柱総向き: 2.0 程度,球: 0.8 程度) $V_{\rm H}$: 段波波速 D : 漂流物の代表高さ L : 漂流物の代表長さ M : 漂流物の質量 g : 重力加速度	γ:流木の単位体積重量 g:重力加速度 ※2 松冨英夫(1999) 流木衝突力の実用的な評価式と変化特 性,土木学会論文集,No621,pp.111-127	
案している。	B。: コンテナ幅 Vx: コンテナの漂流速度 W: コンテナ重量 g: 重力加速度 陸上に設置されたコンテナにより堰き止められる水塊の重量(付加9) 量)に基づき衝突力を評価している。	式のとおり提案している。 $F_{H}\text{=S} \cdot C_{MA} \cdot \{(V_{H} \diagup (g^{0.5} D^{0.25} L^{0.25})\}^{2.5} \cdot (gM)$ ここに、 F_{H} : 漂流物の衝突力 (kN) S : 係数 (5.0) C (MA) : 見かけの質量係数 $(Pt / (Harther))$ (円柱横向き: $2.0 (2 \%元)$, $1.5 (3 \%元)$, 角柱横向き: $2.0 \sim 4.0 (2 \%元)$, $1.5 (3 \%元)$, $(Pt / (Harther))$ (日本統向き: $2.0 \sim 4.0 (2 \%元)$, $(Harther)$ (1.5 (3 $\%$ 元), $(Harther)$ (1.5 $(Harther)$	
		D:漂流物の代表高さ(m) L:漂流物の代表長さ(m) M:漂流物の質量(t) g:重力加速度 ※3 池野正明・田中寛好(2003) 陸上遡上波と漂流物の衝突力 に関する実験的研究,海岸工学論文集,第 50 巻, pp. 721-725	

備考 東海第二発電所(2018.9.12版) 女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版) 島根原子力発電所 2号炉 漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文(2/2) ○算定式(c): 表2(2) 漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文(2/2) 既往の評価式 (c) 水谷らの評価式※4 有川ら[4]は、コンクリート構造物に鋼製構造物(コンテナ等)が漂流衝 既往の評価式 (d) 有川らの評価式 (d) 有川らの評価式 有川ら[4]は、コンクリート構造物に鋼製構造物 (コンテナ等) が漂 突する際の衝突力を次式のとおり提案している。 津波により漂流するコンテナの衝突力を次式のとおり提案 流衝突する際の衝突力を次式の通り提案している。 _4] 有川太郎ら:遡上津波 によるコンテナ漂流 している。 $F = \gamma_p \chi^{2/5} \left(\frac{5}{4} \widetilde{m} \right)^{3/5} v^{6/5}$ 力に関する大規模実 波によるコンテナ漂 流力に関する大規模 験, 海岸工学論文集, $\chi = \frac{4\sqrt{a}}{3\pi} \frac{1}{k_1 + k_2}$, $k = \frac{1 - v^2}{\pi E}$, $\widetilde{m} = \frac{m_1 m_2}{m_1 + m_2}$ 実験,海岸工学論文 第54 巻, pp. 846- $F_m = 2 \rho_w \eta_m B_c V_x^2 + (WV_x/gdt)$ $\chi = \frac{4\sqrt{a}}{3\pi} \frac{1}{k_1 + k_2}$, $k = \frac{1 - v^2}{\pi E}$, $\widetilde{m} = \frac{m_1 m_2}{m_1 + m_2}$ 51 有川太郎ら:津波によ ここに, F_m:漂流衝突力(kN) る漂流木のコンクリート壁面破壊に関す ここで, F: 衝突力 よる漂流木のコンク a: 衝突面半径の1/2 (コンテナ衝突面の縦横長さの平均の1/4) リート壁面破壊に関 する大規模実験、土 a:衝突面半径の1/2 (コンテナ衝突面の縦横長さの平均の る人規模実験, 土木学 dt : 衝突時間(s) E:ヤング率 (コンクリート版) 会論文集B2, Vol. 66, 木学会論文集B2, E:ヤング率 (コンクリート版) ν:ポアソン比 ν:ポアソン比 No. 1, pp. 781-785, Vol. 66, No. 1, pp. 781-785, 2010 m·質量 η m: 最大遡上水位 (m) v:衝突速度 m:質量 p: 塑性によるエネルギー減衰効果 (0.25) v: 衝突速度 ρ_w:水の密度(t/m³) p: 塑性によるエネルギー減衰効果 (0.25) m やk の添え字は、衝突体と被衝突体を示す。 やk の添え字は、衝突体と被衝突体を示す また, 有川ら[5]は, 松冨[1]にならい, 上式においてm=C_{MA}m(C_{Ma}: B。: コンテナ幅(m) また、有川ら[5]は、松富[1]にならい、上式においてm=C_{MA}m (C_{MA}: サージタイプの1.7) とすることで、流木のコンクリ サージタイプの1.7) とすることで、流木のコンクリート版に対 する衝突力を評価できるとしている。 ート版に対する衝突力を評価できるとしている。 V_x: コンテナの漂流速度 (m/s) 塑性によるエネルギー減衰効果を考慮した考え方である。 W:コンテナ重量(kN) FEMA P646[6]では、漂流物による衝突力を正確に評価するのは困難とし (e) FEMA の評価式 (e) FEMA の評価式 FEMA P646[6]では、漂流物による衝突力を正確に評価するのは困難 ながら,以下の式を一例として示している。 g : 重力加速度 としながら,以下の式を一例として示している。 61 FEMA. Guidelines for Design of Structures $F_i = C_m u_{\text{max}} \sqrt{km}$ for Design of for Vertical ※4 水谷法美·高木祐介·白石和睦·宮島正悟·富田孝史(2005) Structures for Vertical Evacuation from Evacuation from Tsunamis, FEMA ここで, F_i:衝突力 ここで, F_i :衝突力 C_w: 付加質量係数 (2.0 を推奨) エプロントのコンテナに作用する津波波力と漂流衝突力 C_m:付加質量係数 (2.0 を推奨) Tsunamis, FEMA P646, umx:最大流速 u_{max}: 最大流速 に関する研究,海岸工学論文集,第52巻,pp. 741-745 m:漂流物の質量 m:漂流物の質量 k:漂流物の有効剛性 k:漂流物の有効剛性 漂流物の質量・有効剛性は主要な漂流物について表3.1 の 漂流物の質量・有効剛性は主要な漂流物について表3.1 のとお 通り概略値が与えられているが、それ以外の漂流物につい り概略値が与えられているが、それ以外の漂流物については設 ○算定式(d): ては設計において評価することとなっている。 計において評価することとなっている。 表 3.1 漂流物の質量と有効剛性 表 3.1 漂流物の質量と有効剛性 (d) 有川らの評価式^{※5} 酒 清 物 質量 m [kg] 有効剛性 k [N/m] 質量 m [kg] 有効剛性 k [N/m] 漂流物 材木・丸太 450 2.4×10^{6} 材木・丸太 2.4×10^{6} コンクリート構造物に鋼構造物(コンテナ等)が漂流衝突 40ft コンテナ 3.800 (空載) 6.5×10^{8} 40ft コンテナ 3,800 (空載) 6.5×10^{8} 20ft コンテナ 2,200 (空載) 1.5×10^{9} 2,200 (空載) 1.5×10^{9} する際の衝突力を次式のとおり提案している。 20ft 重量コンテナ 2,400 (空載) 1.7×10^{9} 20ft 重量コンテナ 1.7×109 2,400 (空載) $F = \gamma_{p} \chi^{2/5} \{ (5/4) \, m \}^{3/5} v^{6/5}$ 流木とコンテナに対して提案されたものである。 $\chi = \{4\sqrt{a/3} \pi\} \{1/(k_1+k_2)\}$ $k = (1 - v^2) / (\pi E)$ $m = (m_1 m_2) / (m_1 + m_2)$ ここに, F: 衝突力 a:衝突面半径の 1/2 (コンテナ衝突面の縦横長さの平均の 1/4) E:ヤング率 (コンクリート板) ν:ポアソン比 m:質量 v: 衝突速度 γ_p: 塑性によるエネルギー減衰効果(0.25) mやkの添え字は衝突体と被衝突体を示す。 ※5 有川太郎・大坪大輔・中野史丈・下迫健一郎・石川信隆 (2007) 遡上津波によるコンテナ漂流力に関する大規模実

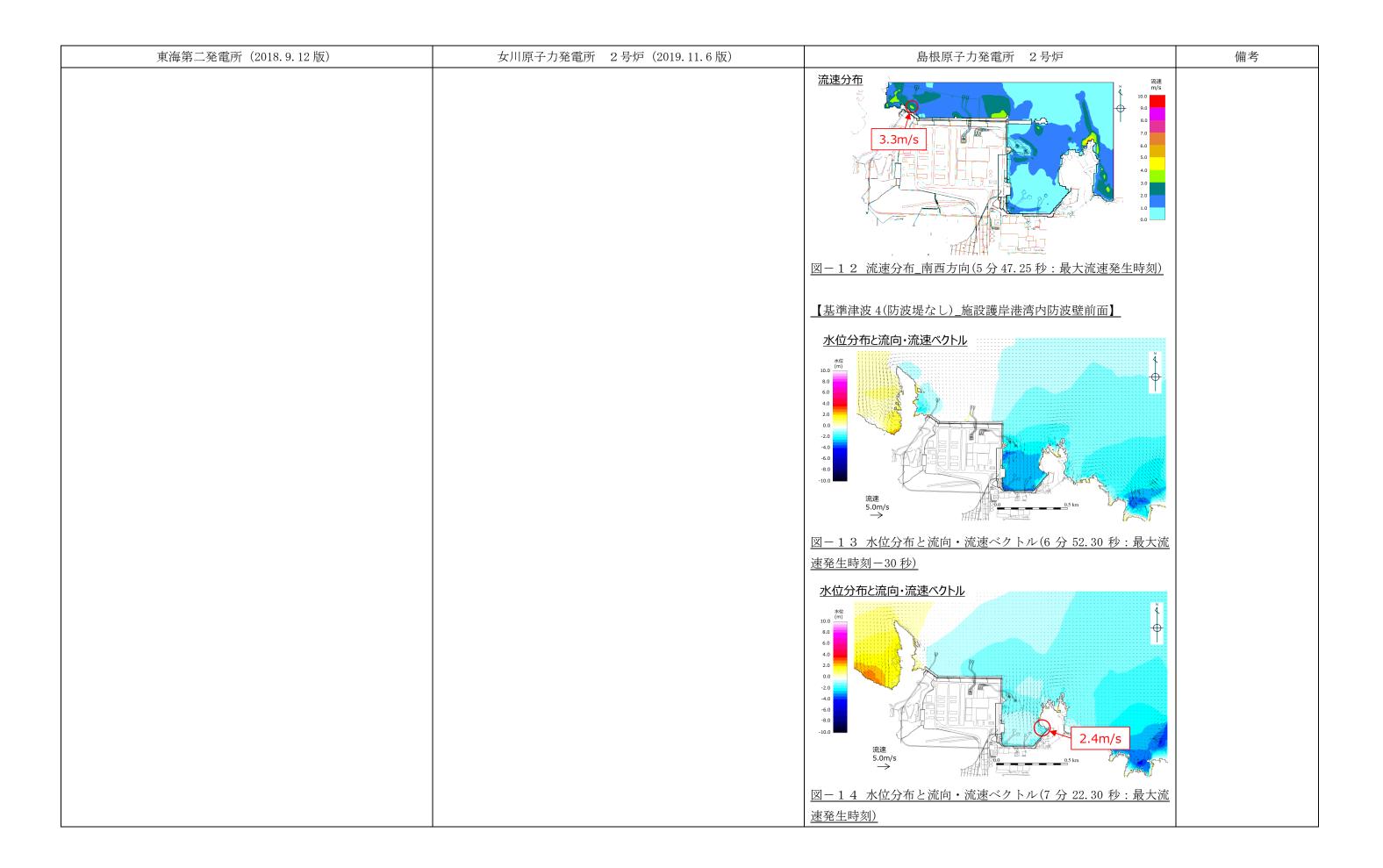
東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		験,海岸工学論文集,第 54 巻,pp. 846-850	
		○算定式(e):	
		(e) FEMA の評価式 ^{※6}	
		漂流物による衝突力を正確に評価するのは困難としなが	
		ら,以下の式を一例として示している。	
		$F_i = 1.3 u_{max} \sqrt{\{km(1+c)\}}$	
		ここに, F _i :衝突力(kN)	
		u _{max} :最大流速(m/s)	
		m:漂流物の質量	
		c:付加質量係数	
		k:漂流物の有効剛性(kN/m²)	
		💥 6 FEMA (2012) Guidelines for Design of Structures for	
		Vertical Evacuation fromTsunamis Second Edition, FEMA	
		P-646.	
	5. 評価すべき漂流物の設定	5. 基準津波の特性(流向・流速)	 ・検討方針の相違による
	各津波防護施設の漂流物の衝突荷重として考慮する漂流物	漂流物の衝突荷重算定に用いる流速は、津波の流速に支配さ	
	及び衝突速度については,各津波防護施設の構造や設置位置,	れることから、漂流物の漂流速度として津波の流速を用いる。	【女川2】
	さらに基準津波の流向・流速等の特徴を適切に考慮した上で,	平面二次元津波シミュレーション結果より、島根原子力発電	
	津波防護施設ごとに設定するものとする。非常用海水ポンプの	所の津波防護施設に対して,日本海東縁部に想定される地震に	
	取水性では、取水口の開口部の標高が海水面よりも下降にある	よる津波(基準津波1)及び海域活断層から想定される地震に	
	ことを踏まえ、津波の水位によらず、遠方から時間をかけて発	よる津波(基準津波4)における津波高さ及び流況(流向・流	
	電所に漂流する可能性のある施設・設備を抽出し、取水口の閉	速) を確認した。_	
	塞の可能性を検討したが、漂流物の衝突荷重を検討する際に	日本海東縁部に想定される地震による津波(基準津波1)に	
	は、漂流速度と流れの向きが荷重に大きく影響することを踏ま	対して入力津波高さは EL. +11.9m, 海域活断層から想定され	
	え,改めて発電所周辺での流速・流向を確認し,衝突対象とす	る地震による津波(海域活断層上昇側最大ケース*)に対して	
	る漂流物を抽出することとする。	入力津波高さは EL. +4.2m である。	
	具体的には、以下の事項を考慮して、発電所敷地内及び敷地	ここで,施設護岸港湾内及び港湾外の防波壁前面における,	
	前面海域に設置されている施設・設備の中から適切に衝突対象	最大流速発生時の流況確認結果を表-2に示す。	
	とする漂流物を抽出する方針である。	※海域活断層上昇側最大ケースの津波は、基準津波4が水位	
	・ 基準津波は、第一波の水位が高く、流速も大きいことか		
	ら、第一波により漂流したものが被衝突物(津波防護施	到達有無を評価したうえで,津波荷重と余震荷重の組合せの要	
	設等)へ与える影響(荷重)が大きい。	否を判断するために設定したものであり,施設護岸又は防波壁	
		において海域活断層から想定される地震による津波の最大水	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		表-2 最大流速発生時の流況	
		対象箇所*1 基準津波*1 流向*1 最大流速*1 発生時刻	
		日本海東緑部に想定される 地震による津波 (基準津波 1) 施設護岸港湾外 防波壁前面 基準津波 1 (防波堤あり) 南 9.0m/s 181分27.10秒 施設護岸港湾内 基準津波 1 南東 9.0m/s 192分40.85秒	
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		施設護岸港湾外	
		地震による津波 (基準津波 4) 施設護岸港湾内 防波壁前面 基準津波4 (防波堤なし) 東・南東※2 2.4m/s 7分22.30秒	
		※1 5条-別添1-添付18「漂流物の評価において考慮する津波の流速・流向についてJ参照 ※2 代表として流向が東のケースについて,水位分布と流向・流速ベクトル図及び流速分布図を示す。	
		表-2に示す各対象箇所の最大流速発生時刻近傍(最大時	
		刻,最大時刻前後30秒)における水位分布と流向・流速ベク	
		トル図,及び最大流速発生時刻における流速分布図を図-1~	
		<u>16に示す。</u>	
		【基準津波1(防波堤あり)_施設護岸港湾外防波堤前面】	
		水位分布と流向・流速ベクトル	
		**(a) (m) 8.0	
		6.0 4.0 2.0	
		2.0	
		-4.0 -6.0 -8.0	
		·····································	
		5.0m/s	
		図-1 水位分布と流向・流速ベクトル(180 分 57.10 秒:最大流	
		速発生時刻-30秒)	
		水位分布と流向・流速ベクトル	
		*(0 (m) 8.0	
		6.0	
		2.0	
		-2.0 -4.0 -6.0	
		9.0m/s	
		流速 5.0m/s →	
		図-2 水位分布と流向・流速ベクトル(181 分 27.10 秒:最大流	
		速発生時刻)	





東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		【基準津波 4(防波堤あり)_施設護岸港湾外防波壁前面】	
		水位分布と流向・流速ベクトル 10.0 (m) 8.0 (n) 4.0 (n) -2.0 (n) -6.0 (n) -8.0 (
		図-9 水位分布と流向・流速ベクトル(5 分 17.25 秒:最大流速	
		発生時刻-30秒)	
		水位分布と流向・流速ベクトル 3.3m/s 3.3m/s 図-10 水位分布と流向・流速ベクトル(5 分 47.25 秒:最大流速発生時刻)	
		水位分布と流向・流速ベクトル **** *** *** *** *** ** ** ** ** ** *	
		図-11 水位分布と流向・流速ベクトル(6分 17.25秒:最大流速 ※ 生味初 + 20.50)	
L		発生時刻+30秒)	



東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉 水位分布と流向・流速へクトル 図-15 水位分布と流向・流速ベクトル(7 分 52.30 秒:最大流速発生時刻+30 秒) 流速分布 東方向(7 分 22.30 秒:最大流速発生時刻) また、日本海東緑部に想定される地震による津波(基準津波1)に対して、保守的に荷揚場周辺を沈下(防波壁前面を一律1 m沈下させる)させた場合の荷揚場付近の最大浸水深分布**を図ー17に示す。 荷揚場周辺における流速評価結果を表-3に示しており、遡上域における最大流速を示す地点における8.0m/s を超える時間は極めて短い(1 秒以下である)が、最大流速は11.9m/s*が確認さ	備考
		<u>れた。</u> ※ 5条-別添 1-添付 31「施設護岸の漂流物評価における遡上 域の範囲及び流速について」参照	

	東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
図			(m) 0.1 - 1.0 1.0 - 2.0 2.0 - 3.0 3.0 - 4.0 4.0 - 5.0 5.0 - 6.0 6.0 - 7.0 7.0 - 8.0 8.0 - 9.0 9.0 - 10.0 10.0	
(4) 対象係流動の配置位置及び種類等 (5) 対象係流動の配置位置及び種類等 (5) 対象係流動の配置位置及び種類等 (5) 対象係流動の配置位置及び種類等 (5) 対象係流動の配置位置及び種類等 (5) 対象係流動の配置位置及び種類等 (5) 対象係流動の配置な対する推放に対する推放診動設立評価において、基本とする設計条件として設定する対象展示物とその配置 (5) 対象の複楽エリアを表一4、表一5、日 18 及び第一級記書をの用の記事級であるを発展における密数的を確認による注意に対する対象展示物とその配置 (5) 対象係流動のを発生して設定する対象展示物とその配置 (5) 対象所でを発生して設定する対象を対するといる対象とする。 (6) 対象の複楽エリアを表一4、表一5、日 18 及び国 19 に示す。また、対象所連絡波における密数的を設定していては、基本とする設計条件に加まる対象を対象とする。 (6) 対象の複楽エリアを表一4、表一5、日 18 及び国 19 に示す。また、対象所連絡波に対ける密数的変数を対象とする。 (6) 対象の複楽エリアを表一4、表一5、日 18 及び国 19 に示す。また、対象所連絡波に対ける密数的変数を対象とする。 (6) 対象原法物の子の発音が表生な必要を対象とする。 (6) 対象原法物の子の発音が表生な必要を対象とする。 (7) 対象原法物の子の発音が表生な変数を対象とする。 (7) 対象原法的対象を対象とする。 (8) 対象の対象とする。 (8) 対象の対象とする。 (8) 対象の対象とする。 (8) 対象を対象とする。 (8) 対象を対象とする。 (8) 対象を対象とする。 (8) 対象を対象とする。 (8) 対象を対象とする。				
1			表-3 荷揚場周辺における流速評価結果	
日本海東縁部に想定される地震による津波及び海域活断層から想定される地震による津波に対する津波防護施設の評価において、基本とする設計条件として設定する対象漂流物とその配置及び船舶の操業エリアを表-4、表-5、図-18及び図-19に示す。また、津波防護施設における漂流物配置を図-20に示す。また、津波防護施設における漂流物配置を図-20に示す。 対象漂流物のうち漁船については、基本とする設計条件に加え、島根原子力発電所周辺海域で操業する漁船の漁業法の制限等を踏まえて漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさを考慮し、津波防護施設の評価に総トン数、19トンの漁船を対象とする。			地点 展大流速 (m/s) (m	
「大きな 1 を				
いて、基本とする設計条件として設定する対象漂流物とその配置 及び船舶の操業エリアを表 - 4、表 - 5、図 - 18及び図 - 19 に示す。また、津波防護施設における漂流物配置を図 - 20に示す。 対象漂流物のうち漁船については、基本とする設計条件に加え、島根原子力発電所周辺海域で操業する漁船の漁業法の制限等を踏まえて漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさを考慮し、津波防護施設の評価に総トン数、19トンの漁船を対象とする。				
に示す。また、津波防護施設における漂流物配置を図ー20に示す。				【术神苑一,
す。 対象漂流物のうち漁船については、基本とする設計条件に加え、島根原子力発電所周辺海域で操業する漁船の漁業法の制限等を踏まえて漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさを考慮し、津波防護施設の評価に総トン数 19 トンの漁船を対象とする。				
対象漂流物のうち漁船については、基本とする設計条件に加 <u>え、島根原子力発電所周辺海域で操業する漁船の漁業法の制限等</u> <u>を踏まえて漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさを考慮</u> し、津波防護施設の評価に総トン数 19 トンの漁船を対象とする。			_	
を踏まえて漁船の総トン数,操業区域及び航行の不確かさを考慮 し、津波防護施設の評価に総トン数 19 トンの漁船を対象とする。				
し、津波防護施設の評価に総トン数 19 トンの漁船を対象とする。				
また, 旭				
は、漂流物となった場合においても、施設護岸から 500m 位置に				

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		おける流速が 1m/s 程度と小さいこと等から施設護岸に到達する	
		可能性は十分に小さいが,仮に 500m 以遠から津波防護施設に衝	
		突する場合の影響について確認する。	
		漂流物の津波防護施設への到達可能性については,「2.5.2(3)	
		基準津波に伴う取水口付近の漂流物に対する取水性確保」参照。	
		表-4 津波防護施設に考慮する漂流物について	
		津波波源 基本とする設計条件として設定する	
		日本海東線部に想定 海域活断層から想定 日本海東線部に想定 海域活断層から想定 される地震による津波 される地震による津波 される地震による津波 される地震による津波 される地震による津波 される地震による津波 される地震による津波 される地震による津波	
		輸谷湾内に面する津波防護施設 対象:波返重力機壁(輸谷部) 逆下機壁 多重鋼管机式機壁 防波壁通路防波扉 類量 : 約9.1 (FRP製) 質量:約4.31×2基,約9t 類量:19トン角船 種類:船路(FRP製) 質量:約4.31×2基,約9t 類量:約30t,約9t 種類:船路 (FRP製)	
		対象:10トン海船 対象:10トン海船 対象:10トン海船 質量:約57t 対象:減返重力機能 (北側) 技術:10トン海船 種類:船舶(FRP製) 種類:船舶(FRP製) 種類:船舶(FRP製) 種類:船舶(FRP製) 種類:約30t 質量:約30t	
		質量: 約300 ※1:詳細設計段階において、キャスク取扱収納庫の療去や作業船の変更等の対策を踏まえ、対象漂流物を選定 ※2:2基が隣接して設置されているため、2基分の衝突を考慮	
		/ 方法學(多重經管杭式/練寶) / 方法學(多重經管核式/練寶) / 方法學(多重經管核式/練寶) / 方法學(多重經管核式/練寶) / 方法學(多重經管核式/練寶) / 方法學(多重經管核式/練寶)	
		防波壁(多重鋼管杭式機壁)	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	表 - 5 (1) 発電所沿岸で操業する漁船※1 24 施設選岸からの距離 目的 漁港 総トン数(質量) 数量(集) サザゴ網・好具高漁 かかった 15・大乗(3・大海) 13 11・大乗(3・大海) 18 21・大乗(3・大海) 13 11・大乗(3・大海) 13 11・大乗(3・大海) 13 11・大乗(3・大海) 13 11・大乗(3・大海) 13 11・大乗(3・大海) 13 11・大乗(3・大海) 7 11・大乗(3・大海) 3 11・大海(3・大海) 3 1	備考

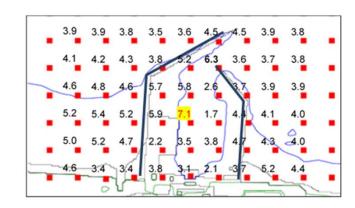
東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		1	

島根原子力発電所 2号炉 備考 東海第二発電所 (2018.9.12版) 女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版) 5. 漂流物の衝突荷重算定式の選定 6. 漂流物荷重の評価式 7. 既往の漂流物荷重算定式の整理 ・検討方針の相違による 既往の知見によると, さまざまな漂流物の衝突力算定式が提 女川原子力発電所における地形・津波等の特徴、流速や段 漂流物荷重算定式は、運動量理論に基づく推定式や実験に基 記載内容の相違 案されていることから、今後その他の衝突荷重の算定式の適用 波・砕波の発生状況, 漂流物の性状等から式の適用性を判断し づく推定式等があり、対象漂流物の種類や仕様により適用性が 【東海第二,女川2】 性についても検討し, 詳細設計に反映する。 た上で評価を実施する。 異なるため、既往の荷重算定式を整理した。ここで、表-6に ここでは, (財) 沿岸技術研究センター及び国土交通省によ 算定式のまとめ一覧を示す。 る検討においても,漁船の衝突荷重の算定については「耐津波 設計に係る工認審査ガイド」に記載されている参考規格・基準 表-6 漂流物荷重算定式のまとめ 類のうち, 道路橋示方書に示される算定式を採用していること 接岸工术 衝突エネ から, 道路橋示方書による方法で算定した例について次項より 示す。

6. 漂流物の評価に考慮する津波の流速

津波による漂流物の漂流速度は、津波の流速に支配されることから、漂流速度として津波の流速を用いることとし、流速は 津波シミュレーションにより算定する。

基準津波に対して、防波堤があるモデル、防波堤がないモデル及び防波堤の耐震評価結果から防波堤を1m沈下させたモデルを用いて津波シミュレーションを実施し、敷地前面海域における表面流速を評価した。それぞれのケースにおける前面海域の最大流速分布を第1図に示す。



(防波堤ありモデル)

「実験に基づく推定式」 ・見かけの質量係数に関する水路実験 ・衝突荷重に関する空中での実験 水理模型実験及び空中衝突実験において,流木(植生林ではない丸太) を被衝突体の前面(2.5m以内)に設置した状態で衝突させている。 「実験に基づ、推定式」「縮尺1/100の模型実験)受圧板を陸上構造物と想定し、衝突体を受圧核前面80cm(現地換算80m)離れた位置に設置した状態で衝突させた実験である。模型縮尺(1/100)を考慮した場合,現地換算で直径2.6~8mの仮定となる。 運動方程式に基づく衝突力方程式」非域衰系の振動方程式に基づいており,衝突体及び被衝突体の両方とも完全弾性体としている。 票流物が流下(漂流)してきた場合に、表面流速(津波流速)を与えることで漂流流速に対する荷重を算定できる。 :ブ(椎定式」(縮尺1/5の模型実験)使用コンテナ:長さ 52m,幅0.49m衝突速度:1.0~2.5m/s程度,材質 「実験に基づく推定式」(縮尺1/75の模型実験)使用コンテナ:長さを 20ftと40ft、コンテナ重量:0.2N~1.3N程度遡上流速:1.0m/s以⁷材質:アグリル 「漁港・漁場の施設の設計の手引」(2003)に記載されている, ルギーの算定式に対し,接岸速度を漂流物速度とすることで, ルギーを算定。 算定式の根拠(実験条件) 「接触理論に基1.21m,高さ0.5 鋼製 津波による流木の衝突力を提案している。本式は円柱形状の流木が縦向きに衝突する場合の衝突力 評価式である。 円柱以外にも角柱,球の形状をした木材による衝突力を提案している。 漂流物による衝突力を正確に評価 するのは困難としながら,一例として 評価式を示している。 津波により漂流するコンテナの衝突 力を提案している。 橋(橋脚)に自動車,流木あるいは船舶等が衝突する場合の衝突力を定めている。 漁船の仮想重量と漂流物流速から衝突エネルギーを提案している。 コンクリート構造物に鋼製構造物(コンテナ等)が漂流衝突する際の衝突する際の衝突力を提案している。 ボイナナナナナ 流木等 ボナナナナナ コンデナ 漁船等 津波漂流物対 策施設設計ガ イドライン (2014) 池野・田中 (2003) 田田 道路橋示 (2002) 松富ほか (1999) 水谷ほか (2005) 有川ほか (2007) FEMA (2012) Θ 4 (n) 9 \bigcirc 0 \odot



東海第二発電所(2018.9.12版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		漂流物対策工を設置する場合は、漂流物衝突荷重を受け持	2
		こと,又は漂流物衝突荷重を軽減・分散させること等が可能	<u>2</u>
		<u>構造とする。</u>	
		漂流物対策工に期待する効果及び効果を発揮するためのメ	<u>b</u>
		ニズムを表-8,図-21に示しており、漂流物対策工は、	<u> </u>
		流物衝突荷重を踏まえて、各部材を適切に組み合わせて漂流	<u>勿</u>
		対策工の仕様を決定する。	
		表一8 漂流物対策工に期待する効果及び	
		効果を発揮するためのメカニズム	
		期待する効果 効果を発揮するためのメカニズム 部材(材質)	
		・漂流物の衝突荷重を軽減する。 ・漂流物が衝突した際に,変形することにより衝突エネルギーを吸収する。 鋼材	
		・漂流物衝突荷重を受け持つ、又は分 散して伝達する。 ・漂流物対策工を構成する部材が、漂流物の衝突荷 重を受衝することで、漂流物対策工のみで衝突荷重 を受け持つ、又は漂流物対策工の構成部材により分 散した荷重を背後の津波防護施設本体に伝達する。	
		・漂流物衝突による津波防護施設の局所 的な損傷を防止する。 ・漂流物を漂流物対策工が受衝することで、津波防護 施設まで到達・貫入しない。 鋼材 コンクリート	
		要衝範囲	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)		島根原子力発電所 2号炉	備考
		漂流物対策	工の役割及び設計方針概要を以下に示す。	
		• 津波防護	施設本体の性能目標である「概ね弾性状態に留ま	
		<u>ること」</u> を	と確保するため、漂流物対策工に表-8に記載の効	
		果を期待で	することとし, 漂流物対策工を津波防護施設の一部	
		として位置	置づける。	
		- 鋼材の性	能目標として鋼材が破断しないこと, またコンク	
		<u>リートの</u>	生能目標としてコンクリート全体がせん断破壊し	
		ないこと	<u>とする。</u>	
		検討ケー	スは、荷重の組合せを考慮し、表-9のとおり実	
		施する。		
		<u> </u>	表-9 漂流物対策工の検討ケース	
		検討ケース	荷重の組合せ [※]	
		地震時	常時荷重+地震荷重	
		津波時	常時荷重+津波荷重+漂流物衝突荷重 (海域活断層から想定される地震による津波においては入力 津波高さ以深の防波壁の部位においても漂流物が衝突する ものとして照査を実施する。)	
		重畳時 (津波+余震時)	常時荷重+津波荷重+余震荷重 (海域活断層から想定される地震による津波が到達する防波 壁(波返重力擁壁)のケーソン等については,海域活断 層から想定される地震による津波に対する評価を実施する)	
		※その他自然現象(, を含めて適切に組	虱, 積雪等)による荷重は設備の設置状況, 構造(形状)等の条件 み合わせを考慮する	
		<u>・</u> 漂流物対	対策工は防波壁の擁壁と一体構造とし,詳細設計段	
		階におい	て、津波防護施設本体の性能目標を維持できるよ	
		<u>う,漂流</u>	物衝突荷重を踏まえて漂流物対策工の仕様を決定	
		<u>する。</u>		
		<u>・漂流物</u> 対	対策工の仕様においては、構成する部材を適切に配	
		置して軽	量化することで、津波防護施設に作用する地震時	
		慣性力の	低減を図る。また、津波防護施設本体への影響が	
		懸念され	る場合は、適切な補強対策(地盤改良、擁壁の増	
		厚等)を	講じる。	
		漂流物衝突	時の漂流物対策工の非線形性を考慮するために,	
			モデル等による非線形構造解析等を実施する。	
			CMモデルによる漂流物衝突評価の適用性につい	
			を有する先行サイト(伊方3号炉、美浜3号炉)	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		における衝突評価との比較を行った結果、表-10に示すとお	
		り,解析手法及び衝突物の質量等に有意な差異はないことから,	
		適用性があると判断する。	
		表一10 先行サイトとの比較結果	
		適用性のです。	
		### ### #############################	
		 美浜3号炉 山水壁 地震時における移動 ゴカーンブーム折損 による衝突検討 非線形構造解析 (LS-DYNA) ル水壁架構 (綱製) カレーンブーム (WEL- TEN950RE) 36.2t 約30m/s 	
		(サ方3号炉 車油タンク 電巻時における飛来 物衝突検討 非線形構造解析 (LS-DYNA) (調製) (調製) (SS400) 135kg 57m/s,38m/s ※先行サイトの情報に係	
		島根2号炉 漂流物対策工 津波時における 漂流物衝突検討 非線形構造解析 建設の第二部が対策工 (鋼製及でコンクリート) 船舶 (FRP)	
		項目 対象とする事象 被衝突物 衝突物の強重	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		漂流物衝突荷重は、対象となる漂流物の位置・仕様及び必要に	
		応じ対策等を踏まえて,既往の漂流物衝突荷重の算定式,又は非	
		線形構造解析を適切に選定して算出し、津波時における静的解析	
		により津波防護施設の照査を実施する。津波防護施設(防波壁:波	
		返重力擁壁)における津波時の検討フロー(例)を図-22に示	
		<u>す。</u>	
		なお、漂流物対策工は、基準地震動Ss だ対して、構造強度を	
		<u>有することを確認する。</u>	
		A	

東海第二発電所(2018.9.12版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		津波防護施設(防波壁:波返重力擁壁)における漂流物対策工の	
		設計例として,不確かさを考慮した総トン数19トンの漁船に対し	
		ては、漂流物対策工が必要となると考えており、検討の流れを図	
		<u>-23に示す。</u>	
		※1:現時点では、既往の漂流物衝突 荷重算定式の適用性として、適切 な算定式に用いるパラメータ(剛 性)が設定できないため、漂流物 のモデル化を行い、非線形構造解 析にて漂流物衝突荷重を算定する。 ※2:津波防護施設本体(防波壁)と しての性能目標に対する照査結果 として、性能目標を満足できないた め、漂流物対策工を設置	
		START START START START STAN STAN	
		図-23 (例) 津波防護施設 (防波壁:波返重力擁壁) における	
		<u>漂流物対策工に係る検討の流れ</u>	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		9. 漂流物衝突荷重の設定方針のまとめ	・検討方針の相違による
		津波防護施設の評価において、外海に面する津波防護施設に	記載内容の相違
		対しては作業船(総トン数 10 トン)及び漁船(総トン数 10 ト	【東海第二,女川2】
		ン)を,輪谷湾内に面する津波防護施設に対しては,入力津波	
		高さを考慮し,荷揚場設備(キャスク取扱収納庫約4.3t×2基),	
		作業船(総トン数10トン)及び漁船(総トン数3トン)を基本	
		とする設計条件として設定する対象漂流物とする。	
		なお,対象漂流物のうち漁船については,基本とする設計条	
		件に加え、島根原子力発電所周辺海域で操業する漁船の漁業法	
		の制限等を踏まえて漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確	
		かさを考慮し、総トン数 19 トンの漁船を対象とする。	
		日本海東縁部に想定される地震による津波の津波特性とし	
		て、施設護岸港湾内及び港湾外の防波壁前面で最大流速	
		9.0m/s(流向:南東・南)が確認されたことから,津波防護施設に	
		おける津波による漂流物衝突荷重の評価には,安全側に流速	
		10.0m/s を用いる。また,荷揚場周辺の遡上時に最大流速	
		11.9m/s が確認されたことから、遡上する津波の継続時間や流	
		向等を考慮し、最大流速が発生する荷揚場周辺の津波防護施設	
		における漂流物衝突荷重の評価には,流速 11.9m/s を用いる。	
		海域活断層から想定される地震による津波の津波特性とし	
		て,施設護岸港湾内の防波壁前面で最大流速 2.4m/s(流向:東・	
		南東), 港湾外の防波壁前面で最大流速 3.3m/s(流向:南西) と	
		なることを確認した。以上より、津波防護施設における津波に	
		よる漂流物衝突荷重の評価には,安全側に流速 4.0m/s を用い	
		<u>3.</u>	
		漂流物衝突荷重について,道路橋示方書を含む既往の算定式	
		とその根拠について整理した。漂流物衝突荷重は,詳細設計段	
		階において、対象となる漂流物の位置・仕様及び必要に応じ対	
		策等を踏まえて, 既往の漂流物衝突荷重の算定式, 又は非線形	
		構造解析(漂流物衝突評価)にて算定し、津波時における静的	
		解析により津波防護施設の照査を実施する。	
		漂流物衝突荷重の影響を踏まえ、津波防護施設の各部位の照	
		査の結果、津波防護施設本体の性能目標を維持することを確認	
		し, 津波防護施設本体の性能目標を維持できない場合は漂流物	
		対策を講じる。	
		津波防護施設における詳細設計段階では、漂流物衝突荷重の	

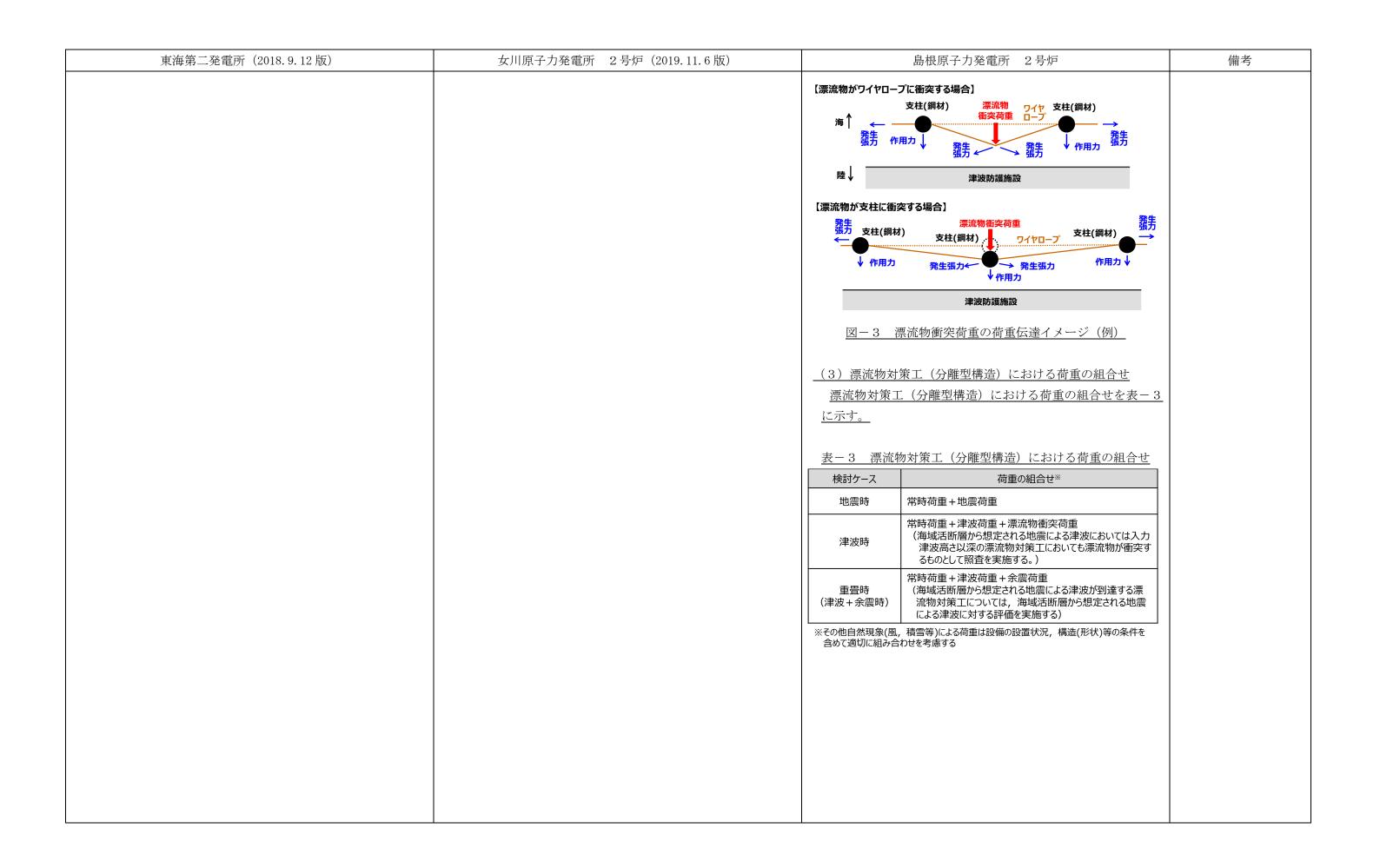
東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		算定に当たり、漂流物衝突荷重の主な影響因子(対象漂流物,	
		衝突速度,衝突位置,荷重組合せ)に対して,設計上の考慮を	
		<u>行う。</u>	
		また, 施設護岸から 500m 以遠で操業及び航行する漁船につい	
		ては、漂流物となった場合においても施設護岸から 500m 位置に	
		おける流速が 1m/s 程度と小さいこと等から施設護岸に到達す	
		る可能性は十分に小さいが,仮に500m以遠から津波防護施設に	
		衝突する場合の影響について確認する。_	
		漂流物調査範囲内の人工構造物(漁船を含む)については,	
		基準適合性維持の観点から漂流物調査を定期的(1 回/定期事	
		業者検査)に実施するとともに、津波防護施設への影響評価を	
		実施し、必要に応じて対策を実施する。	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
		参考1	・検討方針の相違による
			記載内容の相違
		漂流物対策工の構造形式の検討について	【東海第二,女川2】
		<u>1.はじめに</u>	
		漂流物対策工は、基準適合状態の維持の観点から、操業する漁	
		船の将来的な変更の不確かさについて裕度を持たせることとし	
		ているが, 漂流物衝突荷重の増大により, 必要とする漂流物対策	
		工(防波壁の擁壁と一体型構造)の規模が大きくなった場合には,	
		津波防護施設の地震時の安全性への影響が懸念される。特に,防	
		波壁(多重鋼管杭式擁壁)については、杭基礎構造であることか	
		ら地震時の安全性の裕度が小さくなる可能性がある。	
		したがって,詳細設計段階において検討する漂流物対策工の構	
		造形式について、新たな構造形式として、漂流物対策工を防波壁	
		の前面に設置する構造(防波壁の擁壁と分離型構造)の採用につ	
		いて検討する。_	
		2. 漂流物対策工(分離型構造)の検討経緯及び理由	
		(1) 漂流物対策工(分離型構造)の検討経緯	
		漂流物対策工(分離型構造)の検討経緯を以下に示す。	
		・漂流物衝突荷重については、既往の漂流物衝突荷重の算定	
		式,又は非線形構造解析を適切に選定して算出することとし	
		ている。ただし、詳細設計段階において算出する漂流物衝突	
		荷重が大きくなった場合, 津波防護施設本体の性能目標の維	
		持のため、漂流物対策工(一体型構造)の規模が大きくなる。	
		・漂流物対策工(一体型構造)は防波壁の擁壁と一体化する	
		ことから, 地震時において, 防波壁の擁壁の安全性へ影響を	
		<u>与える。</u>	
		・防波壁(逆T擁壁)及び防波壁(波返重力擁壁)について	
		は,その構造から漂流物対策工による地震時の影響が小さい	
		と想定される。一方,防波壁(多重鋼管杭式擁壁)について	
		は、突出長の長い杭基礎構造であるため、漂流物対策工の設	
		置により上部工重量が大きくなるため、地震時において安全	
		性の裕度が小さくなる可能性がある。	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		(2) 漂流物対策工(分離型構造)の検討理由	
		詳細設計段階で考慮する漂流物衝突荷重により、漂流物対策	
		工(一体型構造)の規模が大きくなり、津波防護施設本体の	
		<u>地震時の安全性の裕度が小さくなる場合に備えて、漂流物対</u>	
		策工(分離型構造)を追加検討し、津波防護施設の地震時の	
		安全性向上を図る。	
		漂流物対策工(分離型構造)のうち支柱のみの構造において	
		は、支障物が存在する区間の設置ができないため、支柱及び	
		ワイヤロープによる構造を検討することとする。	
		漂流物対策工の仕様(例)を図-1に,防波壁の擁壁と分離	
		型構造の漂流物対策工の配置イメージ(例)を図ー2に,漂	
		流物対策工の一体型構造及び分離型構造における構造形式の	
		比較結果を表-1に示す。	
		防波壁の擁壁と一体型構造 防波壁の擁壁と分離型構造	
		防液壁 (多重鋼管析式機壁)	
		原は中が発工 原は+コンツ-ト 防波壁 (逆 T 擁壁)	
		防液壁 (対変重力 振壁) 防液壁 (液変重力機関) 原本的対策工 実柱+コクヤローブ	
		図-1 漂流物対策工の仕様(例)	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)		島根原	子力発電所 2号炉	備考
				取水管	
		<u>図</u> —		 多重鋼管杭式擁壁 逆T擁壁 波返重力擁壁 施設護岸 防波壁通路防波扉 漂流物対策工(分離型構造) (分離型構造) (分離型構造) 	
				<u>物対策工の構造形式比較結果</u> 構造及び分離型構造)	
		構造形式	防波壁の擁壁と一体型構造	防波壁の擁壁と分離型構造	
		目的	・津波防護施設本体の津波時の安全性 を向上する	・津波防護施設と分離することで、一体型構造に比べ、津波防護施設の地震時の 安全性向上を図る・津波防護施設本体の津波時の安全性を向上する	
			・漂流物衝突荷重を軽減・分散して, 津波防護施設に荷重を伝達する	- 漂流物衝突荷重を受け持ち,津波防護施設に荷重を伝達しない	
		仕様(例)	鋼材+コンクリート	支柱 支柱+ワイヤローブ	
			漂流物衝突荷重を軽減・分散して伝達するため、津波防護施設の津波時の安全性が向上する	- 防波壁の棚壁と分離させるため、 地震時の安全性に影響がない - 漂流物衝突合重を受け持つため、 津波防護施設の津波時の安全性 が向上する	
		デメリット	・漂流物対策工の規模が大きくなった場合, 津波防護施設の地震時の安全性に影響がある	・支障物(取水管等)が存在する 区間では、設置間隔が対象漂流 ・ワイヤローブの腐食対策が必要 物より大きくなるため、設置困難	
			0	Δ	
		評価	漂流物対策工を設置した津波防護施 設の構造成立性は確認済 漂流物対策工は、一体化させることに より、構造成立性の見通しあり 津波防護施設への地震時の影響が大 きくなる場合は、漂流物対策工の軽 量化や地盤改良等により対応可能	- 津波防護施設の構造成立性に影響はない 響はない - 漂流物対策工は、支障物のない 範囲において設置が可能 - 漂流物対策工は、減災を目的として一般 - 漂流物対策工は、減災を目的として一般 - 一般座業施設において同形式の 実績を有する	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号	炉
		3. 漂流物対策工(分離型構造)の設計方針	概要
		(1) 漂流物対策工(分離型構造)の設計	<u>方針</u>
		漂流物対策工(分離型構造)を津波防調	<u> 護施設に設置する場合</u>
		は、「津波防護施設の一部」として位置付	け,防波壁の前面に設
		置することで津波防護施設と基礎が異なる	る場合は,「津波防護施
		設への影響防止装置」として位置付ける。	_
		漂流物対策工(分離型構造)の設計方金	<u>・を以下に示す。</u>
		・津波防護施設本体の性能目標の維持に	こ影響を及ぼすおそれ
		のある漂流物が防波壁へ衝突すること	を防止するため, 漂流
		物対策工(分離型構造)を設置する。	
		・漂流物対策工(分離型構造)は,基準	準地震動Ssによる地
		震動に対して,構造全体として変形能	カについて十分な余裕
		を有するとともに、設備の機能が保持	歩できるように設計す
		<u> </u>	
		・漂流物対策工(分離型構造)は,津波	: (漂流物を含む),余
		震及びその他自然現象(風,積雪等)	を考慮し,これらの自
		然現象による荷重を適切に組み合わせ	<u> </u>
		_(2) 漂流物対策工(分離型構造)の効果	<u>等</u>
		漂流物対策工(分離型構造)に期待する	る効果及び効果を発揮
		するためのメカニズムを表-2に、漂流物	7対策工(分離型構造)
		における漂流物衝突荷重の荷重伝達イメー	<u>-ジ(例)を図-3に</u>
		<u>示す。</u>	
		漂流物対策工を構成する部材の性能目標	<u>票として,鋼材(ワイ</u>
		ヤロープ含む)においては破断しないこ。	<u>と,コンクリートにお</u>
		いてはコンクリート全体がせん断破壊した	ないこととする。
		表一2 期待する効果及び効果を発揮する	<u>るためのメカニズム</u>
		期待する効果 効果を発揮するためのメカニズム	部材(材質)
		・漂流物が第工を構成する部材が、漂 ・漂流物衝突荷重を受け持つ ・漂流物で衝突荷重を受け持つ。	
		・漂流物衝突による津波防護施 設の局所的な損傷を防止する ・漂流物を漂流物対策工が受衝すること 津波防護施設まで到達・貫入しない。	で, ・鋼材(ワイヤローブ含む) ・コンクリート



東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		4. 漂流物対策工(分離型構造)の設置許可基準規則への適合性に	
		<u>ついて</u>	
		(1) 設置許可基準規則への適合性の確認方法	
		漂流物対策工(分離型構造)の設置許可基準規制への適合性	
		の確認方法として、同構造形式(支柱及びワイヤロープ)にお	
		ける設計・施工実績及び実用発電用原子炉における新規制基準	
		適合性審査実績について確認を行う。	
		(2) 設置許可基準規則への適合性の確認結果	
		漂流物対策工(分離型構造)において,同構造形式における	
		設計・施工実績及び実用発電用原子炉における新規制基準適合	
		性審査実績を確認した。結果として、一般産業施設において減	
		災を目的とした、同構造形式の実績はあるが、実用発電用原子	
		炉に関する新規制基準適合性審査実績を有していないことを確	
		認した。以下に、一般産業施設における実績例を示す。	
		【実績例1】えりも港の漂流物対策工	
		えりも港:漂流物対策工の設計条件	
		条件 内容 対象地震 十勝沖・釧路沖地震(M8.1前後) 対象漂流物 漁船(総トン数5~20トン),普通自動車	
		構造形式 鋼管杭(支柱)+ワイヤロープ	
		施設延長 50.0m ワイヤー設置間隔 0.7m間隔 (高さ方向)	
		支柱高さ D.L.+5.90m	
		衝突速度 0.8m/s(普通自動車のみ) 出典:津波漂流物対策施設設計ガイドライン(平成26年3月) ラルナ港・ノ漂流体が対策施設設計ガイドライン(平成26年3月)	
		ロ典: 洋放宗派物対東地區設計71~777(平成26年3月) えりも港:漂流物対策工の設置状況: 港湾・漁港における津波漂流物対策に関する研究	
		【実績例2】釧路港の漂流物対策工	
		釧路港:漂流物対策工の設計条件	
		条件 内容 (HSz) (HSz) (MAC 2前(%))	
		対象地震 根室沖·釧路沖地震(M8.3前後) 対象漂流物 漁船(総トン数5,10トン),普通自動車	
		構造形式 鋼管杭(支柱) + ワイヤロープ 施設延長 137.0m	
		ワイヤー設置間隔 0.55m間隔(高さ方向)	
		支柱高さ G.L.+2.10m 衝突速度 4.5m/s	
		出典: 津波漂流物対策施設設計ガイドライン (平成26年3月) 釧路港:漂流物対策工の設置状況	
		※適用事例に係る記載内容については、公開情報をもとに弊社の責任において独自に整理したものです。	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		【実績例3】核燃料サイクル工学研究所再処理施設における津波	
		漂流物防護柵	
		核燃料サイクル工学研究所再処理施設において,支柱及びワイ	
		ヤロープにより構成された津波漂流物防護柵の設計例がある。	
		津波漂流物防護柵の設計条件	
		条件 内容 対象津波 設計津波	
		対象漂流物 環水タンク 約14トン	
		(最大) 98.37.77 MTT 7 8 2.400-7 MTT 7 8 1 2.400-7 MTT 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		施設延長 約220m The property P	
		フィアー設直印刷 U.3Hi自刷 (両とプロ) 支柱高さ T.P.+14.0m (SKK/90) ▼ス件が位	
		衝突速度 5.6m/s 出典:第55回東海再処理施設安全監視チーム会合(令和3年1月28日) 漂流物防護柵の標準構造	
		資料4 漂流物の影響防止施設として設ける津波漂流物防護柵について (再処理施設に関する設計及び工事の計画)	
		※適用事例に係る記載内容については、公開情報をもとに弊社の責任におい	
		て独自に整理したものです。	
		以上のことから,実用発電用原子炉における新規制基準適合性	
		の審査実績を有しておらず、同構造形式の評価方法及び基準の適	
		用には十分な適用性・妥当性の確認が必要となるため,漂流物対	
		策工(分離型構造)の採用を取り止めることとし、漂流物対策工	
		(一体型構造) による検討を行う。	
		なお、漂流物対策工(分離型構造)については、津波防護施設	
		への漂流物衝突荷重を軽減することが可能であることから,将来	
		の自主的な津波防護施設の安全性向上方策の一つとして, 検討を	
		<u>継続する。</u>	
		5. 漂流物対策工(一体型構造)における構造成立性の見通しにつ	
		いて	
		* * * * * * * * * *	
		<u>ペイン 特色成立にの後的でを</u> 漂流物対策工(一体型構造)について、詳細設計段階におい	
		て仕様を決定するが、漂流物対策工(一体型構造)の仕様(例)	
		を用いて漂流物対策工(一体型構造)を設置する防波壁の構造	
		成立性の見通しを確認する。	
		<u>成立性の見通しを確認する。</u> 構造成立性の確認に当たっては、漂流物対策工(一体型構造)	
		特	
		鋼管杭式擁壁)における地震時の構造成立性を確認する。 ************************************	
		また,津波時の構造成立性においては,漂流物対策工(一体	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		型構造)を設置して防波壁への荷重を分散させることで、漂流	
		物衝突荷重が小さくなるため、津波時の構造成立性評価は省略	
		<u>する。</u>	
		(2) 構造成立性の検討方針	
		漂流物対策工(一体型構造)の構造成立性の検討方針として,	
		添付資料 25「防波壁の設計方針及び構造成立性評価結果につい	
		て」で示した,地盤改良部断面(②-②断面)の地震時におけ	
		る鋼管杭の発生曲げモーメントに、漂流物対策工に生じる慣性	
		力による発生曲げモーメントを足し合わせて照査する。	
		防波壁(多重鋼管杭式擁壁)における漂流物対策工(一体型	
		構造) の荷重イメージを図-4に示す。	
		漂流物対策工	
		防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	
		漂流物対策工の慣性力 (水平,鉛直)	
		(八十,面直)	
		□ 下	
		の心臓はの光生曲がモーメント	
		FERRY	
		岩盤 漂流物対策工の 地震時の発生曲げモーメント	
		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		図-4 防波壁(多重鋼管杭式擁壁)における漂流物対策工	
		(3) 構造成立性の検討結果	
		漂流物対策工(一体型構造)を設置する防波壁(多重鋼管杭	
		式擁壁)において、構造成立する見通しを確認した。	
		照査項目及び許容限界を表ー4に、照査結果を表ー5に示す。	

東海第二発電所(2018. 9. 12 版)	女川原子力発電所 2号炉(2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉 備考	
		表 4 照査項目及び許容限界	
		<u>収 4 照 月 次 0 1 7 日 収 7 </u>	
		鋼管杭 地震時 曲げ (曲げ)降伏モーメント 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編(平成14年3月)	
		表-5 漂流物対策工 (一体型構造) 設置時の照査結果	
		ケース 評価 節位 照査部位 開査 項目 地震動 (kN・m) 発失曲(デモメント M _V (kN・m) 安全率 M _V (kN・m) 判定 (>1.0) 地盤改良部断面	
		(②-②断面)前面有り 漂流物对策工有り 地中部※2 [4重管構造] 由は Ss-D 19,511 23,692 1.21 OK	
		(② - ②断面)前面有り 漂流物対策工なし※1 添付資料25「防波壁の設計方針及び構造成立性評価結果について」の結果を記載。 ※1 添付資料25「防波壁の設計方針及び構造成立性評価結果について」の結果を記載。 ※2 地中部(4重管構造)は,緊査値が最も大きなな外側から2つ目の鋼管杭φ2000(5KK490)の数値を示す。	
		A 2 TO THE STREET OF THE BUSINESS OF THE SECOND SECURITY SECOND SEC	